

木更津市地域防災計画（案） 新旧対照表

第 1 編	総則	1
第 2 編	地震・津波編	12
第 2 編	地震附編	69
第 3 編	風水害等編	82
第 4 編	放射性物質事故編	141
第 5 編	大規模火災等編	146
第 6 編	公共交通等事故編	151
協定編		154
資料編		182

凡例（新旧対照表の修正事項）

現行計画で修正する箇所については下線。改正後の修正箇所については、色付きの文字で修正しています。

赤字：国・県計画等の変更による修正、庁内意見照会による修正

紫字：防災会議（書面開催）による修正

木更津市地域防災計画【第 1 編】新旧対照表

総則

第 1 章 計画の目的及び構成

第 1 節 計画の目的

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 1 章 計画の目的及び構成 第 1 節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、木更津市防災会議が作成する計画で、昭和 43 年の計画策定以降、平成 26 年 3 月の最終修正まで幾度に渡る修正を行ってきた。 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 という過去最大規模の地震であり、未曾有の災害をもたらした。国は、この大震災により得られた教訓を踏まえて平成 23 年 12 月に防災基本計画を修正し、その後数度の修正を経て、平成 29 年 4 月には平成 28 年熊本地震及び平成 28 年台風第 10 号災害の教訓を取り入れた修正が行われている。千葉県においても平成 29 年 8 月に地域防災計画の修正を行ったところである。 今回の本市地域防災計画の修正は、この大震災等の教訓を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、本市に係る災害対策を実施する際に処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。本計画は本市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な計画であることから、国の防災基本計画、県の地域防災計画、指定行政機関及び指定公共機関等防災関係機関の防災業務計画等との連携・整合を図ることとする。 さらに、市民や事業所等の役割を明らかにし、地震津波災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道などの公共交通等の事故災害などの各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。 ※資料編 1－1 木更津市防災会議条例 ※資料編 1－2 木更津市防災会議運営要綱 ※資料編 1－3 木更津市防災会議委員名簿	第 1 章 計画の目的及び構成 第 1 節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、木更津市防災会議が作成する計画で、昭和 43 年の計画策定以降、令和元年 8 月の最終修正まで幾度に渡る修正を行ってきた。 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 という過去最大規模の地震であり、未曾有の災害をもたらした。国は、この大震災により得られた教訓を踏まえて平成 23 年 12 月に防災基本計画を修正し、その後数度の修正を経て、令和 2 年 5 月には令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風の教訓を取り入れた修正が行われている。千葉県においても令和 2 年 6 月に地域防災計画の修正を行ったところである。 今回の本市地域防災計画の修正は、この大震災等の教訓を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、本市に係る災害対策を実施する際に処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。本計画は本市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な計画であることから、国の防災基本計画、県の地域防災計画、指定行政機関及び指定公共機関等防災関係機関の防災業務計画等との連携・整合を図ることとする。 さらに、市民や事業所等の役割を明らかにし、地震津波災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道などの公共交通等の事故災害などの各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。 ※資料編 1－1 木更津市防災会議条例 ※資料編 1－2 木更津市防災会議運営要綱 ※資料編 1－3 木更津市防災会議委員名簿	最終修正時期に合わせて修正 最新の防災基本計画の策定期・修正内容に合わせて修正 最新の県計画の策定期に合わせて修正

第 2 節 計画の構成

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 2 節 （略）	第 2 節 （略）	

第 2 章 計画の基本的な考え方

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 2 章 計画の基本的な考え方 （略）	第 2 章 計画の基本的な考え方 （略）	

第 3 章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																
第 3 章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 1 ～ 2 （略） 3 指定地方行政機関	第 3 章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 1 ～ 2 （略） 3 指定地方行政機関	県計画に基づく修正																
<table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>関東管区警察局</td><td>1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること 2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること 5. 津波、噴火警報等の伝達に関すること</td></tr><tr><td>関東総合通信局</td><td>1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2. 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 3. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 4. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</td></tr><tr><td>関東財務局 千葉財務事務所</td><td>1. 立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること 2. 融資関係 ①災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること ②災害復旧事業費の融資(長期)に関すること 3. 国有財産関係 ①地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること ②地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること ③地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること ④災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払</td></tr></table>	機関の名称		事務又は業務の大綱	関東管区警察局	1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること 2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること 5. 津波、噴火警報等の伝達に関すること	関東総合通信局	1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2. 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 3. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 4. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること	関東財務局 千葉財務事務所	1. 立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること 2. 融資関係 ①災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること ②災害復旧事業費の融資(長期)に関すること 3. 国有財産関係 ①地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること ②地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること ③地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること ④災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払	<table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>関東管区警察局</td><td>1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること 2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること 5. 津波、噴火警報等の伝達に関すること</td></tr><tr><td>関東総合通信局</td><td>1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 3. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 4. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</td></tr><tr><td>関東財務局 千葉財務事務所</td><td>1. 立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること 2. 融資関係 ①災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること ②災害復旧事業費の融資(長期)に関すること 3. 国有財産関係 ①地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること ②地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること ③地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること ④災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払</td></tr></table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	関東管区警察局	1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること 2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること 5. 津波、噴火警報等の伝達に関すること	関東総合通信局	1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 3. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 4. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること	関東財務局 千葉財務事務所	1. 立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること 2. 融資関係 ①災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること ②災害復旧事業費の融資(長期)に関すること 3. 国有財産関係 ①地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること ②地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること ③地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること ④災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払
機関の名称	事務又は業務の大綱																	
関東管区警察局	1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること 2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること 5. 津波、噴火警報等の伝達に関すること																	
関東総合通信局	1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2. 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 3. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 4. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること																	
関東財務局 千葉財務事務所	1. 立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること 2. 融資関係 ①災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること ②災害復旧事業費の融資(長期)に関すること 3. 国有財産関係 ①地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること ②地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること ③地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること ④災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払																	
機関の名称	事務又は業務の大綱																	
関東管区警察局	1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること 2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること 5. 津波、噴火警報等の伝達に関すること																	
関東総合通信局	1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 3. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 4. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること																	
関東財務局 千葉財務事務所	1. 立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること 2. 融資関係 ①災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること ②災害復旧事業費の融資(長期)に関すること 3. 国有財産関係 ①地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること ②地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること ③地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること ④災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払																	

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
	又は貸付に関すること ⑤県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること ⑥県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること 4. 民間金融機関等に対する指示、要請関係 ①災害関係の融資に関すること ②預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること ③手形交換、休日営業等に関すること ④保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること ⑤営業停止等における対応に関すること			又は貸付に関すること ⑤県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること ⑥県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること 4. 民間金融機関等に対する指示、要請関係 ①災害関係の融資に関すること ②預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること ③手形交換、休日営業等に関すること ④保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること ⑤営業停止等における対応に関すること		
関東信越厚生局	1. 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること 2. 関係職員の派遣に関すること 3. 関係機関との連絡調整に関すること		関東信越厚生局	1. 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること 2. 関係職員の派遣に関すること 3. 関係機関との連絡調整に関すること		
千葉労働局	1. 工場、事業所における労働災害の防止に関すること 2. 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること		千葉労働局	1. 工場、事業所における労働災害の防止に関すること 2. 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること		
関東農政局	1. 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること 2. 応急用食料・物資の支援に関すること 3. 食品の需給・価格動向の調査に関すること 4. 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること 5. 飼料、種子等の安定供給対策に関すること 6. 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること 7. 営農技術指導及び家畜の移動に関すること 8. 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること 9. 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること 10. 被害農業者に対する金融対策に関すること		関東農政局	1. 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること 2. 応急用食料・物資の支援に関すること 3. 食品の需給・価格動向の調査に関すること 4. 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること 5. 飼料、種子等の安定供給対策に関すること 6. 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること 7. 営農技術指導及び家畜の移動に関すること 8. 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること 9. 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること 10. 被害農業者に対する金融対策に関すること		
関東森林管理局	1. 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること 2. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること		関東森林管理局	1. 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること 2. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること		
関東経済産業局	1. 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2. 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3. 被災中小企業の振興に関すること		関東経済産業局	1. 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2. 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3. 被災中小企業の振興に関すること		
関東東北 産業保安監督部	1. 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の安全の確保に関すること 2. 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること		関東東北 産業保安監督部	1. 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の安全の確保に関すること 2. 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること		
関東地方整備局	1. 災害予防 ①防災上必要な教育及び訓練等に関すること ②通信施設等の整備に関すること ③公共施設等の整備に関すること ④災害危険区域等の関係機関への通知に関すること ⑤官庁施設の災害予防措置に関すること ⑥大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること ⑦豪雪害の予防に関すること 2. 災害応急対策 ①災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達		関東地方整備局	1. 災害予防 ①防災上必要な教育及び訓練等に関すること ②通信施設等の整備に関すること ③公共施設等の整備に関すること ④災害危険区域等の関係機関への通知に関すること ⑤官庁施設の災害予防措置に関すること ⑥大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること ⑦豪雪害の予防に関すること 2. 災害応急対策 ①災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達		

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
	等に関すること ②水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること ③建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること ④災害時における復旧資材の確保に関すること ⑤災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること ⑥災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること ⑦海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること ⑧災害時相互協力に関する申合わせに基づく適切な緊急対応の実施に関すること 3. 災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。			等に関すること ②水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること ③建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること ④災害時における復旧資材の確保に関すること ⑤災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること ⑥災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること ⑦海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること ⑧災害時相互協力に関する申合わせに基づく適切な緊急対応の実施に関すること 3. 災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。		銚子地方気象台の照会結果を反映
関東運輸局	1. 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること 2. 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること 3. 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること 4. 災害時における応急海上輸送に関すること 5. 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること		関東運輸局	1. 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること 2. 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること 3. 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること 4. 災害時における応急海上輸送に関すること 5. 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること		
関東地方測量部	1. 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2. 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること 3. 地殻変動の監視に関すること		関東地方測量部	1. 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2. 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること 3. 地殻変動の監視に関すること		
東京管区気象台 銚子地方気象台	1. 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集, 発表に関すること 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の発表、伝達及び解説 <u>通報</u> に関すること 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 5. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 6. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること		東京管区気象台 銚子地方気象台	1. 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集, 発表に関すること 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の <u>防災気象情報</u> の発表、伝達及び解説に関すること 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 5. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 6. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること		
第三管区 海上保安本部	1. 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること 2. 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること 3. 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること 4. 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること 5. （新設）		第三管区 海上保安本部	1. 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること 2. 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること 3. 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること 4. 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること 5. 給水、給電及び入浴等被災者の生活支援に関すること		
（新設）			関東地方 環境事務所	1. 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2. 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること 3. 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること 4. 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること		木更津海上保安署の照会結果を反映（追加）
			北関東防衛局	1. 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2. 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること		
						県計画に基づく修正

現行（令和元年度修正）		改正後		備考
4（略）		4（略）		県計画に基づく修正
5 指定公共機関		5 指定公共機関		
機関の名称	事務又は業務の大綱	機関の名称	事務又は業務の大綱	
東日本電信電話(株)、 (株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	1. 電気通信施設の整備に関すること 2. <u>災害時における緊急通話の取扱いに関する</u> こと 3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する	東日本電信電話(株)、 (株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	1. 電気通信施設の整備に関すること 2. 災害時等における通信サービスの提供に関する こと 3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する	
日本赤十字社 千葉県支部	1. <u>災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する</u> こと 2. <u>災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する</u> こと 3. <u>義援金の募集及び配分に関する</u> こと	日本赤十字社 千葉県支部	1. 医療救護に関する こと 2. こころのケアに関する こと 3. 救援物資の備蓄及び配分に関する こと 4. 血液製剤の供給に関する こと 5. 義援金の受付及び配分に関する こと 6. その他応急対応に必要な業務に関する こと	
日本放送協会	1. 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する 2. 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する 3. 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する 4. 被災者の受信対策に関する	日本放送協会	1. 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する 2. 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する 3. 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する 4. 被災者の受信対策に関する	
東日本高速道路(株)	1. 東日本高速道路の保全に関する 2. 東日本高速道路の災害復旧に関する 3. 災害時における緊急交通路の確保に関する	東日本高速道路(株)	1. 東日本高速道路の保全に関する 2. 東日本高速道路の災害復旧に関する 3. 災害時における緊急交通路の確保に関する	
東日本旅客鉄道(株)	1. 鉄道施設の保全に関する 2. 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力的 こと 3. 帰宅困難者対策に関する	東日本旅客鉄道(株)	1. 鉄道施設の保全に関する 2. 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力的 こと 3. 帰宅困難者対策に関する	
日本貨物鉄道(株)	災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力的 こと	日本貨物鉄道(株)	災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力的 こと	
東京ガス(株)	1. ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関する こと 2. ガスの供給に関する	東京ガス(株)	1. ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関する こと 2. ガスの供給に関する	
日本通運(株) 千葉支店	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力的 こと	日本通運(株) 千葉支店	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力的 こと	
東京電力パワーグリッド(株)	1. 災害時における電力供給に関する 2. 被災施設の応急対策と災害復旧に関する	東京電力パワーグリッド(株)	1. 災害時における電力供給に関する 2. 被災施設の応急対策と災害復旧に関する	
KDDI(株)	1. 電気通信施設の整備に関する 2. 災害時等における通信サービスの提供に関する 3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する	KDDI(株)	1. 電気通信施設の整備に関する 2. 災害時等における通信サービスの提供に関する 3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する	
日本郵便(株)	1. 災害時における郵便事業運営の確保 2. 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する ④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する ⑤ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の	日本郵便(株)	1. 災害時における郵便事業運営の確保 2. 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する ④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する ⑤ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の	

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
	料金免除に関すること 3. 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること			料金免除に関すること 3. 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること		
ソフトバンク(株)	1. 電気通信施設の整備に関すること 2. 災害時等における通信サービスの提供に関すること 3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること		ソフトバンク(株)	1. 電気通信施設の整備に関すること 2. 災害時等における通信サービスの提供に関すること 3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること		
福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)	災害時における物資の輸送に関すること		福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)	災害時における物資の輸送に関すること		
6 ～ 8 （略）			6 ～ 8 （略）			

第 4 章 地勢概要等

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
第 4 章 地勢概要等			第 4 章 地勢概要等			
1 自然環境			1 自然環境			
(1) 位置			(1) 位置			
本市は、千葉県のほぼ中央部の東経 139 度 55 分 13 秒、北緯 35 度 22 分 20 秒（市役所本庁舎）に位置し、首都圏から 50km 圏内にあり、西は東京湾に臨み、東は市原市、北は袖ケ浦市、南は君津市に隣接し、東西距離は 21.98km、南北距離は 14.54km、面積は 138.73k m ² で、東西に広く伸びている。			本市は、千葉県のほぼ中央部の東経 139 度 55 分 13 秒、北緯 35 度 22 分 20 秒（市役所本庁舎）に位置し、首都圏から 50km 圏内にあり、西は東京湾に臨み、東は市原市、北は袖ケ浦市、南は君津市に隣接し、平成 31 年 1 月 1 日現在、東西距離は 21.98km、南北距離は 14.54km、面積は 138.95k m ² で、東西に広く伸びている。			面積変更に伴う修正
(2) （略）			(2) （略）			
2 社会環境			2 社会環境			
(1) 人口			(1) 人口			
本市の人口は、市制施行後の周辺町村との合併により昭和 50 年代に 10 万人を突破し、その後昭和 60 年に 12 万人を超えた後は横ばい傾向が続いていたが、平成 18 年以降は増加に転じ、平成 30 年 4 月 1 日現在、人口 134,944 人、世帯数 60,594 世帯（住民基本台帳による）となっている。また、本市在住者のうち市外への通勤・通学者が 29,396 人、市外から市内への通勤・通学者が 26,132 人となっている（平成 27 年国勢調査による）。			本市の人口は、市制施行後の周辺町村との合併により昭和 50 年代に 10 万人を突破し、その後昭和 60 年に 12 万人を超えた後は横ばい傾向が続いていたが、平成 18 年以降は増加に転じ、令和 2 年 4 月 1 日現在、人口 135,400 人、世帯数 62,561 世帯（住民基本台帳による）となっている。また、本市在住者のうち市外への通勤・通学者が 29,396 人、市外から市内への通勤・通学者が 26,132 人となっている（平成 27 年国勢調査による）。			時点修正
年齢構成別分布では、40～44 歳の年齢構成が最も総人口に占める割合が高くなっている。			年齢構成別分布では、40～44 歳の年齢構成が最も総人口に占める割合が高くなっている。			
(2) 交通			(2) 交通			
国道16号が中心市街地東側を南北に縦断し袖ケ浦市と繋がっている。国道16号は、請西1丁目地先（桜井交差点）で国道127号に分岐、海岸部が国道16号、中央部が国道127号として南下しながら縦断し、君津市と繋がっている。			国道16号が中心市街地東側を南北に縦断し袖ケ浦市と繋がっている。国道16号は、請西1丁目地先（桜井交差点）で国道127号に分岐、海岸部が国道16号、中央部が国道127号として南下しながら縦断し、君津市と繋がっている。			
東部には国道409号・410号が市原・君津方面に延び、東関東自動車道館山線が市の中央を南北に縦断し、本市と県都とをつなぐ重要な幹線道路となっている。また、平成25年4月には首都圏			東部には国道409号・410号が市原・君津方面に延び、東関東自動車道館山線が市の中央を南北に縦断し、本市と県都とをつなぐ重要な幹線道路となっている。また、平成25年4月には首都圏			

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																																																																																				
中央連絡自動車道（東金JCT～木更津東IC）が開通し、道路ネットワークが強化されている。 北部には東京湾アクアライン連絡道があり、東京湾アクアラインを経由して東京・羽田・川崎・横浜と繋がっている。 鉄道は、J R内房線が海岸線沿いに千葉方面から館山方面に延びている。市の東部には木更津から久留里方面に J R久留里線が延びている。 （3）ライフライン 上下水道は木更津市により整備され、平成 28 年末現在、上水道の普及率が 100%、下水道の人口普及率が 52.4%となっている。 また、ガスは東京ガス株式会社及び民間プロパンガス供給会社、電力は東京電力株式会社等により供給されている 3 過去の災害 （1）地震 市域を含む南関東地域は、ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートの会合部にあたり、最も地震活動の活発な地域である。本市に被害を及ぼした地震は、安政江戸地震（1855 年）、関東地震（1923 年）などがあげられる。最近では、1987 年の千葉県東方沖地震で震度 5（本市庁舎内設置の地震計で震度 6）を記録し、液状化の発生がみられ、水道管の破損、建物の亀裂、瓦の落下等の被害が発生した。2011 年東日本大震災では、本市における人的被害はなかったものの、津波の到達により漁業被害が発生している。 ■地震災害の履歴 <table><tr><th>年</th><th>月日</th><th>地震名</th><th>地震の規模</th><th>千葉県の主な被害</th><th>本市の被害状況</th></tr><tr><td>1703 元禄 16</td><td>12. 31</td><td>元禄地震</td><td>M8. 2 震源：房総半島南東沖（日本海溝）</td><td>房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者 6, 534 人、家屋全壊 9, 610 戸。</td><td>市域の震度は 6 以上。家屋被害は数十%と推定。津波は外房、内房南部では被害が甚大だったが、本市海岸では被害なし。（新編日本地震被害総覧より）</td></tr><tr><td>1854 安政 1</td><td>12. 23</td><td>安政東海地震</td><td>M8. 4 震源：駿河湾（駿河トラフ）</td><td>安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死者 3 人。</td><td>本市では被害なし。</td></tr><tr><td>1855 安政 2</td><td>11. 11</td><td>安政江戸地震</td><td>M6. 9 震源：東京湾北部</td><td>下総地方を中心に死者 20 人。家屋全壊 82 戸。</td><td>市域の震度は 6。家屋倒壊破損 12 戸、蔵の倒壊破損 227 戸記録あり。津波なし。（新編日本地震被害総覧より）</td></tr><tr><td>1923 大正 12</td><td>9. 1</td><td>関東地震</td><td>M7. 9 震源：相模湾（相模トラフ）</td><td>相模湾を震源とした大地震（関東大震災）で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者 1, 342 人、負傷者 3, 426 人、家屋全壊 31, 186 戸、同焼失 647 戸、同流失 71 戸。</td><td>市域の震度 6 以上。家屋の被害数 10%。津波被害は内房南部及び神奈川県側海岸で甚大で本市海岸では被害なし。（新編日本地震被害総覧より）</td></tr><tr><td>1960 昭和 35</td><td>5. 23</td><td>チリ地震津波</td><td></td><td>県内海岸に 2～3m の津波。死者 1 人。</td><td>本市では被害なし。</td></tr><tr><td>1987 昭和 62</td><td>12. 17</td><td>千葉県東方沖地震</td><td>M6. 7 震源：千葉県東方沖（日本海溝）</td><td>山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。死者 2 人、負傷者 144 人、住家全壊 16 戸、填砂現象多数。</td><td>午前 11 時 08 分、千葉県東方沖地震が発生した。市域の震度は 5～6。本市の被害は重傷者 1 人、屋根瓦破損 652 戸、水道管破損 5 件、道路決壊 5 件、填砂現象 5</td></tr></table>	年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害	本市の被害状況	1703 元禄 16	12. 31	元禄地震	M8. 2 震源：房総半島南東沖（日本海溝）	房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者 6, 534 人、家屋全壊 9, 610 戸。	市域の震度は 6 以上。家屋被害は数十%と推定。津波は外房、内房南部では被害が甚大だったが、本市海岸では被害なし。（新編日本地震被害総覧より）	1854 安政 1	12. 23	安政東海地震	M8. 4 震源：駿河湾（駿河トラフ）	安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死者 3 人。	本市では被害なし。	1855 安政 2	11. 11	安政江戸地震	M6. 9 震源：東京湾北部	下総地方を中心に死者 20 人。家屋全壊 82 戸。	市域の震度は 6。家屋倒壊破損 12 戸、蔵の倒壊破損 227 戸記録あり。津波なし。（新編日本地震被害総覧より）	1923 大正 12	9. 1	関東地震	M7. 9 震源：相模湾（相模トラフ）	相模湾を震源とした大地震（関東大震災）で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者 1, 342 人、負傷者 3, 426 人、家屋全壊 31, 186 戸、同焼失 647 戸、同流失 71 戸。	市域の震度 6 以上。家屋の被害数 10%。津波被害は内房南部及び神奈川県側海岸で甚大で本市海岸では被害なし。（新編日本地震被害総覧より）	1960 昭和 35	5. 23	チリ地震津波		県内海岸に 2～3m の津波。死者 1 人。	本市では被害なし。	1987 昭和 62	12. 17	千葉県東方沖地震	M6. 7 震源：千葉県東方沖（日本海溝）	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。死者 2 人、負傷者 144 人、住家全壊 16 戸、填砂現象多数。	午前 11 時 08 分、千葉県東方沖地震が発生した。市域の震度は 5～6。本市の被害は重傷者 1 人、屋根瓦破損 652 戸、水道管破損 5 件、道路決壊 5 件、填砂現象 5	中央連絡自動車道（東金JCT～木更津東IC）が開通し、道路ネットワークが強化されている。 北部には東京湾アクアライン連絡道があり、東京湾アクアラインを経由して東京・羽田・川崎・横浜と繋がっている。 鉄道は、J R内房線が海岸線沿いに千葉方面から館山方面に延びている。市の東部には木更津から久留里方面に J R久留里線が延びている。 （3）ライフライン 上下水道は木更津市により整備され、令和元年末現在、上水道の普及率が 99.7%、下水道の人口普及率が 55.2%となっている。 また、ガスは東京ガス株式会社及び民間プロパンガス供給会社、電力は東京電力株式会社等により供給されている。 3 過去の災害 （1）地震 市域を含む南関東地域は、ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートの会合部にあたり、最も地震活動の活発な地域である。本市に被害を及ぼした地震は、安政江戸地震（1855 年）、関東地震（1923 年）などがあげられる。最近では、1987 年の千葉県東方沖地震で震度 5（本市庁舎内設置の地震計で震度 6）を記録し、液状化の発生がみられ、水道管の破損、建物の亀裂、瓦の落下等の被害が発生した。2011 年東日本大震災では、本市における人的被害はなかったものの、津波の到達により漁業被害が発生している。 ■地震災害の履歴 <table><tr><th>年</th><th>月日</th><th>地震名</th><th>地震の規模</th><th>千葉県の主な被害</th><th>本市の被害状況</th></tr><tr><td>1703 元禄 16</td><td>12. 31</td><td>元禄地震</td><td>M8. 2 震源：房総半島南東沖（日本海溝）</td><td>房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者 6, 534 人、家屋全壊 9, 610 戸。</td><td>市域の震度は 6 以上。家屋被害は数十%と推定。津波は外房、内房南部では被害が甚大だったが、本市海岸では被害なし。（新編日本地震被害総覧より）</td></tr><tr><td>1854 安政 1</td><td>12. 23</td><td>安政東海地震</td><td>M8. 4 震源：駿河湾（駿河トラフ）</td><td>安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死者 3 人。</td><td>本市では被害なし。</td></tr><tr><td>1855 安政 2</td><td>11. 11</td><td>安政江戸地震</td><td>M6. 9 震源：東京湾北部</td><td>下総地方を中心に死者 20 人。家屋全壊 82 戸。</td><td>市域の震度は 6。家屋倒壊破損 12 戸、蔵の倒壊破損 227 戸記録あり。津波なし。（新編日本地震被害総覧より）</td></tr><tr><td>1923 大正 12</td><td>9. 1</td><td>関東地震</td><td>M7. 9 震源：相模湾（相模トラフ）</td><td>相模湾を震源とした大地震（関東大震災）で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者 1, 342 人、負傷者 3, 426 人、家屋全壊 31, 186 戸、同焼失 647 戸、同流失 71 戸。</td><td>市域の震度 6 以上。家屋の被害数 10%。津波被害は内房南部及び神奈川県側海岸で甚大で本市海岸では被害なし。（新編日本地震被害総覧より）</td></tr><tr><td>1960 昭和 35</td><td>5. 23</td><td>チリ地震津波</td><td></td><td>県内海岸に 2～3m の津波。死者 1 人。</td><td>本市では被害なし。</td></tr><tr><td>1987 昭和 62</td><td>12. 17</td><td>千葉県東方沖地震</td><td>M6. 7 震源：千葉県東方沖（日本海溝）</td><td>山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。死者 2 人、負傷者 144 人、住家全壊 16 戸、填砂現象多数。</td><td>午前 11 時 08 分、千葉県東方沖地震が発生した。市域の震度は 5～6。本市の被害は重傷者 1 人、屋根瓦破損 652 戸、水道管破損 5 件、道路決壊 5 件、填砂現象 5</td></tr></table>	年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害	本市の被害状況	1703 元禄 16	12. 31	元禄地震	M8. 2 震源：房総半島南東沖（日本海溝）	房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者 6, 534 人、家屋全壊 9, 610 戸。	市域の震度は 6 以上。家屋被害は数十%と推定。津波は外房、内房南部では被害が甚大だったが、本市海岸では被害なし。（新編日本地震被害総覧より）	1854 安政 1	12. 23	安政東海地震	M8. 4 震源：駿河湾（駿河トラフ）	安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死者 3 人。	本市では被害なし。	1855 安政 2	11. 11	安政江戸地震	M6. 9 震源：東京湾北部	下総地方を中心に死者 20 人。家屋全壊 82 戸。	市域の震度は 6。家屋倒壊破損 12 戸、蔵の倒壊破損 227 戸記録あり。津波なし。（新編日本地震被害総覧より）	1923 大正 12	9. 1	関東地震	M7. 9 震源：相模湾（相模トラフ）	相模湾を震源とした大地震（関東大震災）で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者 1, 342 人、負傷者 3, 426 人、家屋全壊 31, 186 戸、同焼失 647 戸、同流失 71 戸。	市域の震度 6 以上。家屋の被害数 10%。津波被害は内房南部及び神奈川県側海岸で甚大で本市海岸では被害なし。（新編日本地震被害総覧より）	1960 昭和 35	5. 23	チリ地震津波		県内海岸に 2～3m の津波。死者 1 人。	本市では被害なし。	1987 昭和 62	12. 17	千葉県東方沖地震	M6. 7 震源：千葉県東方沖（日本海溝）	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。死者 2 人、負傷者 144 人、住家全壊 16 戸、填砂現象多数。	午前 11 時 08 分、千葉県東方沖地震が発生した。市域の震度は 5～6。本市の被害は重傷者 1 人、屋根瓦破損 652 戸、水道管破損 5 件、道路決壊 5 件、填砂現象 5	下水道推進室の照会結果を反映（令和元年末現在） かずさ水道広域連合の照会結果を反映（上水道普及率） 時点修正
年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害	本市の被害状況																																																																																	
1703 元禄 16	12. 31	元禄地震	M8. 2 震源：房総半島南東沖（日本海溝）	房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者 6, 534 人、家屋全壊 9, 610 戸。	市域の震度は 6 以上。家屋被害は数十%と推定。津波は外房、内房南部では被害が甚大だったが、本市海岸では被害なし。（新編日本地震被害総覧より）																																																																																	
1854 安政 1	12. 23	安政東海地震	M8. 4 震源：駿河湾（駿河トラフ）	安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死者 3 人。	本市では被害なし。																																																																																	
1855 安政 2	11. 11	安政江戸地震	M6. 9 震源：東京湾北部	下総地方を中心に死者 20 人。家屋全壊 82 戸。	市域の震度は 6。家屋倒壊破損 12 戸、蔵の倒壊破損 227 戸記録あり。津波なし。（新編日本地震被害総覧より）																																																																																	
1923 大正 12	9. 1	関東地震	M7. 9 震源：相模湾（相模トラフ）	相模湾を震源とした大地震（関東大震災）で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者 1, 342 人、負傷者 3, 426 人、家屋全壊 31, 186 戸、同焼失 647 戸、同流失 71 戸。	市域の震度 6 以上。家屋の被害数 10%。津波被害は内房南部及び神奈川県側海岸で甚大で本市海岸では被害なし。（新編日本地震被害総覧より）																																																																																	
1960 昭和 35	5. 23	チリ地震津波		県内海岸に 2～3m の津波。死者 1 人。	本市では被害なし。																																																																																	
1987 昭和 62	12. 17	千葉県東方沖地震	M6. 7 震源：千葉県東方沖（日本海溝）	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。死者 2 人、負傷者 144 人、住家全壊 16 戸、填砂現象多数。	午前 11 時 08 分、千葉県東方沖地震が発生した。市域の震度は 5～6。本市の被害は重傷者 1 人、屋根瓦破損 652 戸、水道管破損 5 件、道路決壊 5 件、填砂現象 5																																																																																	
年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害	本市の被害状況																																																																																	
1703 元禄 16	12. 31	元禄地震	M8. 2 震源：房総半島南東沖（日本海溝）	房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者 6, 534 人、家屋全壊 9, 610 戸。	市域の震度は 6 以上。家屋被害は数十%と推定。津波は外房、内房南部では被害が甚大だったが、本市海岸では被害なし。（新編日本地震被害総覧より）																																																																																	
1854 安政 1	12. 23	安政東海地震	M8. 4 震源：駿河湾（駿河トラフ）	安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死者 3 人。	本市では被害なし。																																																																																	
1855 安政 2	11. 11	安政江戸地震	M6. 9 震源：東京湾北部	下総地方を中心に死者 20 人。家屋全壊 82 戸。	市域の震度は 6。家屋倒壊破損 12 戸、蔵の倒壊破損 227 戸記録あり。津波なし。（新編日本地震被害総覧より）																																																																																	
1923 大正 12	9. 1	関東地震	M7. 9 震源：相模湾（相模トラフ）	相模湾を震源とした大地震（関東大震災）で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者 1, 342 人、負傷者 3, 426 人、家屋全壊 31, 186 戸、同焼失 647 戸、同流失 71 戸。	市域の震度 6 以上。家屋の被害数 10%。津波被害は内房南部及び神奈川県側海岸で甚大で本市海岸では被害なし。（新編日本地震被害総覧より）																																																																																	
1960 昭和 35	5. 23	チリ地震津波		県内海岸に 2～3m の津波。死者 1 人。	本市では被害なし。																																																																																	
1987 昭和 62	12. 17	千葉県東方沖地震	M6. 7 震源：千葉県東方沖（日本海溝）	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。死者 2 人、負傷者 144 人、住家全壊 16 戸、填砂現象多数。	午前 11 時 08 分、千葉県東方沖地震が発生した。市域の震度は 5～6。本市の被害は重傷者 1 人、屋根瓦破損 652 戸、水道管破損 5 件、道路決壊 5 件、填砂現象 5																																																																																	

現行（令和元年度修正）						改正後						備考
					件						件	
2005 平成 17	4. 11	千葉県北 東部地震	M6.1 震源：千葉県 北東部 震源の深さ： 約 52 km	八日市場市、旭市、小見川町、 干潟町で震度 5 強。 県内での被害なし。	本市での被害なし。	2005 平成 17	4. 11	千葉県北 東部地震	M6.1 震源：千葉県 北東部 震源の深さ： 約 52 km	八日市場市、旭市、小見川町、 干潟町で震度 5 強。 県内での被害なし。	本市での被害なし。	
2005 平成 17	7. 23	千葉県北 西部地震	M6.0 震源：千葉県 北西部 震源の深さ： 約 73 km	東京都足立区で震度 5 強、県内 では市川市、船橋市、浦安市、 木更津市、鋸南町で震度 5 弱。 白井市で重傷者 1 人、軽傷者は 千葉市で 2 人、船橋市で 1 人、 浦安市で 1 人。 柏市では切れた電線により建物 の屋根が部分焼。	午後 16 時 35 分千葉県北西部地 震が発生。 本市では小浜地区で 60 戸が断 水。	2005 平成 17	7. 23	千葉県北 西部地震	M6.0 震源：千葉県 北西部 震源の深さ： 約 73 km	東京都足立区で震度 5 強、県内 では市川市、船橋市、浦安市、 木更津市、鋸南町で震度 5 弱。 白井市で重傷者 1 人、軽傷者は 千葉市で 2 人、船橋市で 1 人、 浦安市で 1 人。 柏市では切れた電線により建物 の屋根が部分焼。	午後 4 時 35 分千葉県北西部地 震が発生。 本市では小浜地区で 60 戸が断 水。	銚子地方気象台の照 会結果を反映
2011 平成 23	3. 11	東北地方 太平洋沖 地震	M9.0 震源：三陸沖 震源の深さ： 約 24km	県内最大震度は震度 6 弱(成田 市・印西市) 県内の人的被害は、死者 22 人、 行方不明者 2 人、負傷者 261 人 県内の建物被害は、全壊 801 棟、 半壊 10,154 棟、一部損壊 55,068 棟、床上浸水 157 棟、床下浸水 731 棟、建物火災 18 件 ※平成 30 年 9 月 7 日現在 消防庁調べ	市域の震度は 5 弱 水道管破裂 5 箇所、矢那地区で 停電(アカデミア変電所) 人的被害なし。 建物被害は床下浸水 1 件、一部 損壊 8 件 漁業被害は海苔養殖施設 16 件、 船舶 46 隻（転覆 27 隻・陸乗り 上げ 19 隻） 平成 23 年 3 月 11 日 18:30 分頃 市役所付近において津波到達 ・吾妻排水機場で 2.83m の津波 ・小櫃川遡上確認（小櫃堰） ・矢那川遡上確認（矢那川公園 付近）	2011 平成 23	3. 11	東北地方 太平洋沖 地震	M9.0 震源：三陸沖 震源の深さ： 約 24km	県内最大震度は震度 6 弱(成田 市・印西市) 県内の人的被害は、死者 22 人、 行方不明者 2 人、負傷者 261 人 県内の建物被害は、全壊 801 棟、 半壊 10,155 棟、一部損壊 55,080 棟、床上浸水 157 棟、床下浸水 731 棟、建物火災 18 件 ※令和 2 年 3 月 10 日現在 消防庁調べ	市域の震度は 5 弱 水道管破裂 5 箇所、矢那地区で 停電(アカデミア変電所) 人的被害なし。 建物被害は床下浸水 1 件、一部 損壊 8 件 漁業被害は海苔養殖施設 16 件、 船舶 46 隻（転覆 27 隻・陸乗り 上げ 19 隻） 平成 23 年 3 月 11 日 18:30 分頃 市役所付近において津波到達 ・吾妻排水機場で 2.83m の津波 ・小櫃川遡上確認（小櫃堰） ・矢那川遡上確認（矢那川公園 付近）	令和 2 年 3 月 10 日現 在消防庁調べのデー タをもとに修正
(新設)						2012 平成 24	3.14	千葉県東 方沖地震	M6.1 震源：千葉県 東方沖 震源の深さ： 約 15km	県内最大震度は震度 5 強 県内の人的被害は、死者 1 人、 負傷者 1 人 県内の建物被害は、半壊 2 棟、 一部損壊 219 棟 その他、銚子市ではブロック 塀 等が 4 か所で倒壊、また銚子市 及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に断水が発生した。 銚子市市道の一部で、液状 化による噴砂等が発生。	負傷者 1 人。	災害履歴の追加
						2018 平成 30	7.7	千葉県東 方沖の地 震	M6.0 震源：千葉県 東方沖 震源の深さ： 約 57km	県内最大震度は震度 5 弱 県内での被害なし。	本市での被害なし。	銚子地方気象台の照 会結果を反映
						2019 令和 元年	5.25	千葉県北 東部の地 震	M5.1 震源：千葉県 北東部 震源の深さ： 約 38km	県内最大震度は震度 5 弱 県内で軽傷者 1 人（千葉市）	本市での被害なし。	銚子地方気象台の照 会結果を反映 災害履歴の追加
						(2) 風水害等						外水氾濫による被害 も想定されるため追 加
(2) 風水害等						(2) 風水害等						
本市は、日本でも比較的暖かな房総半島にあるため、雪害を被ったことがほとんどない。現在、最も留意すべき気象災害は、がけ崩れ、台風や集中豪雨等の大雨による内水氾濫である。						本市は、日本でも比較的暖かな房総半島にあるため、雪害を被ったことがほとんどない。現在、最も留意すべき気象災害は、がけ崩れ、台風や集中豪雨等の大雨による外水氾濫、内水氾濫である。						

現行（令和元年度修正）											改正後											備考
■風水害等の履歴											■風水害等の履歴											銚子地方気象台の照会結果を反映 （台風○号→台風第○号）表内すべて
年	月日	災害名	総降水量 最大時間降 雨量（木更津 7メース）	被害の状況					備考	年	月日	災害名	総降水量 最大時間降 雨量（木更津 7メース）	被害の状況					備考			
				死者	負傷者	住家（戸）	田畑 （ha）	崖崩れ		その他 （件）					死者	負傷者	住家（戸）	田畑 （ha）		崖崩れ	その他 （件）	
1970 昭和 45	7. 1	集中豪雨				全壊 6 半壊 2 床上浸水 298 床下浸水 499	田 388 畑 17		橋梁 7 鉄道 2 船舶 2	下望陀地区浸水、 自衛隊派遣要請、 災害救助法適用	1970 昭和 45	7. 1	集中豪雨				全壊 6 半壊 2 床上浸水 298 床下浸水 499	田 388 畑 17		橋梁 7 鉄道 2 船舶 2	下望陀地区浸水、 自衛隊派遣要請、 災害救助法適用	
1971 昭和 46	8. 31	台風 23 号				床上浸水 3 床下浸水 296	田 85		港湾 1		1971 昭和 46	8. 31	台風 第 23 号				床上浸水 3 床下浸水 296	田 85		港湾 1		
1972 昭和 47	8. 31	集中豪雨				床上浸水 18 床下浸水 413	田 55		道路 32 橋梁 4 水道 3		1972 昭和 47	8. 31	集中豪雨				床上浸水 18 床下浸水 413	田 55		道路 32 橋梁 4 水道 3		
1974 昭和 49	7. 8	集中豪雨				全壊 4 半壊 2 一部破損 7 床上浸水 391 床下浸水 2165	田 154		道路 60		1974 昭和 49	7. 8	集中豪雨				全壊 4 半壊 2 一部破損 7 床上浸水 391 床下浸水 2165	田 154		道路 60		
1977 昭和 52	8. 19	集中豪雨	69mm 26mm/h			半壊 6 一部破損 6 床上浸水 22 床下浸水 515	田 17		道路 109 橋梁 水道 10	16～18 日まで 185mm	1977 昭和 52	8. 19	集中豪雨	69mm 26mm/h			半壊 6 一部破損 6 床上浸水 22 床下浸水 515	田 17		道路 109 橋梁 水道 10	16～18 日まで 185mm	
1979 昭和 54	4. 8	集中豪雨	96mm 80mm/h			一部破損 30 床上浸水 30 床下浸水 940		1	道路 3		1979 昭和 54	4. 8	集中豪雨	96mm 80mm/h			一部破損 30 床上浸水 30 床下浸水 940		1	道路 3		
1979 昭和 54	10. 19	台風 20 号	75mm 10mm/h		重傷 2 軽傷 4	全壊 9 半壊 9 一部破損 82 床上浸水 7 床下浸水 195	畑 94		道路 14 河川 1	降水量は 18～19 日	1979 昭和 54	10. 19	台風 第 20 号	75mm 10mm/h		重傷 2 軽傷 4	全壊 9 半壊 9 一部破損 82 床上浸水 7 床下浸水 195	畑 94		道路 14 河川 1	降水量は 18～19 日	
1982 昭和 57	9. 10 ～12	台風 18 号	276mm 19mm/h			一部破損 1 床下浸水 103		10	道路 46 河川 20		1982 昭和 57	9. 10 ～12	台風 第 18 号	276mm 19mm/h			一部破損 1 床下浸水 103		10	道路 46 河川 20		
1984 昭和 59	7. 28	集中豪雨	57 mm 27 mm/h			床下浸水 27				床下浸水木更津 1・2 丁目 13 戸 富士見 1・2 丁目 4 戸 中央 1・3 丁目 10 戸	1984 昭和 59	7. 28	集中豪雨	57 mm 27 mm/h			床下浸水 27				床下浸水木更津 1・2 丁目 13 戸 富士見 1・2 丁目 4 戸 中央 1・3 丁目 10 戸	
1985 昭和 60	7. 1	台風 6 号	138mm 17mm/h			半壊 6 一部破損 34 床上浸水 1 床下浸水 41		有	道路 42	降水量は 6 月 29 日 から、最大瞬間風速 45m/s	1985 昭和 60	7. 1	台風 第 6 号	138mm 17mm/h			半壊 6 一部破損 34 床上浸水 1 床下浸水 41		有	道路 42	降水量は 6 月 29 日 から、最大瞬間風速 45m/s	
1986 昭和 61	8. 4	台風 10 号	230mm 26mm/h			床上浸水 5 床下浸水 121		有	道路 98	降水量は 8 月 4～5 日	1986 昭和 61	8. 4	台風 第 10 号	230mm 26mm/h			床上浸水 5 床下浸水 121		有	道路 98	降水量は 8 月 4～5 日	
1988 昭和 63	8. 10 ～12	大雨	279mm 51mm/h	2	5	全壊 1 半壊 1 一部破損 10 床上浸水 3 床下浸水 102		63	道路 167 河川 439	日の出町で 7 世帯 14 人避難	1988 昭和 63	8. 10 ～12	大雨	279mm 51mm/h	2	5	全壊 1 半壊 1 一部破損 10 床上浸水 3 床下浸水 102		63	道路 167 河川 439	日の出町で 7 世帯 14 人避難	
1989 平成元	7. 1	集中豪雨	47mm 37mm/h			床上浸水 1 床下浸水 5		1	道路 5		1989 平成元	7. 1	集中豪雨	47mm 37mm/h			床上浸水 1 床下浸水 5		1	道路 5		
1989 平成元	8. 1	集中豪雨	309mm 46mm/h			半壊 2 一部破損 3 床上浸水 40 床下浸水 890	田 1309 畑 96		道路 133 河川 48 水道 2 農林道 108	降水量は 7 月 31 日 から、32 世帯 130 人に 避難勧告	1989 平成元	8. 1	集中豪雨	309mm 46mm/h			半壊 2 一部破損 3 床上浸水 40 床下浸水 890	田 1309 畑 96		道路 133 河川 48 水道 2 農林道 108	降水量は 7 月 31 日 から、32 世帯 130 人に 避難勧告	
1996 平成 8	7. 21	集中豪雨	164mm 44mm/h			床上浸水 5 床下浸水 13		1	道路 8 河川 2 水道 1 農林道 15		1996 平成 8	7. 21	集中豪雨	164mm 44mm/h			床上浸水 5 床下浸水 13		1	道路 8 河川 2 水道 1 農林道 15		

現行（令和元年度修正）										改正後										備考		
1996 平成 8	9. 22	台風 <u>17 号</u>	257mm 30mm/h		軽傷 2	一部破損 28 床上浸水 32 床下浸水 201		1	道路 7 河川 59 水道 1	6 世帯 11 人が自主避難	1996 平成 8	9. 22	台風 <u>第 17 号</u>	257mm 30mm/h		軽傷 2	一部破損 28 床上浸水 32 床下浸水 201		1	道路 7 河川 59 水道 1	6 世帯 11 人が自主避難	銚子地方気象台の照 会結果を反映
2004 平成 16	10. 9	台風 <u>22 号</u>	199mm 26mm/h			床上浸水 3 床下浸水 6			道路 11 河川 3 農林道 1	降水量は 10 月 8～10 日、11 世帯 22 人が自 主避難	2004 平成 16	10. 9	台風 <u>第 22 号</u>	199mm 26mm/h			床上浸水 3 床下浸水 6			道路 11 河川 3 農林道 1	降水量は 10 月 8～10 日、11 世帯 22 人が自 主避難	
2004 平成 16	12. 5	暴風				一部損壊多数				最大瞬間風速 38. 2m	2004 平成 16	12. 5	暴風				一部損壊多数				最大瞬間風速 38. 2m	
2006 平成 18	10. 6 ～7	大雨 洪水 高潮	220 mm 11. 5 mm/h					1 (真里谷)	道路 7 河川 6 農道 1 その他 1	6 日の大雨に大潮が 重なり、7 日に高潮が 発生。同日午後 4 時 30 分頃、非住家床下 浸水 3 件発生（新田 2 丁目 1 件、貝渕 1 丁目 2 件）	2006 平成 18	10. 6 ～7	大雨 洪水 高潮	220 mm 11. 5 mm/h					1 (真里谷)	道路 7 河川 6 農道 1 その他 1	6 日の大雨に大潮が 重なり、7 日に高潮が 発生。同日午後 4 時 30 分頃、非住家床下 浸水 3 件発生（新田 2 丁目 1 件、貝渕 1 丁目 2 件）	
2007 平成 19	9. 12	大雨	78 mm 51. 0 mm/h			床下浸水 5			道路 1	住家被害：床下浸水 5 件（井尻 2 件、貝渕 3 丁目・桜井・朝日 3 丁目各 1 件）、非住家 被害：床上浸水 1 件 （朝日 1 丁目）、床下 浸水 2 件（木更津 2 丁目）	2007 平成 19	9. 12	大雨	78 mm 51. 0 mm/h			床下浸水 5			道路 1	住家被害：床下浸水 5 件（井尻 2 件、貝渕 3 丁目・桜井・朝日 3 丁目各 1 件）、非住家 被害：床上浸水 1 件 （朝日 1 丁目）、床下 浸水 2 件（木更津 2 丁目）	
2009 平成 21	8. 10	大雨	208. 5mm 69. 0mm/h 113. 0mm/ 2h (15 ～ 17 時) ※1						道路 13 河川 19 橋梁 1	一時的に 3 戸孤立 （真里谷 1 戸、茅野七 曲 2 戸）	2009 平成 21	8. 10	大雨	208. 5mm 69. 0mm/h 113. 0mm/ 2h (15 ～ 17 時) ※1						道路 13 河川 19 橋梁 1	一時的に 3 戸孤立 （真里谷 1 戸、茅野七 曲 2 戸）	
2011 平成 23	8. 7	大雨	(<u>グリラ 豪雨</u>) 38. 0mm/h ※2			床下浸水 14 件			道路冠水 4 道路損壊 3	鎌足・請西・中郷・桜 井・八幡台地区で落雷 により、広範囲にわた り停電	2011 平成 23	8. 7	大雨	(<u>局 地 的 大雨</u>) 38. 0mm/h ※2			床下浸水 14 件			道路冠水 4 道路損壊 3	鎌足・請西・中郷・桜 井・八幡台地区で落雷 により、広範囲にわた り停電	
2013 平成 25	10. 15	台風 <u>26 号</u>	364. 0mm ※3 49. 0mm/h ※2		軽傷 1	住家 一部損壊 58 床上浸水 26 床下浸水 35	田 8	3（真里 谷・草 敷・畑 沢）	道路 4 河川 22 農道 79	矢那川流域の 4, 495 世帯 9, 486 人 及び小櫃川流域の 3, 451 世帯 8, 455 人 に避難勧告 土砂災害警戒区域 40 世帯 344 人	2013 平成 25	10. 15	台風 <u>第 26 号</u>	364. 0mm ※3 49. 0mm/h ※2		軽傷 1	住家 一部損壊 58 床上浸水 26 床下浸水 35	田 8	3（真里 谷・草 敷・畑 沢）	道路 4 河川 22 農道 79	矢那川流域の 4, 495 世帯 9, 486 人 及び小櫃川流域の 3, 451 世帯 8, 455 人 に避難勧告 土砂災害警戒区域 40 世帯 344 人	
(新設)										2014 平成 26	10. 5	台風 <u>第 18 号</u>				軽傷 1	住家 一部損壊 2					
										2019 令和 元年	9. 9	房総 半島 台風 ※4	162. 0mm 52. 5mm/h ※5		4	住家 全壊 2 半壊 20 一 部 損 壊 3, 848			道路損壊 461 公共施設 損壊 102 その他 5	停電最大 23, 000 軒 断水最大 60 軒 避難所への避難者数 最大 62 世帯、134 人		
										2019 令和 元年	10. 12	東日 本台 風 ※4	227. 0mm 27. 5mm/h ※1		1	住家 半壊 1 一部損壊 345				停電最大 1, 100 軒 避難所への避難者数 最大 867 世帯、1, 687 人		
										2019 令和 元年	10. 25	10 月 25 日 の大 雨 ※4	215. 5mm 37. 5mm/h ※1			住家 床下浸水 2			橋梁 1	避難所への避難者数 最大 49 世帯、108 人		
※1 観測地点：茅野七曲マイクロネット ※2 観測地点：君津土木事務所 ※3 観測地点：矢那川ダム (新設)										※1 観測地点：茅野七曲マイクロネット ※2 観測地点：君津土木事務所 ※3 観測地点：矢那川ダム ※4 房総半島台風、東日本台風及び 10 月 25 日の大雨の被害の状況は、令和 2 年 5 月 14 日現在の数値 ※5 観測地点：木更津市消防本部												注釈の追加

第 5 章 防災ビジョン

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 5 章 防災ビジョン （略）	第 5 章 防災ビジョン （略）	

木更津市地域防災計画【第 2 編】新旧対照表

地震・津波編

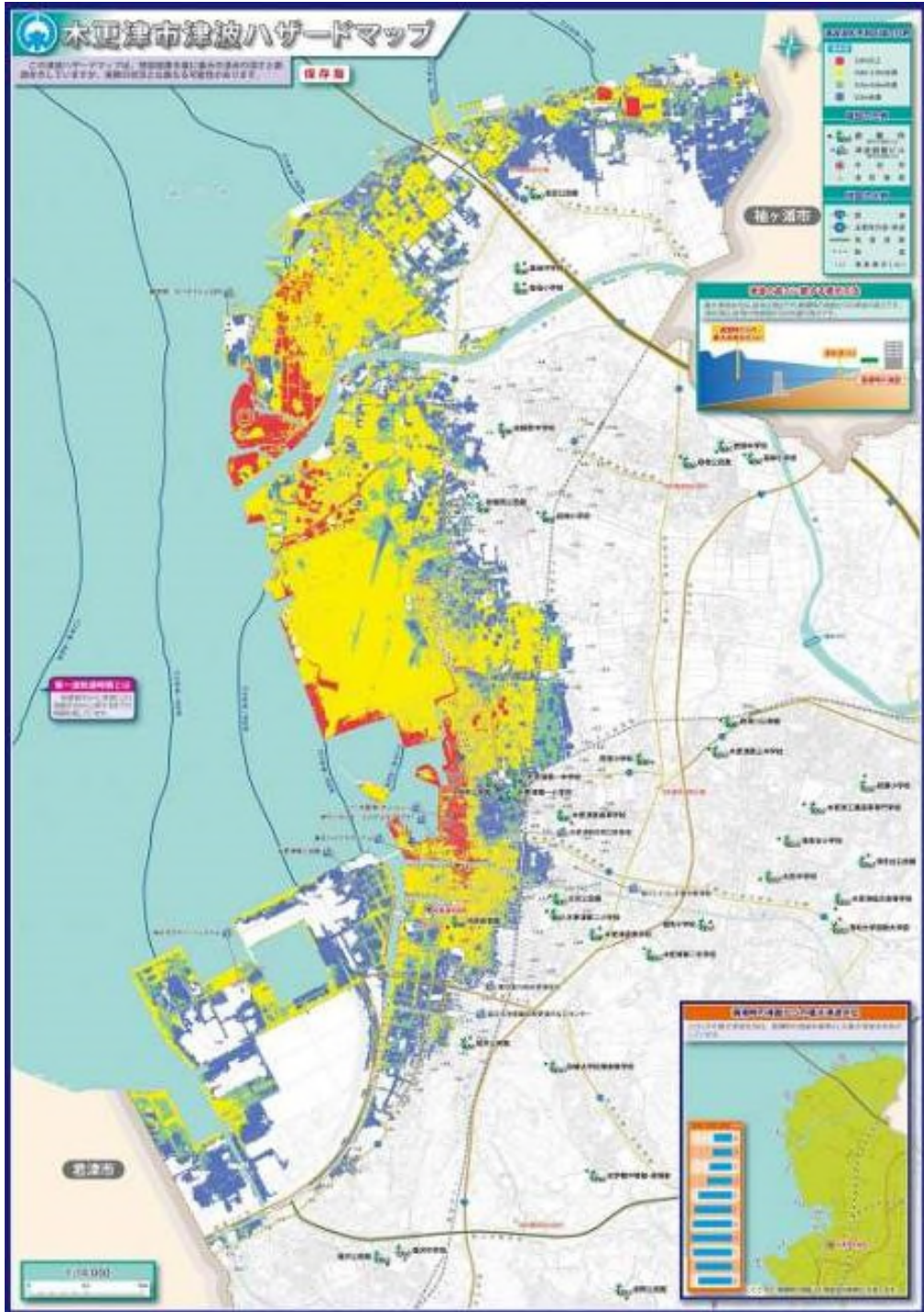
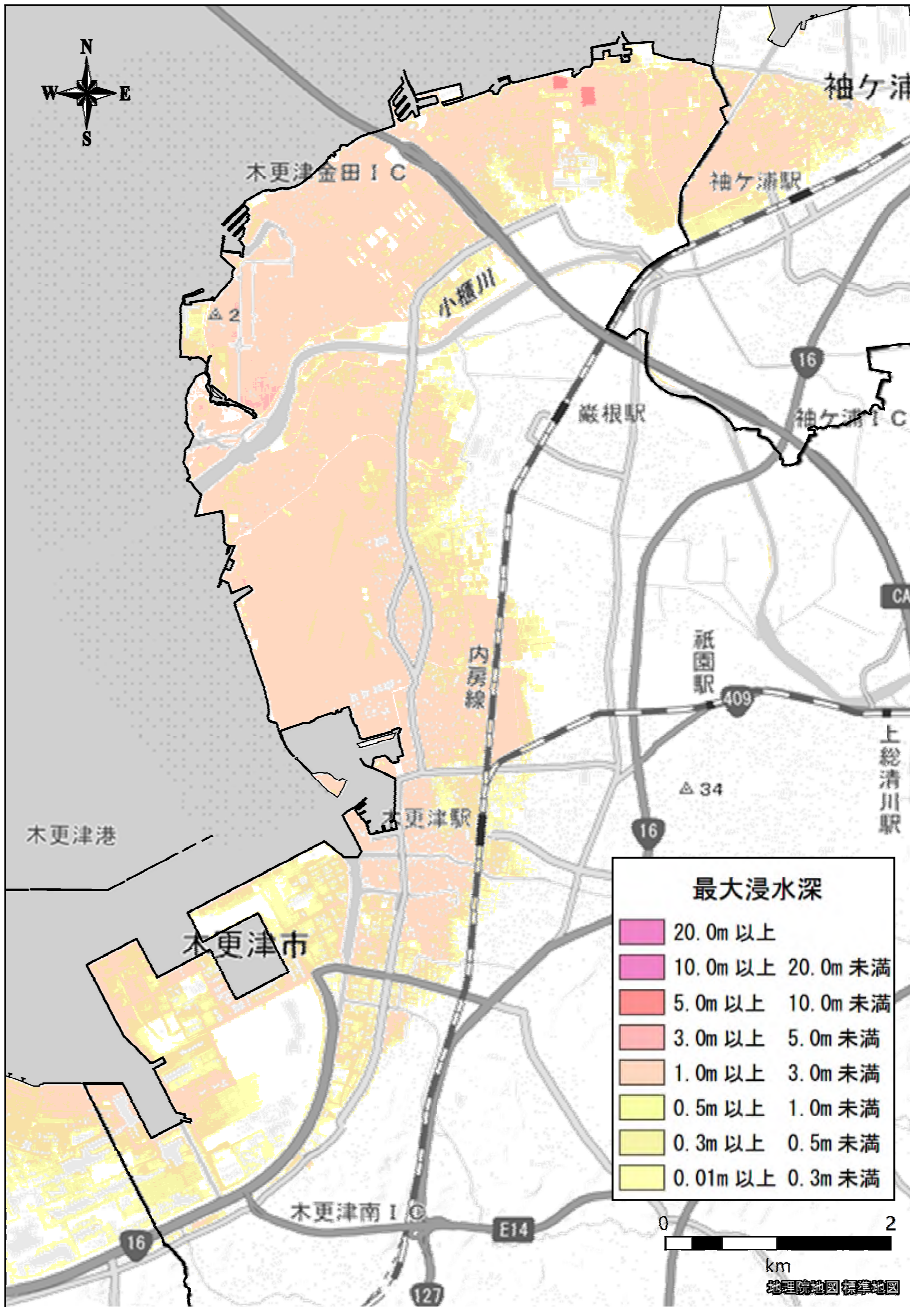
第 1 章 総則

第 1 節 地震・津波対策の基本的視点

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 1 章 総則	第 1 章 総則	
第 1 節 （略）	第 1 節 （略）	

第 2 節 想定地震と地震被害

現行（令和元年度修正）	改正後	備考												
第 2 節 想定地震と地震被害 1 地震被害の想定 千葉県では、平成 19 年度に、近い将来(今後約 100 年程度)に千葉県に影響を与える可能性のある地震として、①東京湾北部地震 ②千葉県東方沖地震 ③三浦半島断層群による地震を想定し、「平成 19 年度千葉県地震被害想定調査」を実施した。また、平成 26・27 年度には、④千葉県北西部直下地震 ⑤大正型関東地震による地震を想定し、「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査」を実施した。 そのうち、本市に最も大きな被害を与える東京湾北部地震を本計画の前提条件として、その結果をとりまとめる。 (2) ～ (3) (略) 2 津波浸水予測区域の想定 本市では、市域に最も津波被害を及ぼすと考えられる地震を想定し、平成 25 年 3 月に津波ハザードマップを作成している。津波による浸水予測区域については、この津波ハザードマップを計画の前提条件とする。 (1) 地震・津波の想定 地震と津波の想定条件は、次のとおりである。 <table><tr><td>モデル地震</td><td>元禄地震（1703 年）新モデル</td></tr><tr><td>想定震源域</td><td>野島崎沖</td></tr><tr><td>想定津波高</td><td>10m（東京湾湾口）</td></tr></table>	モデル地震	元禄地震（1703 年）新モデル	想定震源域	野島崎沖	想定津波高	10m（東京湾湾口）	第 2 節 想定地震と地震被害 1 地震被害の想定 県では、平成 19 年度に、近い将来(今後約 100 年程度)に県に影響を与える可能性のある地震として、①東京湾北部地震 ②千葉県東方沖地震 ③三浦半島断層群による地震を想定し、「平成 19 年度千葉県地震被害想定調査」を実施した。また、平成 26・27 年度には、④千葉県北西部直下地震 ⑤大正型関東地震による地震を想定し、「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査」を実施した。 そのうち、本市に最も大きな被害を与える東京湾北部地震を本計画の前提条件として、その結果をとりまとめる。 (2) ～ (3) (略) 2 津波浸水予測区域の想定 県では、平成 30 年 11 月に「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づく、「最大クラスの津波」が沿岸に到達した場合の浸水の区域（浸水域）及び水深（浸水深）を設定し、津波浸水想定図を作成している。本市の津波による浸水予測区域については、この津波浸水想定図を計画の前提条件とする。 (1) 地震・津波の想定 最大クラスの津波は、過去に千葉県沿岸に津波被害をもたらした地震や将来最大クラスの津波をもたらすと想定される次の 5 つの地震に基づき設定している。 <table><tr><td>① 延宝房総沖地震＜1677 年＞</td><td>②元禄関東地震＜1703 年＞</td></tr><tr><td>③ 東北地方太平洋沖地震＜2011 年＞</td><td>④房総半島南東沖地震＜想定＞</td></tr><tr><td>⑤相模トラフ沿いの最大クラスの地震（ケース 1、2、3）＜想定＞</td><td></td></tr></table>※いずれも中央防災会議モデル	① 延宝房総沖地震＜1677 年＞	②元禄関東地震＜1703 年＞	③ 東北地方太平洋沖地震＜2011 年＞	④房総半島南東沖地震＜想定＞	⑤相模トラフ沿いの最大クラスの地震（ケース 1、2、3）＜想定＞		消防本部警防課の照会結果を反映（千葉県→県） 前提条件の変更
モデル地震	元禄地震（1703 年）新モデル													
想定震源域	野島崎沖													
想定津波高	10m（東京湾湾口）													
① 延宝房総沖地震＜1677 年＞	②元禄関東地震＜1703 年＞													
③ 東北地方太平洋沖地震＜2011 年＞	④房総半島南東沖地震＜想定＞													
⑤相模トラフ沿いの最大クラスの地震（ケース 1、2、3）＜想定＞														

現行（令和元年度修正）	改正後	備考														
（2）津波浸水予測区域 本市における津波浸水予測結果と浸水予測区域は次のとおりである。 <table><tr><td>市域沿岸の想定津波高</td><td>2.3m～4.0m（東京湾平均海面からの高さ）</td></tr><tr><td>浸水面積</td><td>14.68 平方キロメートル</td></tr><tr><td>津波到達時間</td><td>23～30 分</td></tr></table>  ■津波浸水予測区域（津波ハザードマップ）	市域沿岸の想定津波高	2.3m～4.0m（東京湾平均海面からの高さ）	浸水面積	14.68 平方キロメートル	津波到達時間	23～30 分	（2）津波浸水予測区域 本市における津波浸水予測結果と浸水予測区域は次のとおりである。 <table><tr><td>浸水面積</td><td>1,933 ヘクタール</td></tr><tr><td>最大津波水位</td><td>4.2 メートル（東京湾平均海面からの高さ）</td></tr><tr><td>津波到達時間</td><td>123 分（地震発生から津波水位が最大になるまでの時間）</td></tr><tr><td>影響開始時間</td><td>1 分未満（海岸線から 30 メートル沖合の地点において潮位面から±20cm の海面（水位）変動が生じるまでの時間</td></tr></table>  ■津波浸水予測区域（千葉県津波浸水想定図） 出典：地理院タイルに「千葉県 津波浸水想定(平成 30 年 11 月)」を追記して掲載	浸水面積	1,933 ヘクタール	最大津波水位	4.2 メートル（東京湾平均海面からの高さ）	津波到達時間	123 分（地震発生から津波水位が最大になるまでの時間）	影響開始時間	1 分未満（海岸線から 30 メートル沖合の地点において潮位面から±20cm の海面（水位）変動が生じるまでの時間	前提条件の変更 図の変更 出典の追加
市域沿岸の想定津波高	2.3m～4.0m（東京湾平均海面からの高さ）															
浸水面積	14.68 平方キロメートル															
津波到達時間	23～30 分															
浸水面積	1,933 ヘクタール															
最大津波水位	4.2 メートル（東京湾平均海面からの高さ）															
津波到達時間	123 分（地震発生から津波水位が最大になるまでの時間）															
影響開始時間	1 分未満（海岸線から 30 メートル沖合の地点において潮位面から±20cm の海面（水位）変動が生じるまでの時間															

第 3 節 減災目標

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 3 節 （略） 1 （略） 2 防災・減災のための施策 （1） （略） （2）災害に強い基盤作り ア 防災行政無線のデジタル化推進 イ 水門の適正管理 ウ 護岸、防潮堤及び漁港関係施設の補修整備事業の推進 エ 住宅・建築物の耐震診断・改修事業の推進 オ 学校校舎の耐震補強工事及び体育館建て替えの推進 カ 上水道配水池耐震化事業の推進 キ がけ地近接危険住宅移転事業の推進 ク 被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の資格取得職員数確保 ケ （新設） （3）～（7） （略）	第 3 節 減災目標 1 （略） 2 防災・減災のための施策 （1） （略） （2）災害に強い基盤作り ア 防災行政無線のデジタル化推進 イ 水門の適正管理 ウ 護岸、防潮堤及び漁港関係施設の補修整備事業の推進 エ 住宅・建築物の耐震診断・改修事業の推進 オ 学校校舎の耐震補強工事及び体育館建て替えの推進 カ 上水道配水池耐震化事業の推進 キ がけ地近接危険住宅移転事業の推進 ク 被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の資格取得職員数確保 ケ 地籍調査の推進 （3）～（7） （略）	管理用地課の照会結果を反映（県の防災戦略に位置付けられており、協力して地籍調査を推進することとしているため）

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 防災意識の向上

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 2 章 災害予防計画 第 1 節 防災意識の向上 （略） 1 ～ 2 （略） 3 防災広報の充実 平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、危機管理課及び消防本部は、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。特に、発災時の安全性確保に影響する警報等や避難勧告等の意味と内容の説明に尽くすものとし、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。	第 2 章 災害予防計画 第 1 節 防災意識の向上 （略） 1 ～ 2 （略） 3 防災広報の充実 平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、危機管理課及び消防本部は、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。特に、発災時の安全性確保に影響する警報等や避難勧告等の意味と内容の説明に尽くすものとし、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。	

現行（令和元年度修正）		改正後		備考
■防災広報手段と内容		■防災広報手段と内容		
市	広報紙 講演会 広報車 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 等	地域住民 自治会 自主防災組織 児童生徒・幼児 市職員 ボランティア	- 地域防災計画の概要 - 各防災機関の震災対策 - 地震、津波に関する一般知識 - 出火の防止及び初期消火の心得 - 屋内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 - ハザードマップ(地震・洪水・津波) - 避難所、避難路、避難地 - 避難方法、避難時の心得 - 食料、救急用品等非常持出品の準備 - 学校施設等の防災対策 - 建物の耐震対策、家具の固定 - 災害危険箇所 - 自主防災活動の実施 - 防災訓練の実施 - 発災した災害の情報及び市の対応 他	県計画に基づく修正
消防本部	講演会 防災フェア 広報紙 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 等	市民、事業所	- 地震、津波に関する一般知識 - 出火の防止及び初期消火の心得 - 屋内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 - 避難方法、避難時の心得 - 食料、救急用品等非常持出品の準備 - 各防災機関の震災対策 - 救助救護の方法 他	県計画に基づく修正
4 自主防災体制の強化		4 自主防災体制の強化		内容の追加
発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織及び地区まちづくり協議会の防災意識の高揚、さらには事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。		発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織及び地区まちづくり協議会の防災意識の高揚、さらには事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。		
(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援		(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援		
地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障がい者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。		地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障がい者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。		
このため、危機管理課は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、地域住民と協力して避難行動要支援者避難支援プランの策定を進め		このため、危機管理課は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、地域住民と協力して避難行動要支援者避難支援プランの策定を進め		

現行（令和元年度修正）	改正後	備考								
ることとする。 自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。 特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市職員等の役割分担を明確化する。 また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、危機管理課は県と協力してこれを促進する。 ■自主防災組織の活動形態 <table><tr><td>平 常 時</td><td>1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） 8 避難者の健康管理及び感染症予防・栄養・食生活等の知識の啓発</td></tr><tr><td>発 災 時</td><td>1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波<u>予報及び</u>警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）</td></tr></table> （2）（略） 5 ～ 6（略）	平 常 時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） 8 避難者の健康管理及び感染症予防・栄養・食生活等の知識の啓発	発 災 時	1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波 <u>予報及び</u> 警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）	ることとする。 自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。 特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市職員等の役割分担を明確化する。 また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、危機管理課は県と協力してこれを促進する。 ■自主防災組織の活動形態 <table><tr><td>平 常 時</td><td>1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） 8 避難者の健康管理及び感染症予防・栄養・食生活等の知識の啓発</td></tr><tr><td>発 災 時</td><td>1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波警報<u>等</u>、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）</td></tr></table> （2）（略） 5 ～ 6（略）	平 常 時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） 8 避難者の健康管理及び感染症予防・栄養・食生活等の知識の啓発	発 災 時	1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波警報 <u>等</u> 、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）	県計画に基づく修正 （表現の適正化）
平 常 時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） 8 避難者の健康管理及び感染症予防・栄養・食生活等の知識の啓発									
発 災 時	1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波 <u>予報及び</u> 警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）									
平 常 時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） 8 避難者の健康管理及び感染症予防・栄養・食生活等の知識の啓発									
発 災 時	1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波警報 <u>等</u> 、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）									

第 2 節 津波災害予防対策

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																				
第 2 節 津波災害予防対策	第 2 節 津波災害予防対策	管理用地課の照会結果を反映（津波災害においても土地形状の変化が起こりうるため。）																				
<table><tr><td>1 総合的な津波対策の基本的な考え方</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>2 津波広報、教育、訓練計画</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>3 津波避難対策</td><td>危機管理課、消防本部</td></tr><tr><td>4 津波防災施設の整備</td><td>土木課、農林水産課、県（君津土木事務所、木更津港湾事務所）</td></tr><tr><td>5（新設）</td><td></td></tr></table>	1 総合的な津波対策の基本的な考え方		危機管理課	2 津波広報、教育、訓練計画	危機管理課	3 津波避難対策	危機管理課、消防本部	4 津波防災施設の整備	土木課、農林水産課、県（君津土木事務所、木更津港湾事務所）	5（新設）		<table><tr><td>1 総合的な津波対策の基本的な考え方</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>2 津波広報、教育、訓練計画</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>3 津波避難対策</td><td>危機管理課、消防本部</td></tr><tr><td>4 津波防災施設の整備</td><td>土木課、農林水産課、県（君津土木事務所、木更津港湾事務所）</td></tr><tr><td>5 地籍調査の推進</td><td>管理用地課</td></tr></table>	1 総合的な津波対策の基本的な考え方	危機管理課	2 津波広報、教育、訓練計画	危機管理課	3 津波避難対策	危機管理課、消防本部	4 津波防災施設の整備	土木課、農林水産課、県（君津土木事務所、木更津港湾事務所）	5 地籍調査の推進	管理用地課
1 総合的な津波対策の基本的な考え方	危機管理課																					
2 津波広報、教育、訓練計画	危機管理課																					
3 津波避難対策	危機管理課、消防本部																					
4 津波防災施設の整備	土木課、農林水産課、県（君津土木事務所、木更津港湾事務所）																					
5（新設）																						
1 総合的な津波対策の基本的な考え方	危機管理課																					
2 津波広報、教育、訓練計画	危機管理課																					
3 津波避難対策	危機管理課、消防本部																					
4 津波防災施設の整備	土木課、農林水産課、県（君津土木事務所、木更津港湾事務所）																					
5 地籍調査の推進	管理用地課																					
1 ～ 2（略）	1 ～ 2（略）																					

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
3 津波避難対策 （1）避難体制の確立 危機管理課は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などをもとに、市の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。 ア 津波避難ビル等の指定 危機管理課は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の「<u>津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年度）</u>」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成 23 年度）」などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備に努める。 なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。 イ 避難の指示の伝達 危機管理課は、避難勧告等の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示（緊急）ができる組織体制の整備を図る。 なお、避難指示（緊急）にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示（緊急）の内容について周知を図るものとする。 ① 気象庁より津波警報等が発表されたときには、市長は海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで高台や津波避難ビル等の安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。 ② 停電や通信途絶等により、気象庁の<u>津波注意報等</u>を適時に受け取ることができない状況においては、強い揺れ（震度 4 程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市長が必要と認めるときは、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示をするものとする。 ③ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、<u>津波注意報等</u>が発表される前から津波の到着予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の後に<u>津波注意報等</u>が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討するものとする。 ウ 避難誘導体制 危機管理課は、避難行動要支援者の避難誘導を行うために、以下の点に留意し、自主防災組織、近隣住民等と連携した安否確認・避難誘導体制の整備に努める。 ① 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域の実情や避難行動要支援者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。 ② 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防	3 津波避難対策 （1）避難体制の確立 危機管理課は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などをもとに、市の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。 ア 津波避難ビル等の指定 危機管理課は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の平成 29 年 7 月 5 日付「<u>津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）</u>」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成 23 年度）」などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備に努める。 なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。 イ 避難の指示の伝達 危機管理課は、避難勧告等の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示（緊急）ができる組織体制の整備を図る。 なお、避難指示（緊急）にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示（緊急）の内容について周知を図るものとする。 ① 気象庁より津波警報等が発表されたときには、市長は海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで高台や津波避難ビル等の安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。 ② 停電や通信途絶等により、気象庁の<u>津波警報等</u>を適時に受け取ることができない状況においては、強い揺れ（震度 4 程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市長が必要と認めるときは、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示をするものとする。 ③ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、<u>津波警報等</u>が発表される前から津波の到着予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」<u>の中で発表する場合がある。この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等</u>が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討するものとする。 ウ 避難誘導体制 危機管理課は、避難行動要支援者の避難誘導を行うために、以下の点に留意し、自主防災組織、近隣住民等と連携した安否確認・避難誘導体制の整備に努める。 ① 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域の実情や避難行動要支援者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。 ② 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防	県計画に基づく修正 表現の変更 表現の変更 県計画に基づく修正

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。 ③ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。 ④ 避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。 ⑤ 町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、潮干狩り場の管理者等による自主的な避難誘導体制の確立など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。 エ 市町村間の連携による広域避難態勢の構築 津波は市町村域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって市町村間で連携し、避難場所や避難所の提供など市域を越えた避難態勢の構築を図る。 （2） （略） 4 （略） 5 （新設）	災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。 ③ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。 ④ 避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。 ⑤ 町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、潮干狩り場の管理者等による自主的な避難誘導体制の確立など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。 エ 市町村間の連携による広域避難態勢の構築 津波は市町村域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって市町村間で連携し、避難場所や避難所の提供など市域を越えた避難態勢の構築を図る。 （2） （略） 4 （略） 5 地籍調査の推進 災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、管理用地課は県と協力し、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～令和11年度）に基づき、地籍調査を推進する。	管理用地課の照会結果を反映（津波災害においても土地形状の変化が起こりうるため。）

第 3 節 火災等予防対策

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 3 節 （略）	第 3 節 （略）	

第 4 節 消防計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 4 節 （略）	第 4 節 （略）	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考												
第 5 節 建築物の耐震化等の促進 <table><tr><td>1 市街地の整備</td><td>都市政策課、市街地整備課</td></tr><tr><td>2 建築物等の耐震対策</td><td>建築指導課、施設課、下水道推進課、水道部、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)</td></tr><tr><td>3 道路及び交通施設の安全化</td><td>土木課、東日本旅客鉄道(株)、県（君津土木事務所、木更津港湾事務所）</td></tr></table> 1 （略） 2 建築物等の耐震対策 （1）～（7） （略） （8）ライフライン施設の耐震化 各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。 ア 水道施設 水道部は、水道施設の耐震化を図り、また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。 イ 下水道施設 下水道推進課は、処理場、ポンプ場及び管路施設についての耐震化等の整備を進める。 ウ 電力施設 東京電力パワーグリッド株式会社は、地震時における電力供給確保の観点から電気事業者が実施する電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保に協力して、これらの推進に努める。 エ ガス施設 東京ガス株式会社は、ガス製造設備、ガス供給設備などのガス施設そのものを強固なものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備、緊急遮断装置の設置を推進することにより、二次災害の発生の防止に努める。 オ 通信施設 東日本電信電話株式会社は、震災時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達と混乱の発生を防止するため、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。 3 （略）	1 市街地の整備	都市政策課、市街地整備課	2 建築物等の耐震対策	建築指導課、施設課、下水道推進課、水道部、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)	3 道路及び交通施設の安全化	土木課、東日本旅客鉄道(株)、県（君津土木事務所、木更津港湾事務所）	第 5 節 建築物の耐震化等の促進 <table><tr><td>1 市街地の整備</td><td>都市政策課、市街地整備課</td></tr><tr><td>2 建築物等の耐震対策</td><td>建築指導課、都市政策課、資産管理課、下水道推進室、かずさ水道広域連合企業団、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)</td></tr><tr><td>3 道路及び交通施設の安全化</td><td>土木課、東日本旅客鉄道(株)、県（君津土木事務所、木更津港湾事務所）</td></tr></table> 1 （略） 2 建築物等の耐震対策 （1）～（7） （略） （8）ライフライン施設の耐震化 各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。 ア 水道施設 市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、水道施設の耐震化を図り、また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。 イ 下水道施設 下水道推進課は、処理場、ポンプ場及び管路施設についての耐震化等の整備を進める。 ウ 電力施設 東京電力パワーグリッド株式会社は、地震時における電力供給確保の観点から電気事業者が実施する電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保に協力して、これらの推進に努める。 エ ガス施設 東京ガス株式会社は、ガス製造設備、ガス供給設備などのガス施設そのものを強固なものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備、緊急遮断装置の設置を推進することにより、二次災害の発生の防止に努める。 オ 通信施設 東日本電信電話株式会社は、震災時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達と混乱の発生を防止するため、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。 3 （略）	1 市街地の整備	都市政策課、市街地整備課	2 建築物等の耐震対策	建築指導課、都市政策課、資産管理課、下水道推進室、かずさ水道広域連合企業団、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)	3 道路及び交通施設の安全化	土木課、東日本旅客鉄道(株)、県（君津土木事務所、木更津港湾事務所）	教育総務課、都市政策部の照会結果を反映 「水道部」削除、「かずさ水道広域連合企業団」追加 県計画及び「応急給水等に係る確認書」による
1 市街地の整備	都市政策課、市街地整備課													
2 建築物等の耐震対策	建築指導課、施設課、下水道推進課、水道部、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)													
3 道路及び交通施設の安全化	土木課、東日本旅客鉄道(株)、県（君津土木事務所、木更津港湾事務所）													
1 市街地の整備	都市政策課、市街地整備課													
2 建築物等の耐震対策	建築指導課、都市政策課、資産管理課、下水道推進室、かずさ水道広域連合企業団、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)													
3 道路及び交通施設の安全化	土木課、東日本旅客鉄道(株)、県（君津土木事務所、木更津港湾事務所）													

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																
第 6 節 液状化災害予防対策 <table><tr><td>1 液状化対策の推進</td><td>建築指導課</td></tr><tr><td>2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策</td><td>水道部、下水道推進課、土木課、県（君津土木事務所）</td></tr><tr><td>3 液状化対策の広報・周知</td><td>危機管理課、建築指導課</td></tr><tr><td>4 液状化被害における生活支援</td><td>健康推進課、社会福祉課、自立支援課、県（君津健康福祉センター）、木更津市社会福祉協議会</td></tr></table> 1 （略） 2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策 （1）上水道施設 水道部は、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。 （2）下水道施設 下水道推進課は、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。 （3）～（4）（略） 3 液状化対策の広報・周知 （1）液状化現象に関する知識及び液状化危険度マップや揺れやすさマップの広報・周知 危機管理課は、東日本大震災を受け、県が平成 23 年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化危険度マップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、市民にわかりやすく広報・周知する。 また、市民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、市民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。 （2）～（3）（略） 4 （略）	1 液状化対策の推進	建築指導課	2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策	水道部、下水道推進課、土木課、県（君津土木事務所）	3 液状化対策の広報・周知	危機管理課、建築指導課	4 液状化被害における生活支援	健康推進課、社会福祉課、自立支援課、県（君津健康福祉センター）、木更津市社会福祉協議会	第 6 節 液状化災害予防対策 <table><tr><td>1 液状化対策の推進</td><td>建築指導課</td></tr><tr><td>2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策</td><td>かずさ水道広域連合企業団、下水道推進課、土木課、県（君津土木事務所）</td></tr><tr><td>3 液状化対策の広報・周知</td><td>危機管理課、建築指導課</td></tr><tr><td>4 液状化被害における生活支援</td><td>健康推進課、社会福祉課、自立支援課、県（君津健康福祉センター）、木更津市社会福祉協議会</td></tr></table> 1 （略） 2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策 （1）上水道施設 市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。 （2）下水道施設 下水道推進課は、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。 （3）～（4）（略） 3 液状化対策の広報・周知 （1）液状化現象に関する知識及び液状化危険度マップや揺れやすさマップの広報・周知 危機管理課は、東日本大震災を受け、県が平成 23 年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化危険度マップ」や「揺れやすさマップ」（平成 26・27 年度改訂）を用いて、市民にわかりやすく広報・周知する。 また、市民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、市民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。 （2）～（3）（略） 4 （略）	1 液状化対策の推進	建築指導課	2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策	かずさ水道広域連合企業団、下水道推進課、土木課、県（君津土木事務所）	3 液状化対策の広報・周知	危機管理課、建築指導課	4 液状化被害における生活支援	健康推進課、社会福祉課、自立支援課、県（君津健康福祉センター）、木更津市社会福祉協議会	名称変更
1 液状化対策の推進	建築指導課																	
2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策	水道部、下水道推進課、土木課、県（君津土木事務所）																	
3 液状化対策の広報・周知	危機管理課、建築指導課																	
4 液状化被害における生活支援	健康推進課、社会福祉課、自立支援課、県（君津健康福祉センター）、木更津市社会福祉協議会																	
1 液状化対策の推進	建築指導課																	
2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策	かずさ水道広域連合企業団、下水道推進課、土木課、県（君津土木事務所）																	
3 液状化対策の広報・周知	危機管理課、建築指導課																	
4 液状化被害における生活支援	健康推進課、社会福祉課、自立支援課、県（君津健康福祉センター）、木更津市社会福祉協議会																	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考								
第 7 節 土砂災害等予防対策 <table><tr><td>1 土砂災害の防止・孤立集落対策</td><td>危機管理課、管理用地課、土木課、建築指導課、消防本部、県（君津土木事務所）</td></tr><tr><td>2 地籍調査の推進</td><td>管理用地課、<u>建築指導課</u></td></tr></table> 1 土砂災害の防止・孤立集落対策 （1） 危険箇所の調査把握等 市及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。 ア 土砂災害危険箇所の調査把握と危険箇所の周知 県は、基本指針に基づき、おおむね 5 年ごとに土砂災害警戒区域等の指定及び土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査を行い、土木課、危機管理課及び消防本部は、県が指定した土砂災害危険箇所及び土砂災害の危険性がある箇所を把握し、その被害の軽減を図るよう努める。 また、土砂災害危険箇所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップや盛土造成地の位置や規模を示した盛土造成地マップの作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により周辺地域住民等に周知徹底を図り、あわせて一般住民への周知に努める。 イ 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備 県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」（平成12年5月8日法律第57号）第7条及び第9条の規定により、「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。 危機管理課は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。 また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。 ウ 地震後の土砂災害危険箇所の緊急点検 震度 5 強以上の地震が発生した場合、平成 19 年 12 月に国土交通省が策定した「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）」に基づき、県及び国土交通省は土砂災害危険箇所の緊急点検を実施し、管理用地課、土木課<u>及び建築指導課</u>はこれに協力する。 また、危機管理課は県と協議を行い、緊急点検の実施に当たり住民などに不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民・関係機関に対して事前に周知する。 エ がけ地近接危険住宅の移転 建築指導課は、がけ崩れ等による人命や財産を守るため「木更津市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱」に基づく補助金を交付し、移転等を促進する。	1 土砂災害の防止・孤立集落対策	危機管理課、管理用地課、土木課、建築指導課、消防本部、県（君津土木事務所）	2 地籍調査の推進	管理用地課、 <u>建築指導課</u>	第 7 節 土砂災害等予防対策 <table><tr><td>1 土砂災害の防止・孤立集落対策</td><td>危機管理課、管理用地課、土木課、建築指導課、消防本部、県（君津土木事務所）</td></tr><tr><td>2 地籍調査の推進</td><td>管理用地課</td></tr></table> 1 土砂災害の防止・孤立集落対策 （1） 危険箇所の調査把握等 市及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。 ア 土砂災害危険箇所の調査把握と危険箇所の周知 県は、基本指針に基づき、おおむね 5 年ごとに土砂災害警戒区域等の指定及び土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査を行い、土木課、危機管理課及び消防本部は、県が指定した土砂災害危険箇所及び土砂災害の危険性がある箇所を把握し、その被害の軽減を図るよう努める。 また、土砂災害危険箇所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップや盛土造成地の位置や規模を示した盛土造成地マップの作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により周辺地域住民等に周知徹底を図り、あわせて一般住民への周知に努める。 イ 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備 県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」（平成12年5月8日法律第57号）第7条及び第9条の規定により、「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。 危機管理課は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。 また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。 ウ 地震後の土砂災害危険箇所の緊急点検 震度 5 強以上の地震が発生した場合、平成 19 年 12 月に国土交通省が策定した「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）」に基づき、県及び国土交通省は土砂災害危険箇所の緊急点検を実施し、管理用地課、土木課はこれに協力する。 また、危機管理課は県と協議を行い、緊急点検の実施に当たり住民などに不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民・関係機関に対して事前に周知する。 エ がけ地近接危険住宅の移転 建築指導課は、がけ崩れ等による人命や財産を守るため「木更津市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱」に基づく補助金を交付し、移転等を促進する。	1 土砂災害の防止・孤立集落対策	危機管理課、管理用地課、土木課、建築指導課、消防本部、県（君津土木事務所）	2 地籍調査の推進	管理用地課	都市政策部の照会結果を反映（建築指導課の削除） 都市政策部の照会結果を反映（建築指導課の削除）
1 土砂災害の防止・孤立集落対策	危機管理課、管理用地課、土木課、建築指導課、消防本部、県（君津土木事務所）									
2 地籍調査の推進	管理用地課、 <u>建築指導課</u>									
1 土砂災害の防止・孤立集落対策	危機管理課、管理用地課、土木課、建築指導課、消防本部、県（君津土木事務所）									
2 地籍調査の推進	管理用地課									

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（２）～（５） （略） ２ 地籍調査の推進 災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、管理用地課は県と協力し、<u>第 6 次国土調査事業十箇年計画（平成 22 年度～平成 31 年度）</u>に基づき、地籍調査を推進する。	（２）～（５） （略） ２ 地籍調査の推進 災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、管理用地課は県と協力し、<u>第 7 次国土調査事業十箇年計画（令和 2 年度～令和 11 年度）</u>に基づき、地籍調査を推進する。	管理用地課の照会結果を反映（国の計画改訂が行われたため）

第 8 節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備

現行（令和元年度修正）	改正後	備考												
第 8 節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備 <table><tr><td>1 <u>在宅要支援者に対する対応</u></td><td>危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、健康推進課</td></tr><tr><td>2 社会福祉施設における防災対策</td><td>社会福祉施設管理者</td></tr><tr><td>3 <u>外国人に対する対策</u></td><td><u>企画課</u></td></tr></table> 1 <u>在宅要支援者に対する対応</u> 危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課及び健康推進課は、次のような在宅避難行動要支援者対策を行う。 （１）～（８） （略） 2 （略） 3 <u>外国人に対する対策</u> <u>企画課</u>は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「避難行動要支援者」と位置づけ、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。また、危機管理課は、<u>企画課</u>等と連携し避難場所等の標識の多言語化に努め、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。	1 <u>在宅要支援者に対する対応</u>	危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、健康推進課	2 社会福祉施設における防災対策	社会福祉施設管理者	3 <u>外国人に対する対策</u>	<u>企画課</u>	第 8 節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備 <table><tr><td>1 <u>在宅要支援者への対応</u></td><td>危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、健康推進課</td></tr><tr><td>2 社会福祉施設における防災対策</td><td>社会福祉施設管理者</td></tr><tr><td>3 <u>外国人への対応</u></td><td><u>危機管理課、地方創生推進課</u></td></tr></table> 1 <u>在宅要支援者への対応</u> 危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課及び健康推進課は、次のような在宅避難行動要支援者対策を行う。 （１）～（８） （略） 2 （略） 3 <u>外国人への対応</u> <u>地方創生推進課</u>は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「避難行動要支援者」と位置づけ、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。また、危機管理課は、<u>地方創生推進課</u>等と連携し避難場所等の標識の多言語化に努め、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。 <u>市は、災害時における外国人観光客の安全確保を図るため、観光協会との連携強化に努める。</u>	1 <u>在宅要支援者への対応</u>	危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、健康推進課	2 社会福祉施設における防災対策	社会福祉施設管理者	3 <u>外国人への対応</u>	<u>危機管理課、地方創生推進課</u>	県計画に基づく修正（文言修正） 課名の追加・変更 県計画に基づく修正（文言修正） 県計画に基づく修正（文言修正） 課名の変更 課名の変更 <u>外国人観光客への対応を追加</u>
1 <u>在宅要支援者に対する対応</u>	危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、健康推進課													
2 社会福祉施設における防災対策	社会福祉施設管理者													
3 <u>外国人に対する対策</u>	<u>企画課</u>													
1 <u>在宅要支援者への対応</u>	危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、健康推進課													
2 社会福祉施設における防災対策	社会福祉施設管理者													
3 <u>外国人への対応</u>	<u>危機管理課、地方創生推進課</u>													

第 9 節 情報連絡体制の整備

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 9 節 情報連絡体制の整備	第 9 節 情報連絡体制の整備	

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
1	市における災害通信施設の整備	危機管理課	1	市における災害 情報 通信施設の整備	危機管理課	県計画に基づく修正
2	県における災害通信施設の整備	千葉県	2	県における災害 情報 通信施設の整備	千葉県	
3	警察における災害通信網の整備	木更津警察署	3	警察における災害通信網の整備	木更津警察署	
4	アマチュア無線の活用	危機管理課	4	アマチュア無線の活用	危機管理課	
5	その他の通信網の整備	危機管理課	5	その他の通信網の整備	危機管理課	
1 市における災害通信施設の整備			1 市における災害 情報 通信施設の整備			県計画に基づく修正
(1) ～ (2) (略)			(1) ～ (2) (略)			
2 県における災害通信施設の整備			2 県における災害 情報 通信施設の整備			県計画に基づく修正
県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。			県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。			
(1) 無線設備設置機関			(1) 無線設備設置機関			県計画に基づく修正
県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関 <u>256</u> 機関に無線設備を設置している。			県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関 258 機関に無線設備を設置している。			
(2) ～ (6) (略)			(2) ～ (6) (略)			
3 ～ 5 (略)			3 ～ 5 (略)			

第 1 0 節 備蓄・物流計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 1 0 節 備蓄・物流計画	第 1 0 節 備蓄・物流計画	
(略)	(略)	
1 食料・生活必需品等の供給体制の整備	1 食料・生活必需品等の供給体制の整備	
危機管理課は、災害に備えて食料、飲料水、日用品、燃料類、工具等資器材を備蓄し、備蓄目標の達成を図る。特に、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点設けるなど体制の整備に努める。	危機管理課は、災害に備えて食料、飲料水、日用品、燃料類、工具等資器材を備蓄し、備蓄目標の達成を図る。特に、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。	防災基本計画に基づく修正
また、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう、常時点検・整備を実施する。	また、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう、常時点検・整備を実施するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。	
県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下 10 箇所及び県内 10 市町村に分散して備蓄している。危機管理課は、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。	県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下 10 箇所及び県内 10 市町村に分散して備蓄している。危機管理課は、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。	
(1) 備蓄意識の高揚	(1) 備蓄意識の高揚	消防本部警防課の照会結果を反映（千葉県→県）
「平成 19 年度千葉県地震被害想定調査」によれば、東京湾北部地震が発生した際の避難者数は 47,748 人と想定されており、千葉県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」の考え方を参	「平成 19 年度千葉県地震被害想定調査」によれば、東京湾北部地震が発生した際の避難者数は 47,748 人と想定されており、県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」の考え方を参考に、	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
考に、避難者数の 3 日分を目標として以下の備蓄に努める。各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、危機管理課は、家庭や事業所等における「最低 3 日、推奨 1 週間」の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することなど、市民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。 （2）～（3） （略） 2 ～ 3 （略）	避難者数の 3 日分を目標として以下の備蓄に努める。各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、危機管理課は、家庭や事業所等における「最低 3 日、推奨 1 週間」の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することなど、市民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。 （2）～（3） （略） 2 ～ 3 （略）	

第 1 1 節 防災施設の整備

現行（令和元年度修正）	改正後	備考								
第 1 1 節 防災施設の整備 （略） 1 ～ 2 （略） 3 避難施設の整備 危機管理課は、災害対策基本法、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、県の「災害時における避難所運営の手引き」により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定、整備する。 また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等へ周知徹底する。 その他、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避場所を近隣市町村に設けるものとする。 ■避難場所等の役割 <table><tr><td>指定緊急避難場所</td><td>指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。 なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。</td></tr><tr><td>指定避難所</td><td>指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。</td></tr></table>	指定緊急避難場所	指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。 なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。	指定避難所	指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。	第 1 1 節 防災施設の整備 （略） 1 ～ 2 （略） 3 避難施設の整備 危機管理課は、災害対策基本法、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、県の「災害時における避難所運営の手引き」により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定、整備する。 また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等へ周知徹底する。 その他、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避場所を近隣市町村に設けるものとする。 ■避難場所等の役割 <table><tr><td>指定緊急避難場所</td><td>指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。 なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。</td></tr><tr><td>指定避難所</td><td>指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。</td></tr></table>	指定緊急避難場所	指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。 なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。	指定避難所	指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。	
指定緊急避難場所	指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。 なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。									
指定避難所	指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。									
指定緊急避難場所	指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。 なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。									
指定避難所	指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。									

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（１）指定避難所の整備 教育部及び避難所に指定された施設管理者は、避難所に指定した建物については、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、平成 29 年 7 月）により、次のような設備を整備する。 ① 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。 ② 避難所に指定した建物については、必要に応じ、<u>冷暖房施設換気や照明等避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む）の整備に努める。</u> <u>また、その設備を稼働させるために必要な電源や燃料などのエネルギー供給源の多様化を図る。</u> （新設） ③ <u>避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。</u> （新設） ④ 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。 ⑤ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、エルピーガスなどの非常用燃料の確保に努める。 ⑥ <u>一般の避難所</u>では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した<u>ポータブルトイレ</u>等の整備及び生活相談職員（おおむね 10 人の要配慮者に 1 人）等の配置等に努める。 ⑦ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。 ⑧ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。 ⑨ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 （２）～（５） （略）	（１）指定避難所の整備 教育部及び避難所に指定された施設管理者は、避難所に指定した建物については、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、平成 29 年 7 月）により、次のような設備を整備する。 ① 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。 ② <u>避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</u> ③ <u>上記②の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、エネルギーの多様化に努める。</u> ④ <u>避難所における救護所の施設整備に努める。</u> ⑤ <u>避難所における公衆無線 LAN 等の整備に努める。</u> ⑥ 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。 ⑦ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、<u>簡易ベッド</u>、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、エルピーガスなどの非常用燃料の確保に努める。 ⑧ <u>避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した<u>資機材</u>等の整備及び生活相談職員（おおむね 10 人の要配慮者に 1 人）等の配置等に努める。 ⑨ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。 ⑩ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。 ⑪ 指定管理施設が<u>指定</u>避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 （２）～（５） （略）	県計画に基づく修正 （指定避難所の整備に関する記載の充実） 県計画に基づく修正 （指定避難所の整備に関する記載の充実） 表現の適正化

第 1 2 節 帰宅困難者対策

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 1 2 節 帰宅困難者対策 （略）	第 1 2 節 帰宅困難者対策 （略）	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
1（略） 2 一斉帰宅の抑制 （1）～（2）（略） （3）帰宅困難者等への情報提供 企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。 このため、危機管理課は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。 また、駅周辺ごとに設立される、駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。 さらに、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施していく。 ※デジタルサイネージ：屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。 （4）（略） 3～5（略）	1（略） 2 一斉帰宅の抑制 （1）～（2）（略） （3）帰宅困難者等への情報提供 企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。 このため、危機管理課は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。 また、駅周辺ごとに設立される、駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。 さらに、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施していく。 ※デジタルサイネージ：屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。 （4）（略） 3～5（略）	県計画に基づく修正

第 1 3 節 防災体制の整備

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																								
第 1 3 節 防災体制の整備	第 1 3 節 防災体制の整備	名称変更																								
<table><tr><td>1 防災組織の整備</td><td>危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、各部・各課等、防災関係機関、社会福祉施設管理者</td></tr><tr><td>2 協定締結の推進</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>3 ボランティア活動の環境整備</td><td>危機管理課、社会福祉課</td></tr><tr><td>4 応急医療体制の整備</td><td>健康推進課</td></tr><tr><td>5 給水体制の整備</td><td>危機管理課、<u>水道部</u></td></tr><tr><td>6 業務継続計画の推進</td><td>危機管理課、各部・各課等</td></tr></table>	1 防災組織の整備		危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、各部・各課等、防災関係機関、社会福祉施設管理者	2 協定締結の推進	危機管理課	3 ボランティア活動の環境整備	危機管理課、社会福祉課	4 応急医療体制の整備	健康推進課	5 給水体制の整備	危機管理課、 <u>水道部</u>	6 業務継続計画の推進	危機管理課、各部・各課等	<table><tr><td>1 防災組織の整備</td><td>危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、各部・各課等、防災関係機関、社会福祉施設管理者</td></tr><tr><td>2 協定締結の推進</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>3 ボランティア活動の環境整備</td><td>危機管理課、社会福祉課</td></tr><tr><td>4 応急医療体制の整備</td><td>健康推進課</td></tr><tr><td>5 給水体制の整備</td><td>危機管理課、かずさ水道広域連合企業団</td></tr><tr><td>6 業務継続計画の推進</td><td>危機管理課、各部・各課等</td></tr></table>	1 防災組織の整備	危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、各部・各課等、防災関係機関、社会福祉施設管理者	2 協定締結の推進	危機管理課	3 ボランティア活動の環境整備	危機管理課、社会福祉課	4 応急医療体制の整備	健康推進課	5 給水体制の整備	危機管理課、 かずさ水道広域連合企業団	6 業務継続計画の推進	危機管理課、各部・各課等
1 防災組織の整備	危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、各部・各課等、防災関係機関、社会福祉施設管理者																									
2 協定締結の推進	危機管理課																									
3 ボランティア活動の環境整備	危機管理課、社会福祉課																									
4 応急医療体制の整備	健康推進課																									
5 給水体制の整備	危機管理課、 <u>水道部</u>																									
6 業務継続計画の推進	危機管理課、各部・各課等																									
1 防災組織の整備	危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、各部・各課等、防災関係機関、社会福祉施設管理者																									
2 協定締結の推進	危機管理課																									
3 ボランティア活動の環境整備	危機管理課、社会福祉課																									
4 応急医療体制の整備	健康推進課																									
5 給水体制の整備	危機管理課、 かずさ水道広域連合企業団																									
6 業務継続計画の推進	危機管理課、各部・各課等																									
1 ～ 4 （略）	1 ～ 4 （略）																									
5 給水体制の整備	5 給水体制の整備																									

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（１）給水資器材の整備 水道部は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備・充実を図る。特に給水車、タンク車から被災者へ給水する場合には、ポリタンク、ビニールバケツ等が必要であるため、応援団体の協力を得て調達する。 （２）貯水槽、災害用井戸の整備 危機管理課は、給水施設等が破損し、応急復旧対策が完了するまでの間、被災者に飲料水を供給するために、飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害用井戸を整備する。 （３）協力体制の整備 危機管理課は、住民・自治会等役員・消防団等に対して、災害発生時の給水体制を構築するため、貯水及び給水に関する広報を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう働きかける。 また、水道部は、県内水道事業体、水道用水供給事業体及び管工事業協同組合との協力体制を維持し、災害時応急給水への備えとする。 6 （略）	（１）給水資器材の整備 市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備・充実を図る。特に給水車、タンク車から被災者へ給水する場合には、ポリタンク、ビニールバケツ等が必要であるため、応援団体の協力を得て調達する。 （２）貯水槽、災害用井戸の整備 危機管理課は、給水施設等が破損し、応急復旧対策が完了するまでの間、被災者に飲料水を供給するために、飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害用井戸を整備する。 （３）協力体制の整備 危機管理課は、住民・自治会等役員・消防団等に対して、災害発生時の給水体制を構築するため、貯水及び給水に関する広報を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう働きかける。 また、市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、県内水道事業体、水道用水供給事業体及び管工事業協同組合との協力体制を維持し、災害時応急給水への備えとする。 6 （略）	「水道部」削除、「かずさ水道広域連合企業団」追加 県計画及び「応急給水等に係る確認書」による 「水道部」削除、「かずさ水道広域連合企業団」追加 県計画及び「応急給水等に係る確認書」による

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 災害対策本部活動

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 3 章 災害応急対策計画 第 1 節 災害対策本部活動 （略） 1 災害対策本部 （１）～（５） （略） （６）現地災害対策本部の設置 本部長（市長）は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。 ア 組織編成 ① 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。 ② 現地本部員は、現地本部長と各部長と協議の上、指名するものをもって充てる。 イ 所掌事務 ① 本部長の指示による応急対策の実施	第 3 章 災害応急対策計画 第 1 節 災害対策本部活動 （略） 1 災害対策本部 （１）～（５） （略） （６）現地災害対策本部の設置 本部長（市長）は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。 ア 組織編成 ① 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。 ② 現地本部員は、現地本部長と各部長と協議の上、指名するものをもって充てる。 イ 所掌事務 ① 本部長の指示による応急対策の実施	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
② 被害状況、復旧状況の情報伝達 ③ 関係機関との連絡調整 ④ 各種相談業務の実施 ⑤ その他緊急を要する応急対策の実施 ウ <u>所掌事務</u> 現地本部の設置場所は、災害現地又は市の施設とする。 （7） （略） （新設）	② 被害状況、復旧状況の情報伝達 ③ 関係機関との連絡調整 ④ 各種相談業務の実施 ⑤ その他緊急を要する応急対策の実施 ウ <u>設置場所</u> 現地本部の設置場所は、災害現地又は市の施設とする。 （7） （略） （8）災害対策本部の機能強化 ア 全般 各種災害発生時に災害対策本部が組織的かつ効果的に機能発揮できるよう、災害対策本部の組織の継続的な見直しや体制の強化、施設・設備の強化、様々な場面を想定した災害対策本部運営訓練等の各種の訓練を実施すること等により、災害対策本部の継続的な強化を図る。 イ 情報収集・発信体制の強化 被害情報及び応急対策活動等に関する各種情報を収集し、迅速かつ正確な情報を市民に発信するため、情報収集・発信体制の継続的な強化を図る。また、関係機関に対し、各機関のヘリコプター等による情報収集を要請する等、幅広い手段による情報収集に努める。 ウ 避難所運営機能の強化 災害対策本部に避難所運営支援班を設置し、各避難所の避難者数、要支援者等の状況及び支援物資のニーズの把握や感染症対策等を実施し、避難所運営体制を継続的に強化する。 エ 災害対策本部施設・設備の強化 円滑な災害対策本部活動を行うため、災害対策本部活動の拠点となる市庁舎の継続的な機能強化を図るとともに、迅速かつ正確な情報の収集及び発信等のための情報システム等について継続的に強化する。 オ 職員の応援及び受援体制の強化 災害時において、応援職員の要請及び派遣を迅速かつ効果的に実施するため、災害対策本部に応援職員派遣班を設置し、災害対策本部各部の業務の集中状況や人員の不足状況等の把握、県や他自治体との応援職員派遣の調整等を行い、災害対策本部機能の維持・促進を図る。 カ 災害対策本部運営訓練の充実 災害に際し、災害対策本部を真に効率的・効果的に機能させるため、年間を通じて実際の災害対策本部運営訓練（電源及び連絡手段喪失を前提とした訓練等）を行い、市職員の能力向上を図るとともに、関係機関等との連携についても強化を図る。	誤字の修正 令和元年房総半島台風（台風 15 号）をはじめとする一連の災害対応への検証を踏まえ、災害対策本部の機能強化を追加

現行（令和元年度修正）				改正後				備考																																																										
木更津市災害対策本部組織図				木更津市災害対策本部組織図				部名→部等名に変更 各部長名を削除																																																										
<table><tr><td>本 部 長</td><td>市</td><td>長</td></tr><tr><td>副 本 部 長</td><td>副</td><td>市</td><td>長</td></tr><tr><td>本 部 長 付</td><td>教</td><td>育</td><td>長</td></tr></table>				本 部 長	市	長	副 本 部 長		副	市	長	本 部 長 付	教	育	長	<table><tr><td>本 部 長</td><td>市</td><td>長</td></tr><tr><td>副 本 部 長</td><td>副</td><td>市</td><td>長</td></tr><tr><td>本 部 長 付</td><td>教</td><td>育</td><td>長</td></tr></table>				本 部 長	市	長	副 本 部 長	副	市	長	本 部 長 付	教	育	長	市長公室を追加																																			
本 部 長	市	長																																																																
副 本 部 長	副	市	長																																																															
本 部 長 付	教	育	長																																																															
本 部 長	市	長																																																																
副 本 部 長	副	市	長																																																															
本 部 長 付	教	育	長																																																															
<table><tr><th>部名（部長）</th><th>班名</th><th>班員（構成する課の職員）</th></tr><tr><td rowspan="4">総務部 <u>（総務部長）</u></td><td>秘 書 班</td><td>秘書課</td></tr><tr><td>本 部 班</td><td>危機管理課、総務課</td></tr><tr><td>職 員 班</td><td>職員課</td></tr><tr><td>管 財 班</td><td>管財課、<u>行政改革推進室</u></td></tr><tr><td rowspan="3">被 害 対 策 班</td><td colspan="2">総務部長が指名する職員</td></tr><tr><td>企 画 班</td><td>企画課、地域政策課</td></tr><tr><td><u>情 報 政 策 課</u></td><td><u>情報政策課</u></td></tr><tr><td rowspan="2">被 害 対 策 班</td><td colspan="2">企画部長が指名する職員</td></tr><tr><td>財 政 班</td><td>財政課</td></tr><tr><td rowspan="6">市 民 税 班</td><td>市民税課</td></tr><tr><td>資 産 税 班</td><td>資産税課</td></tr><tr><td>収 税 対 策 班</td><td>収税対策課</td></tr><tr><td>会 計 班</td><td>会計課</td></tr><tr><td>被 害 対 策 班</td><td>財務部長が指名する職員</td></tr><tr><td>市 民 班</td><td>市民課</td></tr><tr><td rowspan="4">保 険 年 金 班</td><td>保険年金課</td></tr><tr><td>市 民 活 動 支 援 班</td><td>市民活動支援課</td></tr><tr><td>被 害 対 策 班</td><td>市民部長が指名する職員</td></tr><tr><td>子 育 て 支 援 班</td><td>子育て支援課</td></tr><tr><td rowspan="5">こ ども 保 育 班</td><td>こども保育課</td></tr><tr><td>健 康 推 進 班</td><td>健康推進課</td></tr><tr><td>ス ポ ー ツ 振 興 班</td><td>スポーツ振興課</td></tr><tr><td>被 害 対 策 班</td><td>健康こども部長が指名する職員</td></tr><tr><td>社 会 福 祉 班</td><td>社会福祉課、自立支援課</td></tr><tr><td rowspan="4">障 が い 福 祉 班</td><td>障がい福祉課</td></tr><tr><td>高 齢 者 福 祉 班</td><td>高齢者福祉課、介護保険課</td></tr><tr><td>被 害 対 策 班</td><td>福祉部長が指名する職員</td></tr><tr><td>環 境 管 理 班</td><td>環境管理課</td></tr></table>				部名（部長）	班名	班員（構成する課の職員）	総務部 <u>（総務部長）</u>	秘 書 班	秘書課	本 部 班	危機管理課、総務課	職 員 班	職員課	管 財 班	管財課、 <u>行政改革推進室</u>	被 害 対 策 班	総務部長が指名する職員		企 画 班	企画課、地域政策課	<u>情 報 政 策 課</u>	<u>情報政策課</u>	被 害 対 策 班	企画部長が指名する職員		財 政 班	財政課	市 民 税 班	市民税課	資 産 税 班	資産税課	収 税 対 策 班	収税対策課	会 計 班	会計課	被 害 対 策 班	財務部長が指名する職員	市 民 班	市民課	保 険 年 金 班	保険年金課	市 民 活 動 支 援 班	市民活動支援課	被 害 対 策 班	市民部長が指名する職員	子 育 て 支 援 班	子育て支援課	こ ども 保 育 班	こども保育課	健 康 推 進 班	健康推進課	ス ポ ー ツ 振 興 班	スポーツ振興課	被 害 対 策 班	健康こども部長が指名する職員	社 会 福 祉 班	社会福祉課、自立支援課	障 が い 福 祉 班	障がい福祉課	高 齢 者 福 祉 班	高齢者福祉課、介護保険課	被 害 対 策 班	福祉部長が指名する職員	環 境 管 理 班	環境管理課	市長公室を追加 総務部管財課の照会結果を反映（管財班から行政改革推進室を削除） 資産管理班を追加 企画班に地方創生推進課を追加 情報政策課を削除 被害対策班→被害調査班（以下、本表全て） 会計室の照会結果を反映（収税対策課→収税対策室、会計課→会計室）
部名（部長）	班名	班員（構成する課の職員）																																																																
総務部 <u>（総務部長）</u>	秘 書 班	秘書課																																																																
	本 部 班	危機管理課、総務課																																																																
	職 員 班	職員課																																																																
	管 財 班	管財課、 <u>行政改革推進室</u>																																																																
被 害 対 策 班	総務部長が指名する職員																																																																	
	企 画 班	企画課、地域政策課																																																																
	<u>情 報 政 策 課</u>	<u>情報政策課</u>																																																																
被 害 対 策 班	企画部長が指名する職員																																																																	
	財 政 班	財政課																																																																
市 民 税 班	市民税課																																																																	
	資 産 税 班	資産税課																																																																
	収 税 対 策 班	収税対策課																																																																
	会 計 班	会計課																																																																
	被 害 対 策 班	財務部長が指名する職員																																																																
	市 民 班	市民課																																																																
保 険 年 金 班	保険年金課																																																																	
	市 民 活 動 支 援 班	市民活動支援課																																																																
	被 害 対 策 班	市民部長が指名する職員																																																																
	子 育 て 支 援 班	子育て支援課																																																																
こ ども 保 育 班	こども保育課																																																																	
	健 康 推 進 班	健康推進課																																																																
	ス ポ ー ツ 振 興 班	スポーツ振興課																																																																
	被 害 対 策 班	健康こども部長が指名する職員																																																																
	社 会 福 祉 班	社会福祉課、自立支援課																																																																
障 が い 福 祉 班	障がい福祉課																																																																	
	高 齢 者 福 祉 班	高齢者福祉課、介護保険課																																																																
	被 害 対 策 班	福祉部長が指名する職員																																																																
	環 境 管 理 班	環境管理課																																																																

現行（令和元年度修正）				改正後				備考
	<u>（環境部長）</u>	廃 棄 物 対 策 班	まち美化推進課、火葬場建設準備室			廃 棄 物 対 策 班	まち美化推進課、火葬場建設準備室	都市政策部の照会結果を反映（下水道推進課→下水道推進室） 営繕班を削除 教育部の照会結果を反映（学校教育班の学校再編課を削除、まなび支援センターを生涯学習班から学校教育班へ移動、公民館班を追加） <

現行（令和元年度修正）				改正後				備考
災害対策本部の組織・事務分掌				災害対策本部の組織・事務分掌				
部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期 警戒期 初動期 避難生活期 生活再建期		部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期 警戒期 初動期 避難生活期 生活再建期		
総務部	秘書班			市長公室	秘書班			市長公室を追加
	本部班●				経営改革班			
					シティプロモーション班			
				総務部	本部班●			水道部の削除
	職員班							
	管財班							
	被害対策班▲			資産管理班				資産管理班を追加 総務部管財課の照会結果を反映（市有財産の被害状況の把握に 関すること。を管財班の所掌事務から移動）
企画部	企画班●							
	情報政策班							
	被害対策班▲							
財務部	財政班●			管財班				被害対策班→被害調査班（以下、本表全て）
	市民税班							
	資産税班			被害調査班▲				
	収税対策班			企画部	企画班●			
財								
				被害調査班▲				
部				財政班●				

現行（令和元年度修正）					改正後					備考		
市民部	会計班				経費物品の出納に関すること。	務部	市民税班				市民税課の所管に係る税の減免及び相談に関すること。	
					義援金の受付及び保管に関すること。						り災証明書の発行に関すること。	
	被害対策班				菅生、清川、椿、犬成、中尾、伊豆島、ほたる野、笹子、日の出町、文京、幸町、桜町、請西、請西東、請西南及び真舟地区の被害状況の把握に関すること。		資産税班				資産税課の所管に係る税の減免及び相談に関すること。	
											り災証明に係る住家の被害調査に関すること。	
	市民班●				応急食糧品、衣料、生活必需品等物資の調達に関すること。		収税対策班				税の徴収猶予及び相談に関すること。	
					救援物資の募集、受け付けに関すること。						り災証明に係る住家の被害調査に関すること。	
	保険年金班				生活物資の避難所への搬送に関すること。		会計班				経費物品の出納に関すること。	
					救援物資の物資集積所での受け入れ、仕分け及び避難所への搬送に関すること。						義援金の受付及び保管に関すること。	
	市民活動支援班				交通状況の確認調査、交通関係についての警察との連絡・調整、住民への周知に関すること。		被害調査班				菅生、清川、椿、犬成、中尾、伊豆島、ほたる野、笹子、日の出町、文京、幸町、桜町、請西、請西東、請西南及び真舟地区の被害状況の把握に関すること。	
					被災者相談窓口開設及び運営に関すること。							
健康こども部	被害対策班▲				中里及び江川地区の被害状況の把握に関すること。	市民部	市民班●				応急食糧品、衣料、生活必需品等物資の調達に関すること。	
	子育て支援班				児童福祉施設のうち児童養護施設、児童家庭支援センター並びに子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設等の被害調査に関すること。		保険年金班				生活物資の避難所への搬送に関すること。	
					福祉避難所の運営等に関すること。						救援物資の物資集積所での受け入れ、仕分け及び避難所への搬送に関すること。	
	こども保育班				応急保育に関すること。		市民活動支援班				交通状況の確認調査、交通関係についての警察との連絡・調整、住民への周知に関すること。	
					福祉避難所の運営等に関すること。						被災者相談窓口開設及び運営に関すること。	
	健康推進班				児童福祉施設のうち保育所、認定こども園、児童厚生施設並びに子育て支援センター、放課後クラブの被害調査に関すること。		被害調査班▲				中里及び江川地区の被害状況の把握に関すること。	
					要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。							
					医療救護（救護所の設置、医薬品等の確保、県への救護班派遣の依頼等）に関すること。	健康こども部	子育て支援班				児童福祉施設のうち児童養護施設、児童家庭支援センター、母子生活支援施設等の被害調査に関すること。	
				被災者の健康管理、防疫に関すること。						要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。		
				医療機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連絡調整に関すること。						福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関すること。		
スポーツ振興班				市民体育館に避難所、物資集積所等が設置された場合の運用支援に関すること。	こども保育班					応急保育に関すること。		
				福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関すること。						児童福祉施設のうち保育所、認定こども園、児童厚生施設並びに子育て支援センター、放課後児童クラブの被害調査に関すること。		
				児童福祉施設のうち保育所、認定こども園、児童厚生施設並びに子育て支援センター、放課後児童クラブの被害調査に関すること。			健康推進班				要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。	
被害対策班▲				久津間及び万石地区の被害状況の把握に関すること。						医療救護（救護所の設置、医薬品等の確保、県への救護班派遣の依頼等）に関すること。		
				被災者の健康管理、防疫に関すること。						被災者の健康管理、防疫に関すること。		
				医療機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連絡調整に関すること。					医療機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連絡調整に関すること。			
福祉部	スポーツ振興班				市民体育館に避難所、物資集積所等が設置された場合の運用支援に関すること。	市民部	市民班●				応急食糧品、衣料、生活必需品等物資の調達に関すること。	
	被害対策班▲				久津間及び万石地区の被害状況の把握に関すること。		保険年金班				生活物資の避難所への搬送に関すること。	
											救援物資の物資集積所での受け入れ、仕分け及び避難所への搬送に関すること。	
	社会福祉班●				災害弔慰金・見舞金等の支給、被災者生活再建支援金等に関すること。	市民活動支援班				交通状況の確認調査、交通関係についての警察との連絡・調整、住民への周知に関すること。		
					遺体の処理に関すること。					被災者相談窓口開設及び運営に関すること。		
					日赤千葉県支部、地元奉仕団及び災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。					中里及び江川地区の被害状況の把握に関すること。		
					福祉避難所の開設及び運営の総括に関すること。	被害調査班▲				児童福祉施設のうち児童養護施設、児童家庭支援センター、母子生活支援施設等の被害調査に関すること。		
	障がい福祉班				部内の社会福祉施設等関係の被害記録に関すること。（部門被害）					児童福祉施設のうち児童養護施設、児童家庭支援センター、母子生活支援施設等の被害調査に関すること。		
					障がい者の避難支援及び厚生援護に関すること。	健康推進班				要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。		
					福祉避難所の運営等に関すること。					医療救護（救護所の設置、医薬品等の確保、県への救護班派遣の依頼等）に関すること。		
			児童福祉施設のうち児童発達支援センター等の被害調査に関すること。					被災者の健康管理、防疫に関すること。				
高齢者福祉班				要介護高齢者の避難支援及び厚生援護並びに市内老人福祉施設との受入れ調整に関すること。	こども保育班				応急保育に関すること。			
				福祉避難所の運営等に関すること。					福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関すること。			
				児童福祉施設のうち児童発達支援センター等の被害調査に関すること。					児童福祉施設のうち保育所、認定こども園、児童厚生施設並びに子育て支援センター、放課後児童クラブの被害調査に関すること。			
被害対策班▲				鎌足地区の被害状況の把握に関すること。	健康推進班				要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。			
									医療救護（救護所の設置、医薬品等の確保、県への救護班派遣の依頼等）に関すること。			
									被災者の健康管理、防疫に関すること。			
環境	環境管理班●				環境衛生施設、大気汚染測定局及び航空機騒音システムの被害状況及び応急復旧に関すること。	福祉部	社会福祉班●				災害弔慰金・見舞金等の支給、被災者生活再建支援金等に関すること。	
										遺体の処理に関すること。		
										日赤千葉県支部、地元奉仕団及び災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。		
									福祉避難所の開設及び運営の総括に関すること。			
									部内の社会福祉施設等関係の被害記録に関すること。（部門被害）			
									障がい者の避難支援及び厚生援護に関すること。			
									福祉避難所の運営等に関すること。			

子育て支援課の照会結果を反映（子育て世代包括支援センターの削除、役割の追加（要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること）、母子福祉避難所の記載を追加）
こども保育課の照会結果を反映（放課後くらぶ→放課後児童クラブ）
健康推進課の照会結果を反映（期間追加）

現行（令和元年度修正）					改正後					備考		
部				防疫（消毒等）に關すること。	環境部				児童福祉施設のうち児童発達支援センター等の被害調査に關すること。			
				動物対策に關すること。		高齢者福祉班			要介護高齢者の避難支援及び厚生援護並びに市内老人福祉施設との受入れ調整に關すること。			
				大気汚染、異常水質、異臭等の調査把握及び対策に關すること。					福祉避難所の運営等に關すること。			
	廃棄物対策班			ごみ処理施設及びし尿処理施設の被害記録（部門被害）、状況の調査及び応急復旧に關すること。		被害調査班▲			鎌足地区の被害状況の把握に關すること。			
				被災地の災害廃棄物等の収集及び処理に關すること。		環境管理班●			環境衛生施設、大気汚染測定局及び航空機騒音システムの被害状況及び応急復旧に關すること。			
				仮設トイレの調達及びし尿収集処理に關すること。					防疫（消毒等）に關すること。			
	被害対策班▲			新田、富士見、中央、新宿及び吾妻地区の被害状況の把握に關すること。					動物対策に關すること。			
								大気汚染、異常水質、異臭等の調査把握及び対策に關すること。				
		經濟部	農林水産班●				災害危険区域（山腹崩壊危険区域）の警戒巡視に關すること。	廃棄物対策班				ごみ処理施設及びし尿処理施設の被害記録（部門被害）、状況の調査及び応急復旧に關すること。
						農林業用施設、農地、農林産物、畜産、水産物、水産施設及び漁港施設等の被害記録（部門被害）、被害状況調査及び応急復旧並びに各農業団体及び各水産業団体との連絡に關すること。					被災地の災害廃棄物等の収集及び処理に關すること。	
産業振興班				商工業者の被害状況の調査及び融資並びに商工施設関係の被害記録に關すること。（部門被害）			仮設トイレの調達及びし尿収集処理に關すること。		被害調査班▲			
				観光施設の被害状況の調査及び対策に關すること。			新田、富士見、中央、新宿及び吾妻地区の被害状況の把握に關すること。					
				港湾に關すること。	農林水産班●			災害危険区域（山腹崩壊危険区域）の警戒巡視に關すること。				
市場班				市場施設の被害状況の調査及び応急復旧に關すること。				農林業用施設、農地、農林産物、畜産、水産物、水産施設及び漁港施設等の被害記録（部門被害）、被害状況調査及び応急復旧並びに各農業団体及び各水産業団体との連絡に關すること。				
	都市政策班●					災害危険区域(宅地造成工事規制区域内)の警戒巡視に關すること。	産業振興班			商工業者の被害状況の調査及び融資並びに商工施設関係の被害記録に關すること。（部門被害）		
				被災宅地の危険度判定に關すること。				観光施設の被害状況の調査及び対策に關すること。				
				<u>金田土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査に關すること。</u>				港湾に關すること。				
市街地整備班				<u>土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査に關すること。</u>	市場班			市場施設の被害状況の調査及び応急復旧に關すること。	都市政策部の照会結果を反映（金田土地区画整理事業関係機関との～を都市政策班から移動、被害状況の調査及び応急復旧に關すること。を追加			
			公園緑地の活用、被害状況調査、応急復旧に關すること。	都市政策班●				災害危険区域(宅地造成工事規制区域内)の警戒巡視に關すること。		市街地整備課の照会結果を反映（所管施設の定義を明確化するため）		
			がけ地近接等危険住宅の警戒巡視に關すること。					被災宅地の危険度判定に關すること。				
住宅班			市営住宅の被害状況の調査及び応急復旧に關すること。		市街地整備班			<u>金田土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査に關すること。</u>	下水道推進室の照会結果を反映（道→路） 営繕班削除 土木課の照会結果を反映（現在、管理する道路は市道のみであるため「都市計画街路、」を削除）			
			応急仮設住宅の入居及び管理〈賃貸住宅の借上げ含む〉に關すること。				<u>市管理駐車施設、市管理高速バス停留施設の被害状況の調査及び応急復旧に關すること。</u>					
	下水道推進班			公共下水道、都市下水道、地域污水处理施設の被害調査、記録及び応急復旧に關すること。				<u>現在施行を行っている土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査に關すること。</u>				
管理用地班				国及び県が管理する道路、河川等の連絡調整に關すること。			公園緑地の活用、被害状況調査、応急復旧に關すること。					
				部内の公共土木施設関係の被害記録に關すること。（部門被害）	建築指導班			がけ地近接等危険住宅の警戒巡視に關すること。				
	土木班			災害危険区域(急傾斜地、土石流危険住家)の警戒巡視に關すること。				被災建築物の応急危険度判定に關すること。				
			水防活動に關すること。	住宅班				市営住宅の被害状況の調査及び応急復旧に關すること。				
			都市計画街路、道路、河川、橋梁等の被害状況の調査、応急復旧及び障害物の除去に關すること。				応急仮設住宅の入居及び管理〈賃貸住宅の借上げ含む〉に關すること。					
		土木関係業者との連絡調整、土木資材及び水防資材の調達に關すること。	下水道推進班				公共下水道、都市下水道、地域污水处理施設の被害調査、記録及び応急復旧に關すること。					
営繕班				<u>災害拠点として使用する市有施設の応急処置に關すること。</u>	管理用地班			国及び県が管理する道路、河川等の連絡調整に關すること。				
				<u>建築業者との連絡調整に關すること。</u>				部内の公共土木施設関係の被害記録に關すること。（部門被害）				
			<u>被災住家の応急修理及び住居障害物の除去に關すること。</u>	土木班				災害危険区域(急傾斜地、土石流危険住家)の警戒巡視に關すること。				
			<u>応急仮設住宅の建設に關すること。</u>				水防活動に關すること。					
被害対策班▲			潮見、築地、木材港、潮浜、新港、貝渕、桜井及び波岡地区の被害状況の把握に關すること。	教育総務班●			道路、河川、橋梁等の被害状況の調査、応急復旧及び障害物の除去に					
	教育総務班●				小中学校及び公民館等の避難所開設及び運営の総括、避難者の把握に關すること。							

現行（令和元年度修正）					改正後					備考	
育 部				市立の文教施設関係の被害記録その他管理施設の被害状況の調査に 関すること。				関すること。		教育部の照会結果を 反映（公民館班を追 加） 水道部の削除	
				被災施設の応急復旧に關すること。				土木関係業者との連絡調整、土木資材及び水防資材の調達に關するこ と。			
	施設班			教育施設の被害状況の調査、被災施設の応急復旧に關すること。	被害調査班▲			潮見、築地、木材港、潮浜、新港、貝渕、桜井及び波岡地区の被害状 況の把握に關すること。			
				避難所の開設及び運営に關すること。							
	学校教育班			教育施設の被害状況の調査に關すること。	教育総務班●			小中学校及び公民館等の避難所開設及び運営の総括、避難者の把握に 關すること。			
				応急教育計画、教員の確保に關すること。				市立の文教施設関係の被害記録その他管理施設の被害状況の調査に 關すること。			
				被災児童生徒に対する教科書、学用品等の支給に關すること。							
				避難所の開設及び運営に關すること。				被災施設の応急復旧に關すること。			
	生涯学習班			施設利用者等の安全確保に關すること。	学校教育班			教育施設の被害状況の調査に關すること。			
				避難所の開設及び運営に關すること。				応急教育計画、教員の確保に關すること。			
				文化財の保護に關すること。				被災児童生徒に対する教科書、学用品等の支給に關すること。			
	被害対策班▲			中郷地区の被害状況の把握に關すること。				避難所の開設及び運営に關すること。			
特 命 部	特命班●			市議会議員との連絡調整に關すること。	生涯学習班			施設利用者等の安全確保に關すること。			
				本部長の特命指示に關すること。				避難所の開設及び運営に關すること。			
	被害対策班▲			朝日、木更津、東中央及び大和地区の被害状況の把握に關すること。				文化財の保護に關すること。			
水 道 部	水道事業管理者の定めるところによる。			市営水道の被害調査、応急対策に關すること。	公民館班			施設利用者等の安全確保に關すること。			
				応急給水に關すること。				避難所の開設及び運営に關すること。			
消 防 部	消防長の定めるところによる。			防火水防活動に關すること。	被害調査班▲			中郷地区の被害状況の把握に關すること。			
				救急救助に關すること。							
				災害危険区域の警戒巡視に關すること。	特命班●			市議会議員との連絡調整に關すること。			
				行方不明者の搜索に關すること。				本部長の特命指示に關すること。			
				消防団による被害状況の調査取りまとめに關すること。	被害調査班▲			朝日、木更津、東中央及び大和地区の被害状況の把握に關すること。			
				危険物の被害記録に關すること。（部門被害）							
				消防応援の受け入れ及び調整に關すること。	消防長の定めるところによる。			防火水防活動に關すること。			
富 来 田 連 絡 所	総務班			本庁との連絡調整、管内の諸連絡に關すること。				救急救助に關すること。			
				管内市有財産の被害状況の把握、災害記録の総括に關すること。				災害危険区域の警戒巡視に關すること。			
				管内の被災者相談窓口の開設、運営に關すること。				行方不明者の搜索に關すること。			
鎌 足 連 絡 所	被害対策班▲			富来田地区の被害状況の調査に關すること。				消防団による被害状況の調査取りまとめに關すること。			
								危険物の被害記録に關すること。（部門被害）			
								消防応援の受け入れ及び調整に關すること。			
金 田 連 絡 所				管内の諸連絡に關すること。	富来田連絡所	総務班		本庁との連絡調整、管内の諸連絡に關すること。			
								管内市有財産の被害状況の把握、災害記録の総括に關すること。			
								管内の被災者相談窓口の開設、運営に關すること。			
中 郷 連 絡 所				管内の諸連絡に關すること。	被害調査班▲			富来田地区の被害状況の調査に關すること。			
全 体 共 通	各部の主管班●			部内の連絡調整に關すること。	鎌足連絡所			管内の諸連絡に關すること。		避難所運営支援班、 応援職員派遣班を追 加 避難所開設班を追加	
				部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告 （連絡員の派遣等）に關すること。	金田連絡所			管内の諸連絡に關すること。			
	各部の被害対策班▲			担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への 通報に關すること。	中郷連絡所			管内の諸連絡に關すること。			
				避難所の運営支援に關すること	避難所運営支援班			避難所の運営の支援に關すること。			
	各班			庁内の応援に關すること	応援職員派遣班			応援職員の派遣及び受援等に關すること。			
全					避難所開設班			避難所の安全点検に關すること。 避難者の受け入れ準備に關すること。 避難所開設の全般に關すること。			
					各部の主管班			部内の連絡調整に關すること。			

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																																			
2 職員の動員・配備 （１）～（４） （略） （５）<u>県非常参集職員</u>の派遣受入れ <u>大規模災害が発生した場合、特に市町村が被害状況の報告を行うことができなくなった場合には、県は積極的に市町村へ県職員を派遣し、情報収集を行う計画である。</u> 災害時に県職員が派遣される場合、本部班は同職員と連携して情報を収集し、情報共有を行うものとする。 3 <u>勤務時間外</u>の初動体制 （１）<u>緊急対策班</u> <u>勤務時間外に震度 5 強以上の地震が発生し、市内各所で甚大な被害が発生した場合、あらかじめ定められた職員については、各避難所に一旦集合し緊急対策班を組織する。</u> ア 所掌事務 以下の事項について対応する。 ① <u>避難所開設のための安全点検</u> ② <u>救急救助活動</u> ③ <u>消火活動と延焼の防止</u> ④ <u>避難・誘導活動</u> ⑤ <u>地区の被害状況の調査</u> ⑥ <u>その他緊急を要する応急対策の実施</u> イ <u>設置期間</u> <u>緊急対策班は被災後 12 時間程度活動し、本部へ合流又は必要な場合は本部の指示により現地対策本部の設置にあたる。</u> ウ <u>設置場所</u> 各避難所 ※詳細は資料編のとおり （２）<u>緊急対策班</u>以外の職員 <u>緊急対策班以外の職員については、災害発生後速やかに勤務地に集合する。</u> 4 （略）	<table><tr><td>体</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。</td></tr><tr><td>共</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>通</td><td>各部の被害調査班▲</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>各班</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>避難所の運営支援に関すること</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>庁内の応援に関すること</td></tr></table> 2 職員の動員・配備 （１）～（４） （略） （５）<u>県情報連絡員</u>の派遣受入れ <u>県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する計画である。</u> 災害時に県職員が派遣される場合、本部班は同職員と連携して情報を収集し、情報共有を行うものとする。 3 初動体制 （１）<u>避難所開設班</u> <u>震度 5 強以上の地震が発生し、市内各所で甚大な被害が発生した場合、避難所開設班に指定された職員は、あらかじめ定められた指定避難所に参集し、教育総務班の指示により避難所を開設する。避難所開設要員については、年度ごとに指定する。</u> ア 所掌事務 ① <u>避難所の安全点検</u> ② <u>避難者の受け入れ準備</u> ③ <u>避難所の開設</u> イ 設置場所 各避難所 ※詳細は資料編のとおり （２）<u>避難所開設班</u>以外の職員 <u>避難所開設班以外の職員については、災害発生後速やかに勤務地に集合する。</u> 4 （略）	体	●					部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。	共							通	各部の被害調査班▲					担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。		各班					避難所の運営支援に関すること							庁内の応援に関すること	県君津地域振興事務所の照会結果を反映。（改定後の県計画の記載に合わせた内容。） 勤務時間外を削除 班名の変更 現行②～⑥は、他機関との連携が必要であるため、災害対策本部の活動として計画に記載（第 3 章第 2 節から第 6 節）し、避難所開設班の所掌事務からは削除 設置期間の削除 班名の変更
体	●					部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。																															
共																																					
通	各部の被害調査班▲					担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。																															
	各班					避難所の運営支援に関すること																															
						庁内の応援に関すること																															

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																																
第2節 情報収集・伝達体制	第2節 情報収集・伝達体制	班名の変更 班名の変更 班名の変更 班名の変更																																
<table><tr><td>1 通信体制</td><td>本部班、企画班、<u>情報政策</u>班、防災関係機関</td></tr><tr><td>2 地震・津波情報の収集</td><td>本部班、銚子地方気象台</td></tr><tr><td>3 災害情報の収集</td><td>本部班、企画班、<u>情報政策</u>班、被害<u>対策</u>班</td></tr><tr><td>4 報告</td><td>本部班、消防部</td></tr><tr><td>5 災害時の広報</td><td><u>情報政策</u>班、企画班</td></tr><tr><td>6 報道機関への対応</td><td><u>情報政策</u>班</td></tr><tr><td>7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供</td><td>本部班、被害情報班</td></tr><tr><td>8 住民相談</td><td>市民活動支援班、富来田連絡所総務班</td></tr></table>	1 通信体制		本部班、企画班、 <u>情報政策</u> 班、防災関係機関	2 地震・津波情報の収集	本部班、銚子地方気象台	3 災害情報の収集	本部班、企画班、 <u>情報政策</u> 班、被害 <u>対策</u> 班	4 報告	本部班、消防部	5 災害時の広報	<u>情報政策</u> 班、企画班	6 報道機関への対応	<u>情報政策</u> 班	7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供	本部班、被害情報班	8 住民相談	市民活動支援班、富来田連絡所総務班	<table><tr><td>1 通信体制</td><td>本部班、企画班、<u>シティプロモーション</u>班、防災関係機関</td></tr><tr><td>2 地震・津波情報の収集</td><td>本部班、銚子地方気象台</td></tr><tr><td>3 災害情報の収集</td><td>本部班、企画班、<u>シティプロモーション</u>班、被害<u>調査</u>班</td></tr><tr><td>4 報告</td><td>本部班、消防部</td></tr><tr><td>5 災害時の広報</td><td><u>シティプロモーション</u>班、企画班</td></tr><tr><td>6 報道機関への対応</td><td><u>シティプロモーション</u>班</td></tr><tr><td>7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供</td><td>本部班、被害情報班</td></tr><tr><td>8 住民相談</td><td>市民活動支援班、富来田連絡所総務班</td></tr></table>	1 通信体制	本部班、企画班、 <u>シティプロモーション</u> 班、防災関係機関	2 地震・津波情報の収集	本部班、銚子地方気象台	3 災害情報の収集	本部班、企画班、 <u>シティプロモーション</u> 班、被害 <u>調査</u> 班	4 報告	本部班、消防部	5 災害時の広報	<u>シティプロモーション</u> 班、企画班	6 報道機関への対応	<u>シティプロモーション</u> 班	7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供	本部班、被害情報班	8 住民相談	市民活動支援班、富来田連絡所総務班
1 通信体制	本部班、企画班、 <u>情報政策</u> 班、防災関係機関																																	
2 地震・津波情報の収集	本部班、銚子地方気象台																																	
3 災害情報の収集	本部班、企画班、 <u>情報政策</u> 班、被害 <u>対策</u> 班																																	
4 報告	本部班、消防部																																	
5 災害時の広報	<u>情報政策</u> 班、企画班																																	
6 報道機関への対応	<u>情報政策</u> 班																																	
7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供	本部班、被害情報班																																	
8 住民相談	市民活動支援班、富来田連絡所総務班																																	
1 通信体制	本部班、企画班、 <u>シティプロモーション</u> 班、防災関係機関																																	
2 地震・津波情報の収集	本部班、銚子地方気象台																																	
3 災害情報の収集	本部班、企画班、 <u>シティプロモーション</u> 班、被害 <u>調査</u> 班																																	
4 報告	本部班、消防部																																	
5 災害時の広報	<u>シティプロモーション</u> 班、企画班																																	
6 報道機関への対応	<u>シティプロモーション</u> 班																																	
7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供	本部班、被害情報班																																	
8 住民相談	市民活動支援班、富来田連絡所総務班																																	
1 （略）	1 （略）																																	
2 地震・津波情報の収集	2 地震・津波情報の収集																																	
本部班は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。	本部班は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。																																	
（1）警報及び情報等の種類	（1）警報及び情報等の種類																																	
■地震情報の種類	■地震情報の種類																																	
<table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>緊急地震速報</td><td>地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。</td></tr><tr><td>震度速報</td><td>地震発生から約1分半後、震度3以上の<u>全国180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表</u>。本市は、「千葉県南部」である。</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>震度3以上で発表する（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の<u>心配ない</u>」または「若干の海面変動があるかもしれない被害の心配はない」旨を付加する。</td></tr><tr><td>震源・震度に関する情報</td><td>震度3以上の地震が発生した場合、津波警報または注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合ないし緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する。地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。<u>津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。</u></td></tr><tr><td>各地の震度に関する情報</td><td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」</td></tr></table>	種 類	内 容	緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。	震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上の <u>全国180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表</u> 。本市は、「千葉県南部」である。	震源に関する情報	震度3以上で発表する（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の <u>心配ない</u> 」または「若干の海面変動があるかもしれない被害の心配はない」旨を付加する。	震源・震度に関する情報	震度3以上の地震が発生した場合、津波警報または注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合ないし緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する。地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 <u>津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。</u>	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」	<table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>緊急地震速報</td><td>地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。</td></tr><tr><td>震度速報</td><td>地震発生から約1分半後、震度3以上を<u>観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報</u>。本市は、「千葉県南部」である。</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>震度3以上で発表する（<u>大津波警報</u>、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）。地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配が<u>ない</u>」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。</td></tr><tr><td>震源・震度に関する情報</td><td>震度3以上の地震が発生した場合、<u>大津波警報</u>、津波警報または注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合ないし緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する。地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td></tr><tr><td>各地の震度に関する情報</td><td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「<u>その他の情報</u>（地震回数に関する</td></tr></table>	種 類	内 容	緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。	震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上を <u>観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報</u> 。本市は、「千葉県南部」である。	震源に関する情報	震度3以上で発表する（ <u>大津波警報</u> 、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）。地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配が <u>ない</u> 」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。	震源・震度に関する情報	震度3以上の地震が発生した場合、 <u>大津波警報</u> 、津波警報または注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合ないし緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する。地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「 <u>その他の情報</u> （地震回数に関する	銚子地方気象台の照会結果を反映 県計画に基づく修正 銚子地方気象台の照会結果を反映（「が」の追加） 県計画に基づく修正 銚子地方気象台の照会結果を反映 銚子地方気象台の照会結果を反映								
種 類	内 容																																	
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。																																	
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上の <u>全国180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表</u> 。本市は、「千葉県南部」である。																																	
震源に関する情報	震度3以上で発表する（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の <u>心配ない</u> 」または「若干の海面変動があるかもしれない被害の心配はない」旨を付加する。																																	
震源・震度に関する情報	震度3以上の地震が発生した場合、津波警報または注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合ないし緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する。地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 <u>津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。</u>																																	
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」																																	
種 類	内 容																																	
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。																																	
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上を <u>観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報</u> 。本市は、「千葉県南部」である。																																	
震源に関する情報	震度3以上で発表する（ <u>大津波警報</u> 、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）。地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配が <u>ない</u> 」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。																																	
震源・震度に関する情報	震度3以上の地震が発生した場合、 <u>大津波警報</u> 、津波警報または注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合ないし緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する。地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																	
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「 <u>その他の情報</u> （地震回数に関する																																	

現行（令和元年度修正）			改正後			備考					
		で発表する。			情報)」で発表する。						
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表する。		その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表する。							
推計震度分布図	震度 5 弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表する。		推計震度分布図	震度 5 弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表する。							
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。 ・マグニチュード 7.0 以上。 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表する。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。		遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。 ・マグニチュード 7.0 以上。 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表する。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。							
なお、各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74 ヶ所）、気象庁（20 ヶ所）、防災科学技術研究所（11 ヶ所）、千葉市（6 ヶ所）、松戸市（1 ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（平成 29 年 2 月 1 日現在）。			なお、各情報の作成に用いる県内の震度は、県（74 ヶ所）、気象庁（20 ヶ所）、防災科学技術研究所（11 ヶ所）、千葉市（5 ヶ所）、松戸市（1 ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（平成 31 年 4 月 1 日現在）。			県計画に基づく修正 照会結果反映（千葉削除）					
■津波警報・注意報の種類			■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等			県計画に基づく修正					
種類	発表基準	発表される津波の高さ		大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合。	巨大	想定される被害と取るべき行動				
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表								
		10m 超 (10m<予想高さ)	巨大								
		10m (5m<予想高さ≤10m)									
		5m (3m<予想高さ≤5m)									
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合。	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波によるナガレに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難して下さい。				
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸か離れてください。				
*大津波警報は特別警報に位置づけられている			*大津波警報は特別警報に位置づけられている			県計画に基づく修正					

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																						
（新設） ■津波情報の種類 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td><u>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。</u></td></tr><tr><td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を<u>発表</u>します。</td></tr><tr><td>津波観測に関する情報</td><td><u>実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表します。</u></td></tr><tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で<u>発表</u>します。</td></tr></table>	種 類	内 容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。</u>	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を <u>発表</u> します。	津波観測に関する情報	<u>実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表します。</u>	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で <u>発表</u> します。	*津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。 【津波警報等が発令された場合の水門操作】 《君津土木事務所》（令和元年度千葉県水防計画 P53 より抜粋） ※水門等操作指針に基づき行動する。 ●<u>近地津波（日本近海で発生した津波）</u> <u>『水門操作にあたっては、捜査員の安全確保ができない場合は、操作を行わないこと。』</u> ●<u>遠地津波（日本近海以外で発生した津波）</u> <u>『捜査員の安全を確保したうえで、速やかに水門等の閉鎖を行うこと。』</u> （津波に関係のある水門） ・江川水門、高須水門、濤切水門、蒲原水門 《木更津港湾事務所》（令和元年度千葉県水防計画 P56 より抜粋） ※水防（高潮・津波）実施要領等に基づき行動する。 ●<u>津波注意報・警報の場合には、『操作にあたること』</u> ●<u>大津波警報の場合には、『退避行動をとること』</u> （津波に関係のある水門） ・吾妻排水機場、地藏川排水機場 ■津波情報の種類 津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを併せて発表する。 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。[発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照]</td></tr><tr><td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を<u>発表</u>する。</td></tr><tr><td>津波観測に関する情報</td><td><u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。（※1）</u></td></tr><tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で<u>発表</u>する。（※2）</td></tr><tr><td>津波に関するその他の情報</td><td>津波に関するその他必要な事項を<u>発表</u></td></tr></table> （※1）津波観測に関する情報の発表内容について ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。	種 類	内 容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。[発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照]	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を <u>発表</u> する。	津波観測に関する情報	<u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。（※1）</u>	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で <u>発表</u> する。（※2）	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を <u>発表</u>	県計画に基づく修正 土木課の照会結果を反映 県計画に基づく修正 津波情報の内容充実 銚子地方気象台の照会結果を反映 (2 か所改行)
種 類	内 容																							
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。</u>																							
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を <u>発表</u> します。																							
津波観測に関する情報	<u>実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表します。</u>																							
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で <u>発表</u> します。																							
種 類	内 容																							
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。[発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照]																							
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を <u>発表</u> する。																							
津波観測に関する情報	<u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。（※1）</u>																							
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で <u>発表</u> する。（※2）																							
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を <u>発表</u>																							

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																																
（新設）	最大波の観測値の発表内容 <table><tr><th>発表中の津波警報等</th><th>観測された津波の高さ</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="2">大津波警報</td><td>1m超</td><td>数値で発表</td></tr><tr><td>1m以下</td><td>「観測中」と発表</td></tr><tr><td rowspan="2">津波警報</td><td>0.2m以上</td><td>数値で発表</td></tr><tr><td>0.2m未満</td><td>「観測中」と発表</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>（すべての場合）</td><td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td></tr></table> （※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・ 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。 ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ・ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容 <table><tr><th>発表中の津波警報等</th><th>沿岸で推定される津波の高さ</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="2">大津波警報</td><td>3m超</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr><tr><td>3m以下</td><td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td></tr><tr><td rowspan="2">津波警報</td><td>1m超</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr><tr><td>1m以下</td><td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>（すべての場合）</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr></table> ・ 津波情報の留意事項等 ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ① 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区	発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容	大津波警報	1m超	数値で発表	1m以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2m以上	数値で発表	0.2m未満	「観測中」と発表	津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容	大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	銚子地方気象台の照会結果を反映（3か所改行、スペース削除、及び→または） 銚子地方気象台の照会結果を反映（キャプション追加） 銚子地方気象台の照会結果を反映（スペース削除）
発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容																																
大津波警報	1m超	数値で発表																																
	1m以下	「観測中」と発表																																
津波警報	0.2m以上	数値で発表																																
	0.2m未満	「観測中」と発表																																
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																																
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容																																
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																
（新設）																																		
（新設）																																		

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																
（新設） ■津波予報 <table><tr><th>発表される場合</th><th>内容</th></tr><tr><td>津波が予想されないとき</td><td>津波の心配な市の旨を地震情報に含め発表する。</td></tr><tr><td>0. 2m 未満の海面変動が予想される とき</td><td>高いところでも 0. 2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。</td></tr><tr><td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する</td></tr></table> 3 災害情報の収集 （1）住民からの災害情報の受付 住民からの災害情報は、本部事務局員が受け付け、その内容を被害発生状況等連絡票に記載し、関係各班に伝達する。連絡票は、<u>情報政策班</u>がまとめて管理する。 （2）被害状況の調査・報告 被害対策班は、現地調査にあたって、<u>現地調査表に必要事項を記入する。</u> 現地調査の報告は、<u>企画班、情報政策班が受け付け、災害箇所番号を付け、災害箇所一覧表に整理する。</u>	発表される場合	内容	津波が予想されないとき	津波の心配な市の旨を地震情報に含め発表する。	0. 2m 未満の海面変動が予想される とき	高いところでも 0. 2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する	のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 ② 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。 イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 ① 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。 ウ 津波観測に関する情報 ① 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 ② 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。 エ 沖合の津波観測に関する情報 ① 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。 ② 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで 5 分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。 ■津波予報 <table><tr><th>発表される場合</th><th>内容</th></tr><tr><td>津波が予想されないとき <u>（地震情報に含めて発表）</u></td><td>津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。</td></tr><tr><td>0. 2m 未満の海面変動が予想される とき <u>（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u></td><td>高いところでも 0. 2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。</td></tr><tr><td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u></td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。</td></tr></table> 3 災害情報の収集 （1）住民からの災害情報の受付 住民からの災害情報は、本部事務局員が受け付け、その内容を被害発生状況等連絡票に記載し、関係各班に伝達する。連絡票は、本部事務局がまとめて管理する。 （2）被害状況の調査・報告 ア 被害調査班は、現地調査にあたって、それぞれの担当地域の被害の状況を本部事務局に報告する。現地調査の報告は、本部事務局が受け付け、まとめて管理する。 イ 甚大な被害が予想される場合又は現に発生している場合等、状況により被害調査班を本部事務	発表される場合	内容	津波が予想されないとき <u>（地震情報に含めて発表）</u>	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。	0. 2m 未満の海面変動が予想される とき <u>（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u>	高いところでも 0. 2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。	県計画に基づく修正 県計画に基づく修正 県計画に基づく修正 名称の変更 令和元年房総半島台風時の教訓に基づく修正
発表される場合	内容																	
津波が予想されないとき	津波の心配な市の旨を地震情報に含め発表する。																	
0. 2m 未満の海面変動が予想される とき	高いところでも 0. 2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。																	
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する																	
発表される場合	内容																	
津波が予想されないとき <u>（地震情報に含めて発表）</u>	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。																	
0. 2m 未満の海面変動が予想される とき <u>（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u>	高いところでも 0. 2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。																	
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。																	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（3） （略） 4 報告 （1） （略） （2） 県等への被害報告 ア 報告先・手段 本部班は、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。 ただし、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度 5 強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」により被害の有無を問わず、第 1 報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。 また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、 早期解消必要があることから市は、道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。 イ 報告内容 県への報告内容等の詳細は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。 ■ 県へ報告すべき事項 ① 災害の原因 ② 災害が発生した日時 ③ 災害が発生した場所又は地域 ④ 被害の状況 ⑤ 被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 ・主な応急措置の実施状況 ・その他必要事項 ⑥ 災害による住民等の避難の状況 ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑧ その他必要事項 ウ 報告責任部局の選定 被害情報等の報告に係る担当部局は本部班とする。	局の直轄とし、被害の大きな地域に集中的に投入する等被害調査班を一元的に運用し、調査を行う。 （3） （略） 4 報告 （1） （略） （2） 県等への被害報告 ア 報告先・手段 本部班は、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。 ただし、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度 5 強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」により被害の有無を問わず、第 1 報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。 また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、 早期解消必要があることから市は、道路のほか、通信 サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。 イ 報告内容 県への報告内容等の詳細は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。 ■ 県へ報告すべき事項 ① 災害の原因 ② 災害が発生した日時 ③ 災害が発生した場所又は地域 ④ 被害の状況 ⑤ 被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 ・主な応急措置の実施状況 ・その他必要事項 ⑥ 災害による住民等の避難の状況 ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑧ その他必要事項 ウ 報告責任部局の選定 被害情報等の報告に係る担当部局は本部班とする。	県計画に基づく修正

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
エ 被害情報等の収集報告系統 被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。 ■被害情報等の収集報告の流れ （略） ■勤務時間内における国及び県への連絡方法 （略） ■勤務時間外における国及び県への連絡方法 （略） 5 災害時の広報 情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。 （１）一般広報 ア 広報の項目 <u>企画班、情報政策班</u>は、地震発生直後は、次のような広報を行う。広報の実施に当たっては、広報内容の確認を行うなど、簡潔で誤解を招かない表現に努める。 ■広報の項目 ① 災害情報及び被災状況に関すること ○災害の種別、発生地点、規模、拡大の可能性 ② 避難に関すること ○ 避難の勧告・指示 ○ 避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 ③ 市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること ○ 本部の設置 ○ 救護所、避難所の開設状況 ○ 医療救護、衛生知識の周知 ○ 給水、給食等の実施状況 ○ その他、被災者の支援情報 ④ ライフラインの状況 ⑤ 交通規制、交通機関等の運行状況 ⑥ 流言飛語の防止に関する状況 ⑦ その他 イ 広報の手段 広報は、市防災行政無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM、CATV等を活用する。 （２）避難所における広報 <u>情報政策班、企画班</u>は、避難所掲示板への情報の掲示や自主防災組織を通じた災害広報紙の配	エ 被害情報等の収集報告系統 被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。 ■被害情報等の収集報告の流れ （略） ■勤務時間内における国及び県への連絡方法 （略） ■勤務時間外における国及び県への連絡方法 （略） 5 災害時の広報 情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。 （１）一般広報 ア 広報の項目 <u>シティプロモーション</u>班は、地震発生直後は、次のような広報を行う。広報の実施に当たっては、広報内容の確認を行うなど、簡潔で誤解を招かない表現に努める。 ■広報の項目 ① 災害情報及び被災状況に関すること ○災害の種別、発生地点、規模、拡大の可能性 ② 避難に関すること ○ 避難の勧告・指示 ○ 避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 ③ 市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること ○ 本部の設置 ○ 救護所、避難所の開設状況 ○ 医療救護、衛生知識の周知 ○ 給水、給食等の実施状況 ○ その他、被災者の支援情報 ④ ライフラインの状況 ⑤ 交通規制、交通機関等の運行状況 ⑥ 流言飛語の防止に関する状況 ⑦ その他 イ 広報の手段 広報は、市防災行政無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM、CATV等を活用する。 （２）避難所における広報 <u>シティプロモーション</u>班は、避難所掲示板への情報の掲示や自主防災組織を通じた災害広報紙	企画班削除 班名の変更 企画班削除 班名の変更

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
布を行う。 避難行動要支援者へは、口頭伝達や自主防災組織及びボランティア等の協力を得て行う。 また、外国人に配慮して各国語の広報紙の発行や語学ボランティアの配置など、避難者の状況に応じた広報を行う。 （３）災害広報紙の発行 <u>企画班、情報政策班</u>は、災害広報紙を発行し、避難所、駅、公共施設等で配布する。必要に応じて、外国人に配慮した各国語で作成する。 6 報道機関への対応 （１）記者発表 <u>情報政策班</u>は、市役所に記者発表場を設置して定時発表型の記者発表を行う。また、必要に応じて臨時の記者発表を行う。 記者発表では、情報及び必要な資料を提供して住民への広報を行う。 （２）報道機関への要請 ア 災害対策本部や避難者への配慮 秘書班は、災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように報道機関に要請する。 イ 放送要請 <u>情報政策班</u>は、災害等のため通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき県を通じて、災害対策基本法 57 条の規定による通知、要請、伝達又は警告を行うため、放送機関に放送を要請する。 7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供 （１）被災者台帳の作成・利用 ア 被災者台帳の作成 市長（本部長）は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 90 条の 3 に基づく以下の被災者情報を記録した台帳を作成する。 ○ 氏名 ○ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 ○ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ○ その他（連絡先、世帯構成等、同法施行規則に定める事項） ○ 生年月日 ○ 援護の実施の状況 ○ 性別 ○ 住所又は居所 本部班及び被害対策班は、避難者名簿（第 3 節 4（3）イ参照）、搜索者名簿（第 6 節 2（1）ア参照）、遺体処理台帳（第 13 節 4（3）オ参照）、埋火葬台帳（第 13 節 4（4）ア参照）、り災台帳（第 14 節 4（2）参照）、その他被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。 市長（本部長）は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。 イ 被災者台帳の利用	の配布を行う。 避難行動要支援者へは、口頭伝達や自主防災組織及びボランティア等の協力を得て行う。 また、外国人に配慮して各国語の広報紙の発行や語学ボランティアの配置など、避難者の状況に応じた広報を行う。 （３）災害広報紙の発行 <u>シティプロモーション班</u>は、災害広報紙を発行し、避難所、駅、公共施設等で配布する。必要に応じて、外国人に配慮した各国語で作成する。 6 報道機関への対応 （１）記者発表 <u>シティプロモーション班</u>は、市役所に記者発表場を設置して定時発表型の記者発表を行う。また、必要に応じて臨時の記者発表を行う。 記者発表では、情報及び必要な資料を提供して住民への広報を行う。 （２）報道機関への要請 ア 災害対策本部や避難者への配慮 秘書班は、災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように報道機関に要請する。 イ 放送要請 <u>シティプロモーション班</u>は、災害等のため通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき県を通じて、災害対策基本法 57 条の規定による通知、要請、伝達又は警告を行うため、放送機関に放送を要請する。 7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供 （１）被災者台帳の作成・利用 ア 被災者台帳の作成 市長（本部長）は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 90 条の 3 に基づく以下の被災者情報を記録した台帳を作成する。 ○ 氏名 ○ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 ○ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ○ その他（連絡先、世帯構成等、同法施行規則に定める事項） ○ 生年月日 ○ 援護の実施の状況 ○ 性別 ○ 住所又は居所 本部班及び被害<u>調査</u>班は、避難者名簿（第 3 節 4（3）イ参照）、搜索者名簿（第 6 節 2（1）ア参照）、遺体処理台帳（第 13 節 4（3）オ参照）、埋火葬台帳（第 13 節 4（4）ア参照）、り災台帳（第 14 節 4（2）参照）、その他被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。 市長（本部長）は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。 イ 被災者台帳の利用	企画班削除 班名の変更 班名の変更 班名の変更 班名の変更 班名の変更

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
市長（本部長）は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する（災害対策基本法第 90 条の 4）。 ○ 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 ○ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。 ○ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。 （2）安否情報の提供 市長（本部長）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第 86 条の 15 に基づいて回答する。 本部班及び被害対策班は、被災者台帳、避難者名簿、搜索者名簿等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。 回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとし、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。 8 （略）	市長（本部長）は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する（災害対策基本法第 90 条の 4）。 ○ 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 ○ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。 ○ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。 （2）安否情報の提供 市長（本部長）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第 86 条の 15 に基づいて回答する。 本部班及び被害調査班は、被災者台帳、避難者名簿、搜索者名簿等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。 回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとし、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。 8 （略）	班名の変更

第 3 節 地震・火災避難計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																												
第3節 地震・火災避難計画 <table><tr><td>1 避難の勧告又は指示等</td><td>本部班、<u>情報政策</u>班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、施設管理者、東日本旅客鉄道(株)</td></tr><tr><td>2 避難誘導等</td><td>木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者</td></tr><tr><td>3 自主避難</td><td></td></tr><tr><td>4 避難所等の開設と運営</td><td>本部班、教育総務班、<u>施設</u>班、学校教育班、生涯学習班</td></tr><tr><td>5 避難所等の閉鎖</td><td>教育総務班</td></tr><tr><td>6 防犯対策</td><td>市民活動支援班、木更津警察署</td></tr><tr><td>7 在宅避難者への対応</td><td>被害<u>対策</u>班</td></tr></table> 1 避難の勧告又は指示等 （略） （1）～（2） （略） （3）避難情報等の伝達 ア 住民への伝達	1 避難の勧告又は指示等	本部班、 <u>情報政策</u> 班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、施設管理者、東日本旅客鉄道(株)	2 避難誘導等	木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者	3 自主避難		4 避難所等の開設と運営	本部班、教育総務班、 <u>施設</u> 班、学校教育班、生涯学習班	5 避難所等の閉鎖	教育総務班	6 防犯対策	市民活動支援班、木更津警察署	7 在宅避難者への対応	被害 <u>対策</u> 班	第3節 地震・火災避難計画 <table><tr><td>1 避難の勧告又は指示等</td><td>本部班、<u>シティプロモーション</u>班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、施設管理者、東日本旅客鉄道(株)</td></tr><tr><td>2 避難誘導等</td><td>木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者</td></tr><tr><td>3 自主避難</td><td></td></tr><tr><td>4 避難所等の開設と運営</td><td>本部班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、<u>避難所開設</u>班</td></tr><tr><td>5 避難所等の閉鎖</td><td>教育総務班</td></tr><tr><td>6 防犯対策</td><td>市民活動支援班、木更津警察署</td></tr><tr><td>7 在宅避難者への対応</td><td><u>本部</u>班</td></tr></table> 1 避難の勧告又は指示等 （略） （1）～（2） （略） （3）避難情報等の伝達 ア 住民への伝達	1 避難の勧告又は指示等	本部班、 <u>シティプロモーション</u> 班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、施設管理者、東日本旅客鉄道(株)	2 避難誘導等	木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者	3 自主避難		4 避難所等の開設と運営	本部班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、 <u>避難所開設</u> 班	5 避難所等の閉鎖	教育総務班	6 防犯対策	市民活動支援班、木更津警察署	7 在宅避難者への対応	<u>本部</u> 班	班名の変更
1 避難の勧告又は指示等	本部班、 <u>情報政策</u> 班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、施設管理者、東日本旅客鉄道(株)																													
2 避難誘導等	木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者																													
3 自主避難																														
4 避難所等の開設と運営	本部班、教育総務班、 <u>施設</u> 班、学校教育班、生涯学習班																													
5 避難所等の閉鎖	教育総務班																													
6 防犯対策	市民活動支援班、木更津警察署																													
7 在宅避難者への対応	被害 <u>対策</u> 班																													
1 避難の勧告又は指示等	本部班、 <u>シティプロモーション</u> 班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、施設管理者、東日本旅客鉄道(株)																													
2 避難誘導等	木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者																													
3 自主避難																														
4 避難所等の開設と運営	本部班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、 <u>避難所開設</u> 班																													
5 避難所等の閉鎖	教育総務班																													
6 防犯対策	市民活動支援班、木更津警察署																													
7 在宅避難者への対応	<u>本部</u> 班																													

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
情報政策班は、避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。 ■避難情報等の伝達 ① 伝達方法 ○ 市防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声器） ○ 広報車 ○ きさらづ安心・安全メール ○ コミュニティFM ○ CATV等報道機関 ○ 市ホームページ ② 伝達内容 ○ 避難の対象区域 ○ 避難先 ○ 避難経路 ○ 避難勧告・指示等の理由 ○ その他注意事項 また、避難行動要支援者には、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班がケースワーカーによる個別連絡や緊急FAX119番制度登録者へFAXにて連絡する。 イ 県に対する報告 本部班は、避難勧告等を発令又は解除した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局（危機管理課）及び君津地域振興事務所に報告する。 ウ 関係機関への通報 本部長（市長）が避難の勧告又は指示を行った時、又は警察官等から勧告又は指示を行った旨の通報を受けた時は、本部班は、関係機関に通報する。 2～3 （略） 4 避難所等の開設と運営 災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある住民を収容するため、市長は、学校や公民館等の避難所を設置する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。 市のみで対応が不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 （1）避難場所の開放 教育部各班は、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し収容保護する。 <u>施設が施錠されている場合は、緊急的な措置により施設内に入り開場する。</u> （2）避難状況の確認・報告 教育部各班は、自主防災組織等の協力を得て避難状況を確認し、本部に報告する。また、避難未了の場合は、関係者の協力を得て、避難勧告・指示の伝達を適切に実施する。 （3）避難所の運営 ア 運営準備	本部班及びシティプロモーション班は、避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。 ■避難情報等の伝達 ① 伝達方法 ○ 市防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声器） ○ エリアメール ○ きさらづ安心・安全メール ○ 市ホームページ ○ コミュニティFM ○ 広報車 ○ CATV等報道機関 ○ サイレン又は警報 ○ ツイッター等のSNS ○ その他速やかに住民に周知できる方法 ② 伝達内容 ○ 避難の対象区域 ○ 避難先 ○ 避難経路 ○ 避難勧告・指示等の理由 ○ その他注意事項 また、避難行動要支援者には、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班がケースワーカーによる個別連絡や緊急FAX119番制度登録者へFAXにて連絡する。 イ 県に対する報告 本部班は、避難勧告等を発令又は解除した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局（危機管理課）及び君津地域振興事務所に報告する。 ウ 関係機関への通報 本部長（市長）が避難の勧告又は指示を行った時、又は警察官等から勧告又は指示を行った旨の通報を受けた時は、本部班は、関係機関に通報する。 2～3 （略） 4 避難所等の開設と運営 災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある住民を収容するため、市長は、学校や公民館等の避難所を設置する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。 市のみで対応が不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 （1）避難所の安全点検及び開放 教育部各班は、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し収容保護する。この際、避難所開設班をもって避難所の安全点検を実施するとともに、避難者の受け入れ準備及び避難所の開設を行う。 （2）避難状況の確認・報告 教育部各班は、自主防災組織等の協力を得て避難状況を確認し、本部に報告する。また、避難未了の場合は、関係者の協力を得て、避難勧告・指示の伝達を適切に実施する。 （3）避難所の運営 ア 運営準備	班名の変更 伝達方法の充実 表現の適正化 避難所開設班の役割を追加

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
教育部各班は、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）や帳簿類を準備する。 イ 避難者の把握 避難所開設時には、避難所担当の職員が自主防災組織等に協力を得て避難者カードを配布し、避難者を把握する。 ウ 避難所の運営 避難所の運営は、原則として避難者による自治とする。運営に当たっては、自主防災組織、町内会等を基本として避難所運営委員会を設置して運営にあたる。また、運営方法については、あらかじめ施設管理者・市・地域代表等が協議し、避難所ごとに運営マニュアルの整備を図ることとする。 その他、管理・運営を行う職員や組織における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。 ■避難所の運営項目 ① 必要物資の管理・分配 ② 避難者の転出入確認、名簿作成 ③ 情報管理、広報 ④ 環境の整備・保持（清掃、トイレ設置・管理等） ⑤ 警備 ⑥ 入浴措置 ⑦ 高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人・傷病者等要配慮者への配慮 ⑧ 傷病者の搬送、避難者の医療、健康管理、カウンセリング等 ⑨ 相談、苦情処理、要望聞き取り ⑩ 各種調査 ⑪ ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催 ⑫ 各種記録 ■女性への配慮事項 ① 女性専用の相談窓口 ② 女性専用の物干し場、授乳室の設置 ③ 男女別の更衣室、トイレ等の確保 ④ 女性担当者による女性専用の物資の配布 ⑤ 防犯対策 エ 避難状況の報告及び記録 本部班は、避難所を開設したときは、知事に対しその旨を報告する。 各避難所では、避難者カードを基本として記録をとり、本部に報告する。教育総務班は、避難	教育部各班は、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）や帳簿類を準備する。 イ 避難者の把握 避難所開設時には、避難所担当の職員が自主防災組織等に協力を得て避難者カードを配布し、避難者を把握する。 ウ 避難所の運営 避難所の運営は、原則として避難者による自治とする。運営に当たっては、自主防災組織、町内会等を基本として避難所運営委員会を設置して運営にあたる。また、運営方法については、あらかじめ施設管理者・市・地域代表等が協議し、避難所ごとに運営マニュアルの整備を図ることとする。 その他、管理・運営を行う職員や組織における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。 また、令和 2 年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難者の感染リスクを下げるため、基本的感染予防対策に努めるものとする。 ■避難所の運営項目 ① 必要物資の管理・分配 ② 避難者の転出入確認、名簿作成 ③ 情報管理、広報 ④ 環境の整備・保持（清掃、トイレ設置・管理等） ⑤ 感染症対策（マスク、消毒液の備蓄・管理、検温・消毒ブース等の設置、スペースの確保） ⑥ 警備 ⑦ 入浴措置 ⑧ 高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人・傷病者等要配慮者への配慮 ⑨ 傷病者の搬送、避難者の医療、健康管理、カウンセリング等 ⑩ 相談、苦情処理、要望聞き取り ⑪ 各種調査 ⑫ ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催 ⑬ 各種記録 ■女性への配慮事項 ① 女性専用の相談窓口 ② 女性専用の物干し場、授乳室の設置 ③ 男女別の更衣室、トイレ等の確保 ④ 女性担当者による女性専用の物資の配布 ⑤ 防犯対策 エ 避難状況の報告及び記録 本部班は、避難所を開設したときは、知事に対しその旨を報告する。 各避難所では、避難者カードを基本として記録をとり、本部に報告する。教育総務班は、避難	新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた感染症対策を追加 健康推進課の照会結果を反映 健康推進課の照会結果を反映

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
所との連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。 オ 長期対応 避難所の開設が長期に及ぶ場合は、本部会議で調整を行い、地区ごとに担当部を割り当て全庁的な対応で運営、管理を行う。 5 ～ 6 （略） 7 在宅避難者への対応 被害対策班は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、関係各班と連携して必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等、必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。 また、町内会、自治会、自主防災組織等と協力して、在宅避難者の所在を確認し、関係各班と連携して避難所滞在者に準ずるサービスを提供するように努める。 ※資料編 3 － 1 避難場所等一覧	所との連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。 オ 長期対応 避難所の開設が長期に及ぶ場合は、本部会議で調整を行い、地区ごとに担当部を割り当て全庁的な対応で運営、管理を行う。 5 ～ 6 （略） 7 在宅避難者への対応 本部班は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、関係各班と連携して必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等、必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。 また、町内会、自治会、自主防災組織等と協力して、在宅避難者の所在を確認し、関係各班と連携して避難所滞在者に準ずるサービスを提供するように努める。 ※資料編 3 － 1 避難場所等一覧	班名の変更 危機管理課指示事項 反映

第 4 節 津波避難計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考												
第 4 節 津波避難計画	第 4 節 津波避難計画													
<table><tr><td>1 津波警報等の伝達</td><td>本部班、<u>情報政策</u>班、消防部、木更津警察署、施設管理者、農林水産班、漁業協同組合</td></tr><tr><td>2 住民等の避難行動</td><td></td></tr><tr><td>3 住民等の避難誘導</td><td>本部班、<u>情報政策</u>班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署</td></tr></table>	1 津波警報等の伝達	本部班、 <u>情報政策</u> 班、消防部、木更津警察署、施設管理者、農林水産班、漁業協同組合	2 住民等の避難行動		3 住民等の避難誘導	本部班、 <u>情報政策</u> 班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署	<table><tr><td>1 津波警報等の伝達</td><td>本部班、シティプロモーション班、消防部、木更津警察署、施設管理者、農林水産班、漁業協同組合</td></tr><tr><td>2 住民等の避難行動</td><td></td></tr><tr><td>3 住民等の避難誘導</td><td>本部班、シティプロモーション班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署</td></tr></table>	1 津波警報等の伝達	本部班、 シティプロモーション 班、消防部、木更津警察署、施設管理者、農林水産班、漁業協同組合	2 住民等の避難行動		3 住民等の避難誘導	本部班、 シティプロモーション 班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署	班名の変更
1 津波警報等の伝達	本部班、 <u>情報政策</u> 班、消防部、木更津警察署、施設管理者、農林水産班、漁業協同組合													
2 住民等の避難行動														
3 住民等の避難誘導	本部班、 <u>情報政策</u> 班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署													
1 津波警報等の伝達	本部班、 シティプロモーション 班、消防部、木更津警察署、施設管理者、農林水産班、漁業協同組合													
2 住民等の避難行動														
3 住民等の避難誘導	本部班、 シティプロモーション 班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署													
1 津波警報等の伝達	1 津波警報等の伝達	班名の変更												
（1）本部長（市長）は、県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた場合、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難勧告等の基準に基づき、住民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行う。また、住民等への津波警報等の発表・伝達にあたっては、以下に留意する。 ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難勧告等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。 イ 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、<u>情報政策</u>班はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線	（1）本部長（市長）は、県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた場合、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難勧告等の基準に基づき、住民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行う。また、住民等への津波警報等の発表・伝達にあたっては、以下に留意する。 ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難勧告等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。 イ 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、シティプロモーション班はあらゆる広報伝達媒体													

現行（令和元年度修正）		改正後	備考
電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達する。 ウ 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行う。 エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難勧告等の伝達に努める。 （2）河川・海岸地域では、<u>情報政策班</u>、本部班、防災関係機関等が、相互に協調を図り、強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。 （3）～（4） （略） 2 住民等の避難行動 （1）住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、<u>各々が津波警報等の発表や避難勧告等の情報を把握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。</u>また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行う。なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続し、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らない。 （2） （略） 3 住民等の避難誘導 （1）本部班、<u>情報政策班</u>は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などを参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導する。 （2）～（3） （略）		（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達する。 ウ 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行う。 エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難勧告等の伝達に努める。 （2）河川・海岸地域では、<u>シティプロモーション</u>班、本部班、防災関係機関等が、相互に協調を図り、強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。 （3）～（4） （略） 2 住民等の避難行動 （1）住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、<u>気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。</u>また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行う。なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続<u>することとし</u>、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らない<u>こととする。</u> （2） （略） 3 住民等の避難誘導 （1）本部班、<u>シティプロモーション</u>班は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などを参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導する。 （2）～（3） （略）	班名の変更 県計画に基づく修正 県計画に基づく修正（表現の適正化） 班名の変更

第 5 節 避難行動要支援者等の安全確保対策

現行（令和元年度修正）		改正後		備考
第 5 節 避難行動要支援者等の安全確保対策		第 5 節 避難行動要支援者等の安全確保対策		班名の変更
1 避難誘導等	本部班、 <u>情報政策班</u> 、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、社会福祉施設管理者	1 避難誘導等	本部班、 <u>シティプロモーション</u> 班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、社会福祉施設管理者	

現行（令和元年度修正）		改正後		備考
2 避難行動要支援者の支援	本部班、情報政策班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、健康推進班、教育総務班、施設班、学校教育班、生涯学習班	2 避難行動要支援者の支援	本部班、シティブロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、健康推進班、教育総務班、施設班、学校教育班、生涯学習班	班名の変更 施設班削除
3 福祉避難所の設置	社会福祉班、社会福祉施設管理者	3 福祉避難所の設置	社会福祉班、社会福祉施設管理者	
4 避難所から福祉避難所への移送	社会福祉班、社会福祉施設管理者、木更津市社会福祉協議会	4 避難所から福祉避難所への移送	社会福祉班、社会福祉施設管理者、木更津市社会福祉協議会	
5 被災した避難行動要支援者等の生活の確保	社会福祉班	5 被災した避難行動要支援者等の生活の確保	社会福祉班	
6 社会福祉施設入所者等への支援	社会福祉班、社会福祉施設管理者	6 社会福祉施設入所者等への支援	社会福祉班、社会福祉施設管理者	
1 避難誘導等		1 避難誘導等		県計画に基づく修正
避難行動要支援者については、避難行動要支援者避難支援プラン等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。		避難行動要支援者については、避難行動要支援者避難支援プラン等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。		
(1) 避難誘導		(1) 避難誘導		
避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。		避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。		
ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。		ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。		
イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。		イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。		
ウ 状況により、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期する。海浜・水際の避難誘導、輸送については漁業協同組合等からの協力を得る。		ウ 状況により、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期する。海浜・水際の避難誘導、輸送については漁業協同組合等からの協力を得る。		
エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行う。		エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行う。		
オ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。		オ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。		
(2) ～ (3) (略)		(2) ～ (3) (略)		
2 ～ 6 (略)		2 ～ 6 (略)		

第 6 節 消防・救助救急・医療救護活動

現行（令和元年度修正）		改正後		備考
第 6 節 消防・救助救急・医療救護活動		第 6 節 消防・救助救急・医療救護活動		班名の修正 <u>土木課の照会結果を反映</u> （木更津市水防計画では、協力班として市街地整備課、
1 消防活動	消防部、消防団、木更津海上保安署	1 消防活動	消防部、消防団、木更津海上保安署	
2 救助・救急	消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署	2 救助・救急	消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署	
3 水防活動	本部班、土木班、管理用地班、 <u>営繕</u> 班、農林水産班、消防部、消防団、県（君津土木事務所）	3 水防活動	本部班、土木班、管理用地班、 <u>被害調査班</u> 、 <u>資産管理</u> 班、農林水産班、消防部、消防団、県（君津土木事務所）	
4 危険物等の対策	消防部、教育部、県（君津地域振興事務所、君津健康福祉セ	4 危険物等の対策	消防部、教育部、県（君津地域振興事務所、君津健康福祉セ	

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
	ンター、南房総教育事務所）、関東東北産業保安監督部			ンター、南房総教育事務所）、関東東北産業保安監督部		住宅課、都市政策課が組織構成されているため「被害調査班」を追加）
5 医療救護	健康推進班、消防部、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会		5 医療救護	健康推進班、消防部、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会		
1 ～ 4 （略）			1 ～ 4 （略）			県計画に基づく修正
5 医療救護			5 医療救護			
（１） （略）			（１） （略）			
（２）初動医療体制			（２）初動医療体制			
ア 救護班の編成			ア 救護班の編成			
健康推進班は、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会に対し、救護所への救護班の編成・派遣を要請する。			健康推進班は、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会に対し、救護所への救護班の編成・派遣を要請する。			
市で対応ができない場合、県に対して、県が組織する救護班の派遣を要請する。			市で対応ができない場合、県に対して、県が組織する救護班の派遣を要請する。			
イ 救護所の設置			イ 救護所の設置			
健康推進班は、救護所設置予定箇所に職員を派遣し、資器材の確保と必要な環境を確保する。			健康推進班は、救護所設置予定箇所に職員を派遣し、資器材の確保と必要な環境を確保する。			
ウ 救護所の運営			ウ 救護所の運営			
救護所の運営は、健康推進班及び救護班が運営する。			救護所の運営は、健康推進班及び救護班が運営する。			
エ 医療用資器材の確保			エ 医療用資器材の確保			
健康推進班は、救護のための医療器具及び薬品を、君津木更津医師会等に協力を要請する。不足する場合は、県に対し医薬品等の供給を要請する。			健康推進班は、救護のための医療器具及び薬品を、君津木更津医師会等に協力を要請する。不足する場合は、県に対し医薬品等の供給を要請する。			
輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて県内血液センターや日本赤十字社千葉県支部等に供給を依頼する。			輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。			
オ 精神医療チームの派遣要請			オ 精神医療チームの派遣要請			
健康推進班は、君津健康福祉センター等に災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の活動拠点本部が設置された場合に、ＤＰＡＴの行う医療救護活動との調整を図るものとする。			健康推進班は、君津健康福祉センター等に災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の活動拠点本部が設置された場合に、ＤＰＡＴの行う医療救護活動との調整を図るものとする。			
■救護所での活動			■救護所での活動			
① 救護所設置予定箇所			① 救護所設置予定箇所			
救護所の設置は、地域の医療機関受け入れ状況を確認した後に、被災状況に応じ、被災者の人数が多い箇所を優先し、市内小中学校または、公民館等に設置する。			救護所の設置は、地域の医療機関受け入れ状況を確認した後に、被災状況に応じ、被災者の人数が多い箇所を優先し、市内小中学校または、公民館等に設置する。			
② 救護所での活動			② 救護所での活動			
○ 負傷者の緊急度の判定			○ 負傷者の緊急度の判定			
○ 被災現場から移動してきた住民の応急処置			○ 被災現場から移動してきた住民の応急処置			
○ 自治会、自主防災組織等との協力による負傷者への応急措置			○ 自治会、自主防災組織等との協力による負傷者への応急措置			
○ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定			○ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定			
○ 緊急に対応を必要とする心臓病及び重症高血圧、重症糖尿病患者への医薬品の提供			○ 緊急に対応を必要とする心臓病及び重症高血圧、重症糖尿病患者への医薬品の提供			
（３） ～ （５） （略）			（３） ～ （５） （略）			

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																																																												
第 7 節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	第 7 節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	スポーツ振興課の照会結果を反映（スポーツ振興班を追加）																																																												
<table><tr><td>1 災害警備計画</td><td>木更津警察署</td></tr><tr><td>2 交通規制計画</td><td>木更津警察署</td></tr><tr><td>3 交通規制の指針</td><td>木更津警察署</td></tr><tr><td>4 緊急輸送</td><td>土木班</td></tr><tr><td>5 緊急輸送の実施</td><td>本部班、管財班、教育総務班</td></tr><tr><td>6 緊急通行車両等の確認等</td><td>管財班</td></tr><tr><td>7 交通情報の収集及び提供</td><td>市民活動支援班、木更津警察署、道路管理者</td></tr><tr><td>8 震災発生時における運転者のとるべき措置</td><td></td></tr><tr><td>9 道路管理者の通行の禁止又は制限</td><td>管理用地班、木更津警察署、道路管理者</td></tr><tr><td>1 0 航路等の障害物除去等</td><td>港湾管理者</td></tr></table>	1 災害警備計画		木更津警察署	2 交通規制計画	木更津警察署	3 交通規制の指針	木更津警察署	4 緊急輸送	土木班	5 緊急輸送の実施	本部班、管財班、教育総務班	6 緊急通行車両等の確認等	管財班	7 交通情報の収集及び提供	市民活動支援班、木更津警察署、道路管理者	8 震災発生時における運転者のとるべき措置		9 道路管理者の通行の禁止又は制限	管理用地班、木更津警察署、道路管理者	1 0 航路等の障害物除去等	港湾管理者	<table><tr><td>1 災害警備計画</td><td>木更津警察署</td></tr><tr><td>2 交通規制計画</td><td>木更津警察署</td></tr><tr><td>3 交通規制の指針</td><td>木更津警察署</td></tr><tr><td>4 緊急輸送</td><td>土木班</td></tr><tr><td>5 緊急輸送の実施</td><td>本部班、管財班、教育総務班、スポーツ振興班</td></tr><tr><td>6 緊急通行車両等の確認等</td><td>管財班</td></tr><tr><td>7 交通情報の収集及び提供</td><td>市民活動支援班、木更津警察署、道路管理者</td></tr><tr><td>8 震災発生時における運転者のとるべき措置</td><td></td></tr><tr><td>9 道路管理者の通行の禁止又は制限</td><td>管理用地班、木更津警察署、道路管理者</td></tr><tr><td>1 0 航路等の障害物除去等</td><td>港湾管理者</td></tr></table>	1 災害警備計画	木更津警察署	2 交通規制計画	木更津警察署	3 交通規制の指針	木更津警察署	4 緊急輸送	土木班	5 緊急輸送の実施	本部班、管財班、教育総務班、スポーツ振興班	6 緊急通行車両等の確認等	管財班	7 交通情報の収集及び提供	市民活動支援班、木更津警察署、道路管理者	8 震災発生時における運転者のとるべき措置		9 道路管理者の通行の禁止又は制限	管理用地班、木更津警察署、道路管理者	1 0 航路等の障害物除去等	港湾管理者																				
1 災害警備計画	木更津警察署																																																													
2 交通規制計画	木更津警察署																																																													
3 交通規制の指針	木更津警察署																																																													
4 緊急輸送	土木班																																																													
5 緊急輸送の実施	本部班、管財班、教育総務班																																																													
6 緊急通行車両等の確認等	管財班																																																													
7 交通情報の収集及び提供	市民活動支援班、木更津警察署、道路管理者																																																													
8 震災発生時における運転者のとるべき措置																																																														
9 道路管理者の通行の禁止又は制限	管理用地班、木更津警察署、道路管理者																																																													
1 0 航路等の障害物除去等	港湾管理者																																																													
1 災害警備計画	木更津警察署																																																													
2 交通規制計画	木更津警察署																																																													
3 交通規制の指針	木更津警察署																																																													
4 緊急輸送	土木班																																																													
5 緊急輸送の実施	本部班、管財班、教育総務班、スポーツ振興班																																																													
6 緊急通行車両等の確認等	管財班																																																													
7 交通情報の収集及び提供	市民活動支援班、木更津警察署、道路管理者																																																													
8 震災発生時における運転者のとるべき措置																																																														
9 道路管理者の通行の禁止又は制限	管理用地班、木更津警察署、道路管理者																																																													
1 0 航路等の障害物除去等	港湾管理者																																																													
1 ～ 4 （略）	1 ～ 4 （略）																																																													
5 緊急輸送の実施	5 緊急輸送の実施																																																													
（1）～（2） （略）	（1）～（2） （略）																																																													
（3）ヘリコプターによる輸送	（3）ヘリコプターによる輸送																																																													
ア ヘリコプターの要請	ア ヘリコプターの要請																																																													
本部班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、千葉県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。	本部班は、災害による交通の途絶又は傷病者の空輸等緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じて自衛隊等に対し、ヘリコプターによる輸送を要請する。																																																													
イ 臨時ヘリポートの開設	イ 臨時ヘリポートの開設																																																													
教育総務班は、次の施設にヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、自衛隊とともに開設準備を行う。	教育総務班及びスポーツ振興班は、次の施設にヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、自衛隊等とともに開設準備を行う。																																																													
また、安全確保として離発着場所の確保と立入制限のために職員を配置する。	また、安全確保として離発着場所の確保と立入制限のために職員を配置する。																																																													
■臨時ヘリポートの開設予定場所	■臨時ヘリポートの開設予定場所	表現の適正化																																																												
<table><tr><td>名 称</td><td>所在地</td><td>電 話</td></tr><tr><td>木更津第一中学校</td><td>中央 1-10-1</td><td>(22) 5321</td></tr><tr><td>木更津市営球場</td><td>清見台 1-6-7</td><td>(25) 1987</td></tr><tr><td>富来田中学校</td><td>真里谷 275</td><td>(53) 2020</td></tr><tr><td>岩根中学校</td><td>高柳 3-7-49</td><td>(41) 2096</td></tr><tr><td>金田中学校</td><td>中島 2820</td><td>(41) 0032</td></tr><tr><td>畑沢中学校</td><td>畑沢 1053-1</td><td>(36) 5021</td></tr><tr><td>東清小学校</td><td>菅生 114</td><td>(98) 0424</td></tr><tr><td>鎌足小学校</td><td>矢那 609</td><td>(52) 2004</td></tr><tr><td>桜井運動場</td><td>桜井新町 4-2</td><td>(23) 5319</td></tr></table>	名 称		所在地	電 話	木更津第一中学校	中央 1-10-1	(22) 5321	木更津市営球場	清見台 1-6-7	(25) 1987	富来田中学校	真里谷 275	(53) 2020	岩根中学校	高柳 3-7-49	(41) 2096	金田中学校	中島 2820	(41) 0032	畑沢中学校	畑沢 1053-1	(36) 5021	東清小学校	菅生 114	(98) 0424	鎌足小学校	矢那 609	(52) 2004	桜井運動場	桜井新町 4-2	(23) 5319	<table><tr><td>名 称</td><td>所在地</td><td>電 話</td></tr><tr><td>木更津第一中学校</td><td>中央 1-10-1</td><td>(22) 5321</td></tr><tr><td>木更津市営野球場</td><td>清見台 1-6-7</td><td>(25) 1987</td></tr><tr><td>富来田中学校</td><td>真里谷 275</td><td>(53) 2020</td></tr><tr><td>岩根中学校</td><td>高柳 3-7-49</td><td>(41) 2096</td></tr><tr><td>金田中学校</td><td>中島 2820</td><td>(41) 0032</td></tr><tr><td>畑沢中学校</td><td>畑沢 1053-1</td><td>(36) 5021</td></tr><tr><td>東清小学校</td><td>菅生 114</td><td>(98) 0424</td></tr><tr><td>鎌足小学校</td><td>矢那 609</td><td>(52) 2004</td></tr><tr><td>桜井運動場</td><td>桜井新町 4-2</td><td>(23) 5319</td></tr></table>	名 称	所在地	電 話	木更津第一中学校	中央 1-10-1	(22) 5321	木更津市営野球場	清見台 1-6-7	(25) 1987	富来田中学校	真里谷 275	(53) 2020	岩根中学校	高柳 3-7-49	(41) 2096	金田中学校	中島 2820	(41) 0032	畑沢中学校	畑沢 1053-1	(36) 5021	東清小学校	菅生 114	(98) 0424	鎌足小学校	矢那 609	(52) 2004	桜井運動場	桜井新町 4-2	(23) 5319
名 称	所在地		電 話																																																											
木更津第一中学校	中央 1-10-1		(22) 5321																																																											
木更津市営球場	清見台 1-6-7		(25) 1987																																																											
富来田中学校	真里谷 275		(53) 2020																																																											
岩根中学校	高柳 3-7-49		(41) 2096																																																											
金田中学校	中島 2820		(41) 0032																																																											
畑沢中学校	畑沢 1053-1		(36) 5021																																																											
東清小学校	菅生 114		(98) 0424																																																											
鎌足小学校	矢那 609	(52) 2004																																																												
桜井運動場	桜井新町 4-2	(23) 5319																																																												
名 称	所在地	電 話																																																												
木更津第一中学校	中央 1-10-1	(22) 5321																																																												
木更津市営野球場	清見台 1-6-7	(25) 1987																																																												
富来田中学校	真里谷 275	(53) 2020																																																												
岩根中学校	高柳 3-7-49	(41) 2096																																																												
金田中学校	中島 2820	(41) 0032																																																												
畑沢中学校	畑沢 1053-1	(36) 5021																																																												
東清小学校	菅生 114	(98) 0424																																																												
鎌足小学校	矢那 609	(52) 2004																																																												
桜井運動場	桜井新町 4-2	(23) 5319																																																												
		スポーツ振興課の照会結果を反映（スポーツ振興班を追加）																																																												
		名称の変更																																																												

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（４）海上輸送 本部班は、陸上の交通が途絶する等困難を極めるときは、県を通じて自衛隊に、また民間船舶、<u>漁業協同組合</u>に海上輸送を要請する。 6 ～ 1 0 （略）	（４）海上輸送 本部班は、陸上の交通が途絶する等困難を極めるときは、県を通じて自衛隊、海上保安庁に、また民間船舶、漁業協同組合に海上輸送を要請する。 また、災害時の海上輸送体制を強化するため、平時から関係機関等と機会を捉えて防災訓練を実施する等、密接な連携を図る。 6 ～ 1 0 （略）	令和元年房総半島台風における災害対応の教訓及び本市の地理的特性を踏まえた修正

第 8 節 救援物資供給活動

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 8 節 救援物資供給活動	第 8 節 救援物資供給活動	名称変更 <

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
	○ 給水量 ○ 広報の内容・方法等 ○ 水質検査 ○ 人員配置 ○ 資機材の準備			○ 給水量 ○ 広報の内容・方法等 ○ 水質検査 ○ 人員配置 ○ 資機材の準備		海上保安署の照会結果を反映（追加） 「水道部」削除、「かずさ水道広域連合企業団」追加 県計画及び「応急給水等に係る確認書」による 班名変更
応援要請	自衛隊、他水道事業者、日本水道協会、管工事業協同組合		応援要請	自衛隊、海上保安庁、他水道事業者、日本水道協会、管工事業協同組合		
給水資機材の確保	給水車、ポリタンク、給水袋等（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請）		給水資機材の確保	給水車、ポリタンク、給水袋等（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請）		
（3）給水方法 水道部は、次のように給水活動を行う。 ア～ウ （略） （4）給水広報 水道部は、給水時刻、給水地点等の情報を情報政策班に伝達し、広報を要請する。 また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。 2～4 （略）			（3）給水方法 市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のように給水活動を行う。 ア～ウ （略） （4）給水広報 市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、給水時刻、給水地点等の情報をシティプロモーション班に伝達し、広報を要請する。 また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。 2～4 （略）			

第 9 節 広域応援の要請

現行（令和元年度修正）		改正後		備考
第 9 節 広域応援の要請		第 9 節 広域応援の要請		応援職員派遣班の追加 名称変更
1 自治体等への応援要請	本部班、職員班	1 自治体等への応援要請	本部班、 応援職員派遣班 、職員班	
2 消防の広域応援要請	消防部	2 消防の広域応援要請	消防部	
3 上水道・下水道事業体の相互 応援	下水道推進班、 <u>水道部</u>	3 上水道・下水道事業体の相互 応援	下水道推進班、 かずさ水道広域連合企業団	
4 労働力の確保	本部班、木更津公共職業安定所	4 労働力の確保	本部班、木更津公共職業安定所	
5 広域避難者の受入れ	本部班、市民班、住宅班	5 広域避難者の受入れ	本部班、市民班、住宅班	
1 自治体等への応援要請		1 自治体等への応援要請		
（1）県への応援要請		（1）県への応援要請		
本部長(市長)は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。本部班は、これらの手続きを実施する。		本部長(市長)は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。本部班は、これらの手続きを実施する。		
■県への応援要請手続き		■県への応援要請手続き		
要 請 先	県防災危機管理部危機管理課	要 請 先	県防災危機管理部危機管理課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	

現行（令和元年度修正）				改正後				備考
	応援の要求	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条		応援の要求	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条	
なお、千葉県では、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援を計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、罹災証明書の交付等の支援が本市に対して積極的に行われる可能性がある。 また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県が応急措置の全部又は一部を代行する計画である。 （2）～（5） （略） 2 （略） 3 上水道・下水道事業体の相互応援 （1）上水道 水道部は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、<u>他の水道事業体等に応援要請をする。</u> （2） 下水道 下水道推進班は、「<u>下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ</u>」に基づき、応急措置の支援を要請する。 4～5 （略）				なお、県では、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援を計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、罹災証明書の交付等の支援が本市に対して積極的に行われる可能性がある。 また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県が応急措置の全部又は一部を代行する計画である。 （2）～（5） （略） 2 （略） 3 上水道・下水道事業体の相互応援 （1）上水道 市は、<u>かずさ水道広域連合企業団と連携し</u>、災害時の給水等の応急措置を実施するため<u>他の事業体等の応援を求めようとするときは</u>、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、<u>県に必要な措置を要請する。</u> 県は水道事業体等の要請に基づいて応援の調整を行い、<u>他の事業体等に応援要請を行う。</u>また、<u>水道業者への応援要請の必要があるときは</u>、<u>かずさ水道広域連合企業団と各市管工事業協同組合</u>が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」に基づき、復旧活動の要請を行う。 なお、管工事業協同組合でも対応できない場合は、<u>一般社団法人千葉県上下水道インフラ整備協会と県が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」</u>等に基づき復旧活動の要請を行う。 （2） 下水道 下水道推進班は、「<u>下水道事業における災害時支援に関するルール</u>」に基づき<u>県</u>に応急措置の支援を要請する。 4～5 （略）				消防本部警防課の照会結果を反映（千葉県→県） 「水道部」削除、「かずさ水道広域連合企業団」追加 県計画及び「応急給水等に係る確認書」による かずさ水道広域連合の照会結果を反映 下水道推進室の照会結果を反映

第 1 0 節 自衛隊への災害派遣要請

現行（令和元年度修正）		改正後		備考
第 1 0 節 （略）		第 1 0 節 （略）		

第 1 1 節 学校等における児童・生徒の安全対策

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																				
第 1 1 節 学校における児童・生徒の安全対策	第 1 1 節 学校における児童・生徒の安全対策	教育部の照会結果を 反映（施設班削除）																				
<table><tr><td>1 防災体制の確立</td><td>教育総務班、学校教育班、施設班、子育て支援班、各学校</td></tr><tr><td>2 応急教育</td><td>教育総務班、学校教育班、各学校</td></tr><tr><td>3 学用品の調達及び支給</td><td>学校教育班、各学校</td></tr><tr><td>4 応急保育</td><td>こども保育班</td></tr><tr><td>5 文化財の保護</td><td>生涯学習班</td></tr></table>	1 防災体制の確立		教育総務班、学校教育班、施設班、子育て支援班、各学校	2 応急教育	教育総務班、学校教育班、各学校	3 学用品の調達及び支給	学校教育班、各学校	4 応急保育	こども保育班	5 文化財の保護	生涯学習班	<table><tr><td>1 防災体制の確立</td><td>教育総務班、学校教育班、子育て支援班、各学校</td></tr><tr><td>2 応急教育</td><td>教育総務班、学校教育班、各学校</td></tr><tr><td>3 学用品の調達及び支給</td><td>学校教育班、各学校</td></tr><tr><td>4 応急保育</td><td>こども保育班</td></tr><tr><td>5 文化財の保護</td><td>生涯学習班</td></tr></table>	1 防災体制の確立	教育総務班、学校教育班、子育て支援班、各学校	2 応急教育	教育総務班、学校教育班、各学校	3 学用品の調達及び支給	学校教育班、各学校	4 応急保育	こども保育班	5 文化財の保護	生涯学習班
1 防災体制の確立	教育総務班、学校教育班、施設班、子育て支援班、各学校																					
2 応急教育	教育総務班、学校教育班、各学校																					
3 学用品の調達及び支給	学校教育班、各学校																					
4 応急保育	こども保育班																					
5 文化財の保護	生涯学習班																					
1 防災体制の確立	教育総務班、学校教育班、子育て支援班、各学校																					
2 応急教育	教育総務班、学校教育班、各学校																					
3 学用品の調達及び支給	学校教育班、各学校																					
4 応急保育	こども保育班																					
5 文化財の保護	生涯学習班																					
1 ～ 5 （略）	1 ～ 5 （略）																					

第 1 2 節 帰宅困難者等対策

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																								
第 1 2 節 帰宅困難者等対策 <table><tr><td>1 一斉帰宅抑制の呼びかけ</td><td>情報政策班</td></tr><tr><td>2 企業、学校など関係機関における施設内待機</td><td>関係機関等</td></tr><tr><td>3 大規模集客施設や駅等における利用者保護</td><td>施設管理者</td></tr><tr><td>4 帰宅困難者の把握と情報提供</td><td>情報政策班</td></tr><tr><td>5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導</td><td>情報政策班、施設管理者</td></tr><tr><td>6 徒歩帰宅支援</td><td>情報政策班</td></tr></table> 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ 震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、<u>情報政策班</u>は、市民、企業、学校など関係機関に対し、県及び他市町村と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。 また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。 2 ～ 3 （略） 4 帰宅困難者等の把握と情報提供 （1）帰宅困難者等の把握と混乱防止 <u>情報政策班</u>は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や幹線道路などを通して徒歩により市内に移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。	1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	情報政策班	2 企業、学校など関係機関における施設内待機	関係機関等	3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	施設管理者	4 帰宅困難者の把握と情報提供	情報政策班	5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	情報政策班、施設管理者	6 徒歩帰宅支援	情報政策班	第 1 2 節 帰宅困難者等対策 <table><tr><td>1 一斉帰宅抑制の呼びかけ</td><td>本部班、シティブロモーション班</td></tr><tr><td>2 企業、学校など関係機関における施設内待機</td><td>関係機関等</td></tr><tr><td>3 大規模集客施設や駅等における利用者保護</td><td>施設管理者</td></tr><tr><td>4 帰宅困難者の把握と情報提供</td><td>本部班、シティブロモーション班</td></tr><tr><td>5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導</td><td>本部班、施設管理者</td></tr><tr><td>6 徒歩帰宅支援</td><td>本部班、シティブロモーション班</td></tr></table> 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ 震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、本部班及びシティブロモーション班は、市民、企業、学校など関係機関に対し、県及び他市町村と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。 また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。 2 ～ 3 （略） 4 帰宅困難者等の把握と情報提供 （1）帰宅困難者等の把握と混乱防止 本部班及びシティブロモーション班は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や幹線道路などを通して徒歩により市内に移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。	1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	本部班、シティブロモーション班	2 企業、学校など関係機関における施設内待機	関係機関等	3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	施設管理者	4 帰宅困難者の把握と情報提供	本部班、シティブロモーション班	5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部班、施設管理者	6 徒歩帰宅支援	本部班、シティブロモーション班	本部班の追加 班名の変更
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	情報政策班																									
2 企業、学校など関係機関における施設内待機	関係機関等																									
3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	施設管理者																									
4 帰宅困難者の把握と情報提供	情報政策班																									
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	情報政策班、施設管理者																									
6 徒歩帰宅支援	情報政策班																									
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	本部班、シティブロモーション班																									
2 企業、学校など関係機関における施設内待機	関係機関等																									
3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	施設管理者																									
4 帰宅困難者の把握と情報提供	本部班、シティブロモーション班																									
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部班、施設管理者																									
6 徒歩帰宅支援	本部班、シティブロモーション班																									

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（２）帰宅困難者等への情報提供 市は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。 また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。 さらに、周辺市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、ＳＮＳなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。 ５ 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 （１）一時滞在施設の開設 <u>情報政策</u>班は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。 また、市域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。 <u>情報政策</u>班は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。 併せて、市内の一時滞在施設の開設状況をホームページなどに掲載するなどして情報提供する。 （２） （略） （３）一時滞在施設の運営 施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、<u>情報政策</u>班は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。 ６ 徒歩帰宅支援 （１）災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請 <u>情報政策</u>班は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。 （２）徒歩帰宅支援 職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。 その際、<u>情報政策</u>班は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。 また、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、ＳＮＳなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。	（２）帰宅困難者等への情報提供 市は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。 また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。 さらに、周辺市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、ＳＮＳなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。 ５ 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 （１）一時滞在施設の開設 本部班は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。 また、市域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。 本部班は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。 併せて、市内の一時滞在施設の開設状況をホームページなどに掲載するなどして情報提供する。 （２） （略） （３）一時滞在施設の運営 施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、本部班は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。 ６ 徒歩帰宅支援 （１）災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請 本部班は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。 （２）徒歩帰宅支援 職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。 その際、本部班は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。 また、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、ＳＮＳなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。	県計画に基づく修正 班名の変更 班名の変更 班名の変更 班名の変更 班名の変更

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																												
第 1 3 節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策	第 1 3 節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策	名称変更																												
<table><tr><td>1 保健活動</td><td>健康推進班、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会、県（君津健康福祉センター）</td></tr><tr><td>2 飲料水の安全確保</td><td><u>水道部</u>、県（君津健康福祉センター）</td></tr><tr><td>3 防疫</td><td>健康推進班、環境管理班、県（君津健康福祉センター）</td></tr><tr><td>4 遺体の搜索処理等</td><td>市民活動支援班、市民班、社会福祉班、環境管理班、消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会</td></tr><tr><td>5 動物対策</td><td>環境管理班、廃棄物対策班、農林水産班、県（君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター）、千葉県獣医師会</td></tr><tr><td>6 清掃及び障害物の除去</td><td>廃棄物対策班、土木班、県（県土整備部）、木更津海上保安署、道路管理者、河川管理者</td></tr><tr><td>7 環境汚染の防止</td><td>環境管理班</td></tr></table>	1 保健活動		健康推進班、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会、県（君津健康福祉センター）	2 飲料水の安全確保	<u>水道部</u> 、県（君津健康福祉センター）	3 防疫	健康推進班、環境管理班、県（君津健康福祉センター）	4 遺体の搜索処理等	市民活動支援班、市民班、社会福祉班、環境管理班、消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会	5 動物対策	環境管理班、廃棄物対策班、農林水産班、県（君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター）、千葉県獣医師会	6 清掃及び障害物の除去	廃棄物対策班、土木班、県（県土整備部）、木更津海上保安署、道路管理者、河川管理者	7 環境汚染の防止	環境管理班	<table><tr><td>1 保健活動</td><td>健康推進班、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会、県（君津健康福祉センター）</td></tr><tr><td>2 飲料水の安全確保</td><td>かずさ水道広域連合企業団、県（君津健康福祉センター）</td></tr><tr><td>3 防疫</td><td>健康推進班、環境管理班、県（君津健康福祉センター）</td></tr><tr><td>4 遺体の搜索処理等</td><td>市民活動支援班、市民班、社会福祉班、環境管理班、消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会</td></tr><tr><td>5 動物対策</td><td>環境管理班、廃棄物対策班、農林水産班、県（君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター）、千葉県獣医師会</td></tr><tr><td>6 清掃及び障害物の除去</td><td>廃棄物対策班、土木班、県（県土整備部）、木更津海上保安署、道路管理者、河川管理者</td></tr><tr><td>7 環境汚染の防止</td><td>環境管理班</td></tr></table>	1 保健活動	健康推進班、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会、県（君津健康福祉センター）	2 飲料水の安全確保	かずさ水道広域連合企業団 、県（君津健康福祉センター）	3 防疫	健康推進班、環境管理班、県（君津健康福祉センター）	4 遺体の搜索処理等	市民活動支援班、市民班、社会福祉班、環境管理班、消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会	5 動物対策	環境管理班、廃棄物対策班、農林水産班、県（君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター）、千葉県獣医師会	6 清掃及び障害物の除去	廃棄物対策班、土木班、県（県土整備部）、木更津海上保安署、道路管理者、河川管理者	7 環境汚染の防止	環境管理班
1 保健活動	健康推進班、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会、県（君津健康福祉センター）																													
2 飲料水の安全確保	<u>水道部</u> 、県（君津健康福祉センター）																													
3 防疫	健康推進班、環境管理班、県（君津健康福祉センター）																													
4 遺体の搜索処理等	市民活動支援班、市民班、社会福祉班、環境管理班、消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会																													
5 動物対策	環境管理班、廃棄物対策班、農林水産班、県（君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター）、千葉県獣医師会																													
6 清掃及び障害物の除去	廃棄物対策班、土木班、県（県土整備部）、木更津海上保安署、道路管理者、河川管理者																													
7 環境汚染の防止	環境管理班																													
1 保健活動	健康推進班、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会、県（君津健康福祉センター）																													
2 飲料水の安全確保	かずさ水道広域連合企業団 、県（君津健康福祉センター）																													
3 防疫	健康推進班、環境管理班、県（君津健康福祉センター）																													
4 遺体の搜索処理等	市民活動支援班、市民班、社会福祉班、環境管理班、消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会																													
5 動物対策	環境管理班、廃棄物対策班、農林水産班、県（君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター）、千葉県獣医師会																													
6 清掃及び障害物の除去	廃棄物対策班、土木班、県（県土整備部）、木更津海上保安署、道路管理者、河川管理者																													
7 環境汚染の防止	環境管理班																													
1 （略）	1 （略）																													
2 飲料水の安全確保	2 飲料水の安全確保																													
<u>水道部</u>は、君津健康福祉センターと連携し、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し安全を確保するとともに、被災者に広報及び指導を行う。	市は、かずさ水道広域連合企業団及び君津健康福祉センターと連携し、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し安全を確保するとともに、被災者に広報及び指導を行う。																													
3 ～ 4 （略）	3 ～ 4 （略）																													
5 動物対策	5 動物対策																													
（1） ～ （2） （略） （3） ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。 <u>避難所内へは、原則としてペットの持ち込みを禁止することとする。</u>避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。 環境管理班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、君津健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。	（1） ～ （2） （略） （3） ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。また、避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。 市は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。 環境管理班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、君津健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。																													
6 清掃及び障害物の除去	6 清掃及び障害物の除去																													
（1） 災害廃棄物処理計画等の策定と組織体制の整備 廃棄物対策班は、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置くとともに、被害状況の把握、県、他の市町村、関係団体との連携、また、必要に応じて広域処	（1） 災害廃棄物処理計画等の策定と組織体制の整備 廃棄物対策班は、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置くとともに、被害状況の把握、県、他の市町村、関係団体との連携、また、必要に応じて広域処																													

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
理を行うなど、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。 なお、<u>「災害廃棄物対策指針（環境省）」</u>、<u>「千葉県災害廃棄物処理計画」</u>及び<u>「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」</u>に基づく「木更津市震災廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理マニュアル」を事前に策定し、迅速かつ適正な処理体制を確立しておくよう努める。 （2）がれきの処理 ア 処理体制の確立 廃棄物対策班は、大量のがれきが発生した場合は、「木更津市震災廃棄物処理計画」等に基づき発生量を推計し、処理体制の確立を図る。処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他県市町村及び一部事務組合間と締結した応援協定において援助協力を受ける。 また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。 イ 処理方法 廃棄物対策班は、仮置場を確保し、処理の効率化やリサイクル向上のため分別して処理を行い、適正に処分する。処理に当たっては、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減することに努める。また、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。 ウ 環境大臣による廃棄物の処理の代行 環境大臣が本市の地域を廃棄物処理特例地域として指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。 （3）～（5） （略） （新設） 7 （略）	理を行うなど、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。 なお、災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）及び市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）に基づき、災害廃棄物処理計画の迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。 （2）がれきの処理 ア 処理体制の確立 廃棄物対策班は、大量のがれきが発生した場合は、「木更津市震災廃棄物処理計画」等に基づき発生量を推計し、処理体制の確立を図る。処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他県市町村及び一部事務組合間と締結した応援協定において援助協力を受ける。 また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。 イ 処理方法 廃棄物対策班は、対策指針又は県計画で定めた推計方法によって必要面積を推計、仮置場を確保し、処理の効率化やリサイクル向上のため分別して処理を行い、適正に処分する。処理に当たっては、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減することに努める。また、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。 ウ 環境大臣による廃棄物の処理の代行 環境大臣が本市の地域を廃棄物処理特例地域として指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。 （3）～（5） （略） （6）災害廃棄物に関する啓発・広報 住民やN P O ・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。 7 （略）	県計画に基づく修正 県計画に基づく修正 県計画に基づく修正

第 1 4 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

現行（令和元年度修正）	改正後	備考								
第 1 4 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 <table><tr><td>1 応急仮設住宅の提供等</td><td>営繕班、住宅班</td></tr><tr><td>2 被災建築物の応急危険度判</td><td>建築指導班、<u>一般社団法人千葉県建築士会、公益社団法人</u></td></tr></table>	1 応急仮設住宅の提供等	営繕班、住宅班	2 被災建築物の応急危険度判	建築指導班、 <u>一般社団法人千葉県建築士会、公益社団法人</u>	第 1 4 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 <table><tr><td>1 応急仮設住宅の提供等</td><td>資産管理班、住宅班</td></tr><tr><td>2 被災建築物の応急危険度判</td><td>建築指導班</td></tr></table>	1 応急仮設住宅の提供等	資産管理班、住宅班	2 被災建築物の応急危険度判	建築指導班	班名の変更 建築指導課の照会結果を反映
1 応急仮設住宅の提供等	営繕班、住宅班									
2 被災建築物の応急危険度判	建築指導班、 <u>一般社団法人千葉県建築士会、公益社団法人</u>									
1 応急仮設住宅の提供等	資産管理班、住宅班									
2 被災建築物の応急危険度判	建築指導班									

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
定	千葉県建築士事務所協会		定			
3 被災宅地の危険度判定	都市政策班		3 被災宅地の危険度判定	都市政策班		
4 り災証明の交付	市民税班、資産税班、収税対策班、消防部		4 り災証明の交付	市民税班、資産税班、収税対策班、消防部		
1 応急仮設住宅の提供等			1 応急仮設住宅の提供等			
(1) 被災住宅の応急修理			(1) 被災住宅の応急修理			班名の変更
営繕班は、災害救助法に基づき災害のため住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。			資産管理班は、災害救助法に基づき災害のため住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。			
修理の申込みは、相談窓口で受付を行い、必要性を調査した上で建設事業者との請負契約により実施する。			修理の申込みは、相談窓口で受付を行い、必要性を調査した上で建設事業者との請負契約により実施する。			
市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。			市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。			
(2) 住居障害物の除去			(2) 住居障害物の除去			班名の変更
営繕班は、災害救助法に基づき、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り、応急的に障害物を除去する。			資産管理班は、災害救助法に基づき、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り、応急的に障害物を除去する。			
市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。			市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。			
■住宅関係の障害物除去の対象者			■住宅関係の障害物除去の対象者			
① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者			① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者			
② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者			② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者			
③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者			③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者			
除去は、建設事業者等に要請する。他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。			除去は、建設事業者等に要請する。他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。			
(3) 応急仮設住宅の供給			(3) 応急仮設住宅の供給			
ア 需要の把握			ア 需要の把握			班名の変更
営繕班は、災害後に資産税班、収税対策班が行なった被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。住宅班は、住民相談窓口又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、り災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。			資産管理班は、災害後に資産税班、収税対策班が行なった被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。住宅班は、住民相談窓口又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、り災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。			
なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。			なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。			
■応急仮設住宅の入居対象者			■応急仮設住宅の入居対象者			
次のすべての条件に該当する者			次のすべての条件に該当する者			
① 住家が全焼、全壊又は流失した者			① 住家が全焼、全壊又は流失した者			
② 居住する住家がない者			② 居住する住家がない者			
③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者			③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者			
○ 生活保護法の被保護者及び要保護者			○ 生活保護法の被保護者及び要保護者			
○ 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等			○ 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等			
○ 上記に準ずる者			○ 上記に準ずる者			
イ 用地確保			イ 応急仮設住宅の方法の選択			

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>営繕班は、応急仮設住宅の用地として公共用地（建設候補地は資料編参照）を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。</u> ① （新設） A （新設） ウ 建設 災害救助法が適用されない場合、<u>営繕班</u>は「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき仮設住宅を建設する。 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に行ける施設を設置する。 また、応急仮設住宅として、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。 エ 入居 住宅班は、福祉部と連携し、避難行動要支援者を考慮して、住宅の困窮度に応じた入居の取扱いを行う。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とし、その間、住宅班は、応急仮設住宅の管理を行う。 ② （新設） （4） <u>空き室のあっせん</u> 住宅班は、公営住宅、民間賃貸住宅の空き家の情報を収集し、被災者に<u>あっせん</u>する。 <u>公営住宅</u>に関しては、<u>公営住宅</u>の入居者資格を有する被災者を優先的に入居できる措置を講じる。 <u>なお、応急仮設住宅として民間賃貸住宅の空き家を活用する場合は、応急仮設住宅の供給に準じて入居の取り扱い、管理を行う。</u> 2 被災建築物の応急危険度判定 （1）判定実施体制の確立 建築指導班は、<u>実施拠点を設置し、必要な判定資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行う。</u> <u>また、県に要請して一般社団法人千葉県建築士会、公益社団法人千葉県建築士事務所協会の応急危険度判定の有資格者を確保する。</u>	応急仮設住宅の方法として①建設型②借上げ型が考えられるので、災害の程度によって方法の併用又は選択を行う。 ① 建設型応急仮設住宅 A 用地確保 資産管理班は、応急仮設住宅の用地として公共用地（建設候補地は資料編参照）を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。 B 建設 災害救助法が適用されない場合、資産管理班は「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき仮設住宅を建設する。 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合、集会所等に行ける施設を設置する。 また、応急仮設住宅として、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。 C 入居 住宅班は、福祉部と連携し、避難行動要支援者を考慮して、住宅の困窮度に応じた入居の取扱いを行う。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とし、その間、住宅班は、応急仮設住宅の管理を行う。 ② 借上げ型応急仮設住宅 住宅班は、応急仮設住宅として民間賃貸住宅の空き家を活用する場合は、①に準じて入居の取り扱い、管理を行う。 （4） <u>その他の住宅提供等</u> 住宅班は、公営住宅、民間賃貸住宅の空き家の情報を収集し、被災者に提供する。 市営住宅に関しては、市営住宅の入居者資格を有する被災者を優先的に入居できる措置を講じる。 市営住宅のうち行政財産目的外使用許可により提供できる住戸の入居の取り扱い、管理を行う。 2 被災建築物の応急危険度判定 （1）判定実施体制の確立 建築指導班は、大規模な地震災害発生後に速やかに被災建築物応急危険度判定活動が行えるよう、木更津市被災建築物応急危険度判定「震前計画」に基づき被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する。また、判定士、コーディネーター、資機材等を確保し、被災地への判定士の派遣の準備をする。	住宅課の照会結果を反映 営繕班→資産管理班 班名の変更 住宅課の照会結果を反映 建築指導課の照会結果を反映 建築指導課の照会結果を反映

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
■実施拠点 ① 応急危険度判定実施本部・市西部地域拠点：木更津市役所朝日庁舎 ② 市東部地域拠点：富来田公民館 ③ 簡易宿泊施設：木更津市民体育館柔剣道場 (2) (略) 3～4 (略)	(2) (略) 3～4 (略)	

第 1 5 節 ライフライン関連施設等の応急復旧

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																																												
第 1 5 節 ライフライン関連施設等の応急復旧	第 1 5 節 ライフライン関連施設等の応急復旧	名称変更																																												
<table><tr><td>1 水道施設</td><td>水道部</td></tr><tr><td>2 下水道施設</td><td>下水道推進班</td></tr><tr><td>3 電力施設</td><td>東京電力パワーグリッド（株）</td></tr><tr><td>4 ガス施設</td><td>東京ガス(株)</td></tr><tr><td>5 通信施設</td><td>東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI（株）</td></tr><tr><td>6 郵便</td><td>日本郵便(株)</td></tr><tr><td>7 放送機関</td><td>日本放送協会</td></tr><tr><td>8 道路・橋梁</td><td>管理用地班、土木班、道路管理者</td></tr><tr><td>9 鉄道</td><td>東日本旅客鉄道(株)</td></tr><tr><td>10 交通施設</td><td>日東交通(株)、小湊鉄道(株)</td></tr><tr><td>11 その他公共施設</td><td>施設管理者</td></tr></table>	1 水道施設		水道部	2 下水道施設	下水道推進班	3 電力施設	東京電力パワーグリッド（株）	4 ガス施設	東京ガス(株)	5 通信施設	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI（株）	6 郵便	日本郵便(株)	7 放送機関	日本放送協会	8 道路・橋梁	管理用地班、土木班、道路管理者	9 鉄道	東日本旅客鉄道(株)	10 交通施設	日東交通(株)、小湊鉄道(株)	11 その他公共施設	施設管理者	<table><tr><td>1 水道施設</td><td>かずさ水道広域連合企業団</td></tr><tr><td>2 下水道施設</td><td>下水道推進班</td></tr><tr><td>3 電力施設</td><td>東京電力パワーグリッド（株）</td></tr><tr><td>4 ガス施設</td><td>東京ガス(株)</td></tr><tr><td>5 通信施設</td><td>東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI（株）</td></tr><tr><td>6 郵便</td><td>日本郵便(株)</td></tr><tr><td>7 放送機関</td><td>日本放送協会</td></tr><tr><td>8 道路・橋梁</td><td>管理用地班、土木班、道路管理者</td></tr><tr><td>9 鉄道</td><td>東日本旅客鉄道(株)</td></tr><tr><td>10 交通施設</td><td>日東交通(株)、小湊鉄道(株)</td></tr><tr><td>11 その他公共施設</td><td>施設管理者</td></tr></table>	1 水道施設	かずさ水道広域連合企業団	2 下水道施設	下水道推進班	3 電力施設	東京電力パワーグリッド（株）	4 ガス施設	東京ガス(株)	5 通信施設	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI（株）	6 郵便	日本郵便(株)	7 放送機関	日本放送協会	8 道路・橋梁	管理用地班、土木班、道路管理者	9 鉄道	東日本旅客鉄道(株)	10 交通施設	日東交通(株)、小湊鉄道(株)	11 その他公共施設	施設管理者
1 水道施設	水道部																																													
2 下水道施設	下水道推進班																																													
3 電力施設	東京電力パワーグリッド（株）																																													
4 ガス施設	東京ガス(株)																																													
5 通信施設	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI（株）																																													
6 郵便	日本郵便(株)																																													
7 放送機関	日本放送協会																																													
8 道路・橋梁	管理用地班、土木班、道路管理者																																													
9 鉄道	東日本旅客鉄道(株)																																													
10 交通施設	日東交通(株)、小湊鉄道(株)																																													
11 その他公共施設	施設管理者																																													
1 水道施設	かずさ水道広域連合企業団																																													
2 下水道施設	下水道推進班																																													
3 電力施設	東京電力パワーグリッド（株）																																													
4 ガス施設	東京ガス(株)																																													
5 通信施設	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI（株）																																													
6 郵便	日本郵便(株)																																													
7 放送機関	日本放送協会																																													
8 道路・橋梁	管理用地班、土木班、道路管理者																																													
9 鉄道	東日本旅客鉄道(株)																																													
10 交通施設	日東交通(株)、小湊鉄道(株)																																													
11 その他公共施設	施設管理者																																													
1 水道施設	1 水道施設																																													
水道部は、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。	市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。																																													
なお、市では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業者等の応援を得て復旧を行う。	なお、市及びかずさ水道広域連合企業団では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業者等の応援を得て復旧を行う。																																													
応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、次の優先順位で復旧を行う。	応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、次の優先順位で復旧を行う。																																													
① 取水、導水、浄水、配水施設の復旧	① 取水、導水、浄水、配水施設の復旧																																													
② 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路	② 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路																																													
2 下水道施設	2 下水道施設																																													
下水道推進班は、被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。	下水道推進班は、被害が発生した場合は「下水道業務継続計画」により、必要な要員を動員して応急活動体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。	下水道推進室の照会結果を反映（追加）																																												
また、復旧については、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して作業にあたる。	また、復旧については、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して作業にあたる。	下水道推進室の照会結果を反映（一文削除）																																												
このほか、応急対策活動が円滑に遂行できるように、下水道業務継続計画の策定等に努める。																																														

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
3 電力施設 東京電力パワーグリッド株式会社は、「非常災害対策マニュアル」に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害を早期に復旧する。 また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。 なお、市は、情報収集で得た航空写真・画像等について、電力施設の被害状況の早期把握のため、東京電力パワーグリッド株式会社の要望に応じて、情報提供に努める。 ■電気に関する広報事項 ① 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと ② 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと ③ 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること ④ 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること ⑤ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと 使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること 4 （略） 5 通信施設 電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話株式会社等の通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。 また、震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。	3 電力施設 東京電力パワーグリッド株式会社は、「防災業務計画」に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害を早期に復旧する。 また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。 なお、市は、情報収集で得た航空写真・画像等について、電力施設の被害状況の早期把握のため、東京電力パワーグリッド株式会社の要望に応じて、情報提供に努める。 また、市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下3つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。 ① 「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」 ※停電復旧に係る作業に支障となる障害物及び復旧作業に係る道路上の障害物の除去等ならびに 予防措置（予防伐採）に関して規定 ② 「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」 ※それぞれが持つ情報の共有を図ることを規定 ③ 「災害時における電源車の配備に関する覚書」 ※長時間の停電が発生し、又は発生の恐れがある場合の電源車配備について規定 ■電気に関する広報事項 ① 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと ② 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと ③ 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること ④ 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること ⑤ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと 使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること 4 （略） 5 通信施設 電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話株式会社等の通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。 また、震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。	東京電力の照会結果を反映（東京電力グループ全体にて作成・公表している名称へ合わせるため） 令和元年房総半島台風時の教訓に基づく修正 東京電力の照会結果を反映（防災協定締結内容に基づき修正）

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
なお、市は、情報収集で得た航空写真・画像等について、通信施設の被害状況の早期把握のため、東日本電信電話株式会社等の要望に応じて、情報提供に努める。 ■電話に関する広報事項 ① 通信途絶、利用制限の理由と内容 ② 災害復旧措置と復旧見込時期 ③ 通信利用者に協力を要請する事項 ④ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始 ⑤ 災害用伝言板「web171」の提供開始 6 ～ 8 （略） 9 鉄道 電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話株式会社等の通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。 （１） （略） （２）乗客の避難誘導 ア 駅における避難誘導 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から市指定避難場所への避難勧告があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難場所へ避難するよう案内する。 イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に婦女子に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。 また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、市（<u>情報政策班</u>）に報告する。 1 0 交通施設 日東交通株式会社、小湊鉄道株式会社等は、地震が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。 旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所へ誘導する。 また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、市（<u>情報政策班</u>）に報告する。	なお、市は、情報収集で得た航空写真・画像等について、通信施設の被害状況の早期把握のため、東日本電信電話株式会社等の要望に応じて、情報提供に努めるとともに、通信事業者との連携による通信障害発生時の被害状況の把握、被災者への情報提供の体制整備を図る。 ■電話に関する広報事項 ① 通信途絶、利用制限の理由と内容 ② 災害復旧措置と復旧見込時期 ③ 通信利用者に協力を要請する事項 ④ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始 ⑤ 災害用伝言板「web171」の提供開始 6 ～ 8 （略） 9 鉄道 電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話株式会社等の通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。 （１） （略） （２）乗客の避難誘導 ア 駅における避難誘導 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から市指定避難場所への避難勧告があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難場所へ避難するよう案内する。 イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に婦女子に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。 また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、市（本部班）に報告する。 1 0 交通施設 日東交通株式会社、小湊鉄道株式会社等は、地震が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。 旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所へ誘導する。 また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、市（本部班）に報告する。	令和元年房総半島台風時の教訓に基づく修正 班名の変更 班名の変更

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																																																																								
第 1 6 節 ボランティアの協力 （略） 1 ボランティアの活動分野 災害時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、職能によって専門分野と一般分野に大別し、それぞれ次のような分野を担当するものとする。 ■ ボランティアの活動 <table><tr><th>専門ボランティア</th><th>一般ボランティア</th></tr><tr><td>① 救護所等での医療、救護</td><td>① 避難所の運営補助</td></tr><tr><td>② <u>被災建築物の応急危険度判定</u></td><td>② 炊出しや食料、飲料水などの受入・配給</td></tr><tr><td>③ <u>被災宅地の危険度判定</u></td><td>③ 救援物資や義援品の仕分け</td></tr><tr><td>④ <u>外国語の通訳</u></td><td>④ 避難行動要支援者の介助</td></tr><tr><td></td><td>⑤ 清掃</td></tr><tr><td></td><td>⑥ その他被災地における軽作業など</td></tr><tr><td>⑤ 被災者への心理治療</td><td></td></tr><tr><td>⑥ 避難行動要支援者の看護</td><td></td></tr><tr><td>⑦ その他の専門的知識、技能を要する活動等</td><td></td></tr></table> 2 ～ 3 （略） 4 災害時におけるボランティアの登録、派遣 災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県及び関係機関と十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。 （1）県担当部局による登録 専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。 社会福祉班は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣人員等を県に要請し、支援を受ける。 <table><tr><th>活 動 分 野</th><th>個 人 ・ 団 体</th><th>県 受 付 窓 口</th></tr><tr><td>医療救護</td><td>医師、歯科医師、薬剤師、看護師</td><td>健康福祉部医療整備課</td></tr><tr><td>被災建築物応急危険度判定※</td><td>被災建築物応急危険度判定士</td><td>県土整備部建築指導課</td></tr><tr><td>被災宅地危険度判定※</td><td>被災宅地危険度判定士</td><td>県土整備部都市計画課</td></tr><tr><td>高齢者支援</td><td>支援団体</td><td>健康福祉部高齢者福祉課</td></tr><tr><td>障がい者支援</td><td>支援団体</td><td><u>健康福祉部障がい福祉課</u></td></tr></table>	専門ボランティア	一般ボランティア	① 救護所等での医療、救護	① 避難所の運営補助	② <u>被災建築物の応急危険度判定</u>	② 炊出しや食料、飲料水などの受入・配給	③ <u>被災宅地の危険度判定</u>	③ 救援物資や義援品の仕分け	④ <u>外国語の通訳</u>	④ 避難行動要支援者の介助		⑤ 清掃		⑥ その他被災地における軽作業など	⑤ 被災者への心理治療		⑥ 避難行動要支援者の看護		⑦ その他の専門的知識、技能を要する活動等		活 動 分 野	個 人 ・ 団 体	県 受 付 窓 口	医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課	被災建築物応急危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士	県土整備部建築指導課	被災宅地危険度判定※	被災宅地危険度判定士	県土整備部都市計画課	高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課	障がい者支援	支援団体	<u>健康福祉部障がい福祉課</u>	第 1 6 節 ボランティアの協力 （略） 1 ボランティアの活動分野 災害時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、職能によって専門分野と一般分野に大別し、それぞれ次のような分野を担当するものとする。 ■ ボランティアの活動 <table><tr><th>専門ボランティア</th><th>一般ボランティア</th></tr><tr><td>① 救護所等での医療、救護</td><td>① 避難所の運営補助</td></tr><tr><td>② 被災宅地の危険度判定</td><td>② 炊出しや食料、飲料水などの受入・配給</td></tr><tr><td>③ 外国語の通訳</td><td>③ 救援物資や義援品の仕分け</td></tr><tr><td>④ <u>災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報</u></td><td>④ 避難行動要支援者の介助</td></tr><tr><td>⑤ 被災者への心理治療</td><td>⑤ 清掃</td></tr><tr><td>⑥ 避難行動要支援者の看護</td><td>⑥ その他被災地における軽作業など</td></tr><tr><td>⑦ その他の専門的知識、技能を要する活動等</td><td></td></tr></table> 2 ～ 3 （略） 4 災害時におけるボランティアの登録、派遣 災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県及び関係機関と十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。 （1）県担当部局による登録 専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。 社会福祉班は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣人員等を県に要請し、支援を受ける。 <table><tr><th>活 動 分 野</th><th>個 人 ・ 団 体</th><th>県 受 付 窓 口</th></tr><tr><td>医療救護</td><td>医師、歯科医師、薬剤師、看護師</td><td>健康福祉部医療整備課</td></tr><tr><td>被災建築物応急危険度判定※</td><td>被災建築物応急危険度判定士</td><td>県土整備部建築指導課</td></tr><tr><td>被災宅地危険度判定※</td><td>被災宅地危険度判定士</td><td>県土整備部都市計画課</td></tr><tr><td>高齢者支援</td><td>支援団体</td><td>健康福祉部高齢者福祉課</td></tr><tr><td>障がい者支援</td><td>支援団体</td><td><u>健康福祉部障がい者福祉</u></td></tr></table>	専門ボランティア	一般ボランティア	① 救護所等での医療、救護	① 避難所の運営補助	② 被災宅地の危険度判定	② 炊出しや食料、飲料水などの受入・配給	③ 外国語の通訳	③ 救援物資や義援品の仕分け	④ <u>災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報</u>	④ 避難行動要支援者の介助	⑤ 被災者への心理治療	⑤ 清掃	⑥ 避難行動要支援者の看護	⑥ その他被災地における軽作業など	⑦ その他の専門的知識、技能を要する活動等		活 動 分 野	個 人 ・ 団 体	県 受 付 窓 口	医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課	被災建築物応急危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士	県土整備部建築指導課	被災宅地危険度判定※	被災宅地危険度判定士	県土整備部都市計画課	高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課	障がい者支援	支援団体	<u>健康福祉部障がい者福祉</u>	県計画に基づく修正
専門ボランティア	一般ボランティア																																																																									
① 救護所等での医療、救護	① 避難所の運営補助																																																																									
② <u>被災建築物の応急危険度判定</u>	② 炊出しや食料、飲料水などの受入・配給																																																																									
③ <u>被災宅地の危険度判定</u>	③ 救援物資や義援品の仕分け																																																																									
④ <u>外国語の通訳</u>	④ 避難行動要支援者の介助																																																																									
	⑤ 清掃																																																																									
	⑥ その他被災地における軽作業など																																																																									
⑤ 被災者への心理治療																																																																										
⑥ 避難行動要支援者の看護																																																																										
⑦ その他の専門的知識、技能を要する活動等																																																																										
活 動 分 野	個 人 ・ 団 体	県 受 付 窓 口																																																																								
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課																																																																								
被災建築物応急危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士	県土整備部建築指導課																																																																								
被災宅地危険度判定※	被災宅地危険度判定士	県土整備部都市計画課																																																																								
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課																																																																								
障がい者支援	支援団体	<u>健康福祉部障がい福祉課</u>																																																																								
専門ボランティア	一般ボランティア																																																																									
① 救護所等での医療、救護	① 避難所の運営補助																																																																									
② 被災宅地の危険度判定	② 炊出しや食料、飲料水などの受入・配給																																																																									
③ 外国語の通訳	③ 救援物資や義援品の仕分け																																																																									
④ <u>災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報</u>	④ 避難行動要支援者の介助																																																																									
⑤ 被災者への心理治療	⑤ 清掃																																																																									
⑥ 避難行動要支援者の看護	⑥ その他被災地における軽作業など																																																																									
⑦ その他の専門的知識、技能を要する活動等																																																																										
活 動 分 野	個 人 ・ 団 体	県 受 付 窓 口																																																																								
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課																																																																								
被災建築物応急危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士	県土整備部建築指導課																																																																								
被災宅地危険度判定※	被災宅地危険度判定士	県土整備部都市計画課																																																																								
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課																																																																								
障がい者支援	支援団体	<u>健康福祉部障がい者福祉</u>																																																																								
		県計画に基づく修正																																																																								

現行（令和元年度修正）				改正後				備考
	外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンション ビューローボランティア通訳、 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課				推進課	
	通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部消防課		外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンション ビューローボランティア通訳、 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課	
※平時に登録を行っている。				※平時に登録を行っている。				
(2) ～ (5) (略)				(2) ～ (5) (略)				
5 (略)				5 (略)				

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節 被災者生活安定のための措置

現行（令和元年度修正）		改正後		備考
第 4 章 災害復旧計画		第 4 章 災害復旧計画		
第 1 節 (略)		第 1 節 (略)		

第 2 節 津波災害復旧対策

現行（令和元年度修正）		改正後		備考
第 2 節 (略)		第 2 節 (略)		

第 3 節 ライフライン関連施設等の復旧計画

現行（令和元年度修正）		改正後		備考
第 3 節 ライフライン関連施設等の復旧計画		第 3 節 ライフライン関連施設等の復旧計画		名称変更
1 水道施設	水道部	1 水道施設	かずさ水道広域連合企業団	
2 下水道施設	下水道推進班	2 下水道施設	下水道推進班	
3 電気施設	東京電力パワーグリッド(株)	3 電気施設	東京電力パワーグリッド(株)	
4 ガス施設	東京ガス(株)	4 ガス施設	東京ガス(株)	
5 通信施設	東日本電信電話(株)	5 通信施設	東日本電信電話(株)	
6 農林・水産業施設	施設管理者	6 農林・水産業施設	施設管理者	
7 公共土木施設	施設管理者	7 公共土木施設	施設管理者	
1 （略）		1 （略）		

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
2 下水道施設 災害後の震災復旧の進め方については、下水道の地震対策マニュアルに基づき行うものとする。 （１） 震災復旧の基本方針 下水道施設の被害は、震災後における社会全体の復旧活動、住民生活の安定などに与える影響が大きいため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図り、施設の速やかな復旧を行う。 （２）下水道施設の復旧 下水道施設に被害が発生したときは、余震や二次災害等に配慮し、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生や避難の長期化などを想定し、優先度の高い施設から復旧する。 ア 管路施設（優先度の高い順） （ア）処理場、ポンプ場等の基幹施設、重要な幹線等 （イ）その他の幹線管渠 （ウ）枝線管渠 （エ）取付管渠 イ 処理場、ポンプ場（優先度の高い順） （ア）非常用電力、水源の確保 （イ）下水排除（<u>揚水等</u>） （ウ）汚水の沈殿放流（最初沈殿池）、<u>伝染病</u>予防（滅菌） （エ）汚水処理 3 電気施設 <u>原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、市民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。</u> <u>（１）送電設備</u> <u>送電線路の復旧順位は次のとおりである。</u> ア <u>全回線送電不能の主要線路</u> イ <u>〃 のその他の線路</u> ウ <u>一部回線送電不能の重要線路</u> エ <u>〃 のその他の線路</u> <u>（２）変電設備</u> ア <u>主要幹線の復旧に関する送電用変電所</u> イ <u>都市部に送電する系統の送電用変電所</u> ウ <u>重要施設に供給する配電用変電所</u>	2 下水道施設 災害後の震災復旧の進め方については、「下水道の地震対策マニュアル」に基づき行うものとする。 （１） 震災復旧の基本方針 下水道施設の被害は、震災後における社会全体の復旧活動、住民生活の安定などに与える影響が大きいため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図り、施設の速やかな復旧を行う。 （２）下水道施設の復旧 下水道施設に被害が発生したときは、余震や二次災害等に配慮し、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生や避難の長期化などを想定し、優先度の高い施設から復旧する。 ア 管路施設（優先度の高い順） （ア）処理場、ポンプ場等の基幹施設、重要な幹線等 （イ）その他の幹線管渠 （ウ）枝線管渠 （エ）取付管渠 イ 処理場、ポンプ場（優先度の高い順） （ア）非常用電力、水源の確保 （イ）下水排除（<u>ポンプ排水</u>） （ウ）汚水の沈殿放流（最初沈殿池）、<u>感染症</u>予防（滅菌） （エ）汚水処理 3 電気施設 復旧計画については災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」の以下重要施設の優先復旧について十分に配慮し復旧を行う。 ただし、重要施設の優先復旧が困難な場合は、市と東京電力パワーグリッド株式会社の双方で調整を図る。 （重要施設） ・生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等 ・指定避難所として開設されている施設 ・災害対応の中核機能となる市の災害対策本部が存在する施設 ・上下水道施設などライフライン施設	下水道推進室の照会結果を反映（「」追加） 下水道推進室の照会結果を反映 県計画に基づく修正 東京電力の照会結果を反映（防災協定締結に基づき修正）

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>（3）通信設備</u> ア <u>給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線</u> イ <u>保守用回線</u> ウ <u>業務用回線</u> <u>（4）配電設備</u> ア <u>病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線</u> イ <u>その他の回線</u> 4 ～ 7 （略）	4 ～ 7 （略）	

第 4 節 激甚災害の指定

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 4 節 （略）	第 4 節 （略）	

第 5 節 災害復興

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 5 節 災害復興 （略） 1 ～ 2 （略） 3 想定される復興準備計画 復興計画を実効ある内容とし、住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要である。これらの調査は相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。 （1）くらしの復興 被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。 また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷や P T S D 等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面での	第 5 節 災害復興 （略） 1 ～ 2 （略） 3 想定される復興準備計画 復興計画を実効ある内容とし、住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要である。これらの調査は相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。 （1）くらしの復興 被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。 また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷や P T S D （心的外傷後ストレス障害（PostTraumatic Stress Disorder））等、被災者、	県計画に基づく修正

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
きめ細かい支援を向上させる。 （２）～（４） （略） ４ （略）	被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。 （２）～（４） （略） ４ （略）	

木更津市地域防災計画【第 2 編】新旧対照表

地震附編

第 1 章 総論
第 1 節 計画策定の趣旨

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 1 章 総論 第 1 節 （略）	第 1 章 総論 第 1 節 （略）	

第 2 節 基本方針

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 2 節 （略）	第 2 節 （略）	

第 3 節 今後の課題

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 3 節 （略）	第 3 節 （略）	

第 2 章 防災機関の業務

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																
第 2 章 防災機関の業務 1（略） 2 千葉県 <table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>総務部</td><td>1. 庁舎等の施設防災対策に関すること 2. 私立学校の指導に関すること</td></tr><tr><td>総合企画部</td><td>1. 報道機関との連絡調整に関すること 2. 県民等に対する協力、広報活動に関すること 3. 飲料水の供給指導に関すること</td></tr><tr><td>防災危機管理部</td><td>1. 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関すること 2. 東海地震予知情報等の収集伝達に関すること 3. 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関すること 4. 通信その他施設整備に関すること</td></tr></table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	総務部	1. 庁舎等の施設防災対策に関すること 2. 私立学校の指導に関すること	総合企画部	1. 報道機関との連絡調整に関すること 2. 県民等に対する協力、広報活動に関すること 3. 飲料水の供給指導に関すること	防災危機管理部	1. 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関すること 2. 東海地震予知情報等の収集伝達に関すること 3. 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関すること 4. 通信その他施設整備に関すること	第 2 章 防災機関の業務 1（略） 2 千葉県 <table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>総務部</td><td>1. 庁舎等の施設防災対策に関すること 2. 私立学校の指導に関すること</td></tr><tr><td>総合企画部</td><td>1. 報道機関との連絡調整に関すること 2. 県民等に対する協力、広報活動に関すること 3. 飲料水の供給指導に関すること</td></tr><tr><td>防災危機管理部</td><td>1. 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関すること 2. 東海地震予知情報等の収集伝達に関すること 3. 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関すること 4. 通信その他施設整備に関すること</td></tr></table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	総務部	1. 庁舎等の施設防災対策に関すること 2. 私立学校の指導に関すること	総合企画部	1. 報道機関との連絡調整に関すること 2. 県民等に対する協力、広報活動に関すること 3. 飲料水の供給指導に関すること	防災危機管理部	1. 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関すること 2. 東海地震予知情報等の収集伝達に関すること 3. 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関すること 4. 通信その他施設整備に関すること	
機関の名称	事務又は業務の大綱																	
総務部	1. 庁舎等の施設防災対策に関すること 2. 私立学校の指導に関すること																	
総合企画部	1. 報道機関との連絡調整に関すること 2. 県民等に対する協力、広報活動に関すること 3. 飲料水の供給指導に関すること																	
防災危機管理部	1. 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関すること 2. 東海地震予知情報等の収集伝達に関すること 3. 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関すること 4. 通信その他施設整備に関すること																	
機関の名称	事務又は業務の大綱																	
総務部	1. 庁舎等の施設防災対策に関すること 2. 私立学校の指導に関すること																	
総合企画部	1. 報道機関との連絡調整に関すること 2. 県民等に対する協力、広報活動に関すること 3. 飲料水の供給指導に関すること																	
防災危機管理部	1. 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関すること 2. 東海地震予知情報等の収集伝達に関すること 3. 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関すること 4. 通信その他施設整備に関すること																	

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
	5. 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関すること			5. 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関すること		県計画に基づく修正
健康福祉部	1. 社会福祉施設の保全に関すること 2. 社会福祉施設の入所者等の保護安全に関すること 3. 災害救助に関すること 4. 医療救護に関すること 5. 医薬品等の確保、供給に関すること 6. 防疫及び保健衛生に関すること		健康福祉部	1. 社会福祉施設の保全に関すること 2. 社会福祉施設の入所者等の保護安全に関すること 3. 災害救助に関すること 4. 医療救護に関すること 5. 医薬品等の確保、供給に関すること 6. 防疫及び保健衛生に関すること		
環境生活部	1. 汚染物質等の発生源に対する監視、指導に関すること 2. 環境大気及び公共用水域の監視に関すること 3. 地質環境保全及び監視に関すること		環境生活部	1. 汚染物質等の発生源に対する監視、指導に関すること 2. 環境大気及び公共用水域の監視に関すること 3. 地質環境保全及び監視に関すること		
商工労働部	1. 物資の確保及び調達に関すること 2. 商工業者、商工団体に対する指導に関すること 3. 金融機関の業務確保に関すること 4. 職業訓練施設の保全に関すること		商工労働部	1. 物資の確保及び調達に関すること 2. 商工業者、商工団体に対する指導に関すること 3. 金融機関の業務確保に関すること 4. 職業訓練施設の保全に関すること		
農林水産部	1. 農業施設の保全に関すること 2. 農業金融の指導に関すること 3. 非常食糧の確保に関すること 4. 農林業団体に対する指導に関すること 5. 林地、治山施設の保全に関すること 6. 漁業金融の指導に関すること 7. 漁業団体に対する指導に関すること 8. 農林水産部所属船舶の保全に関すること 9. 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導に関すること 10. 漁業無線による通信手段の確保に関すること 11. 漁業漁港施設の保全に関すること		農林水産部	1. 農業施設の保全に関すること 2. 農業金融の指導に関すること 3. 非常食糧の確保に関すること 4. 農林業団体に対する指導に関すること 5. 林地、治山施設の保全に関すること 6. 漁業金融の指導に関すること 7. 漁業団体に対する指導に関すること 8. 農林水産部所属船舶の保全に関すること 9. 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導に関すること 10. 漁業無線による通信手段の確保に関すること 11. 漁業漁港施設の保全に関すること		
県土整備部	1. 道路及び橋梁の保全に関すること 2. 水防に関すること 3. 河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関すること 4. 港湾施設の保全に関すること 5. 土木資材の確保に関すること 6. 県営住宅の保全に関すること 7. 建築物の防災に関すること 8. 宅地の防災に関すること 9. 下水道施設の保全に関すること		県土整備部	1. 道路及び橋梁の保全に関すること 2. 水防に関すること 3. 河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関すること 4. 港湾施設の保全に関すること 5. 土木資材の確保に関すること 6. 県営住宅の保全に関すること 7. 建築物の防災に関すること 8. 宅地の防災に関すること 9. 下水道施設の保全に関すること		
出納局	災害経費に関すること		出納局	災害経費に関すること		
<u>水道局</u>	1. 県営水道施設の保全に関すること 2. 飲料水の供給、確保に関すること 3. 工業用水道施設の保全に関すること 4. 工業用水の供給、確保に関すること		<u>企業局</u>	1. 県営水道施設の保全に関すること 2. 県営水道区域の水道 水の供給、確保に関すること 3. 工業用水道施設の保全に関すること 4. 工業用水の供給、確保に関すること 5. 造成土地管理事業施設の保全に関すること		
<u>企業土地管理局</u>	1. <u>臨海地域土地造成事業施設及び新市街地造成事業施設の保全に関すること</u> 2. <u>宅地造成事業施設、内陸工業用地造成事業施設及びレクリエーション用地造成事業施設の保全に関すること</u> 3. <u>工業用水道施設の保全に関すること</u> 4. <u>工業用水の供給、確保に関すること</u>					

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
病院局	1. 立病院の保全に関すること 2. 医療救護に関すること		病院局	1. 立病院の保全に関すること 2. 医療救護に関すること		県計画に基づく修正
教育庁	1. 文教施設の保全に関すること 2. 公立学校の児童生徒等の保護安全に関すること 3. 図書館、博物館等社会教育施設の保全に関すること 4. 文化財の保護に関すること		教育庁	1. 文教施設の保全に関すること 2. 公立学校の児童生徒等の保護安全に関すること 3. 図書館、博物館等社会教育施設の保全に関すること 4. 文化財の保護に関すること		
警察本部	1. 警備本部の設置、運営に関すること 2. 各種情報の収集、伝達に関すること 3. 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること 4. 交通の混乱等の防止に関すること		警察本部	1. 警備本部の設置、運営に関すること 2. 各種情報の収集、伝達に関すること 3. 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること 4. 交通の混乱等の防止に関すること		
3 指定地方行政機関			3 指定地方行政機関			
機関の名称	事務又は業務の大綱		機関の名称	事務又は業務の大綱		
関東管区警察局	1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること 2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること		関東管区警察局	1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること 2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること		
関東財務局 千葉財務事務所	<u>金融機関における業務の円滑な遂行を確保するための指揮、要請に関すること</u>		関東財務局 千葉財務事務所	1. 災害発生時における国有財産の提供及び活用に関すること 2. 金融機関における業務の円滑な遂行を確保するための指揮、要請に関すること		
関東農政局	1. 食料及び飼料・資材等の安定供給対策に関すること 2. 営農指導、家畜の移動・衛生対策に関すること 3. 農地・農業用施設等、公共土木施設に関すること		関東農政局	1. 食料及び飼料・資材等の安定供給対策に関すること 2. 営農指導、家畜の移動・衛生対策に関すること 3. 農地・農業用施設等、公共土木施設に関すること		
関東森林管理局	1. 国有林野の保全に関すること 2. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること		関東森林管理局	1. 国有林野の保全に関すること 2. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること		
関東経済産業局	1. 生活必需品等防災関係物資の安定的供給の確保に関すること 2. 商鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3. 被災中小企業の振興に関すること		関東経済産業局	1. 生活必需品等防災関係物資の安定的供給の確保に関すること 2. 商鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3. 被災中小企業の振興に関すること		
関東東北 産業保安監督部	1. 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の安全の確保に関すること 2. 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること		関東東北 産業保安監督部	1. 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の安全の確保に関すること 2. 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること		
関東運輸局	1. 船舶による安全輸送の指導に関すること 2. 鉄道による安全輸送の指導に関すること 3. 自動車（バス、タクシー、トラック）による安全輸送の指導に関すること		関東運輸局	1. 船舶による安全輸送の指導に関すること 2. 鉄道による安全輸送の指導に関すること 3. 自動車（バス、タクシー、トラック）による安全輸送の指導に関すること		
関東地方整備局	1. 港湾施設、海岸保全施設等の保全の指導に関すること 2. 河川施設、道路施設の保全に関すること 3. 緊急輸送の確保助言に関すること		関東地方整備局	1. 港湾施設、海岸保全施設等の保全の指導に関すること 2. 河川施設、道路施設の保全に関すること 3. 緊急輸送の確保助言に関すること		
第三管区 海上保安本部	1. 警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関すること 2. 船艇及び航空機等の出動、派遣等に関すること 3. 情報の収集、海上交通安全の確保に関すること 4. 治安の維持、緊急輸送に関すること 5. 海難救助、流出油等の防除措置に関すること 6. 危険物の保安措置に関すること		第三管区 海上保安本部	1. 警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関すること 2. 船艇及び航空機等の出動、派遣等に関すること 3. 情報の収集、海上交通安全の確保に関すること 4. 治安の維持、緊急輸送に関すること 5. 海難救助、流出油等の防除措置に関すること 6. 危険物の保安措置に関すること		
関東地方測量部	1. 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2. 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること		関東地方測量部	1. 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2. 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること		

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
	3. 地殻変動の監視に関すること			3. 地殻変動の監視に関すること		県計画に基づく修正
東京管区气象台 銚子地方气象台	1. 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関すること 2. 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関すること 3. 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関すること		東京管区气象台 銚子地方气象台	1. 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関すること 2. 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関すること 3. 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関すること		
関東総合通信局	1. <u>災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡に関すること</u> 2. <u>非常通信の運用に関すること</u>		関東総合通信局	1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること 3. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 4. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること		
千葉労働局	産業安全（鉱山保安関係は除く。）に関すること		千葉労働局	産業安全（鉱山保安関係は除く。）に関すること		
（新設）			関東地方 環境事務所	1. 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2. 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること 3. 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること 4. 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること		
			北関東防衛局	1. 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2. 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること		
4 （略）			4 （略）			県計画に基づく修正
5 指定公共機関			5 指定公共機関			
機関の名称	事務又は業務の大綱		機関の名称	事務又は業務の大綱		
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	1 鉄道施設の保全に関すること 2 鉄道輸送の確保に関すること 3 鉄道旅客の混乱防止に関すること		東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	1 鉄道施設の保全に関すること 2 鉄道輸送の確保に関すること 3 鉄道旅客の混乱防止に関すること		
東日本電信電話(株) 千葉支店	電報、電話等の通信の確保に関すること		東日本電信電話(株) 千葉支店	電報、電話等の通信の確保に関すること		
(株)NTTドコモ 千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関すること		(株)NTTドコモ 千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関すること		
KDDI(株)	電話、携帯電話等の通信の疎通に関すること		KDDI(株)	電話、携帯電話等の通信の疎通に関すること		
ソフトバンク（株）	電話、携帯電話等の通信の確保に関すること		ソフトバンク（株）	電話、携帯電話等の通信の確保に関すること		
日本赤十字社 千葉県支部	1. <u>救護班の編成並びに医療、助産、死体処理（一時保管を除く）に関すること</u> 2. <u>災害救護に関すること</u> 3. <u>日赤医療施設の保全に関すること</u> 4. <u>血液センター施設の保全に関すること</u>		日本赤十字社 千葉県支部	1. 医療救護に関すること 2. こころのケアに関すること 3. 救援物資の備蓄及び配分に関すること 4. 血液製剤の供給に関すること 5. 義援金の受付及び配分に関すること 6. その他応急対応に必要な業務に関すること		

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
日本放送協会 千葉放送局	1. 東海地震予知情報等の放送に関する事 2. 放送施設の保全に関する事		日本放送協会 千葉放送局	1. 東海地震予知情報等の放送に関する事 2. 放送施設の保全に関する事		
東日本高速道路(株) 関東支社	1. 東日本高速道路の保全に関する事 2. 災害時における緊急交通路の確保に関する事		東日本高速道路(株) 関東支社	1. 東日本高速道路の保全に関する事 2. 災害時における緊急交通路の確保に関する事		
日本通運(株) 千葉支店	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送に関する事		日本通運(株) 千葉支店	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送に関する事		
東京電力(株)	1. 電力の需給に関する事 2. 電力施設等の保全に関する事		東京電力(株)	1. 電力の需給に関する事 2. 電力施設等の保全に関する事		
東京ガス(株)	1. ガスの供給に関する事 2. ガス施設、装置、設備の保全に関する事		東京ガス(株)	1. ガスの供給に関する事 2. ガス施設、装置、設備の保全に関する事		
日本貨物鉄道(株)	鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事		日本貨物鉄道(株)	鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事		
6 指定地方公共機関（略）			6 指定地方公共機関（略）			

第 3 章 事前の措置

第 1 節 東海地震に備え事前に催促すべき事項

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 3 章 事前の措置 （略）	第 3 章 事前の措置 （略）	

第 4 章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

第 1 節 東海地震注意情報の伝達

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 4 章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置 （略）	第 4 章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置 （略）	

第 5 章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第 1 節 活動体制

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 5 章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第 1 節 （略）	第 5 章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第 1 節 （略）	

第 2 節 警戒宣言の伝達及び広報

現行（令和元年度修正）	改正後	備考								
第 2 節 警戒宣言の伝達及び広報 <table><tr><td>1 警戒宣言の伝達</td><td>本部班、各部・班</td></tr><tr><td>2 警戒宣言時の広報</td><td>本部班、企画班、<u>情報政策</u>班、防災関係機関</td></tr></table> 1 ～ 2 （略）	1 警戒宣言の伝達	本部班、各部・班	2 警戒宣言時の広報	本部班、企画班、 <u>情報政策</u> 班、防災関係機関	第 2 節 警戒宣言の伝達及び広報 <table><tr><td>1 警戒宣言の伝達</td><td>本部班、各部・班</td></tr><tr><td>2 警戒宣言時の広報</td><td>本部班、企画班、<u>シティプロモーション</u>班、防災関係機関</td></tr></table> 1 ～ 2 （略）	1 警戒宣言の伝達	本部班、各部・班	2 警戒宣言時の広報	本部班、企画班、 <u>シティプロモーション</u> 班、防災関係機関	班名の変更
1 警戒宣言の伝達	本部班、各部・班									
2 警戒宣言時の広報	本部班、企画班、 <u>情報政策</u> 班、防災関係機関									
1 警戒宣言の伝達	本部班、各部・班									
2 警戒宣言時の広報	本部班、企画班、 <u>シティプロモーション</u> 班、防災関係機関									

第 3 節 警備対策

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 3 節 （略）	第 3 節 （略）	

第 4 節 水防・消防対策

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 4 節 （略）	第 4 節 （略）	

第 5 節 公共輸送対策

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 5 節 （略）	第 5 節 （略）	

第 6 節 交通対策

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 6 節 交通対策 1 ～ 2 （略） 3 海上交通対策 東海地震の発生に伴う津波は、房総半島南端部では 3m を超えることが想定されるため、海上、港湾関係各機関は、海上交通の安全を確保し、港湾内の混乱を防止するため、警戒宣言が発せられた場合は、次の対策を講ずる。 （1）海上保安対策等	第 6 節 交通対策 1 ～ 2 （略） 3 海上交通対策 東海地震の発生に伴う津波は、房総半島南端部では 3m を超えることが想定されるため、海上、港湾関係各機関は、海上交通の安全を確保し、港湾内の混乱を防止するため、警戒宣言が発せられた場合は、次の対策を講ずる。 （1）海上保安対策等	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
木更津海上保安署は、次の対策を講じる。 ア 海上保安庁から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに港湾関係団体に伝達する。 イ 港内及びその付近における船舶に対しては、巡視艇等により適宜周辺海域を巡回し、拡声機、横断幕等により周知する。 ウ 東京湾における船舶に対しては、東京湾海上交通センター及び各港内交通管制室の機能を併用し、周知する。 エ 運行船舶に対しては、第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターを通じ、航行警報の他、海の安全通報によって周知する。 オ 船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の整理、指導を行う。 カ 海難事故の発生、その他の事情により船舶交通の危険が予想される場合は、船舶の交通を制限又は禁止する。 キ 荷役中の船舶に対し、荷役の中止を勧告し、事故防止のため必要な指導を行う。 ク 着舷中の船舶に対し、離舷避難又は係留強化等の勧告等を行う。 ケ 危険物取扱事業所等に対し、海上への危険物流出防止措置を講じるよう指導するとともに、排出油防除資機材の準備を行うよう指導する。 コ 工事作業等は、中止するよう指導する。 サ 工事資機材、木材、定置網、小型船舶等の流出防止を指導する。	木更津海上保安署は、次の対策を講じる。 ア 海上保安庁から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに港湾関係団体に伝達する。 イ 港内及びその付近における船舶に対しては、巡視艇等により適宜周辺海域を巡回し、拡声機、横断幕等により周知する。 ウ 東京湾における船舶に対しては、東京湾海上交通センターの機能を併用し、周知する。 エ 運行船舶に対しては、第三管区海上保安本部を通じ、航行警報の他、海の安全通報情報によって周知する。 オ 船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の整理、指導を行う。 カ 海難事故の発生、その他の事情により船舶交通の危険が予想される場合は、船舶の交通を制限又は禁止する。 キ 荷役中の船舶に対し、荷役の中止を勧告し、事故防止のため必要な指導を行う。 ク 着舷中の船舶に対し、離舷避難又は係留強化等の勧告等を行う。 ケ 危険物取扱事業所等に対し、海上への危険物流出防止措置を講じるよう指導するとともに、排出油防除資機材の準備を行うよう指導する。 コ 工事作業等は、中止するよう指導する。 サ 工事資機材、木材、定置網、小型船舶等の流出防止を指導する。	海上保安署の照会結果を反映（組織改編のため、一部削除） 海上保安署の照会結果を反映（組織改編のため、一部削除、「情報」追加）
（2） （略）	（2） （略）	

第 7 節 上下水道・電気・ガス・通信対策

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																			
第 7 節 上下水道・電気・ガス・通信対策	第 7 節 上下水道・電気・ガス・通信対策	名称変更																			
<table><tr><td>1 上水道対策</td><td>水道部</td></tr><tr><td>2 下水道対策</td><td>下水道推進班</td></tr><tr><td>3 電気対策</td><td>東京電力パワーグリッド(株)</td></tr><tr><td>4 ガス対策</td><td>東京ガス(株)</td></tr><tr><td>5 通信対策</td><td>東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)</td></tr></table>	1 上水道対策		水道部	2 下水道対策	下水道推進班	3 電気対策	東京電力パワーグリッド(株)	4 ガス対策	東京ガス(株)	5 通信対策	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)	<table><tr><td>1 上水道対策</td><td>かずさ水道広域連合企業団</td></tr><tr><td>2 下水道対策</td><td>下水道推進班</td></tr><tr><td>3 電気対策</td><td>東京電力パワーグリッド(株)</td></tr><tr><td>4 ガス対策</td><td>東京ガス(株)</td></tr><tr><td>5 通信対策</td><td>東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)</td></tr></table>	1 上水道対策	かずさ水道広域連合企業団	2 下水道対策	下水道推進班	3 電気対策	東京電力パワーグリッド(株)	4 ガス対策	東京ガス(株)	5 通信対策
1 上水道対策	水道部																				
2 下水道対策	下水道推進班																				
3 電気対策	東京電力パワーグリッド(株)																				
4 ガス対策	東京ガス(株)																				
5 通信対策	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)																				
1 上水道対策	かずさ水道広域連合企業団																				
2 下水道対策	下水道推進班																				
3 電気対策	東京電力パワーグリッド(株)																				
4 ガス対策	東京ガス(株)																				
5 通信対策	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)																				
1 上水道対策	1 上水道対策	「水道部」削除、「かずさ水道広域連合企業団」追加 県計画及び「応急給水等に係る確認書」による																			
（1）基本方針 水道部は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続することを基本として対策を実施する。 また、住民・事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。 （2）人員の確保、資機材の点検整備等	（1）基本方針 市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続することを基本として対策を実施する。 また、住民・事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。 （2）人員の確保、資機材の点検整備等																				

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
ア 要員の確保等 警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。 また、<u>指定給水装置工事事業者等関係会社</u>との連絡協力体制について確認する。 イ 資器材の点検整備等 発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。 （3）～（4） （略） 2 下水道対策 下水道推進班は、次の対策を実施する。 （1）施設等の保安措置 ア ポンプ場の運転管理について、委託業者との連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。 イ 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講ずるとともに、<u>応急資機材の点検、整備を行う。</u> （2）危険物等に対する措置 ア 石油類等については、貯蔵タンク、<u>サービスタンク</u>等の元バルブの閉鎖、タンクローリー<u>の貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。</u> イ <u>塩素ガスについては、緊急遮断装置、中和装置の点検、苛性ソーダの残量の確認等のほか、塩素室の各扉の閉鎖、外部への漏洩防止策等、状況に応じ必要な措置をとる。</u> 3～5 （略）	ア 要員の確保等 警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。 また、災害協定締結団体等との連絡協力体制について確認する。 イ 資器材の点検整備等 発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。 （3）～（4） （略） 2 下水道対策 下水道推進班は、次の対策を実施する。 （1）施設等の保安措置 ア 処理場及びポンプ場の運転管理について、委託業者との連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、処理及び排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施し、応急資機材の点検、整備を行う。 イ 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講ずる。 （2）危険物等に対する措置 ア 石油類等については、貯蔵タンク、燃料小出槽等の元バルブの閉鎖、タンクローリーによる貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。 イ 次亜塩素酸については、貯蔵タンクの点検、次亜塩素酸の残量の確認等のほか、外部への漏洩防止策等、状況に応じ必要な措置をとる。 3～5 （略）	県計画に基づく修正 下水道推進室の照会結果を反映 下水道推進室の照会結果を反映 下水道推進室の照会結果を反映 下水道推進室の照会結果を反映

第 8 節 学校・病院・社会福祉施設等対策

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 8 節 （略）	第 8 節 （略）	

第 9 節 避難対策

現行（令和元年度修正）		改正後		備考
第 9 節 避難対策		第 9 節 避難対策		班名の変更
1 避難対策	本部班、 <u>情報政策</u> 班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉	1 避難対策	本部班、 <u>シティプロモーション</u> 班、社会福祉班、障がい福祉班、	

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
		班、教育総務班、施設班、学校教育班、生涯学習班			高齢者福祉班、教育総務班、施設班、学校教育班、生涯学習班	
1	（略）		1	（略）		

第 10 節 救護救援・防疫・保健活動対策

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
第 1 0 節 （略）			第 1 0 節 （略）			

第 11 節 その他の対策

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
第 1 1 節 （略）			第 1 1 節 （略）			

第 6 章 市民等のとるべき措置

第 1 節 住民のとるべき措置

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
第 6 章 市民等のとるべき措置 （略） 第 1 節 住民のとるべき措置			第 6 章 市民等のとるべき措置 （略） 第 1 節 住民のとるべき措置			
区 分	と る べ き 措 置		区 分	と る べ き 措 置		
	1 家や塀の耐震化を促進する。 （1）わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 （2）ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。 2 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 （1）タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 （2）家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 （3）窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 3 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 （1）ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 （2）プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 （3）火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 （4）火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 4 消火器、消火用水の準備をする。 （1）出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。			1 家や塀の耐震化を促進する。 （1）わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 （2）ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。 2 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 （1）タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 （2）家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 （3）窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 3 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 （1）ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 （2）プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 （3）火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 （4）火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 4 消火器、消火用水の準備をする。 （1）出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。		

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
平常時	5	(2)出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 非常用飲料水、食料の準備をする。 (1)飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく（1人1日分 約2～3リットル）。 (2)食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など）を「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 6 救急医療品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れて準備しておく。なお、常用している医薬品がある場合は、「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 また、処方箋のコピーやおくすり手帳を用意しておく。 7 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。 8 防災用品の準備をする。 トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 9 非常持出品の準備をする。 非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまとめておく。 10 防災講習会、訓練へ参加する。 市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 11 家族で対応措置の話し合いをする。 (1)東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 (2)警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 (3)発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 12 自主防災組織に積極的に参加する。 13 市の指定避難場所のうち最寄りの避難場所を2ヶ所以上確認しておく。	平常時	5	(2)出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 非常用飲料水、食料の準備をする。 (1)飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく（1人1日分 約2～3リットル）。 (2)食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など）を「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 6 救急医療品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れて準備しておく。なお、常用している医薬品がある場合は、「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 また、処方箋のコピーやおくすり手帳を用意しておく。 7 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。 8 防災用品の準備をする。 トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 9 非常持出品の準備をする。 非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまとめておく。 10 防災講習会、訓練へ参加する。 市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 11 家族で対応措置の話し合いをする。 (1)東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 (2)警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 (3)発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 12 自主防災組織に積極的に参加する。 13 市の指定避難場所のうち最寄りの避難場所を2ヶ所以上確認しておく。	
		東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで				
		警戒宣言が発令されてから地震発生まで				
平常時		1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 2 電話の使用を自粛する。 3 自家用車の利用を自粛する。 4 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 5 不要な預貯金の引き出しを自粛する。	平常時	11	(1)東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 (2)警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 (3)発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 12 自主防災組織に積極的に参加する。 13 市の指定避難場所のうち最寄りの避難場所を2ヶ所以上確認しておく。	
		東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで				
		警戒宣言が発令されてから地震発生まで				

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
	(2)ガス器具等の安全設備を確認する。 (3)プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 (4)火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。 4 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 5 ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。 6 非常用飲料水、食料を確認する。 7 救急医薬品を確認する。 8 生活必需品を確認する。 9 防災用品を確認する。 10 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 11 自家用車の利用を自粛する。 (1)路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 (2)走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 12 <u>幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。</u> (1) <u>幼児、児童、生徒、高齢者、病者(臨床者)</u> が安全な場所にいるか確認する。 (2)幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。 13 エレベーターの使用をさける。 14 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 15 不要な預貯金の引き出しを自粛する。			(2)ガス器具等の安全設備を確認する。 (3)プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 (4)火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。 4 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 5 ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。 6 非常用飲料水、食料を確認する。 7 救急医薬品を確認する。 8 生活必需品を確認する。 9 防災用品を確認する。 10 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 11 自家用車の利用を自粛する。 (1)路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 (2)走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 12 <u>児童生徒や要配慮者の安全を確認する。</u> (1) <u>児童生徒や要配慮者</u> が安全な場所にいるか確認する。 (2)幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。 13 エレベーターの使用をさける。 14 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 15 不要な預貯金の引き出しを自粛する。		県計画に基づく修正

第 2 節 自主防災組織のとりべき措置

現行（令和元年度修正）		改正後		備考
第 2 節 自主防災組織のとりべき措置		第 2 節 自主防災組織のとりべき措置		
自主防災組織が結成されていない地域にあつては、町内会、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。		自主防災組織が結成されていない地域にあつては、町内会、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。		
区 分	と る べ き 措 置	区 分	と る べ き 措 置	
平常時	1 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 2 防災知識の普及活動を行う。 (1)各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 (2)地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 (3)地域内の消防水利を把握する。 (4)地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 (5)防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 3 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練等を行う。 4 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 (1)各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。	平常時	1 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 2 防災知識の普及活動を行う。 (1)各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 (2)地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 (3)地域内の消防水利を把握する。 (4)地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 (5)防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 3 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練等を行う。 4 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 (1)各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。	

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
	(2)各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 (3)プロパンガスボンベの点検を指導する。 5 防災資機材等を整備する。 地域の实情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整理しておく。 6 情報の収集、伝達体制を確立する。 (1)市、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。 (2)地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。			(2)各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 (3)プロパンガスボンベの点検を指導する。 5 防災資機材等を整備する。 地域の实情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整理しておく。 6 情報の収集、伝達体制を確立する。 (1)市、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。 (2)地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。		県計画に基づく修正
東海地震 注意情報 の発表か ら警戒宣 言が発令 されるま で	1 テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 2 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。		東海地震 注意情報 の発表か ら警戒宣 言が発令 されるま で	1 テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 2 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。		
警戒宣言 が発令さ れてから 地震発生 まで	1 自主防災組織の活動体制を確立する。 (1)自主防災組織の編成を確認する。 (2)自主防災組織本部を設置する。 (3)自主防災組織の役割分担を確認する。 2 市、消防署等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 3 地域住民に対して住民のとりべき措置を呼びかける（第 1 節を参照のこと）。 4 防災資機材等を確認する。 5 <u>幼児、児童、生徒、高齢者、病者の安全対策措置</u> を呼びかける。 6 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。		警戒宣言 が発令さ れてから 地震発生 まで	1 自主防災組織の活動体制を確立する。 (1)自主防災組織の編成を確認する。 (2)自主防災組織本部を設置する。 (3)自主防災組織の役割分担を確認する。 2 市、消防署等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 3 地域住民に対して住民のとりべき措置を呼びかける（第 1 節を参照のこと）。 4 防災資機材等を確認する。 5 <u>児童生徒や要配慮者の安全確保</u> を呼びかける。 6 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。		

第 3 節 事業所のとりべき措置

現行（令和元年度修正）		改正後	備考
第 3 節 （略）		第 3 節 （略）	

木更津市地域防災計画【第 3 編】新旧対照表

風水害等編

第 1 章 総則
第 1 節 市域の保全

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 1 章 総則 第 1 節 （略）	第 1 章 総則 第 1 節 （略）	

第 2 節 浸水被害の想定

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 2 節 浸水被害の想定 千葉県では、平成 17 年に改正された水防法（昭和 24 年法律第 193 号）により、小櫃川と矢那川において、大雨によって氾濫した場合に、浸水が想定される区域について調査を実施した。 その区域については、木更津市防災マップで公表しており、その災害規模を本計画の前提条件とする。	第 2 節 浸水被害の想定 1 洪水被害の想定 県では、平成 27 年 5 月に改正された水防法（昭和 24 年法律第 193 号）により、小櫃川と矢那川において、想定される最大規模の大雨によって氾濫した場合に、浸水が想定される区域について調査を実施した。 その区域については、木更津市防災ハザードマップで公表しており、その災害規模を本計画の前提条件とする。	前提条件の変更 消防本部警防課の照会結果を反映（千葉県→県） 今後、想定される最大規模の大雨によって小櫃川、矢那川が氾濫した場合の浸水想定区域を示した防災マップの作成を予定している。

（新設）

現行（令和元年度修正）

改正後

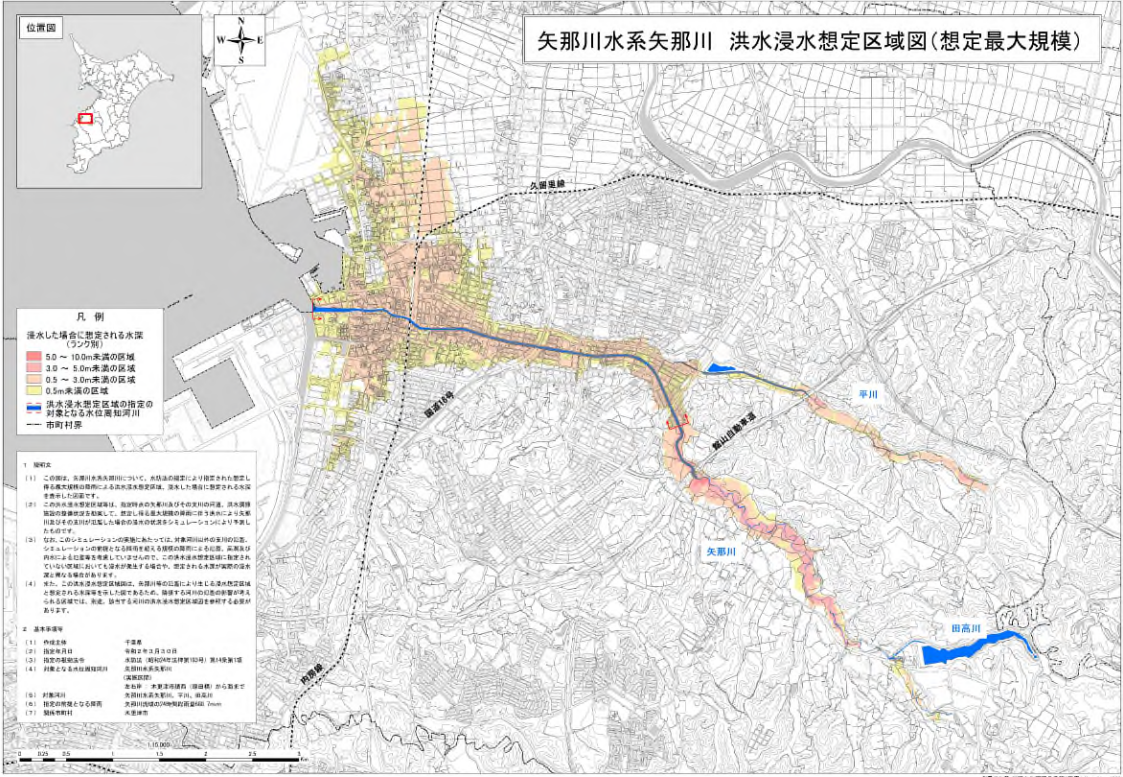
備考

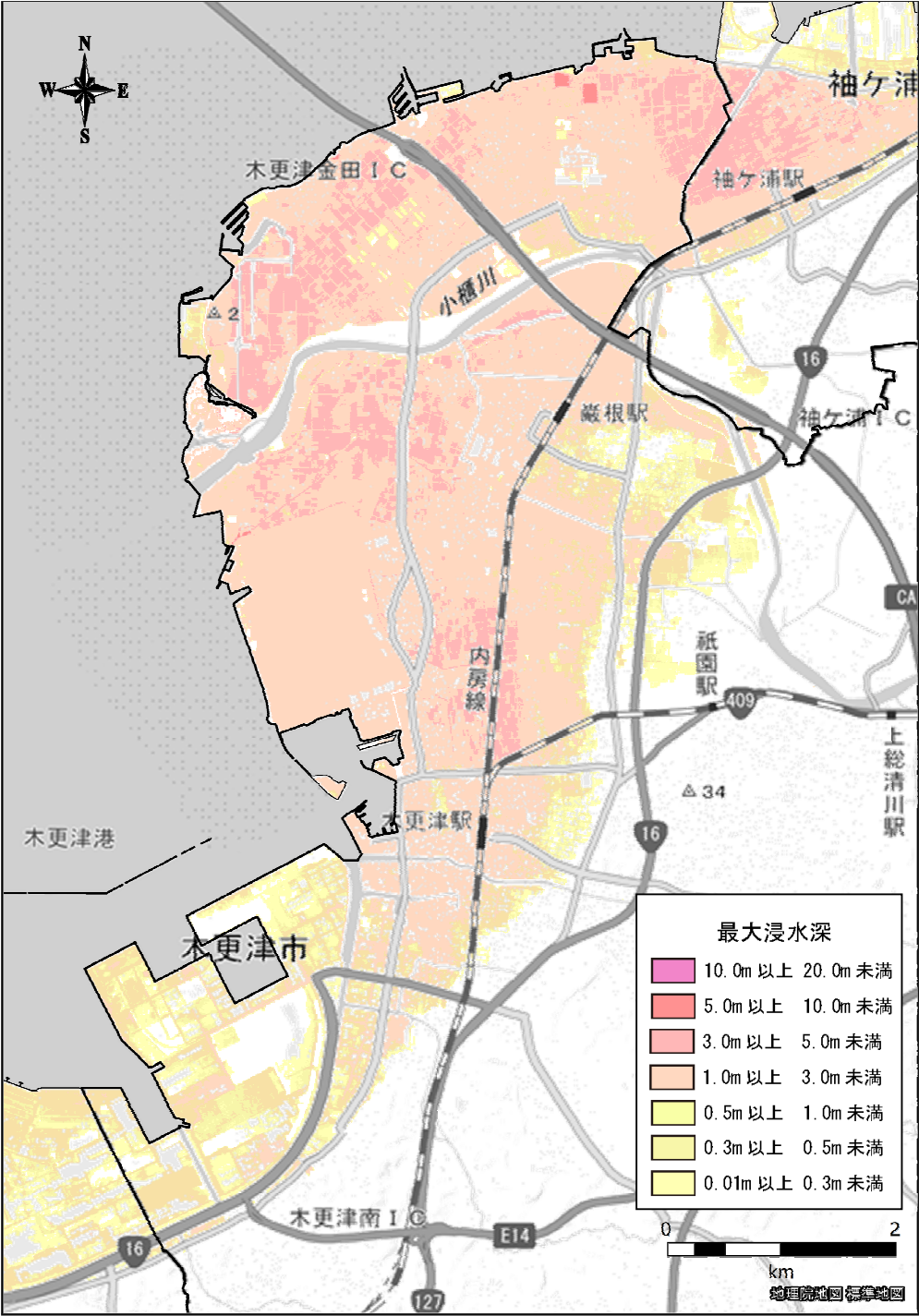
■小櫃川水系小櫃川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

出典：千葉県 小櫃川水系小櫃川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（令和２年５月）

想定区域図の追加

出典の追加

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（新設）	 ■矢那川水系矢那川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 出典：千葉県 矢那川水系矢那川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（令和 2 年 3 月）	想定区域図の追加 出典の追加
（新設）	2 高潮被害の想定 県では、平成 27 年 5 月に改正された水防法（昭和 24 年法律第 193 号）により、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が、海岸や河川から発生した場合に、東京湾沿岸〔千葉県区間〕において浸水が想定される区域での浸水の深さ（浸水深）を平成 30 年 11 月に公表している。 本計画では、その災害規模を前提条件とする。	前提条件の変更 （高潮被害の想定追加）

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
(新設)	 ■ 高潮浸水想定区域図（千葉県高潮浸水想定区域図） 出典：地理院タイルに「千葉県 高潮浸水想定区域図(平成 30 年 11 月)」を追記して掲載	想定区域図の追加 図の変更 出典の追加

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																								
第 2 章 災害予防計画 第 1 節 防災意識の向上 <table><tr><td>1 防災教育</td><td>危機管理課、学校教育課、消防本部、こども保育課、健康推進課</td></tr><tr><td>2 過去の災害教訓の伝承</td><td>危機管理部課</td></tr><tr><td>3 防災広報の充実</td><td>危機管理課、消防本部</td></tr><tr><td>4 自主防災体制の強化</td><td>危機管理課、消防本部</td></tr><tr><td>5 防災訓練の充実</td><td>危機管理課、土木課、消防本部</td></tr><tr><td>6 （新設）</td><td></td></tr></table> 1 ～ 2 （略） 3 防災広報の充実 平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、危機管理課及び消防本部は、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。特に、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。 （1）広報すべき内容 防災知識の普及に当っては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。 ア 災害時の心得 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。 <u>（ア）警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明</u> <u>（イ）避難する場合の携帯品</u> <u>（ウ）避難予定場所と経路等</u> <u>（エ）被災世帯の心得ておくべき事項</u> イ 災害危険箇所等 水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、市によるハザードマップの作成を促進する。 また、水防活動や避難行動の参考情報として県内の雨量や河川水位情報等を逐次公表する。	1 防災教育	危機管理課、学校教育課、消防本部、こども保育課、健康推進課	2 過去の災害教訓の伝承	危機管理部課	3 防災広報の充実	危機管理課、消防本部	4 自主防災体制の強化	危機管理課、消防本部	5 防災訓練の充実	危機管理課、土木課、消防本部	6 （新設）		第 2 章 災害予防計画 第 1 節 防災意識の向上 <table><tr><td>1 防災教育</td><td>危機管理課、学校教育課、消防本部、こども保育課、健康推進課</td></tr><tr><td>2 過去の災害教訓の伝承</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>3 防災広報の充実</td><td>危機管理課、消防本部</td></tr><tr><td>4 自主防災体制の強化</td><td>危機管理課、消防本部</td></tr><tr><td>5 防災訓練の充実</td><td>危機管理課、土木課、消防本部</td></tr><tr><td>6 調査・研究</td><td>危機管理課</td></tr></table> 1 ～ 2 （略） 3 防災広報の充実 平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、危機管理課及び消防本部は、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。特に、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。 （1）広報すべき内容 防災知識の普及に当っては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。 ア 災害時の心得 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。 <u>（ア）避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報や 5 段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容の説明</u> <u>（イ）食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備</u> <u>（ウ）医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄</u> <u>（エ）「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得</u> <u>（オ）避難予定場所と経路等</u> <u>（カ）被災世帯の心得ておくべき事項</u> イ 災害危険箇所等 水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、市によるハザードマップの作成を促進する。 また、水防活動や避難行動の参考情報として県内の雨量や河川水位情報等を逐次公表する。	1 防災教育	危機管理課、学校教育課、消防本部、こども保育課、健康推進課	2 過去の災害教訓の伝承	危機管理課	3 防災広報の充実	危機管理課、消防本部	4 自主防災体制の強化	危機管理課、消防本部	5 防災訓練の充実	危機管理課、土木課、消防本部	6 調査・研究	危機管理課	語句の修正 第 2 編 地震・津波編に合わせて追加 県計画に基づく修正
1 防災教育	危機管理課、学校教育課、消防本部、こども保育課、健康推進課																									
2 過去の災害教訓の伝承	危機管理部課																									
3 防災広報の充実	危機管理課、消防本部																									
4 自主防災体制の強化	危機管理課、消防本部																									
5 防災訓練の充実	危機管理課、土木課、消防本部																									
6 （新設）																										
1 防災教育	危機管理課、学校教育課、消防本部、こども保育課、健康推進課																									
2 過去の災害教訓の伝承	危機管理課																									
3 防災広報の充実	危機管理課、消防本部																									
4 自主防災体制の強化	危機管理課、消防本部																									
5 防災訓練の充実	危機管理課、土木課、消防本部																									
6 調査・研究	危機管理課																									

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
ウ 災害予防の概要 災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。 エ 木更津市地域防災計画の概要 災害対策基本法第42条第4項に基づく「木更津市地域防災計画」の要旨の公表は、木更津市防災会議が「木更津市地域防災計画」を作成し、または修正した時に、その概要について行う。 （2）実施方法 ア ラジオ、テレビの利用 防災知識の普及啓発は常時行うことが必要である。なお、季節的に発生が予想される災害については、その季節の到来前に重点的に行う。 イ 防災行政無線の利用 防災行政無線、放送を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。 ウ 広報紙 防災に關しての知識を深めるため、広報きさらづ、電話帳（N T Tハローページ）及び市町村等の広報紙に、防災知識に関する事項を掲載する。 エ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催 地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時市民及び市職員その他関係者を対象として実施する。 オ 学校教育 児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。 学校においては、児童生徒への防災教育の充実を図る。 カ インターネットの活用 ホームページ等<u>を活用し、防災知識の普及を図る。</u> （3） （略） 4 ～ 5 （略） （新設）	ウ 災害予防の概要 災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。 エ 木更津市地域防災計画の概要 災害対策基本法第42条第4項に基づく「木更津市地域防災計画」の要旨の公表は、木更津市防災会議が「木更津市地域防災計画」を作成し、または修正した時に、その概要について行う。 （2）実施方法 ア ラジオ、テレビの利用 防災知識の普及啓発は常時行うことが必要である。なお、季節的に発生が予想される災害については、その季節の到来前に重点的に行う。 イ 防災行政無線の利用 防災行政無線、放送を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。 ウ 広報紙 防災に關しての知識を深めるため、広報きさらづ、電話帳（N T Tハローページ）及び市町村等の広報紙に、防災知識に関する事項を掲載する。 エ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催 地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時市民及び市職員その他関係者を対象として実施する。 オ 学校教育 児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。 学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童生徒への防災教育の充実を図る。 カ インターネットの活用 ホームページ等に防災意識高揚のための動画を掲載するなど、防災知識の普及啓発を図る。 （3） （略） 4 ～ 5 （略） 6 調査・研究 （1）防災計画にかかわる情報交換 危機管理課は、国、都道府県、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における防災計画にかかわる情報については、連絡を密にして、それらとの情報交換を行う。 （2）防災に関する図書・資料等の収集・整理 危機管理課は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行う。	県計画に基づく修正 県計画に基づく修正 第 2 編 地震・津波編に合わせて追加

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
	（3）専門的調査・研究の実施 危機管理課は、本市の社会状況の変化、国の防災方針や地震予測に関する研究の進展に応じて、専門的調査・研究を実施するよう努める。	第 2 編 地震・津波編に合わせて追加

第 2 節 水害予防対策

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 2 節 水害予防対策	第 2 節 水害予防対策	課名の変更 管理用地課の照会結果を反映（水害においても土地形状の変化が起こりうるため）

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																				
第 3 節 土砂災害予防対策 <table><tr><td>1 危険箇所の調査把握</td><td>危機管理課、土木課、消防本部、 県（君津土木事務所）</td></tr><tr><td>2 土砂災害防止法に基づく対策の推進</td><td>危機管理課、土木課、都市政策課、建築指導課</td></tr><tr><td>3 防災知識の普及啓発</td><td>危機管理課、土木課、消防本部</td></tr><tr><td>4 急傾斜地災害等の防止</td><td>危機管理課、土木課、県（君津土木事務所）</td></tr><tr><td>5（新設）</td><td></td></tr></table> 1（略） 2 土砂災害防止法に基づく対策の推進 （1）（略） （2）危険回避のためのソフト対策 危機管理課、<u>土木課</u>、都市政策課、建築指導課は、次の対策を実施する。 ア 危機管理課<u>及び土木課</u>は、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。 イ 建築指導課は、想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築基準法に基づく建築確認を行う。 ウ 都市政策課は、<u>住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院など要配慮者利用施設の建築を行う場合の開発行為に一定の規制を行う。</u> エ 建築指導課は、著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転の勧告を図る。ただし、移転対象となる人に対して、融資や資金の確保などの支援措置を行う。 （3）～（4）（略） （5）警戒避難体制の整備 ア 土砂災害危険箇所の点検 土木課、危機管理課、消防本部は、土砂災害の発生が予測されるときは、随時防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候についての的確に把握する。 イ 警戒・避難・救護等緊急体制に関する体制整備 危機管理課は、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図る。 （ア）土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即し、自治会等、同一の避難行動をとるべき地域を特定するとともに、警戒、避難誘導、救護の方法を市地域防災計画等により明確化し、住民への周知徹底を図るものとする。 （イ）個々の土砂災害危険箇所について、地域の実情に応じた避難所及び避難路の確保、整備を図るとともに、市は、これらの情報を網羅したハザードマップを作成するものとする。	1 危険箇所の調査把握	危機管理課、土木課、消防本部、 県（君津土木事務所）	2 土砂災害防止法に基づく対策の推進	危機管理課、土木課、都市政策課、建築指導課	3 防災知識の普及啓発	危機管理課、土木課、消防本部	4 急傾斜地災害等の防止	危機管理課、土木課、県（君津土木事務所）	5（新設）		第 3 節 土砂災害予防対策 <table><tr><td>1 危険箇所の調査把握</td><td>危機管理課、土木課、消防本部、 県（君津土木事務所）</td></tr><tr><td>2 土砂災害防止法に基づく対策の推進</td><td>危機管理課、土木課、都市政策課、建築指導課</td></tr><tr><td>3 防災知識の普及啓発</td><td>危機管理課、土木課、消防本部</td></tr><tr><td>4 急傾斜地災害等の防止</td><td>危機管理課、土木課、県（君津土木事務所）</td></tr><tr><td>5 地籍調査の推進</td><td>管理用地課</td></tr></table> 1（略） 2 土砂災害防止法に基づく対策の推進 （1）（略） （2）危険回避のためのソフト対策 危機管理課、都市政策課、建築指導課は、次の対策を実施する。 ア 危機管理課は、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。 イ 建築指導課は、<u>土砂災害特別警戒区域内に建築計画がある場合は</u>、想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築基準法に基づく建築確認を行う。 ウ 都市政策課は、<u>法令等に基づき、分譲住宅や社会福祉施設・病院など要配慮者利用施設の建築を行う場合の開発行為にあつては、災害レッドゾーン（災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）を原則含まないよう指導を行う。</u> エ 建築指導課は、著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転の勧告を図る。ただし、移転対象となる人に対して、融資や資金の確保などの支援措置を行う。 （3）～（4）（略） （5）警戒避難体制の整備 ア 土砂災害危険箇所の点検 土木課、危機管理課、消防本部は、土砂災害の発生が予測されるときは、随時防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候についての的確に把握する。 イ 警戒・避難・救護等緊急体制に関する体制整備 危機管理課は、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図る。 （ア）土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即し、自治会等、同一の避難行動をとるべき地域を特定するとともに、警戒、避難誘導、救護の方法を市地域防災計画等により明確化し、住民への周知徹底を図るものとする。 （イ）個々の土砂災害危険箇所について、地域の実情に応じた避難所及び避難路の確保、整備を図るとともに、市は、これらの情報を網羅したハザードマップを作成するものとする。	1 危険箇所の調査把握	危機管理課、土木課、消防本部、 県（君津土木事務所）	2 土砂災害防止法に基づく対策の推進	危機管理課、土木課、都市政策課、建築指導課	3 防災知識の普及啓発	危機管理課、土木課、消防本部	4 急傾斜地災害等の防止	危機管理課、土木課、県（君津土木事務所）	5 地籍調査の推進	管理用地課	管理用地課の照会結果を反映（土砂災害のみでなく、津波災害、水害、風水害に伴う土砂災害においても土地形状の変化が起こりうるため） 土木課を削除 土木課の照会結果を反映（土木課は土砂災害対策に直接関わるハード対策が中心であるため） 都市政策部の照会結果を反映 都市政策課の照会結果を反映
1 危険箇所の調査把握	危機管理課、土木課、消防本部、 県（君津土木事務所）																					
2 土砂災害防止法に基づく対策の推進	危機管理課、土木課、都市政策課、建築指導課																					
3 防災知識の普及啓発	危機管理課、土木課、消防本部																					
4 急傾斜地災害等の防止	危機管理課、土木課、県（君津土木事務所）																					
5（新設）																						
1 危険箇所の調査把握	危機管理課、土木課、消防本部、 県（君津土木事務所）																					
2 土砂災害防止法に基づく対策の推進	危機管理課、土木課、都市政策課、建築指導課																					
3 防災知識の普及啓発	危機管理課、土木課、消防本部																					
4 急傾斜地災害等の防止	危機管理課、土木課、県（君津土木事務所）																					
5 地籍調査の推進	管理用地課																					

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
また、安全な避難所の一覧表、開設・運営体制等について事前に住民に周知するとともに、避難所開設状況等についての伝達方法等を明確化する。 （ウ）災害時における指揮命令伝達体制、情報収集伝達体制及び職員の動員配備体制等の点検整備を図るものとする。 （エ）自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難勧告の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行うものとする。 （オ）要配慮者利用施設、在宅の避難行動要支援者等に対する情報の収集、伝達体制の点検整備を図るものとする。 （カ）面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地区に分割した上で、<u>土砂災害に関するメッシュ情報</u>等を用いて危険度の高まっている領域が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域等に避難勧告等を発令できるよう、あらかじめメッシュ情報、地区、土砂災害警戒区域等の関係を整理しておくものとする。 （キ）避難勧告等は躊躇なく発令し、速やかに避難場所を開設することが望ましいが、集中豪雨の場合は避難のためのリードタイムが少なくなる事態が生じ得ることを住民に周知するものとする。 3 （略） 4 急傾斜地災害等の防止 （1）～（5） （略） （6）ため池災害対策 県は、老朽化により<u>災害の発生のおそれのある農業用ため池</u>について、<u>農業用ため池台帳</u>を整備し、計画的に改修を行う。 5 （新設） ※資料 1－9 木更津市がけ地近接住宅移転事業補助金交付要綱 ※資料 5－1 災害危険箇所	また、安全な避難所の一覧表、開設・運営体制等について事前に住民に周知するとともに、避難所開設状況等についての伝達方法等を明確化する。 （ウ）災害時における指揮命令伝達体制、情報収集伝達体制及び職員の動員配備体制等の点検整備を図るものとする。 （エ）自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難勧告の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行うものとする。 （オ）要配慮者利用施設、在宅の避難行動要支援者等に対する情報の収集、伝達体制の点検整備を図るものとする。 （カ）面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地区に分割した上で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用いて危険度の高まっている領域が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域等に災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等を発令できるよう、あらかじめメッシュ情報、地区、土砂災害警戒区域等の関係を整理しておくものとする。 （キ）避難勧告等は躊躇なく発令し、速やかに避難場所を開設することが望ましいが、集中豪雨の場合は避難のためのリードタイムが少なくなる事態が生じ得ることを住民に周知するものとする。 3 （略） 4 急傾斜地災害等の防止 （1）～（5） （略） （6）ため池災害対策 県は、老朽化によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、計画的に改修を行う。 また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。 5 地籍調査の推進 災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、管理用地課は県と協力し、第 7 次国土調査事業十箇年計画（令和 2 年度～令和 1 1 年度）に基づき、地籍調査を推進する。 ※資料 1－9 木更津市がけ地近接住宅移転事業補助金交付要綱 ※資料 5－1 災害危険箇所	県計画に基づく修正 県計画に基づく修正 管理用地課の照会結果を反映（風水害に伴う土砂災害においても土地形状の変化が起こりうるため）

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																				
第 4 節 風害予防対策 （略） 1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発 危機管理課は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。 （1）気象情報の確認 気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。 なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。 <table><tr><th>気象情報</th><th>内 容</th></tr><tr><td>予告的な気象情報</td><td>低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2 日～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</td></tr><tr><td>雷注意報</td><td>積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。</td></tr><tr><td>竜巻注意情報</td><td><u>気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。</u> <u>雷注意報を補完する気象情報であり、発表から 1 時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。</u></td></tr><tr><td>竜巻発生確度ナウキャスト</td><td>気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）<u>の</u>可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その 1 時間後までを予測する。 平常時を含めて常時 10 分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。</td></tr></table> （2）（略）	気象情報	内 容	予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2 日～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。	雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。	竜巻注意情報	<u>気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。</u> <u>雷注意報を補完する気象情報であり、発表から 1 時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。</u>	竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している） <u>の</u> 可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その 1 時間後までを予測する。 平常時を含めて常時 10 分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。	第 4 節 風害予防対策 （略） 1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発 危機管理課は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。 （1）気象情報の確認 気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。 なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。 <table><tr><th>気象情報</th><th>内 容</th></tr><tr><td>予告的な気象情報</td><td>低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2 日～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</td></tr><tr><td>雷注意報</td><td>積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。</td></tr><tr><td>竜巻注意情報</td><td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。</td></tr><tr><td>竜巻発生確度ナウキャスト</td><td>気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その 1 時間後までを予測する。 平常時を含めて常時 10 分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。</td></tr></table> （2）（略）	気象情報	内 容	予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2 日～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する 千葉 県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。	雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。	竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その 1 時間後までを予測する。 平常時を含めて常時 10 分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。	県計画に基づく修正 県計画に基づく修正 銚子地方気象台の照会結果を反映（改行） 銚子地方気象台の照会結果を反映（「の」削除）
気象情報	内 容																					
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2 日～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。																					
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。																					
竜巻注意情報	<u>気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。</u> <u>雷注意報を補完する気象情報であり、発表から 1 時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。</u>																					
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している） <u>の</u> 可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その 1 時間後までを予測する。 平常時を含めて常時 10 分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。																					
気象情報	内 容																					
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2 日～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する 千葉 県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。																					
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。																					
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。																					
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その 1 時間後までを予測する。 平常時を含めて常時 10 分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。																					

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
2 ～ 4（略）	2 ～ 4（略）	

第 5 節 雪害予防対策

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 5 節 雪害予防対策 （略） 1 道路雪害防止対策 （略） （1）（略） （2）除雪作業等 除雪作業等は次の各号により実施するものとする。 ア 除雪作業 所有する機材やトラック類等を使用するとともに除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。 また、除雪の実施にあたっては、君津土木事務所等や他の道路管理者と連携を図った上で実施するものとする。 イ 路面凍結の防止 路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。 また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。 ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項 除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施するものとする。 2 ～ 4 道路雪害防止対策	第 5 節 雪害予防対策 （略） 1 道路雪害防止対策 （略） （1）（略） （2）除雪作業等 除雪作業等は次の各号により実施するものとする。 ア 除雪作業 所有する機材やトラック類等を使用するとともに除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。 また、除雪の実施にあたっては、君津土木事務所等や他の道路管理者と連携を図った上で実施するものとする。 イ 路面凍結の防止 路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。 また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。 ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項 除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路の維持管理（日本道路協会）」等を参考にして実施するものとする。 2 ～ 4 道路雪害防止対策	土木課の照会結果を反映（書籍の改定に伴い、図書名の修正）

第 6 節 火災予防対策

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 6 節（略）	第 6 節（略）	

第 7 節 消防計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 7 節 （略）	第 7 節 （略）	

第 8 節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備

現行（令和元年度修正）	改正後	備考												
第 8 節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備 <table><tr><td>1 在宅要支援者に対する対応</td><td>危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、健康推進課</td></tr><tr><td>2 社会福祉施設における防災対策</td><td>社会福祉施設管理者</td></tr><tr><td>3 外国人に対する対策</td><td>企画課</td></tr></table> 1 在宅要支援者に対する対応 危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課及び健康推進課は、次のような在宅避難行動要支援者対策を行う。 （1）～（8） （略） 2 （略） 3 外国人に対する対策 企画課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「避難行動要支援者」と位置づけ、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。また、危機管理課は、企画課等と連携し避難場所等の標識の多言語化に努め、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。	1 在宅要支援者に対する対応	危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、健康推進課	2 社会福祉施設における防災対策	社会福祉施設管理者	3 外国人に対する対策	企画課	第 8 節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備 <table><tr><td>1 在宅要支援者への対応</td><td>危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、健康推進課</td></tr><tr><td>2 社会福祉施設における防災対策</td><td>社会福祉施設管理者</td></tr><tr><td>3 外国人への対応</td><td>危機管理課、地方創生推進課</td></tr></table> 1 在宅要支援者への対応 危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課及び健康推進課は、次のような在宅避難行動要支援者対策を行う。 （1）～（8） （略） 2 （略） 3 外国人への対応 地方創生推進課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「避難行動要支援者」と位置づけ、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。また、危機管理課は、地方創生推進課等と連携し避難場所等の標識の多言語化に努め、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。 市は、災害時における外国人観光客の安全確保を図るため、観光協会との連携強化に努める。	1 在宅要支援者への対応	危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、健康推進課	2 社会福祉施設における防災対策	社会福祉施設管理者	3 外国人への対応	危機管理課、地方創生推進課	県計画に基づく修正（文言修正） 課名の追加・変更 県計画に基づく修正（文言修正） 県計画に基づく修正（文言修正） 課名の変更 外国人観光客への対応を追加
1 在宅要支援者に対する対応	危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、健康推進課													
2 社会福祉施設における防災対策	社会福祉施設管理者													
3 外国人に対する対策	企画課													
1 在宅要支援者への対応	危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、健康推進課													
2 社会福祉施設における防災対策	社会福祉施設管理者													
3 外国人への対応	危機管理課、地方創生推進課													

第 9 節 情報連絡体制の整備

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																				
第 9 節 情報連絡体制の整備 <table><tr><td>1 市における災害通信施設の整備</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>2 県における災害通信施設の整備</td><td>千葉県</td></tr><tr><td>3 警察における災害通信網の整備</td><td>木更津警察署</td></tr><tr><td>4 アマチュア無線の活用</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>5 その他の通信網の整備</td><td>危機管理課</td></tr></table>	1 市における災害通信施設の整備	危機管理課	2 県における災害通信施設の整備	千葉県	3 警察における災害通信網の整備	木更津警察署	4 アマチュア無線の活用	危機管理課	5 その他の通信網の整備	危機管理課	第 9 節 情報連絡体制の整備 <table><tr><td>1 市における災害情報通信施設の整備</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>2 県における災害情報通信施設の整備</td><td>千葉県</td></tr><tr><td>3 警察における災害通信網の整備</td><td>木更津警察署</td></tr><tr><td>4 アマチュア無線の活用</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>5 その他の通信網の整備</td><td>危機管理課</td></tr></table>	1 市における災害情報通信施設の整備	危機管理課	2 県における災害情報通信施設の整備	千葉県	3 警察における災害通信網の整備	木更津警察署	4 アマチュア無線の活用	危機管理課	5 その他の通信網の整備	危機管理課	県計画に基づく修正 県計画に基づく修正
1 市における災害通信施設の整備	危機管理課																					
2 県における災害通信施設の整備	千葉県																					
3 警察における災害通信網の整備	木更津警察署																					
4 アマチュア無線の活用	危機管理課																					
5 その他の通信網の整備	危機管理課																					
1 市における災害情報通信施設の整備	危機管理課																					
2 県における災害情報通信施設の整備	千葉県																					
3 警察における災害通信網の整備	木更津警察署																					
4 アマチュア無線の活用	危機管理課																					
5 その他の通信網の整備	危機管理課																					

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
1 市における災害通信施設の整備 （１）～（２） （略） 2 県における災害通信施設の整備 県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。 （１）無線設備設置機関 県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関256機関に無線設備を設置している。 （２）～（６） （略） 3～5 （略）	1 市における災害情報通信施設の整備 （１）～（２） （略） 2 県における災害情報通信施設の整備 県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。 （１）無線設備設置機関 県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関 258 機関に無線設備を設置している。 （２）～（６） （略） 3～5 （略）	県計画に基づく修正 県計画に基づく修正 県計画に基づく修正

第 10 節 備蓄・物流計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 1 0 節 備蓄・物流計画 （略） 1 食料・生活必需品等の供給体制の整備 危機管理課は、災害に備えて食料、飲料水、日用品、燃料類、工具等資器材を備蓄し、備蓄目標の達成を図る。特に、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。 また、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう、常時点検・整備を実施する。 県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下 10 箇所及び県内 10 市町村に分散して備蓄している。危機管理課は、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。 （１）～（３） （略） 2～3 （略）	第 1 0 節 備蓄・物流計画 （略） 1 食料・生活必需品等の供給体制の整備 危機管理課は、災害に備えて食料、飲料水、日用品、燃料類、工具等資器材を備蓄し、備蓄目標の達成を図る。特に、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。 また、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう、常時点検・整備を実施するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。 県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下 10 箇所及び県内 10 市町村に分散して備蓄している。危機管理課は、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。 （１）～（３） （略） 2～3 （略）	防災基本計画に基づく修正

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 1 1 節 防災施設の整備 （略） 1 ～ 2 （略） 3 避難施設の整備 （1）指定避難所の整備 教育部及び避難所に指定された施設管理者は、避難所に指定した建物については、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、平成 29 年 7 月）により、次のような設備を整備する。 ① 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。 ② <u>避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設換気や照明等避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む）の整備に努める。</u> <u>また、その設備を稼働させるために必要な電源や燃料などのエネルギー供給源の多様化を図る。</u> （新設） ③ <u>避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。</u> （新設） ④ 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。 ⑤ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、エルピーガスなどの非常用燃料の確保に努める。 ⑥ <u>一般の避難所</u>では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した<u>ポータブルトイレ</u>等の整備及び生活相談職員（おおむね 10 人の要配慮者に 1 人）等の配置等に努める。 ⑦ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。 ⑧ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。 ⑨ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 （2）～（5） （略）	第 1 1 節 防災施設の整備 （略） 1 ～ 2 （略） 3 避難施設の整備 （1）指定避難所の整備 教育部及び避難所に指定された施設管理者は、避難所に指定した建物については、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、平成 29 年 7 月）により、次のような設備を整備する。 ① 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。 ② <u>避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</u> ③ <u>上記②の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、エネルギーの多様化に努める。</u> ④ 避難所における救護所の<u>施設</u>整備に努める。 ⑤ <u>避難所における公衆無線 L A N等の整備に努める。</u> ⑥ 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。 ⑦ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、<u>簡易ベッド</u>、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、エルピーガスなどの非常用燃料の確保に努める。 ⑧ <u>避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した<u>資機材</u>等の整備及び生活相談職員（おおむね 1 0 人の要配慮者に 1 人）等の配置等に努める。 ⑨ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。 ⑩ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。 ⑪ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 （2）～（5） （略）	県計画に基づく修正 （指定避難所の整備 に関する記載の充 実） 県計画に基づく修正 （指定避難所の整備 に関する記載の充 実）

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 1 2 節 帰宅困難者等対策 (略) 1 ～ 2 (略) 3 帰宅困難者等への情報提供 企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。 このため、危機管理課は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS などの情報発信手段についても検討していく。 4 (略)	第 1 2 節 帰宅困難者等対策 (略) 1 ～ 2 (略) 3 帰宅困難者等への情報提供 企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。 このため、危機管理課は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS などの情報発信手段についても検討していく。 4 (略)	県計画に基づく修正

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																								
第 1 3 節 防災体制の整備	第 1 3 節 防災体制の整備	名称変更																								
<table><tr><td>1 防災組織の整備</td><td>危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、各部・各課等、防災関係機関、社会福祉施設管理者</td></tr><tr><td>2 協定締結の推進</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>3 ボランティア活動の環境整備</td><td>危機管理課、社会福祉課</td></tr><tr><td>4 応急医療体制の整備</td><td>健康推進課</td></tr><tr><td>5 給水体制の整備</td><td>危機管理課、<u>水道部</u></td></tr><tr><td>6 業務継続計画の推進</td><td>危機管理課、各部・各課等</td></tr></table>	1 防災組織の整備		危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、各部・各課等、防災関係機関、社会福祉施設管理者	2 協定締結の推進	危機管理課	3 ボランティア活動の環境整備	危機管理課、社会福祉課	4 応急医療体制の整備	健康推進課	5 給水体制の整備	危機管理課、 <u>水道部</u>	6 業務継続計画の推進	危機管理課、各部・各課等	<table><tr><td>1 防災組織の整備</td><td>危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、各部・各課等、防災関係機関、社会福祉施設管理者</td></tr><tr><td>2 協定締結の推進</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>3 ボランティア活動の環境整備</td><td>危機管理課、社会福祉課</td></tr><tr><td>4 応急医療体制の整備</td><td>健康推進課</td></tr><tr><td>5 給水体制の整備</td><td>危機管理課、かずさ水道広域連合企業団</td></tr><tr><td>6 業務継続計画の推進</td><td>危機管理課、各部・各課等</td></tr></table>	1 防災組織の整備	危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、各部・各課等、防災関係機関、社会福祉施設管理者	2 協定締結の推進	危機管理課	3 ボランティア活動の環境整備	危機管理課、社会福祉課	4 応急医療体制の整備	健康推進課	5 給水体制の整備	危機管理課、 かずさ水道広域連合企業団	6 業務継続計画の推進	危機管理課、各部・各課等
1 防災組織の整備	危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、各部・各課等、防災関係機関、社会福祉施設管理者																									
2 協定締結の推進	危機管理課																									
3 ボランティア活動の環境整備	危機管理課、社会福祉課																									
4 応急医療体制の整備	健康推進課																									
5 給水体制の整備	危機管理課、 <u>水道部</u>																									
6 業務継続計画の推進	危機管理課、各部・各課等																									
1 防災組織の整備	危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、各部・各課等、防災関係機関、社会福祉施設管理者																									
2 協定締結の推進	危機管理課																									
3 ボランティア活動の環境整備	危機管理課、社会福祉課																									
4 応急医療体制の整備	健康推進課																									
5 給水体制の整備	危機管理課、 かずさ水道広域連合企業団																									
6 業務継続計画の推進	危機管理課、各部・各課等																									
1 ～ 4 （略）	1 ～ 4 （略）																									
5 給水体制の整備	5 給水体制の整備																									
（1）給水資器材の整備	（1）給水資器材の整備																									
水道部は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備・充実を図る。特に給水車、タンク車から被災者へ給水する場合には、ポリタンク、ビニールバケツ等が必要であるため、応援団体の協力を得て調達する。	市は、 かずさ水道広域連合企業団と連携し 、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備・充実を図る。特に給水車、タンク車から被災者へ給水する場合には、ポリタンク、ビニールバケツ等が必要であるため、応援団体の協力を得て調達する。																									
（2）貯水槽、災害用井戸の整備	（2）貯水槽、災害用井戸の整備																									
危機管理課は、給水施設等が破損し、応急復旧対策が完了するまでの間、被災者に飲料水を供	危機管理課は、給水施設等が破損し、応急復旧対策が完了するまでの間、被災者に飲料水を供																									
		「水道部」削除、「かずさ水道広域連合企業団」追加 県計画及び「応急給水等に係る確認書」による																								

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
給するために、飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害用井戸を整備する。 （３）協力体制の整備 危機管理課は、住民・自治会等役員・消防団等に対して、災害発生時の給水体制を構築するため、貯水及び給水に関する広報を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう働きかける。 また、水道部は、県内水道事業体、水道用水供給事業体及び管工事業協同組合との協力体制を維持し、災害時応急給水への備えとする。	給するために、飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害用井戸を整備する。 （３）協力体制の整備 危機管理課は、住民・自治会等役員・消防団等に対して、災害発生時の給水体制を構築するため、貯水及び給水に関する広報を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう働きかける。 また、市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、県内水道事業体、水道用水供給事業体及び管工事業協同組合との協力体制を維持し、災害時応急給水への備えとする。	「水道部」削除、「かずさ水道広域連合企業団」追加 県計画及び「応急給水等に係る確認書」による
６ （略）	６ （略）	

第3章 災害応急対策計画

第 1 節 災害対策本部活動

現行（令和元年度修正）	改正後（案）	備考																
第 3 章 災害応急対策計画 第 1 節 災害対策本部活動 <table><tr><td>1 災害対策本部</td><td>各部・班</td></tr><tr><td>2 職員の動員・配備</td><td>各部・班</td></tr><tr><td>3 （新設）</td><td></td></tr><tr><td>3 災害救助法の適用手続き等</td><td>本部班</td></tr></table> 1 災害対策本部 （１）～（５） （略） （６）現地災害対策本部の設置 本部長（市長）は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。 ア 組織編成 ① 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。 ② 現地本部員は、現地本部長と各部長と協議の上、指名するものをもって充てる。 イ 所掌事務 ① 本部長の指示による応急対策の実施 ② 被害状況、復旧状況の情報伝達 ③ 関係機関との連絡調整 ④ 各種相談業務の実施 ⑤ その他緊急を要する応急対策の実施 ウ <u>所掌事務</u>	1 災害対策本部	各部・班	2 職員の動員・配備	各部・班	3 （新設）		3 災害救助法の適用手続き等	本部班	第 3 章 災害応急対策計画 第 1 節 災害対策本部活動 <table><tr><td>1 災害対策本部</td><td>各部・班</td></tr><tr><td>2 職員の動員・配備</td><td>各部・班</td></tr><tr><td>3 勤務時間外の初動体制</td><td>各部・班</td></tr><tr><td>4 災害救助法の適用手続き等</td><td>本部班</td></tr></table> 1 災害対策本部 （１）～（５） （略） （６）現地災害対策本部の設置 本部長（市長）は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。 ア 組織編成 ① 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。 ② 現地本部員は、現地本部長と各部長と協議の上、指名するものをもって充てる。 イ 所掌事務 ① 本部長の指示による応急対策の実施 ② 被害状況、復旧状況の情報伝達 ③ 関係機関との連絡調整 ④ 各種相談業務の実施 ⑤ その他緊急を要する応急対策の実施 ウ <u>設置場所</u>	1 災害対策本部	各部・班	2 職員の動員・配備	各部・班	3 勤務時間外の初動体制	各部・班	4 災害救助法の適用手続き等	本部班	勤務時間外の初動体制追加 誤字の修正
1 災害対策本部	各部・班																	
2 職員の動員・配備	各部・班																	
3 （新設）																		
3 災害救助法の適用手続き等	本部班																	
1 災害対策本部	各部・班																	
2 職員の動員・配備	各部・班																	
3 勤務時間外の初動体制	各部・班																	
4 災害救助法の適用手続き等	本部班																	

現行（令和元年度修正）	改正後（案）	備考
現地本部の設置場所は、災害現地又は市の施設とする。 （ 7 ） （略） （新設）	現地本部の設置場所は、災害現地又は市の施設とする。 （ 7 ） （略） （ 8 ） 災害対策本部の機能強化 ア 全般 各種災害発生時に災害対策本部が組織的かつ効果的に機能発揮できるよう、災害対策本部の組織の継続的な見直しや体制の強化、施設・設備の強化、様々な場面を想定した災害対策本部運営訓練等の各種の訓練を実施すること等により、災害対策本部の継続的な強化を図る。 イ 情報収集・発信体制の強化 被害情報及び応急対策活動等に関する各種情報を収集し、迅速かつ正確な情報を市民に発信するため、情報収集・発信体制の継続的な強化を図る。また、関係機関に対し、各機関のヘリコプター等による情報収集を要請する等、幅広い手段による情報収集に努める。 ウ 避難所運営機能の強化 災害対策本部に避難所運営支援班を設置し、各避難所の避難者数、要支援者等の状況及び支援物資のニーズの把握や感染症対策等を実施し、避難所運営体制を継続的に強化する。 エ 災害対策本部施設・設備の強化 円滑な災害対策本部活動を行うため、災害対策本部活動の拠点となる市庁舎の継続的な機能強化を図るとともに、迅速かつ正確な情報の収集及び発信等のための情報システム等について継続的に強化する。 オ 職員の応援及び受援体制の強化 災害時において、応援職員の要請及び派遣を迅速かつ効果的に実施するため、災害対策本部に応援職員派遣班を設置し、災害対策本部各部の業務の集中状況や人員の不足状況等の把握、県や他自治体との応援職員派遣の調整等を行い、災害対策本部機能の維持・促進を図る。 カ 災害対策本部運営訓練の充実 災害に際し、災害対策本部を真に効率的・効果的に機能させるため、年間を通じて実際の災害対策本部運営訓練（電源及び連絡手段喪失を前提とした訓練等）を行い、市職員の能力向上を図るとともに、関係機関等との連携についても強化を図る。	令和元年房総半島台風（台風 15 号）をはじめとする一連の災害対応への検証を踏まえ、災害対策本部の機能強化を追加

現行（令和元年度修正）				改正後（案）				備考																																																																																																																																										
木更津市災害対策本部組織図				木更津市災害対策本部組織図																																																																																																																																														
<table><tr><td>本 部 長</td><td>市</td><td>長</td></tr><tr><td>副 本 部 長</td><td>副</td><td>市</td><td>長</td></tr><tr><td>本 部 長 付</td><td>教</td><td>育</td><td>長</td></tr></table>				本 部 長	市	長	副 本 部 長	副	市	長	本 部 長 付	教	育	長	<table><tr><td>本 部 長</td><td>市</td><td>長</td></tr><tr><td>副 本 部 長</td><td>副</td><td>市</td><td>長</td></tr><tr><td>本 部 長 付</td><td>教</td><td>育</td><td>長</td></tr></table>				本 部 長	市	長	副 本 部 長	副	市	長	本 部 長 付	教	育	長																																																																																																																					
本 部 長	市	長																																																																																																																																																
副 本 部 長	副	市	長																																																																																																																																															
本 部 長 付	教	育	長																																																																																																																																															
本 部 長	市	長																																																																																																																																																
副 本 部 長	副	市	長																																																																																																																																															
本 部 長 付	教	育	長																																																																																																																																															
<table><tr><th>部名（部長）</th><th>班名</th><th>班員（構成する課の職員）</th></tr><tr><td rowspan="4">総務部 <u>（総務部長）</u></td><td>秘 書 班</td><td>秘書課</td></tr><tr><td>本 部 班</td><td>危機管理課、総務課</td></tr><tr><td>職 員 班</td><td>職員課</td></tr><tr><td>管 財 班</td><td>管財課、<u>行政改革推進室</u></td></tr><tr><td rowspan="3">企画部 <u>（企画部長）</u></td><td>被 害 対 策 班</td><td>総務部長が指名する職員</td></tr><tr><td>企 画 班</td><td>企画課、地域政策課</td></tr><tr><td><u>情 報 政 策 課</u></td><td><u>情報政策課</u></td></tr><tr><td rowspan="6">財務部 <u>（財務部長）</u></td><td>被 害 対 策 班</td><td>企画部長が指名する職員</td></tr><tr><td>財 政 班</td><td>財政課</td></tr><tr><td>市 民 税 班</td><td>市民税課</td></tr><tr><td>資 産 税 班</td><td>資産税課</td></tr><tr><td>収 税 対 策 班</td><td>収税対策課</td></tr><tr><td>会 計 班</td><td>会計課</td></tr><tr><td rowspan="4">市民部 <u>（市民部長）</u></td><td>被 害 対 策 班</td><td>財務部長が指名する職員</td></tr><tr><td>市 民 班</td><td>市民課</td></tr><tr><td>保 険 年 金 班</td><td>保険年金課</td></tr><tr><td>市 民 活 動 支 援 班</td><td>市民活動支援課</td></tr><tr><td rowspan="5">健康こども部 <u>（健康こども部長）</u></td><td>被 害 対 策 班</td><td>市民部長が指名する職員</td></tr><tr><td>子 育 て 支 援 班</td><td>子育て支援課</td></tr><tr><td>こ ど も 保 育 班</td><td>こども保育課</td></tr><tr><td>健 康 推 進 班</td><td>健康推進課</td></tr><tr><td>ス ポ ー ツ 振 興 班</td><td>スポーツ振興課</td></tr><tr><td rowspan="4">福祉部 <u>（福祉部長）</u></td><td>被 害 対 策 班</td><td>健康こども部長が指名する職員</td></tr><tr><td>社 会 福 祉 班</td><td>社会福祉課、自立支援課</td></tr><tr><td>障 が い 福 祉 班</td><td>障がい福祉課</td></tr><tr><td>高 齢 者 福 祉 班</td><td>高齢者福祉課、介護保険課</td></tr><tr><td>環境部</td><td>被 害 対 策 班</td><td>福祉部長が指名する職員</td></tr><tr><td></td><td>環 境 管 理 班</td><td>環境管理課</td></tr></table>				部名（部長）	班名	班員（構成する課の職員）	総務部 <u>（総務部長）</u>	秘 書 班	秘書課	本 部 班	危機管理課、総務課	職 員 班	職員課	管 財 班	管財課、 <u>行政改革推進室</u>	企画部 <u>（企画部長）</u>	被 害 対 策 班	総務部長が指名する職員	企 画 班	企画課、地域政策課	<u>情 報 政 策 課</u>	<u>情報政策課</u>	財務部 <u>（財務部長）</u>	被 害 対 策 班	企画部長が指名する職員	財 政 班	財政課	市 民 税 班	市民税課	資 産 税 班	資産税課	収 税 対 策 班	収税対策課	会 計 班	会計課	市民部 <u>（市民部長）</u>	被 害 対 策 班	財務部長が指名する職員	市 民 班	市民課	保 険 年 金 班	保険年金課	市 民 活 動 支 援 班	市民活動支援課	健康こども部 <u>（健康こども部長）</u>	被 害 対 策 班	市民部長が指名する職員	子 育 て 支 援 班	子育て支援課	こ ど も 保 育 班	こども保育課	健 康 推 進 班	健康推進課	ス ポ ー ツ 振 興 班	スポーツ振興課	福祉部 <u>（福祉部長）</u>	被 害 対 策 班	健康こども部長が指名する職員	社 会 福 祉 班	社会福祉課、自立支援課	障 が い 福 祉 班	障がい福祉課	高 齢 者 福 祉 班	高齢者福祉課、介護保険課	環境部	被 害 対 策 班	福祉部長が指名する職員		環 境 管 理 班	環境管理課	<table><tr><th>部等名</th><th>班名</th><th>班員（構成する課の職員）</th></tr><tr><td rowspan="3">市長公室</td><td>秘 書 班</td><td>秘書課</td></tr><tr><td>経 営 改 革 班</td><td>経営改革課</td></tr><tr><td>シ テ ィ プ ロ モ ー シ ョ ン 班</td><td>シティプロモーション課</td></tr><tr><td rowspan="5">総務部</td><td>被 害 調 査 班</td><td>総務部長が指名する職員</td></tr><tr><td>本 部 班</td><td>危機管理課、総務課</td></tr><tr><td>職 員 班</td><td>職員課</td></tr><tr><td>管 財 班</td><td>管財課</td></tr><tr><td>資 産 管 理 班</td><td>資産管理課・災害復興支援課</td></tr><tr><td rowspan="2">企画部</td><td>被 害 調 査 班</td><td>企画部長が指名する職員</td></tr><tr><td>企 画 班</td><td>企画課、地域政策課、<u>地方創生推進課</u></td></tr><tr><td rowspan="6">財務部</td><td>被 害 調 査 班</td><td>財務部長が指名する職員</td></tr><tr><td>財 政 班</td><td>財政課</td></tr><tr><td>市 民 税 班</td><td>市民税課</td></tr><tr><td>資 産 税 班</td><td>資産税課</td></tr><tr><td>収 税 対 策 班</td><td>収税対策室</td></tr><tr><td>会 計 班</td><td>会計室</td></tr><tr><td rowspan="4">市民部</td><td>被 害 調 査 班</td><td>市民部長が指名する職員</td></tr><tr><td>市 民 班</td><td>市民課</td></tr><tr><td>保 険 年 金 班</td><td>保険年金課</td></tr><tr><td>市 民 活 動 支 援 班</td><td>市民活動支援課</td></tr><tr><td rowspan="5">健康こども部</td><td>被 害 調 査 班</td><td>健康こども部長が指名する職員</td></tr><tr><td>子 育 て 支 援 班</td><td>子育て支援課</td></tr><tr><td>こ ど も 保 育 班</td><td>こども保育課</td></tr><tr><td>健 康 推 進 班</td><td>健康推進課</td></tr><tr><td>ス ポ ー ツ 振 興 班</td><td>スポーツ振興課</td></tr><tr><td rowspan="4">福祉部</td><td>被 害 調 査 班</td><td>福祉部長が指名する職員</td></tr><tr><td>社 会 福 祉 班</td><td>社会福祉課、自立支援課</td></tr><tr><td>障 が い 福 祉 班</td><td>障がい福祉課</td></tr><tr><td>高 齢 者 福 祉 班</td><td>高齢者福祉課、介護保険課</td></tr><tr><td>環境部</td><td>環 境 管 理 班</td><td>環境管理課</td></tr></table>				部等名	班名	班員（構成する課の職員）	市長公室	秘 書 班	秘書課	経 営 改 革 班	経営改革課	シ テ ィ プ ロ モ ー シ ョ ン 班	シティプロモーション課	総務部	被 害 調 査 班	総務部長が指名する職員	本 部 班	危機管理課、総務課	職 員 班	職員課	管 財 班	管財課	資 産 管 理 班	資産管理課・災害復興支援課	企画部	被 害 調 査 班	企画部長が指名する職員	企 画 班	企画課、地域政策課、 <u>地方創生推進課</u>	財務部	被 害 調 査 班	財務部長が指名する職員	財 政 班	財政課	市 民 税 班	市民税課	資 産 税 班	資産税課	収 税 対 策 班	収税対策室	会 計 班	会計室	市民部	被 害 調 査 班	市民部長が指名する職員	市 民 班	市民課	保 険 年 金 班	保険年金課	市 民 活 動 支 援 班	市民活動支援課	健康こども部	被 害 調 査 班	健康こども部長が指名する職員	子 育 て 支 援 班	子育て支援課	こ ど も 保 育 班	こども保育課	健 康 推 進 班	健康推進課	ス ポ ー ツ 振 興 班	スポーツ振興課	福祉部	被 害 調 査 班	福祉部長が指名する職員	社 会 福 祉 班	社会福祉課、自立支援課	障 が い 福 祉 班	障がい福祉課	高 齢 者 福 祉 班	高齢者福祉課、介護保険課	環境部	環 境 管 理 班	環境管理課	部名→部等名 各部長名削除 市長公室を追加 <
部名（部長）	班名	班員（構成する課の職員）																																																																																																																																																
総務部 <u>（総務部長）</u>	秘 書 班	秘書課																																																																																																																																																
	本 部 班	危機管理課、総務課																																																																																																																																																
	職 員 班	職員課																																																																																																																																																
	管 財 班	管財課、 <u>行政改革推進室</u>																																																																																																																																																
企画部 <u>（企画部長）</u>	被 害 対 策 班	総務部長が指名する職員																																																																																																																																																
	企 画 班	企画課、地域政策課																																																																																																																																																
	<u>情 報 政 策 課</u>	<u>情報政策課</u>																																																																																																																																																
財務部 <u>（財務部長）</u>	被 害 対 策 班	企画部長が指名する職員																																																																																																																																																
	財 政 班	財政課																																																																																																																																																
	市 民 税 班	市民税課																																																																																																																																																
	資 産 税 班	資産税課																																																																																																																																																
	収 税 対 策 班	収税対策課																																																																																																																																																
	会 計 班	会計課																																																																																																																																																
市民部 <u>（市民部長）</u>	被 害 対 策 班	財務部長が指名する職員																																																																																																																																																
	市 民 班	市民課																																																																																																																																																
	保 険 年 金 班	保険年金課																																																																																																																																																
	市 民 活 動 支 援 班	市民活動支援課																																																																																																																																																
健康こども部 <u>（健康こども部長）</u>	被 害 対 策 班	市民部長が指名する職員																																																																																																																																																
	子 育 て 支 援 班	子育て支援課																																																																																																																																																
	こ ど も 保 育 班	こども保育課																																																																																																																																																
	健 康 推 進 班	健康推進課																																																																																																																																																
	ス ポ ー ツ 振 興 班	スポーツ振興課																																																																																																																																																
福祉部 <u>（福祉部長）</u>	被 害 対 策 班	健康こども部長が指名する職員																																																																																																																																																
	社 会 福 祉 班	社会福祉課、自立支援課																																																																																																																																																
	障 が い 福 祉 班	障がい福祉課																																																																																																																																																
	高 齢 者 福 祉 班	高齢者福祉課、介護保険課																																																																																																																																																
環境部	被 害 対 策 班	福祉部長が指名する職員																																																																																																																																																
	環 境 管 理 班	環境管理課																																																																																																																																																
部等名	班名	班員（構成する課の職員）																																																																																																																																																
市長公室	秘 書 班	秘書課																																																																																																																																																
	経 営 改 革 班	経営改革課																																																																																																																																																
	シ テ ィ プ ロ モ ー シ ョ ン 班	シティプロモーション課																																																																																																																																																
総務部	被 害 調 査 班	総務部長が指名する職員																																																																																																																																																
	本 部 班	危機管理課、総務課																																																																																																																																																
	職 員 班	職員課																																																																																																																																																
	管 財 班	管財課																																																																																																																																																
	資 産 管 理 班	資産管理課・災害復興支援課																																																																																																																																																
企画部	被 害 調 査 班	企画部長が指名する職員																																																																																																																																																
	企 画 班	企画課、地域政策課、 <u>地方創生推進課</u>																																																																																																																																																
財務部	被 害 調 査 班	財務部長が指名する職員																																																																																																																																																
	財 政 班	財政課																																																																																																																																																
	市 民 税 班	市民税課																																																																																																																																																
	資 産 税 班	資産税課																																																																																																																																																
	収 税 対 策 班	収税対策室																																																																																																																																																
	会 計 班	会計室																																																																																																																																																
市民部	被 害 調 査 班	市民部長が指名する職員																																																																																																																																																
	市 民 班	市民課																																																																																																																																																
	保 険 年 金 班	保険年金課																																																																																																																																																
	市 民 活 動 支 援 班	市民活動支援課																																																																																																																																																
健康こども部	被 害 調 査 班	健康こども部長が指名する職員																																																																																																																																																
	子 育 て 支 援 班	子育て支援課																																																																																																																																																
	こ ど も 保 育 班	こども保育課																																																																																																																																																
	健 康 推 進 班	健康推進課																																																																																																																																																
	ス ポ ー ツ 振 興 班	スポーツ振興課																																																																																																																																																
福祉部	被 害 調 査 班	福祉部長が指名する職員																																																																																																																																																
	社 会 福 祉 班	社会福祉課、自立支援課																																																																																																																																																
	障 が い 福 祉 班	障がい福祉課																																																																																																																																																
	高 齢 者 福 祉 班	高齢者福祉課、介護保険課																																																																																																																																																
環境部	環 境 管 理 班	環境管理課																																																																																																																																																

現行（令和元年度修正）				改正後（案）				備考	
	<u>（環境部長）</u>	廃棄物対策班	まち美化推進課、火葬場建設準備室			廃棄物対策班	まち美化推進課、火葬場建設準備室	都市政策部の照会結果を反映（下水道推進課→下水道推進室） 営繕班を削除 教育部の照会結果を反映（学校教育班の学校再編課を削除、まなび支援センターを生涯学習班から学校教育班へ移動、公民館班を追加） 消防本部の照会結果をもとに修正（作業中の段ずれ） 水道部削除 避難所運営支援班、 応援職員派遣班、 避難所開設班を追加	
		被害対策班	環境部長が指名する職員			被害調査班	環境部長が指名する職員		
	経済部 <u>（経済部長）</u>	農林水産班	農林水産課		経済部		農林水産班		農林水産課
		産業振興班	産業振興課、観光振興課				産業振興班		産業振興課、観光振興課
		市場班	地方卸売市場			市場班	地方卸売市場		
	<u>部名（部長）</u>	班名	班員（構成する課の職員）		<u>部等名</u>	班名	班員（構成する課の職員）		
都市整備部 <u>（都市整備部長）</u>	都市政策班	都市政策課	都市整備部 <u>（都市整備部長）</u>		都市政策班	都市政策課	都市整備部 <u>（都市整備部長）</u>		都市政策部の照会結果を反映（下水道推進課→下水道推進室） 営繕班を削除 教育部の照会結果を反映（学校教育班の学校再編課を削除、まなび支援センターを生涯学習班から学校教育班へ移動、公民館班を追加）
	市街地整備班	市街地整備課			市街地整備班	市街地整備課			
	建築指導班	建築指導課			建築指導班	建築指導課			
	住宅班	住宅課			住宅班	住宅課			
	下水道推進班	下水道推進課			下水道推進班	下水道推進室			
	管理用地班	管理用地課			管理用地班	管理用地課			
	土木班	土木課			土木班	土木課			
	<u>営繕班</u>	営繕課			被害調査班	都市整備部長が指名する職員			
	被害対策班	都市整備部長が指名する職員							
教育部 <u>（教育部長）</u>	教育総務班	教育総務課	教育部 <u>（教育部長）</u>		教育総務班	教育総務課	教育部 <u>（教育部長）</u>	教育部の照会結果を反映（学校教育班の学校再編課を削除、まなび支援センターを生涯学習班から学校教育班へ移動、公民館班を追加）	
	施設班	施設課			学校教育班	学校教育課、学校給食課、学校給食センター、まなび支援センター			
	学校教育班	学校教育課、 <u>学校再編課</u> 、学校給食課、学校給食センター			生涯学習班	生涯学習課、文化課、図書館、郷土博物館			
	生涯学習班	生涯学習課、文化課、公民館、図書館、まなび支援センター、郷土博物館			<u>公民館班</u>	公民館			
	被害対策班	教育長が指名する職員			被害調査班	教育長が指名する職員			
特命部 <u>（特命部長）</u>	特命班	市議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局	特命部 <u>（特命部長）</u>		特命班	市議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局	特命部 <u>（特命部長）</u>	消防本部の照会結果をもとに修正（作業中の段ずれ） 水道部削除	
	被害対策班	特命部長が指名する職員			被害調査班	特命部長が指名する職員			
<u>水道部</u>		<u>水道事業管理者の定めるところによる</u>		消防部		<u>消防長の定めるところによる</u>			
富来田連絡所 <u>（富来田出張所長）</u>	総務班	富来田出張所	富来田連絡所 <u>（富来田出張所長）</u>		総務班	富来田出張所	富来田連絡所 <u>（富来田出張所長）</u>		
	被害対策班	富来田出張所参集職員			被害調査班	富来田出張所参集職員			
鎌足連絡所		鎌足出張所	鎌足連絡所			鎌足出張所			
金田連絡所		金田出張所	金田連絡所			金田出張所			
中郷連絡所		中郷出張所	中郷連絡所			中郷出張所			
						<u>避難所運営支援班</u>	災害対策本部長が指名する職員	避難所運営支援班、 応援職員派遣班、 避難所開設班を追加	
						<u>応援職員派遣班</u>	災害対策本部長が指名する職員		
						<u>避難所開設班</u>	災害対策本部長が指名する職員		
※「班員」の欄に最も左に記載した課(局)の課長(局長)を班長とし、被害 <u>対策</u> 班は部長が班長を兼務する。				※「班員」の欄に最も左に記載した課(局)の課長(局長)を班長とし、被害 <u>調査</u> 班は部長が班長を兼務する。					

現行（令和元年度修正）				改正後（案）				備考
災害対策本部の組織・事務分掌				災害対策本部の組織・事務分掌				
部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期 警戒期 初動期 避難生活期 生活再建期	所掌事務	部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期 警戒期 初動期 避難生活期 生活再建期	所掌事務	
総務部	秘書班		本部長及び副本部長の秘書に関すること。 災害見舞及び視察者に関すること。	市長公室	秘書班		本部長及び副本部長の秘書に関すること。 災害見舞及び視察者に関すること。	市長公室を追加
	本部班●		災害危険情報等の収集、非常配備、本部の設置、避難勧告等の判断に関すること。		経営改革班		部内他班の協力及び調整に関すること	
			被害状況、応急対策実施状況の総括に関すること。		シティプロモーション班		災害情報の収集伝達、災害記録(写真を含む。)の総括に関すること。	
			災害救助法に関する各種情報及び被災者台帳の総括に関すること。				避難勧告等の伝達に関すること。	
			市民会館の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。				帰宅困難者への情報提供に関すること。	
			職員の動員及び配置調整に関すること。(消防部、 <u>水道部</u> を除く。)				報道機関との連絡に関すること。	
			各部との連絡調整に関すること。	総務部	本部班●		災害危険情報等の収集、非常配備、本部の設置、避難勧告等の判断に関すること。	水道部を削除
			本部会議に関すること。				被害状況、応急対策実施状況の総括に関すること。	
			県本部等への報告及び連絡に関すること。				災害救助法に関する各種情報及び被災者台帳の総括に関すること。	
			自衛隊の災害派遣に関すること。				市民会館の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。	
			防災会議委員、関係官庁及び近接市との連絡等に関すること。				職員の動員及び配置調整に関すること。(消防部を除く。)	
	職員班		職員の安否、勤務状況等の把握確認に関すること。				各部との連絡調整に関すること。	
			職員の給与及び食料、飲料水等の供給、公務災害補償に関すること。				本部会議に関すること。	
			応援職員の受け入れ及び食料、飲料水等の供給に関すること。				県本部等への報告及び連絡に関すること。	
	管財班		市庁舎関係の被害の状況及び応急復旧（電話、電気、トイレ等のライフライン）並びに市庁舎の警備に関すること。				自衛隊の災害派遣に関すること。	
			市有財産の被害状況の把握に関すること。				防災会議委員、関係官庁及び近接市との連絡等に関すること。	
			庁用車両の管理及び配車計画、その他車両等の確保並びに緊急通行車両の手続きに関すること。		職員班		職員の安否、勤務状況等の把握確認に関すること。	
			燃料の確保に関すること。				職員の給与及び食料、飲料水等の供給、公務災害補償に関すること。	
							応援職員の受け入れ及び食料、飲料水等の供給に関すること。	
	被害対策班▲		岩根、高砂、本郷、高柳、若葉町及び金田地区の被害状況の把握に関すること。	資産管理班			災害拠点として使用する市有施設の応急処置に関すること。	資産管理班を追加 総務部管財課の照会結果を反映（市有財産の被害状況の把握に関すること。を管財班の所掌事務から移動）
							建築業者との連絡調整に関すること。	
企画部	企画班●		災害情報の収集伝達に関すること。				被災住家の応急修理及び住居障害物の除去に関すること。	
			外国人対策に関すること。				応急仮設住宅の建設に関すること。	
	情報政策班		災害情報の収集伝達、災害記録(写真を含む。)の総括に関すること。				教育施設の被害状況の調査、被災施設の応急復旧に関すること。	
			避難勧告等の伝達に関すること。				私有財産の被害状況の把握に関すること。	
			帰宅困難者への情報提供に関すること。					
			報道機関との連絡に関すること。					
	被害対策班▲		太田、長須賀、永井作、祇園及び清見台地区の被害状況の把握に関すること。	管財班			市庁舎関係の被害の状況及び応急復旧（電話、電気、トイレ等のライフライン）並びに市庁舎の警備に関すること。	
							庁用車両の管理及び配車計画、その他車両等の確保並びに緊急通行車両の手続きに関すること。	
							燃料の確保に関すること。	
	被害調査班▲		岩根、高砂、本郷、高柳、若葉町及び金田地区の被害状況の把握に関すること。	企画部	企画班●		災害情報の収集伝達に関すること。	被害対策班→被害調査班（以下、本表全て） 「情報政策班」を削除
							外国人対策に関すること。	
財務部	財政班●		災害関係予算その他財政に関すること。	被害調査班▲			太田、長須賀、永井作、祇園及び清見台地区の被害状況の把握に関すること。	
	市民税班		市民税課の所管に係る税の減免及び相談に関すること。	企画部	被害調査班▲			
			り災証明書の発行に関すること。					
	資産税班		資産税課の所管に係る税の減免及び相談に関すること。					
			り災証明に係る住家の被害調査に関すること。					
	収税対策班		税の徴収猶予及び相談に関すること。					
			り災証明に係る住家の被害調査に関すること。					

現行（令和元年度修正）					改正後（案）					備考		
市民部	会計班				経費物品の出納に関すること。	財務部	財政班●			災害関係予算その他財政に関すること。	子育て支援課の照会結果を反映（子育て世代包括支援センターの削除、役割の追加、母子福祉避難所の記載を追加） こども保育課の照会結果を反映（放課後くらぶ→放課後児童クラブ） 健康推進課の照会結果を反映（期間追加）	
					義援金の受付及び保管に関すること。		市民税班			市民税課の所管に係る税の減免及び相談に関すること。		
		被害対策班					菅生、清川、椿、犬成、中尾、伊豆島、ほたる野、笹子、日の出町、文京、幸町、桜町、請西、請西東、請西南及び真舟地区の被害状況の把握に関すること。					り災証明書の発行に関すること。
	市民班●						応急食糧品、衣料、生活必需品等物資の調達に関すること。	資産税班				資産税課の所管に係る税の減免及び相談に関すること。
							救援物資の募集、受け付けに関すること。					り災証明に係る住家の被害調査に関すること。
		保険年金班					生活物資の避難所への搬送に関すること。	収税対策班				税の徴収猶予及び相談に関すること。
					救援物資の物資集積所での受け入れ、仕分け及び避難所への搬送に関すること。					り災証明に係る住家の被害調査に関すること。		
	市民活動支援班						交通状況の確認調査、交通関係についての警察との連絡・調整、住民への周知に関すること。	会計班				経費物品の出納に関すること。
					被災者相談窓口開設及び運営に関すること。					義援金の受付及び保管に関すること。		
		被害対策班▲					中里及び江川地区の被害状況の把握に関すること。	被害調査班				菅生、清川、椿、犬成、中尾、伊豆島、ほたる野、笹子、日の出町、文京、幸町、桜町、請西、請西東、請西南及び真舟地区の被害状況の把握に関すること。
	健康こども部		子育て支援班			児童福祉施設のうち児童養護施設、児童家庭支援センター並びに子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設等の被害調査に関すること。	市民部	市民班●				応急食糧品、衣料、生活必需品等物資の調達に関すること。
					福祉避難所の運営等に関すること。					救援物資の募集、受け付けに関すること。		
こども保育班					応急保育に関すること。	保険年金班				生活物資の避難所への搬送に関すること。		
				福祉避難所の運営等に関すること。					救援物資の物資集積所での受け入れ、仕分け及び避難所への搬送に関すること。			
		健康推進班			児童福祉施設のうち保育所、認定こども園、児童厚生施設並びに子育て支援センター、放課後クラブの被害調査に関すること。	市民活動支援班				交通状況の確認調査、交通関係についての警察との連絡・調整、住民への周知に関すること。		
				要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。					被災者相談窓口開設及び運営に関すること。			
				医療救護（救護所の設置、医薬品等の確保、県への救護班派遣の依頼等）に関すること。	被害調査班▲				中里及び江川地区の被害状況の把握に関すること。			
スポーツ振興班				被災者の健康管理、防疫に関すること。	健康こども部	子育て支援班				要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。		
				医療機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連絡調整に関すること。						児童福祉施設のうち児童養護施設、児童家庭支援センター、母子生活支援施設等の被害調査に関すること。		
		被害対策班▲				久津間及び万石地区の被害状況の把握に関すること。						福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関すること。
福祉部	社会福祉班●					災害弔慰金・見舞金等の支給、被災者生活再建支援金等に関すること。	こども保育班			応急保育に関すること。		
						遺体の処理に関すること。					福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関すること。	
				日赤千葉県支部、地元奉仕団及び災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。						児童福祉施設のうち保育所、認定こども園、児童厚生施設並びに子育て支援センター、放課後児童クラブの被害調査に関すること。		
				福祉避難所の開設及び運営の総括に関すること。		健康推進班				要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。		
				部内の社会福祉施設等関係の被害記録に関すること。（部門被害）							医療救護（救護所の設置、医薬品等の確保、県への救護班派遣の依頼等）に関すること。	
										被災者の健康管理、防疫に関すること。		
	障がい福祉班			障がい者の避難支援及び厚生援護に関すること。		スポーツ振興班				市民体育館に避難所、物資集積所等が設置された場合の運用支援に関すること。		
			福祉避難所の運営等に関すること。	被害調査班▲			久津間及び万石地区の被害状況の把握に関すること。					
			児童福祉施設のうち児童発達支援センター等の被害調査に関すること。		福祉部	社会福祉班●			災害弔慰金・見舞金等の支給、被災者生活再建支援金等に関すること。			
高齢者福祉班			要介護高齢者の避難支援及び厚生援護並びに市内老人福祉施設との受入れ調整に関すること。						遺体の処理に関すること。			
			福祉避難所の運営等に関すること。					日赤千葉県支部、地元奉仕団及び災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。				
	被害対策班▲			鎌足地区の被害状況の把握に関すること。					福祉避難所の開設及び運営の総括に関すること。			
環境		環境管理班●				環境衛生施設、大気汚染測定局及び航空機騒音システムの被害状況及び応急復旧に関すること。				部内の社会福祉施設等関係の被害記録に関すること。（部門被害）		
			障がい福祉班				障がい者の避難支援及び厚生援護に関すること。				福祉避難所の運営等に関すること。	
						児童福祉施設のうち児童発達支援センター等の被害調査に関すること。				児童福祉施設のうち児童発達支援センター等の被害調査に関すること。		

現行（令和元年度修正）					改正後（案）					備考		
部	部				防疫（消毒等）に關すること。	環境部	高齢者福祉班			要介護高齢者の避難支援及び厚生援護並びに市内老人福祉施設との受入れ調整に關すること。		
					動物対策に關すること。					福祉避難所の運営等に關すること。		
		廃棄物対策班						大気汚染、異常水質、異臭等の調査把握及び対策に關すること。				鎌足地区の被害状況の把握に關すること。
							ごみ処理施設及びし尿処理施設の被害記録（部門被害）、状況の調査及び応急復旧に關すること。	被害調査班▲				
							被災地の災害廃棄物等の収集及び処理に關すること。	環境管理班●				環境衛生施設、大気汚染測定局及び航空機騒音システムの被害状況及び応急復旧に關すること。
							仮設トイレの調達及びし尿収集処理に關すること。					防疫（消毒等）に關すること。
	被害対策班▲				新田、富士見、中央、新宿及び吾妻地区の被害状況の把握に關すること。					動物対策に關すること。		
										大気汚染、異常水質、異臭等の調査把握及び対策に關すること。		
										ごみ処理施設及びし尿処理施設の被害記録（部門被害）、状況の調査及び応急復旧に關すること。		
	經濟部	農林水産班●					災害危険区域（山腹崩壊危険区域）の警戒巡視に關すること。	廃棄物対策班				被災地の災害廃棄物等の収集及び処理に關すること。
							農林業用施設、農地、農林産物、畜産、水産物、水産施設及び漁港施設等の被害記録（部門被害）、被害状況調査及び応急復旧並びに各農業団体及び各水産業団体との連絡に關すること。					仮設トイレの調達及びし尿収集処理に關すること。
		産業振興班					商工業者の被害状況の調査及び融資並びに商工施設関係の被害記録に關すること。（部門被害）					新田、富士見、中央、新宿及び吾妻地区の被害状況の把握に關すること。
							観光施設の被害状況の調査及び対策に關すること。	被害調査班▲				
							港湾に關すること。	農林水産班●				災害危険区域（山腹崩壊危険区域）の警戒巡視に關すること。
		市場班					市場施設の被害状況の調査及び応急復旧に關すること。					農林業用施設、農地、農林産物、畜産、水産物、水産施設及び漁港施設等の被害記録（部門被害）、被害状況調査及び応急復旧並びに各農業団体及び各水産業団体との連絡に關すること。
都市整備部	都市政策班●				災害危険区域(宅地造成工事規制区域内)の警戒巡視に關すること。	都市整備部	産業振興班			商工業者の被害状況の調査及び融資並びに商工施設関係の被害記録に關すること。（部門被害）		
					被災宅地の危険度判定に關すること。					観光施設の被害状況の調査及び対策に關すること。		
					金田土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査に關すること。					港湾に關すること。		
	市街地整備班				土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査に關すること。		市場班			市場施設の被害状況の調査及び応急復旧に關すること。		
					公園緑地の活用、被害状況調査、応急復旧に關すること。					災害危険区域(宅地造成工事規制区域内)の警戒巡視に關すること。		
	建築指導班	- - - -			がけ地近接等危険住宅の警戒巡視に關すること。					被災宅地の危険度判定に關すること。		
					被災建築物の応急危険度判定に關すること。		市街地整備班			金田土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査に關すること。		
	住宅班				市営住宅の被害状況の調査及び応急復旧に關すること。					市管理駐車施設、市管理高速バス停留施設の被害状況の調査及び応急復旧に關すること。		
					応急仮設住宅の入居及び管理（賃貸住宅の借上げ含む）に關すること。					現在施行を行っている土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査に關すること。		
	下水道推進班				公共下水道、都市下水道、地域污水处理施設の被害調査、記録及び応急復旧に關すること。					公園緑地の活用、被害状況調査、応急復旧に關すること。		
					国及び県が管理する道路、河川等の連絡調整に關すること。		建築指導班			がけ地近接等危険住宅の警戒巡視に關すること。		
	管理用地班				部内の公共土木施設関係の被害記録に關すること。（部門被害）					市営住宅の被害状況の調査及び応急復旧に關すること。		
					災害危険区域(急傾斜地、土石流危険住家)の警戒巡視に關すること。		住宅班			応急仮設住宅の入居及び管理（賃貸住宅の借上げ含む）に關すること。		
	土木班				水防活動に關すること。					公共下水道、都市下水道、地域污水处理施設の被害調査、記録及び応急復旧に關すること。		
					都市計画街路、道路、河川、橋梁等の被害状況の調査、応急復旧及び障害物の除去に關すること。					国及び県が管理する道路、河川等の連絡調整に關すること。		
					土木関係業者との連絡調整、土木資材及び水防資材の調達に關すること。					部内の公共土木施設関係の被害記録に關すること。（部門被害）		
教	営繕班				災害拠点として使用する市有施設の応急処置に關すること。	都市整備部	下水道推進班			災害危険区域(急傾斜地、土石流危険住家)の警戒巡視に關すること。		
					建築業者との連絡調整に關すること。					水防活動に關すること。		
					被災住家の応急修理及び住居障害物の除去に關すること。					道路、河川、橋梁等の被害状況の調査、応急復旧及び障害物の除去に關すること。		
					応急仮設住宅の建設に關すること。					土木関係業者との連絡調整、土木資材及び水防資材の調達に關する		
	被害対策班▲				潮見、築地、木材港、潮浜、新港、貝渕、桜井及び波岡地区の被害状況の把握に關すること。		管理用地班			国及び県が管理する道路、河川等の連絡調整に關すること。		
										部内の公共土木施設関係の被害記録に關すること。（部門被害）		
										災害危険区域(急傾斜地、土石流危険住家)の警戒巡視に關すること。		
	教育総務班●				小中学校及び公民館等の避難所開設及び運営の総括、避難者の把握に關すること。					水防活動に關すること。		
							土木班			道路、河川、橋梁等の被害状況の調査、応急復旧及び障害物の除去に關すること。		
										土木関係業者との連絡調整、土木資材及び水防資材の調達に關する		

都市政策部の照会結果を反映（金田土地区画整理事業関係機関との～を都市政策班から移動、被害状況の調査及び応急復旧に關すること。を追加）

市街地整備課の照会結果を反映（所管施設の定義を明確化するため）

建築指導課の照会結果を反映（風水害編のみ応急危険度判定の内容を削除）

下水道推進室の照会結果を反映（道→路）

営繕班削除

土木課の照会結果を反映（現在、管理する道路は市道のみであるため「都市計画街路、」を削除）

現行（令和元年度修正）					改正後（案）					備考	
育 部					市立の文教施設関係の被害記録その他管理施設の被害状況の調査に 関すること。	教 育 部	被害調査班▲			こと。 潮見、築地、木材港、潮浜、新港、貝渕、桜井及び波岡地区の被害 状況の把握に關すること。	教育部の照会結果を 反映（公民館班を追 加） 水道部の削除
					被災施設の応急復旧に關すること。		教育総務班●			小中学校及び公民館等の避難所開設及び運営の総括、避難者の把握 に關すること。	
	施設班				教育施設の被害状況の調査、被災施設の応急復旧に關すること。					市立の文教施設関係の被害記録その他管理施設の被害状況の調査に 關すること。	
					避難所の開設及び運営に關すること。					被災施設の応急復旧に關すること。	
	学校教育班				教育施設の被害状況の調査に關すること。					教育施設の被害状況の調査に關すること。	
					応急教育計画、教員の確保に關すること。					応急教育計画、教員の確保に關すること。	
					被災児童生徒に対する教科書、学用品等の支給に關すること。					被災児童生徒に対する教科書、学用品等の支給に關すること。	
					避難所の開設及び運営に關すること。					避難所の開設及び運営に關すること。	
	生涯学習班				施設利用者等の安全確保に關すること。					施設利用者等の安全確保に關すること。	
					避難所の開設及び運営に關すること。					避難所の開設及び運営に關すること。	
				文化財の保護に關すること。				文化財の保護に關すること。			
被害対策班▲				中郷地区の被害状況の把握に關すること。	公 民 館 班			施設利用者等の安全確保に關すること。 避難所の開設及び運営に關すること。			
特 命 部	特命班●			市議会議員との連絡調整に關すること。							
				本部長の特命指示に關すること。							
被害対策班▲				朝日、木更津、東中央及び大和地区の被害状況の把握に關すること。	被害調査班▲			中郷地区の被害状況の把握に關すること。			
水 道 部	水道事業管理者の定めるところによる。	-	-	-	市営水道の被害調査、応急対策に關すること。 応急給水に關すること。	特 命 部	特命班●		市議会議員との連絡調整に關すること。 本部長の特命指示に關すること。		
		-	-	-							
消 防 部	消防長の定めるところによる。				防火水防活動に關すること。	消 防 部	被害調査班▲		朝日、木更津、東中央及び大和地区の被害状況の把握に關すること。		
					救急救助に關すること。						
					災害危険区域の警戒巡視に關すること。						
					行方不明者の搜索に關すること。						
					消防団による被害状況の調査取りまとめに關すること。						
					危険物の被害記録に關すること。（部門被害）						
					消防応援の受け入れ及び調整に關すること。						
	富 来 田 連 絡 所	総務班					本庁との連絡調整、管内の諸連絡に關すること。 管内市有財産の被害状況の把握、災害記録の総括に關すること。 管内の被災者相談窓口の開設、運営に關すること。	富 来 田 連 絡 所	総務班		
被害対策班▲						富来田地区の被害状況の調査に關すること。	被害調査班▲				
鎌足連絡所					管内の諸連絡に關すること。	鎌足連絡所				管内の諸連絡に關すること。	
金田連絡所					管内の諸連絡に關すること。	金田連絡所				管内の諸連絡に關すること。	
中郷連絡所					管内の諸連絡に關すること。	中郷連絡所				管内の諸連絡に關すること。	
全 体 共 通	各部の主管班●				部内の連絡調整に關すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に關すること。	避 難 所 運 営 支 援 班 応援職員派遣班 避難所開設班	避難所運営支援班			避難所の運営の支援に關すること。	避難所運営支援班、 応援職員派遣班を追 加 避難所開設班を追加
							応援職員の派遣及び受援等に關すること。				
	各部の被害対策班▲				担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への 通報に關すること。					避難所の安全点検に關すること。 避難者の受け入れ準備に關すること。 避難所開設の全般に關すること。	
		各班					避難所の運営支援に關すること 庁内の応援に關すること				
全 体 共	各部の主管班●					部内の連絡調整に關すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に關すること。					

現行（令和元年度修正）	改正後（案）	備考															
2 職員の動員・配備 （１）～（４） （略） （５）県非常参集職員の派遣受入れ 大規模災害が発生した場合、特に市町村が被害状況の報告を行うことができなくなった場合には、県は積極的に市町村へ県職員を派遣し、情報収集を行う計画である。 災害時に県職員が派遣される場合、本部班は同職員と連携して情報を収集し、情報共有を行うものとする。 （新設） 3 災害救助法の適用手続き等 （略）	<table><tr><td rowspan="3">通</td><td>各部の被害調査班▲</td><td></td><td></td><td></td><td>担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報にすること。</td></tr><tr><td rowspan="2">各班</td><td></td><td></td><td></td><td>避難所の運営支援にすること</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>庁内の応援にすること</td></tr></table> 2 職員の動員・配備 （１）～（４） （略） （５）県情報連絡員の派遣受入れ 県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する計画である。 災害時に県職員が派遣される場合、本部班は同職員と連携して情報を収集し、情報共有を行うものとする。 3 初動体制 （１）避難所開設班 風水害に伴い、災害対策本部から避難所開設指示が発令された場合、該当する避難所開設要員に指定された職員は、あらかじめ定められた指定避難所に参集し、教育総務班の指示により避難所を開設する。避難所開設要員は年度ごとに指定する。 ア 所掌事務 ① 避難所の安全点検 ② 避難者の受け入れ準備 ③ 避難所の開設 イ 設置場所 各避難所 ※詳細は資料編のとおり （２）避難所開設支援班以外の職員 避難所開設班以外の職員については、災害発生後速やかに勤務地に集合する。 4 災害救助法の適用手続き等 （略）	通	各部の被害調査班▲				担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報にすること。	各班				避難所の運営支援にすること				庁内の応援にすること	県君津地域振興事務所の照会結果を反映（改定後の県計画の記載に合わせた内容。） 初動体制を追加
通	各部の被害調査班▲					担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報にすること。											
	各班					避難所の運営支援にすること											
					庁内の応援にすること												

第 2 節 情報収集・伝達体制

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 2 節 情報収集・伝達体制	第 2 節 情報収集・伝達体制	

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
1 通信体制	本部班、企画班、 <u>情報政策班</u> 、防災関係機関		1 通信体制	本部班、企画班、 <u>シティプロモーション班</u> 、防災関係機関		班名の変更
2 気象情報等の収集	本部班、銚子地方気象台		2 気象情報等の収集	本部班、銚子地方気象台		班名の変更
3 災害情報の収集	本部班、企画班、 <u>情報政策班</u> 、被害 <u>対策班</u>		3 災害情報の収集	本部班、企画班、 <u>シティプロモーション班</u> 、被害 <u>調査班</u>		
4 報告	本部班、消防部		4 報告	本部班、消防部		班名の変更 班名の変更
5 災害時の広報	<u>情報政策班</u> 、企画班		5 災害時の広報	<u>シティプロモーション班</u> 、企画班		
6 報道機関への対応	<u>情報政策班</u>		6 報道機関への対応	<u>シティプロモーション班</u>		
7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供	本部班、被害情報班		7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供	本部班、被害情報班		
8 住民相談	市民活動支援班、富来田連絡所総務班		8 住民相談	市民活動支援班、富来田連絡所総務班		県計画に基づき修正
1 通信体制			1 通信体制			
(1) (略)			(1) (略)			
(2) 通信手段の確保			(2) 通信手段の確保			
災害発生時に使用する通信手段は、次のとおりである。			災害発生時に使用する通信手段は、次のとおりである。			
ア 電話			ア 電話			
① 災害時優先電話			① 災害時優先電話			
あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。			あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。			
② 臨時電話			② 臨時電話			
臨時電話が設置できる状況にあつては、避難場所等に臨時電話の設置を東日本電信電話株式会社へ要請し通信を確保する。			臨時電話が設置できる状況にあつては、避難場所等に臨時電話の設置を東日本電信電話株式会社へ要請し通信を確保する。			
③ F A X			③ F A X			
災害対策本部と防災関係機関との情報の伝達及び報告等の通信連絡は、正確を期するため、原則としてF A Xによる文書連絡によって行う。			災害対策本部と防災関係機関との情報の伝達及び報告等の通信連絡は、正確を期するため、原則としてF A Xによる文書連絡によって行う。			
イ 市防災行政無線			イ 市防災行政無線（ <u>戸別受信機を含む</u> ）			
市防災行政無線（移動系及び同報系）を用いて住民、公共施設の職員への指示、通知、伝達、その他必要な連絡等の通信を行う。			市防災行政無線（移動系及び同報系）を用いて住民、公共施設の職員への指示、通知、伝達、その他必要な連絡等の通信を行う。			
また、市各部（出先機関）及び災害現場に出動している各部職員等との連絡を行う。			また、市各部（出先機関）及び災害現場に出動している各部職員等との連絡を行う。			
ウ 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）			ウ 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）			
県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システムにより県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。			県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システムにより県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。			
エ 通信施設の使用不能の場合における他の通信施設の利用			エ 通信施設の使用不能の場合における他の通信施設の利用			
通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能の場合、又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。			通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能の場合、又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。			
また、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により、警察通信施設を使用することができる。			また、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により、警察通信施設を使用することができる。			
① 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設			① 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設			
② 上記以外の機関又は個人の無線通信施設			② 上記以外の機関又は個人の無線通信施設			
オ 災害時における放送及び緊急警報放送の要請			オ 災害時における放送及び緊急警報放送の要請			

現行（令和元年度修正）	改正後	備考														
災害対策基本法第 57 条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。 なお、知事、市長が行う避難の勧告、指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。 カ その他 ① アマチュア無線の活用 情報収集の手段の一つとして、市内のアマチュア無線ボランティア等の協力を得る。 ② 業務用無線の活用 タクシー会社等が管理する業務用無線について、災害時における情報収集の協力を求める。 ③ きさらづ安心・安全メール 災害情報等をメールで発信する。 ④ C A T V、コミュニティFM 協定に基づき協力を得る。 ■災害通信系統図 （略） ■非常通信ルート （略） 2 気象情報等の収集 （1）気象情報等 ア 気象情報 本部班は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する気象情報等を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、災害に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。また、特別警報が発表された場合は、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）等の広報手段を活用して住民等へその旨を速やかに伝達する。 （新設） （新設）	災害対策基本法第 57 条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。 なお、知事、市長が行う避難の勧告、指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。 カ その他 ① アマチュア無線の活用 情報収集の手段の一つとして、市内のアマチュア無線ボランティア等の協力を得る。 ② 業務用無線の活用 タクシー会社等が管理する業務用無線について、災害時における情報収集の協力を求める。 ③ きさらづ安心・安全メール 災害情報等をメールで発信する。 ④ C A T V、コミュニティFM 協定に基づき協力を得る。 ■災害通信系統図 （略） ■非常通信ルート （略） 2 気象情報等の収集 （1）気象情報等 ア 気象情報 本部班は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する気象情報等を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、災害に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。また、特別警報が発表された場合は、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）等の広報手段を活用して住民等へその旨を速やかに伝達する。 ■特別警報・警報・注意報の概要 <table><tr><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>特別警報</td><td>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</td></tr><tr><td>警報</td><td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</td></tr><tr><td>注意報</td><td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</td></tr></table> ■特別警報・警報・注意報の種類と概要 <table><tr><th colspan="2">特別警報・警報・注意報の種類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>特別警報</td><td>大雨特別警報</td><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨</td></tr></table>	種類	概要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	特別警報・警報・注意報の種類		概 要	特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨	県計画に基づき修正 （特別警報・警報・注意報の概要追加） 銚子地方気象台の照会結果を反映（スペース削除） 県計画に基づき修正 （特別警報・警報・注意報の種類と概要の追加）
種類	概要															
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報															
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報															
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報															
特別警報・警報・注意報の種類		概 要														
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨														

現行（令和元年度修正）		改正後				備考
				特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生していることを示す警戒レベル 5 に相当。		銚子地方気象台の照会結果を反映（追加）
			大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。		
			暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。		
			暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。		
			波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		
			高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。		
		警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。		
			洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。		
			大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		
			暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		
			暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。		
			波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ		

現行（令和元年度修正）		改正後				備考
				れたときに発表される。		銚子地方気象台の照会結果を反映（スペース削除）
			高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。		
		注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。		
			洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。		
			大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		
			強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		
			風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。		
			波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		
			高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。		
			濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		
			雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。		
			乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。		
			なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		

現行（令和元年度修正）	改正後				備考
（新設）			着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
			着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
			融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。	
			霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
			低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。	
	イ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等				県計画に基づき修正 （警報の危険度分布等の概要の追加） 銚子地方気象台の照会結果を反映（スペース削除）
	■警報の危険度分布等の概要				
		種 類	概 要		
		大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。		
		大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。		
	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上			

現行（令和元年度修正）	改正後			備考
(新設)			で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。	
	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している		
ウ 早期注意情報（警報級の可能性） 5 日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。				
エ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。				
オ 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害危険個所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。				
カ 記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、				

県計画に基づき修正

県計画に基づき修正

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																																				
■<u>主な気象情報の種類</u> （略） <u>イ</u> 水防活動用気象注意報・警報（以下、特別警報も含む） 銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表の左側の種類ごとに右側の注意報・警報をもって代えるものとする。 ■水防活動用気象注意報・警報の種類 <table><tr><th>水防活動用注意報・警報</th><th>一般の注意報・警報</th></tr><tr><td>水防活動用気象注意報</td><td>大雨注意報</td></tr><tr><td>水防活動用気象警報</td><td>大雨警報</td></tr><tr><td>水防活動用洪水注意報</td><td>洪水注意報</td></tr><tr><td>水防活動用洪水警報</td><td>洪水警報</td></tr><tr><td>水防活動用高潮注意報</td><td>高潮注意報</td></tr><tr><td>水防活動用高潮警報</td><td>高潮警報</td></tr></table> <u>ウ</u> <u>土砂災害に対する一層の警戒を伝える警報等</u> 銚子地方気象台は、<u>重大な土砂災害の危険が高まった場合には、タイトルのあとに重要変更という字句を挿入し、警報を切り替えて発表する。また、警報等の見出しや本文に「ここ数年で最も土砂災害の危険性が高くなっています」等具体的な表現を用いることにより、土砂災害に対するより一層の警戒を呼びかける。</u> <u>エ</u> 火災気象通報 銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。 なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。 ■火災気象通報の基準 <table><tr><td>① 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき</td></tr><tr><td>② 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき</td></tr><tr><td>ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。</td></tr><tr><td>基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）</td></tr></table> （2）土砂災害警戒情報 県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として次の基準により土砂災害警戒情報を発表する。また、県はホームページ等を利用して、市内の災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供	水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報	水防活動用気象注意報	大雨注意報	水防活動用気象警報	大雨警報	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	水防活動用洪水警報	洪水警報	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	水防活動用高潮警報	高潮警報	① 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき	② 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき	ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。	基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）	実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。 ■<u>注意報・警報・特別警報実施基準</u> （略） <u>キ</u> 水防活動用気象注意報・警報（以下、特別警報も含む） 銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表の左側の種類ごとに右側の注意報・警報をもって代えるものとする。 ■水防活動用気象注意報・警報の種類 <table><tr><th>水防活動用注意報・警報</th><th>一般の注意報・警報</th></tr><tr><td>水防活動用気象注意報</td><td>大雨注意報</td></tr><tr><td>水防活動用気象警報</td><td>大雨警報</td></tr><tr><td>水防活動用洪水注意報</td><td>洪水注意報</td></tr><tr><td>水防活動用洪水警報</td><td>洪水警報</td></tr><tr><td>水防活動用高潮注意報</td><td>高潮注意報</td></tr><tr><td>水防活動用高潮警報</td><td>高潮警報</td></tr></table> <u>ク</u> 火災気象通報 銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。 なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。 ■火災気象通報の基準 <table><tr><td>① 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき</td></tr><tr><td>② 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき</td></tr><tr><td>ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。</td></tr><tr><td>基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）</td></tr></table> （2）土砂災害警戒情報 県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として次の基準により土砂災害警戒情報を発表する。また、県はホームページ等を利用して、市内の災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供	水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報	水防活動用気象注意報	大雨注意報	水防活動用気象警報	大雨警報	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	水防活動用洪水警報	洪水警報	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	水防活動用高潮警報	高潮警報	① 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき	② 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき	ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。	基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）	表現の適正化 銚子地方気象台の照会結果を反映 （土砂災害警戒情報導入以降廃止になったため「<u>ク 土砂災害に対する一層の警戒を伝える警報等</u>」を削除。ケ→ク）
水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報																																					
水防活動用気象注意報	大雨注意報																																					
水防活動用気象警報	大雨警報																																					
水防活動用洪水注意報	洪水注意報																																					
水防活動用洪水警報	洪水警報																																					
水防活動用高潮注意報	高潮注意報																																					
水防活動用高潮警報	高潮警報																																					
① 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき																																						
② 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき																																						
ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。																																						
基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）																																						
水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報																																					
水防活動用気象注意報	大雨注意報																																					
水防活動用気象警報	大雨警報																																					
水防活動用洪水注意報	洪水注意報																																					
水防活動用洪水警報	洪水警報																																					
水防活動用高潮注意報	高潮注意報																																					
水防活動用高潮警報	高潮警報																																					
① 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき																																						
② 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき																																						
ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。																																						
基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）																																						

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
する。 市は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺住民に対し周知徹底するとともに避難準備・高齢者避難開始避難勧告及び避難指示（緊急）の判断を行う。 ■土砂災害警戒情報について ① 発表基準 2 時間先までの予測雨量が土砂災害発生危険基準線 (CL) を超過するとき。 ② 土砂災害警戒情報の解除基準 土砂災害警戒避難基準雨量を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、県と銚子地方気象台が協議のうえで解除できるものとする。 ③ 土砂災害警戒情報の伝達経路 土砂災害警戒情報の伝達経路は、警報・注意報と同様の経路で県から市へ伝達される。 ④ 情報の特徴 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。	する。 市は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺住民に対し周知徹底するとともに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の判断を行う。 ■土砂災害警戒情報について ① 発表基準 2 時間先までの予測雨量が土砂災害発生危険基準線 (CL) を超過するとき。 ② 土砂災害警戒情報の解除基準 土砂災害警戒避難基準雨量を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、県と銚子地方気象台が協議のうえで解除できるものとする。 ③ 土砂災害警戒情報の伝達経路 土砂災害警戒情報の伝達経路は、警報・注意報と同様の経路で県から市へ伝達される。 ④ 情報の特徴 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。 ※気象台及び県に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を求めることができるものとする。	銚子地方気象台の照会結果を反映（「等」「、」追加） 県計画に基づく修正 名称の変更 令和元年房総半島台風時の教訓に基づく修正
（3） （略） 3 災害情報の収集 （1）住民からの災害情報の受付 住民からの災害情報は、本部事務局員が受け、その内容を被害発生状況等連絡票に記載し、関係各班に伝達する。連絡票は、<u>情報政策班</u>がまとめて管理する。 （2）被害状況の調査・報告 <u>被害対策班</u>は、現地調査にあたって、<u>現地調査表</u>に必要事項を記入する。 <u>現地調査の報告は、企画班、情報政策班が受け付け、災害箇所</u><u>に番号を付け、災害箇所一覧表に整理する。</u> （3） （略） 4 報告 （1）被害報告 ア 報告先・手段 本部班は、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。	（3） （略） 3 災害情報の収集 （1）住民からの災害情報の受付 住民からの災害情報は、本部事務局員が受け、その内容を被害発生状況等連絡票に記載し、関係各班に伝達する。連絡票は、本部事務局がまとめて管理する。 （2）被害状況の調査・報告 ア 被害調査班は、現地調査にあたって、それぞれの担当地域の被害の状況を本部事務局に報告する。現地調査の報告は、本部事務局が受け付け、まとめて管理する。 イ 甚大な被害が予想される場合又は現に発生している場合等、状況により被害調査班を本部事務局の直轄とし、被害の大きな地域に集中的に投入する等被害調査班を一元的に運用し、調査を行う。 （3） （略） 4 報告 （1）被害報告 ア 報告先・手段 本部班は、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
ただし、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。 一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領」により、第 1 報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。 また、大規模な災害により消防機関への通報が殺到したときは、その通報件数を総務省消防庁及び県に報告する。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消必要があることから市は、道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。 イ 報告内容 県への報告内容等の詳細は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。 ■県へ報告すべき事項 ① 災害の原因 ② 災害が発生した日時 ③ 災害が発生した場所又は地域 ④ 被害の状況 ⑤ 被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 ・主な応急措置の実施状況 ・その他必要事項 ⑥ 災害による住民等の避難の状況 ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑧ その他必要事項 ウ 報告責任部局の選定 被害情報等の報告に係る担当部局は本部班とする。 エ 被害情報等の収集報告系統 被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。 ■被害情報等の収集報告の流れ（略） ■勤務時間内における国及び県への連絡方法（略） ■勤務時間外における国及び県への連絡方法（略） 5 災害時の広報 情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。	ただし、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。 一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領」により、第 1 報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。 また、大規模な災害により消防機関への通報が殺到したときは、その通報件数を総務省消防庁及び県に報告する。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消必要があることから市は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。 イ 報告内容 県への報告内容等の詳細は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。 ■県へ報告すべき事項 ① 災害の原因 ② 災害が発生した日時 ③ 災害が発生した場所又は地域 ④ 被害の状況 ⑤ 被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 ・主な応急措置の実施状況 ・その他必要事項 ⑥ 災害による住民等の避難の状況 ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑧ その他必要事項 ウ 報告責任部局の選定 被害情報等の報告に係る担当部局は本部班とする。 エ 被害情報等の収集報告系統 被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。 ■被害情報等の収集報告の流れ（略） ■勤務時間内における国及び県への連絡方法（略） ■勤務時間外における国及び県への連絡方法（略） 5 災害時の広報 情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。	県計画に基づく修正

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（１）一般広報 ア 広報の項目 情報政策班、企画班、情報政策班は、災害発生直後は、次のような広報を行う。広報の実施に当たっては、広報内容の確認を行うなど、簡潔で誤解を招かない表現に努める。 ■広報の項目 ① 災害情報及び被災状況に関すること ○災害の種別、発生地点、規模、拡大の可能性 ② 避難に関すること ○ 避難の勧告・指示 ○ 避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 ③ 市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること ○ 本部の設置 ○ 救護所、避難所の開設状況 ○ 医療救護、衛生知識の周知 ○ 給水、給食等の実施状況 ○ その他、被災者の支援情報 ④ ライフラインの状況 ⑤ 交通規制、交通機関等の運行状況 ⑥ 流言飛語の防止に関する状況 ⑦ その他	（１）一般広報 ア 広報の項目 シティプロモーション班は、災害発生直後は、次のような広報を行う。広報の実施に当たっては、広報内容の確認を行うなど、簡潔で誤解を招かない表現に努める。 ■広報の項目 ① 災害情報及び被災状況に関すること ○災害の種別、発生地点、規模、拡大の可能性 ② 避難に関すること ○ 避難の勧告・指示 ○ 避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 ③ 市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること ○ 本部の設置 ○ 救護所、避難所の開設状況 ○ 医療救護、衛生知識の周知 ○ 給水、給食等の実施状況 ○ その他、被災者の支援情報 ④ ライフラインの状況 ⑤ 交通規制、交通機関等の運行状況 ⑥ 流言飛語の防止に関する状況 ⑦ その他	企画班削除 班名の変更
イ 広報の手段 広報は、市防災行政無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM、CATV等を活用する。 （２）避難所における広報 企画班、情報政策班は、避難所掲示板への情報の掲示や自主防災組織を通じた災害広報紙の配布を行う。 避難行動要支援者へは、口頭伝達や自主防災組織及びボランティア等の協力を得て行う。 また、外国人に配慮して各国語の広報紙の発行や語学ボランティアの配置など、避難者の状況に応じた広報を行う。 （３）災害広報紙の発行 企画班、情報政策班は、災害広報紙を発行し、避難所、駅、公共施設等で配布する。必要に応じて、外国人に配慮した各国語で作成する。 6 報道機関への対応 （１）記者発表 情報政策班は、市役所に記者発表場を設置して定時発表型の記者発表を行う。また、必要に応	イ 広報の手段 広報は、市防災行政無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM、CATV等を活用する。 （２）避難所における広報 シティプロモーション班は、避難所掲示板への情報の掲示や自主防災組織を通じた災害広報紙の配布を行う。 避難行動要支援者へは、口頭伝達や自主防災組織及びボランティア等の協力を得て行う。 また、外国人に配慮して各国語の広報紙の発行や語学ボランティアの配置など、避難者の状況に応じた広報を行う。 （３）災害広報紙の発行 シティプロモーション班は、災害広報紙を発行し、避難所、駅、公共施設等で配布する。必要に応じて、外国人に配慮した各国語で作成する。 6 報道機関への対応 （１）記者発表 シティプロモーション班は、市役所に記者発表場を設置して定時発表型の記者発表を行う。ま	企画班削除 班名の変更
		企画班削除 班名の変更

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
じて臨時の記者発表を行う。 記者発表では、情報及び必要な資料を提供して住民への広報を行う。 （２）報道機関への要請 ア 災害対策本部や避難者への配慮 情報政策班は、災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように報道機関に要請する。 イ 放送要請 情報政策班は、災害等のため通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき県を通じて、災害対策基本法 57 条の規定による通知、要請、伝達又は警告を行うため、放送機関に放送を要請する。 7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供 （１）被災者台帳の作成・利用 ア 被災者台帳の作成 市長（本部長）は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 90 条の 3 に基づく以下の被災者情報を記録した台帳を作成する。 ○ 氏名 ○ 生年月日 ○ 性別 ○ 住所又は居所 ○ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 ○ 援護の実施の状況 ○ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ○ その他（連絡先、世帯構成等、同法施行規則に定める事項） 本部班及び被害対策班は、避難者名簿（第 4 節 4（3）イ参照）、搜索者名簿（第 6 節 1（1）ア参照）、遺体処理台帳（第 13 節 4（3）オ参照）、埋火葬台帳（第 13 節 4（4）ア参照）、り災台帳（第 14 節 3（2）参照）、その他被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。 市長（本部長）は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。 イ 被災者台帳の利用 市長（本部長）は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する（災害対策基本法第 90 条の 4）。 ○ 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 ○ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。 ○ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。 （２）安否情報の提供 市長（本部長）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第 86 条の 15 に基づいて回答する。	た、必要に応じて臨時の記者発表を行う。 記者発表では、情報及び必要な資料を提供して住民への広報を行う。 （２）報道機関への要請 ア 災害対策本部や避難者への配慮 シティプロモーション班は、災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように報道機関に要請する。 イ 放送要請 シティプロモーション班は、災害等のため通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき県を通じて、災害対策基本法 57 条の規定による通知、要請、伝達又は警告を行うため、放送機関に放送を要請する。 7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供 （１）被災者台帳の作成・利用 ア 被災者台帳の作成 市長（本部長）は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 90 条の 3 に基づく以下の被災者情報を記録した台帳を作成する。 ○ 氏名 ○ 生年月日 ○ 性別 ○ 住所又は居所 ○ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 ○ 援護の実施の状況 ○ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ○ その他（連絡先、世帯構成等、同法施行規則に定める事項） 本部班及び被害調査班は、避難者名簿（第 4 節 4（3）イ参照）、搜索者名簿（第 6 節 1（1）ア参照）、遺体処理台帳（第 13 節 4（3）オ参照）、埋火葬台帳（第 13 節 4（4）ア参照）、り災台帳（第 14 節 3（2）参照）、その他被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。 市長（本部長）は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。 イ 被災者台帳の利用 市長（本部長）は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する（災害対策基本法第 90 条の 4）。 ○ 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 ○ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。 ○ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。 （２）安否情報の提供 市長（本部長）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第 86 条の 15 に基づいて回答する。	班名の変更 班名の変更 班名の変更

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
本部班及び被害対策班は、被災者台帳、避難者名簿）、捜索者名簿等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。 回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとし、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。	本部班及び被害調査班は、被災者台帳、避難者名簿）、捜索者名簿等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。 回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとし、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。	班名の変更
8（略）	8（略）	

第 3 節 水防計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																					
第3節 水防計画	第3節 水防計画	班名の変更																					
<table><tr><td>1 水防の目的</td><td>本部班</td></tr><tr><td>2 水防組織</td><td>本部班、土木班、管理用地班、<u>営繕</u>班、農林水産班、消防部、消防団</td></tr><tr><td>3 水防警報</td><td>県（君津土木事務所）</td></tr><tr><td>4 気象情報・水防情報の伝達</td><td>本部班、土木班</td></tr><tr><td>5 水防活動</td><td>本部班、土木班、管理用地班、<u>営繕</u>班、農林水産班、消防部、消防団</td></tr></table>	1 水防の目的		本部班	2 水防組織	本部班、土木班、管理用地班、 <u>営繕</u> 班、農林水産班、消防部、消防団	3 水防警報	県（君津土木事務所）	4 気象情報・水防情報の伝達	本部班、土木班	5 水防活動	本部班、土木班、管理用地班、 <u>営繕</u> 班、農林水産班、消防部、消防団	<table><tr><td>1 水防の目的</td><td>本部班</td></tr><tr><td>2 水防組織</td><td>本部班、土木班、管理用地班、<u>資産管理</u>班、農林水産班、消防部、消防団</td></tr><tr><td>3 水防警報</td><td>県（君津土木事務所）</td></tr><tr><td>4 気象情報・水防情報の伝達</td><td>本部班、土木班</td></tr><tr><td>5 水防活動</td><td>本部班、土木班、管理用地班、<u>資産管理</u>班、農林水産班、消防部、消防団</td></tr></table>	1 水防の目的	本部班	2 水防組織	本部班、土木班、管理用地班、 <u>資産管理</u> 班、農林水産班、消防部、消防団	3 水防警報	県（君津土木事務所）	4 気象情報・水防情報の伝達	本部班、土木班	5 水防活動	本部班、土木班、管理用地班、 <u>資産管理</u> 班、農林水産班、消防部、消防団	班名の変更
1 水防の目的	本部班																						
2 水防組織	本部班、土木班、管理用地班、 <u>営繕</u> 班、農林水産班、消防部、消防団																						
3 水防警報	県（君津土木事務所）																						
4 気象情報・水防情報の伝達	本部班、土木班																						
5 水防活動	本部班、土木班、管理用地班、 <u>営繕</u> 班、農林水産班、消防部、消防団																						
1 水防の目的	本部班																						
2 水防組織	本部班、土木班、管理用地班、 <u>資産管理</u> 班、農林水産班、消防部、消防団																						
3 水防警報	県（君津土木事務所）																						
4 気象情報・水防情報の伝達	本部班、土木班																						
5 水防活動	本部班、土木班、管理用地班、 <u>資産管理</u> 班、農林水産班、消防部、消防団																						
1～5（略）	1～5（略）																						

第 4 節 避難計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																												
第 4 節 避難計画 <table><tr><td>1 避難の勧告又は指示等</td><td>本部班、情報政策班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、木更津海上保安署、施設管理者、東日本旅客鉄道(株)</td></tr><tr><td>2 避難誘導等</td><td>木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者</td></tr><tr><td>3 自主避難</td><td></td></tr><tr><td>4 避難所等の開設と運営</td><td>本部班、教育総務班、施設班、学校教育班、生涯学習班</td></tr><tr><td>5 避難所等の閉鎖</td><td>教育総務班</td></tr><tr><td>6 防犯対策</td><td>市民活動支援班、木更津警察署</td></tr><tr><td>7 在宅避難者への対応</td><td>被害対策班</td></tr></table> 1 避難の勧告又は指示等 災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建	1 避難の勧告又は指示等	本部班、情報政策班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、木更津海上保安署、施設管理者、東日本旅客鉄道(株)	2 避難誘導等	木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者	3 自主避難		4 避難所等の開設と運営	本部班、教育総務班、施設班、学校教育班、生涯学習班	5 避難所等の閉鎖	教育総務班	6 防犯対策	市民活動支援班、木更津警察署	7 在宅避難者への対応	被害対策班	第 4 節 避難計画 <table><tr><td>1 避難の勧告又は指示等</td><td>本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、木更津海上保安署、施設管理者、東日本旅客鉄道(株)</td></tr><tr><td>2 避難誘導等</td><td>木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者</td></tr><tr><td>3 自主避難</td><td></td></tr><tr><td>4 避難所等の開設と運営</td><td>本部班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、避難所開設班</td></tr><tr><td>5 避難所等の閉鎖</td><td>教育総務班</td></tr><tr><td>6 防犯対策</td><td>市民活動支援班、木更津警察署</td></tr><tr><td>7 在宅避難者への対応</td><td>本部班</td></tr></table> 1 避難の勧告又は指示等 災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建	1 避難の勧告又は指示等	本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、木更津海上保安署、施設管理者、東日本旅客鉄道(株)	2 避難誘導等	木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者	3 自主避難		4 避難所等の開設と運営	本部班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、避難所開設班	5 避難所等の閉鎖	教育総務班	6 防犯対策	市民活動支援班、木更津警察署	7 在宅避難者への対応	本部班	班名の変更 <
1 避難の勧告又は指示等	本部班、情報政策班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、木更津海上保安署、施設管理者、東日本旅客鉄道(株)																													
2 避難誘導等	木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者																													
3 自主避難																														
4 避難所等の開設と運営	本部班、教育総務班、施設班、学校教育班、生涯学習班																													
5 避難所等の閉鎖	教育総務班																													
6 防犯対策	市民活動支援班、木更津警察署																													
7 在宅避難者への対応	被害対策班																													
1 避難の勧告又は指示等	本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、木更津海上保安署、施設管理者、東日本旅客鉄道(株)																													
2 避難誘導等	木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者																													
3 自主避難																														
4 避難所等の開設と運営	本部班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、避難所開設班																													
5 避難所等の閉鎖	教育総務班																													
6 防犯対策	市民活動支援班、木更津警察署																													
7 在宅避難者への対応	本部班																													

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。 また、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、平成29年7月）に基づき、適切な避難誘導体制を整えるほか、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生など複合的な災害が発生することを考慮しつつ、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。 その他、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮しつつ、国が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の判断基準を整備しておくとともに、</u>夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合にエリアを限定して避難情報を伝達することについて、地域の実情、有効性、課題等を考慮した上で検討する。 さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置は指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等によって指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険を伴うなどやむを得ないと住民自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うことや、避難勧告等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設することを住民等に対し周知徹底しておくものとする。 （１）避難勧告・指示等の発令 本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者、避難支援者、要配慮者利用施設の管理者、その他の者に対し、避難勧告等の発令理由を明らかにした上で、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。 また、避難勧告・指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者避難開始」を伝達する。 その他、立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときは、状況に応じて屋内待避等の安全確保を指示する。 なお、避難勧告等にあたっては対象地区の適切な設定等に留意するとともに、<u>勧告等</u>を夜間に発令する可能性がある場合は避難行動をとりやすい時間帯に準備情報を提供するよう努める。また、状況に応じて県や気象台等に助言を求めるものとする。 本部班は、市長（本部長）へ避難に関する情報を伝達し、避難勧告・指示等の事務を行う。 なお、「勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。	物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。 また、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、平成29年7月）に基づき、適切な避難誘導体制を整えるほか、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生など複合的な災害が発生することを考慮しつつ、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。 その他、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮しつつ、国が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては５段階の警戒レベルを導入する。 また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。 また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合にエリアを限定して避難情報を伝達することについて、地域の実情、有効性、課題等を考慮した上で検討する。 さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置は指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等によって指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険を伴うなどやむを得ないと住民自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うことや、避難勧告等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設することを住民等に対し周知徹底しておくものとする。 （１）避難勧告・指示等の発令 本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者、避難支援者、要配慮者利用施設の管理者、その他の者に対し、避難勧告等の発令理由を明らかにした上で、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きの指示を行い、指示を行ったときは知事へ報告する。 また、避難勧告・指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。洪水等、土砂災害、高潮については、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 その他、立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときは、状況に応じて屋内待避等の安全確保を指示する。 なお、避難勧告等にあたっては対象地区の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告・避難指示（緊急）等を夜間に発令する可能性がある場合は避難行動をとりやすい時間帯に準備情報を提供するよう努める。また、状況に応じて県や気象台等に助言を求めるものとする。 本部班は、市長（本部長）へ避難に関する情報を伝達し、避難勧告・指示等の事務を行う。 なお、「勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。	県計画に基づく修正 県計画に基づく修正 銚子地方気象台の照会結果を反映（「等」を追加） 県計画に基づく修正 県計画に基づく修正

現行（令和元年度修正）					改正後					備考
■避難の種類及び発令基準の目安					■避難の種類及び発令基準の目安					銚子地方気象台の照会結果を反映 （常用漢字になったため「はん濫→氾濫」に修正） （「土砂災害警戒判定メッシュ情報」→「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」（「等」を追加）警戒レベルの追加

銚子地方気象台の照会結果を反映
（常用漢字になったため「はん濫→氾濫」に修正）
（「土砂災害警戒判定メッシュ情報」→「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」（「等」を追加）警戒レベルの追加

警戒レベルの追加

警戒レベルの追加

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																																															
（新設） （注）「立退き避難」とは指定緊急避難場所へ移動する避難行動、「緊急待避」とは近隣のより安全な場所やより安全な建物等への避難行動、「屋内待避」とは屋内でもより安全な場所へ移動する避難行動をいう。 ■避難勧告・指示の発令権者及び要件 <table><tr><th>発令権者</th><th>勧告・指示を行う要件</th><th>根拠法令</th></tr><tr><td>市長</td><td>○勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ○指示：急を要すると認めるとき</td><td>災害対策基本法第60条第1項</td></tr><tr><td>知事</td><td>○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき ○洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき</td><td>災害対策基本法第60条第5項 水防法第29条</td></tr><tr><td>警察官 海上保安官</td><td>○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき</td><td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td></tr><tr><td>災害派遣を命じられた部隊等の自衛官</td><td>○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき</td><td>自衛隊法第94条</td></tr><tr><td>知事又は知事の命を受けた県職員</td><td>○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき</td><td>水防法第29条 地すべり等防止法第25条</td></tr><tr><td>水防管理者</td><td>○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき</td><td>水防法第29条</td></tr></table> （2）（略） （3）避難情報等の伝達 ア 住民への伝達 情報政策班は、避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。 ■避難情報等の伝達 ① 伝達方法 ○ 市防災行政無線（戸別受信機、<u>屋外拡声器</u>） ○ きさらづ安心・安全メール ○ C A T V等報道機関 ○ 広報車 ○ コミュニティFM ○ 市ホームページ	発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令	市長	○勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ○指示：急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項	知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき ○洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	災害対策基本法第60条第5項 水防法第29条	警察官 海上保安官	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条	知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条	<table><tr><td>災害発生（警戒レベル5）</td><td>既に災害が発生している状況。（必ず発令されるものではない）命を守るための最善の行動を実施。</td><td>① 決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）</td><td>① 土砂災害が発生した場合</td><td>① その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき</td></tr></table> （注）「立退き避難」とは指定緊急避難場所へ移動する避難行動、「緊急待避」とは近隣のより安全な場所やより安全な建物等への避難行動、「屋内待避」とは屋内でもより安全な場所へ移動する避難行動をいう。 ■避難勧告・指示の発令権者及び要件 <table><tr><th>発令権者</th><th>勧告・指示を行う要件</th><th>根拠法令</th></tr><tr><td>市長</td><td>○勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ○指示：急を要すると認めるとき</td><td>災害対策基本法第60条第1項</td></tr><tr><td>知事</td><td>○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき ○洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき</td><td>災害対策基本法第60条第5項 水防法第29条</td></tr><tr><td>警察官 海上保安官</td><td>○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき</td><td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td></tr><tr><td>災害派遣を命じられた部隊等の自衛官</td><td>○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき</td><td>自衛隊法第94条</td></tr><tr><td>知事又は知事の命を受けた県職員</td><td>○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき</td><td>水防法第29条 地すべり等防止法第25条</td></tr><tr><td>水防管理者</td><td>○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき</td><td>水防法第29条</td></tr></table> （2）（略） （3）避難情報等の伝達 ア 住民への伝達 本部班及びシティプロモーション班は、避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。 ■避難情報等の伝達 ① 伝達方法 ○ 市防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声器） ○ きさらづ安心・安全メール ○ コミュニティFM ○ 市ホームページ ○ エリアメール ○ 市ホームページ ○ C A T V等報道機関 ○ サイレン又は警報 ○ ツイッター等のSNS ○ その他速やかに住民に周知できる方法	災害発生（警戒レベル5）	既に災害が発生している状況。（必ず発令されるものではない）命を守るための最善の行動を実施。	① 決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）	① 土砂災害が発生した場合	① その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき	発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令	市長	○勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ○指示：急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項	知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき ○洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	災害対策基本法第60条第5項 水防法第29条	警察官 海上保安官	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条	知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条	警戒レベルの追加 班名の修正 伝達方法の充実
発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令																																															
市長	○勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ○指示：急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項																																															
知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき ○洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	災害対策基本法第60条第5項 水防法第29条																																															
警察官 海上保安官	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条																																															
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条																																															
知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条																																															
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条																																															
災害発生（警戒レベル5）	既に災害が発生している状況。（必ず発令されるものではない）命を守るための最善の行動を実施。	① 決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）	① 土砂災害が発生した場合	① その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき																																													
発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令																																															
市長	○勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ○指示：急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項																																															
知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき ○洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	災害対策基本法第60条第5項 水防法第29条																																															
警察官 海上保安官	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条																																															
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条																																															
知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条																																															
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条																																															

現行（令和元年度修正）		改正後		備考
② 伝達内容 ○ 避難の対象区域 ○ 避難先 ○ 避難経路 ○ 避難勧告・指示等の理由 ○ その他注意事項		② 伝達内容 ○ 避難の対象区域 ○ 避難先 ○ 避難経路 ○ 避難勧告・指示等の理由 ○ その他注意事項		表現の適正化 避難所開設班の役割を追加
また、避難行動要支援者には、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班がケースワーカーによる個別連絡や緊急F A X 119 番制度登録者へF A Xにて連絡する。		また、避難行動要支援者には、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班がケースワーカーによる個別連絡や緊急F A X 119 番制度登録者へF A Xにて連絡する。		
イ 県に対する報告		イ 県に対する報告		
本部班は、避難勧告等を発令又は解除した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局（危機管理課）及び君津地域振興事務所に報告する。		本部班は、避難勧告等を発令又は解除した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局（危機管理課）及び君津地域振興事務所に報告する。		
ウ 関係機関への通報		ウ 関係機関への通報		
本部長（市長）が避難の勧告又は指示を行った時、又は警察官等から勧告又は指示を行った旨の通報を受けた時は、本部班は、関係機関に通報する。		本部長（市長）が避難の勧告又は指示を行った時、又は警察官等から勧告又は指示を行った旨の通報を受けた時は、本部班は、関係機関に通報する。		
2 ～ 3 （略）		2 ～ 3 （略）		
4 避難所等の開設と運営		4 避難所等の開設と運営		
災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある住民を収容するため、市長は、学校や公民館等の避難所を設置する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。		災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある住民を収容するため、市長は、学校や公民館等の避難所を設置する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。		
市のみで対応が不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。		市のみで対応が不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。		
（1）避難場所の開放		（1）避難所の安全点検及び開放		
教育部各班は、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し収容保護する。		教育部各班は、避難所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し収容保護する。この際、避難所開設班をもって避難所の安全点検を実施するとともに、避難者の受け入れ準備及び避難所の開設を行う。		
施設が施錠されている場合は、緊急的な措置により施設内に入り開場する。				
（2）避難状況の確認・報告		（2）避難状況の確認・報告		
教育部各班は、自主防災組織等の協力を得て避難状況を確認し、本部に報告する。また、避難未了の場合は、関係者の協力を得て、避難勧告・指示の伝達を適切に実施する。		教育部各班は、自主防災組織等の協力を得て避難状況を確認し、本部に報告する。また、避難未了の場合は、関係者の協力を得て、避難勧告・指示の伝達を適切に実施する。		
（3）避難所の運営		（3）避難所の運営		
ア 運営準備		ア 運営準備		
教育部各班は、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）や帳簿類を準備する。		教育部各班は、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）や帳簿類を準備する。		
イ 避難者の把握		イ 避難者の把握		
避難所開設時には、避難所担当の職員が自主防災組織等に協力を得て避難者カードを配布し、避難者を把握する。		避難所開設時には、避難所担当の職員が自主防災組織等に協力を得て避難者カードを配布し、避難者を把握する。		
ウ 避難所の運営		ウ 避難所の運営		
避難所の運営は、原則として避難者による自治とする。運営に当たっては、自主防災組織、町内会等を基本として避難所運営委員会を設置して運営にあたる。また、運営方法については、あらかじめ施設管理者・市・地域代表等が協議し、避難所ごとに運営マニュアルの整備を図ることとする。		避難所の運営は、原則として避難者による自治とする。運営に当たっては、自主防災組織、町内会等を基本として避難所運営委員会を設置して運営にあたる。また、運営方法については、あらかじめ施設管理者・市・地域代表等が協議し、避難所ごとに運営マニュアルの整備を図ることとする。		

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
その他、管理・運営を行う職員や組織における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。 ■避難所の運営項目 ① 必要物資の管理・分配 ② 避難者の転出入確認、名簿作成 ③ 情報管理、広報 ④ 環境の整備・保持（清掃、トイレ設置・管理等） ⑤ 警備 ⑥ 入浴措置 ⑦ 高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人・傷病者等要配慮者への配慮 ⑧ 傷病者の搬送、避難者の医療、健康管理、カウンセリング等 ⑨ 相談、苦情処理、要望聞き取り ⑩ 各種調査 ⑪ ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催 ⑫ 各種記録 ■女性への配慮事項 ① 女性専用の相談窓口 ② 女性専用の物干し場、授乳室の設置 ③ 男女別の更衣室、トイレ等の確保 ④ 女性担当者による女性専用の物資の配布 ⑤ 防犯対策 エ 避難状況の報告及び記録 本部班は、避難所を開設したときは、知事に対しその旨を報告する。 各避難所では、避難者カードを基本として記録をとり、本部に報告する。教育総務班は、避難所との連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。 オ 長期対応 避難所の開設が長期に及ぶ場合は、本部会議で調整を行い、地区ごとに担当部を割り当て全庁的な対応で運営、管理を行う。 5 ～ 6 （略） 7 在宅避難者への対応	その他、管理・運営を行う職員や組織における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。 また、令和 2 年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難者の感染リスクを下げるため、基本的感染予防対策に努めるものとする。 ■避難所の運営項目 ① 必要物資の管理・分配 ② 避難者の転出入確認、名簿作成 ③ 情報管理、広報 ④ 環境の整備・保持（清掃、トイレ設置・管理等） ⑤ 感染症対策（マスク、消毒液の備蓄・管理、検温・消毒ブース等の設置、スペースの確保） ⑥ 警備 ⑦ 入浴措置 ⑧ 高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人・傷病者等要配慮者への配慮 ⑨ 傷病者の搬送、避難者の医療、健康管理、カウンセリング等 ⑩ 相談、苦情処理、要望聞き取り ⑪ 各種調査 ⑫ ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催 ⑬ 各種記録 ■女性への配慮事項 ① 女性専用の相談窓口 ② 女性専用の物干し場、授乳室の設置 ③ 男女別の更衣室、トイレ等の確保 ④ 女性担当者による女性専用の物資の配布 ⑤ 防犯対策 エ 避難状況の報告及び記録 本部班は、避難所を開設したときは、知事に対しその旨を報告する。 各避難所では、避難者カードを基本として記録をとり、本部に報告する。教育総務班は、避難所との連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。 オ 長期対応 避難所の開設が長期に及ぶ場合は、本部会議で調整を行い、地区ごとに担当部を割り当て全庁的な対応で運営、管理を行う。 5 ～ 6 （略） 7 在宅避難者への対応	新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた感染症対策を追加 健康推進課の照会結果を反映 健康推進課の照会結果を反映

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>被害対策</u>班は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等、必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。 また、町内会、自治会、自主防災組織等と協力して、在宅避難者の所在を確認し、関係各班と連携して避難所滞在者に準ずるサービス（第４の３及び４参照）を提供するように努める。	本部班は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等、必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。 また、町内会、自治会、自主防災組織等と協力して、在宅避難者の所在を確認し、関係各班と連携して避難所滞在者に準ずるサービス（第４の３及び４参照）を提供するように努める。	班名の修正
※資料編３－１ 避難場所等一覧	※資料編３－１ 避難場所等一覧	

第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																								
第５節 避難行動要支援者等の安全確保対策 <table><tr><td>１ 避難誘導等</td><td>本部班、<u>情報政策</u>班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、社会福祉施設管理者、</td></tr><tr><td>２ 避難行動要支援者の支援</td><td>本部班、<u>情報政策</u>班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、健康推進班、教育総務班、<u>施設</u>班、<u>学校教育</u>班、生涯学習班</td></tr><tr><td>３ 福祉避難所の設置</td><td>社会福祉班、社会福祉施設管理者</td></tr><tr><td>４ 避難所から福祉避難所への移送</td><td>社会福祉班、社会福祉施設管理者、木更津市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>５ 被災した避難行動要支援者等の生活の確保</td><td>社会福祉班</td></tr><tr><td>６ 社会福祉施設入所者等への支援</td><td>社会福祉班、社会福祉施設管理者</td></tr></table> １ 避難誘導等 避難行動要支援者については、避難行動要支援者避難支援プラン等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。 （１）避難誘導 避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。 ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、<u>なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して</u>避難者の誘導措置を講ずる。 イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。 ウ 状況により、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の	１ 避難誘導等	本部班、 <u>情報政策</u> 班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、社会福祉施設管理者、	２ 避難行動要支援者の支援	本部班、 <u>情報政策</u> 班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、健康推進班、教育総務班、 <u>施設</u> 班、 <u>学校教育</u> 班、生涯学習班	３ 福祉避難所の設置	社会福祉班、社会福祉施設管理者	４ 避難所から福祉避難所への移送	社会福祉班、社会福祉施設管理者、木更津市社会福祉協議会	５ 被災した避難行動要支援者等の生活の確保	社会福祉班	６ 社会福祉施設入所者等への支援	社会福祉班、社会福祉施設管理者	第５節 避難行動要支援者等の安全確保対策 <table><tr><td>１ 避難誘導等</td><td>本部班、<u>シティプロモーション</u>班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、社会福祉施設管理者、</td></tr><tr><td>２ 避難行動要支援者の支援</td><td>本部班、<u>シティプロモーション</u>班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、健康推進班、教育総務班、施設班、学校教育班、生涯学習班</td></tr><tr><td>３ 福祉避難所の設置</td><td>社会福祉班、社会福祉施設管理者</td></tr><tr><td>４ 避難所から福祉避難所への移送</td><td>社会福祉班、社会福祉施設管理者、木更津市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>５ 被災した避難行動要支援者等の生活の確保</td><td>社会福祉班</td></tr><tr><td>６ 社会福祉施設入所者等への支援</td><td>社会福祉班、社会福祉施設管理者</td></tr></table> １ 避難誘導等 避難行動要支援者については、避難行動要支援者避難支援プラン等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。 （１）避難誘導 避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。 ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。<u>なお</u>、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。 イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。 ウ 状況により、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の	１ 避難誘導等	本部班、 <u>シティプロモーション</u> 班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、社会福祉施設管理者、	２ 避難行動要支援者の支援	本部班、 <u>シティプロモーション</u> 班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、健康推進班、教育総務班、施設班、学校教育班、生涯学習班	３ 福祉避難所の設置	社会福祉班、社会福祉施設管理者	４ 避難所から福祉避難所への移送	社会福祉班、社会福祉施設管理者、木更津市社会福祉協議会	５ 被災した避難行動要支援者等の生活の確保	社会福祉班	６ 社会福祉施設入所者等への支援	社会福祉班、社会福祉施設管理者	班名の変更 班名の変更 県計画に基づく修正
１ 避難誘導等	本部班、 <u>情報政策</u> 班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、社会福祉施設管理者、																									
２ 避難行動要支援者の支援	本部班、 <u>情報政策</u> 班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、健康推進班、教育総務班、 <u>施設</u> 班、 <u>学校教育</u> 班、生涯学習班																									
３ 福祉避難所の設置	社会福祉班、社会福祉施設管理者																									
４ 避難所から福祉避難所への移送	社会福祉班、社会福祉施設管理者、木更津市社会福祉協議会																									
５ 被災した避難行動要支援者等の生活の確保	社会福祉班																									
６ 社会福祉施設入所者等への支援	社会福祉班、社会福祉施設管理者																									
１ 避難誘導等	本部班、 <u>シティプロモーション</u> 班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、社会福祉施設管理者、																									
２ 避難行動要支援者の支援	本部班、 <u>シティプロモーション</u> 班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、健康推進班、教育総務班、施設班、学校教育班、生涯学習班																									
３ 福祉避難所の設置	社会福祉班、社会福祉施設管理者																									
４ 避難所から福祉避難所への移送	社会福祉班、社会福祉施設管理者、木更津市社会福祉協議会																									
５ 被災した避難行動要支援者等の生活の確保	社会福祉班																									
６ 社会福祉施設入所者等への支援	社会福祉班、社会福祉施設管理者																									

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
安全を期する。 エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行う。 オ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。 （２）～（３） （略） ２～６ （略）	の安全を期する。 エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行う。 オ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。 （２）～（３） （略） ２～６ （略）	

第 6 節 救助救急・医療救護活動

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 6 節 （略）	第 6 節 （略）	

第 7 節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																			
第 7 節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	第 7 節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	スポーツ振興課の照会結果を反映（スポーツ振興班を追加）																			
<table><tr><td>1 災害警備計画</td><td>木更津警察署、木更津海上保安署</td></tr><tr><td>2 交通対策計画</td><td>管理用地班、市民活動支援班、管財班、木更津警察署、道路管理者</td></tr><tr><td>3 緊急輸送</td><td>土木班</td></tr><tr><td>4 緊急輸送の実施</td><td>本部班、管財班、教育総務班</td></tr><tr><td>5 在港船舶対策計画</td><td>港湾管理者</td></tr></table> 1 （略） 2 交通対策計画 （1） （略） （2）交通規制 ア 道路管理者等の通行禁止又は制限 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、道路法第 46 条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。 なお、放置車両、立ち往生車両等の発生により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する等の措置をとる。また、運転者等が不在の場合等にあつては、道路管理者自ら車両等の移動を行い通行の確保を行う。この場合、やむ	1 災害警備計画		木更津警察署、木更津海上保安署	2 交通対策計画	管理用地班、市民活動支援班、管財班、木更津警察署、道路管理者	3 緊急輸送	土木班	4 緊急輸送の実施	本部班、管財班、教育総務班	5 在港船舶対策計画	港湾管理者	<table><tr><td>1 災害警備計画</td><td>木更津警察署、木更津海上保安署</td></tr><tr><td>2 交通対策計画</td><td>管理用地班、市民活動支援班、管財班、木更津警察署、道路管理者</td></tr><tr><td>3 緊急輸送</td><td>土木班</td></tr><tr><td>4 緊急輸送の実施</td><td>本部班、管財班、教育総務班、スポーツ振興班</td></tr><tr><td>5 在港船舶対策計画</td><td>港湾管理者</td></tr></table> 1 （略） 2 交通対策計画 （1） （略） （2）交通規制 ア 道路管理者等の通行禁止又は制限 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、道路法第 46 条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。 なお、放置車両、立ち往生車両等の発生により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する等の措置をとる。また、運転者等が不在の場合等にあつては、道路管理者自ら車両等の移動を行い通行の確保を行う。この場合、やむ	1 災害警備計画	木更津警察署、木更津海上保安署	2 交通対策計画	管理用地班、市民活動支援班、管財班、木更津警察署、道路管理者	3 緊急輸送	土木班	4 緊急輸送の実施	本部班、管財班、教育総務班、 スポーツ振興班	5 在港船舶対策計画
1 災害警備計画	木更津警察署、木更津海上保安署																				
2 交通対策計画	管理用地班、市民活動支援班、管財班、木更津警察署、道路管理者																				
3 緊急輸送	土木班																				
4 緊急輸送の実施	本部班、管財班、教育総務班																				
5 在港船舶対策計画	港湾管理者																				
1 災害警備計画	木更津警察署、木更津海上保安署																				
2 交通対策計画	管理用地班、市民活動支援班、管財班、木更津警察署、道路管理者																				
3 緊急輸送	土木班																				
4 緊急輸送の実施	本部班、管財班、教育総務班、 スポーツ振興班																				
5 在港船舶対策計画	港湾管理者																				

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
を得ない場合において、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。 イ 公安委員会の交通規制 （ア）公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 4 条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。 （イ）公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。 ウ 警察署長の交通規制 木更津警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。 エ 警察官の交通規制等 （ア）警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第 6 条又は第 75 条の 3 の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。 （イ）警察官は、通行禁止区域等（前記イ（イ）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第 76 条の 3） オ 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等 （ア）自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記（2）イの職務の執行について行うことができる。 （イ）自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。 カ 木更津海上保安署の海上交通規制 （ア）木更津港長（木更津海上保安署長）は、必要に応じ港内在泊船舶の避難勧告を行うほか、海上障害物が存在する場合、海上の状況に応じ巡視艇により海上の交通整理を実施し、必要ある場合は航行制限を実施する。 （イ） 航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生の都度、水路通報に	を得ない場合において、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。 イ 公安委員会の交通規制 （ア）公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 4 条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。 （イ）公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。 ウ 警察署長の交通規制 木更津警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。 エ 警察官の交通規制等 （ア）警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第 6 条又は第 75 条の 3 の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。 （イ）警察官は、通行禁止区域等（前記イ（イ）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第 76 条の 3） オ 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等 （ア）自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記（2）イの職務の執行について行うことができる。 （イ）自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。 カ 木更津海上保安署の海上交通規制 （ア）木更津港長（木更津海上保安署長）は、必要に応じ港内在泊船舶の避難勧告を行うほか、海上障害物が存在する場合、海上の状況に応じ巡視艇により海上の交通整理を実施し、必要ある場合は航行制限を実施する。 （イ）航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生の都度、航行警報、	海上保安署の照会結

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																																																																		
より周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとる<u>ものとする</u>。 （3）～（4）（略） 3（略） 4 緊急輸送の実施 （1）～（2）（略） （3）ヘリコプターによる輸送 ア ヘリコプターの要請 本部班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、<u>千葉県</u>を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。 イ 臨時ヘリポートの開設 教育総務班は、次の施設にヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、自衛隊とともに開設準備を行う。 また、安全確保として離発着場所の確保と立入制限のために職員を配置する。 <table><tr><th colspan="3">■臨時ヘリポートの開設予定場所</th></tr><tr><th>名 称</th><th>所在地</th><th>電 話</th></tr><tr><td>木更津第一中学校</td><td>中央 1-10-1</td><td>(22) 5321</td></tr><tr><td>木更津市営球場</td><td>清見台 1-6-7</td><td>(25) 1987</td></tr><tr><td>富来田中学校</td><td>真里谷 275</td><td>(53) 2020</td></tr><tr><td>岩根中学校</td><td>高柳 3-7-49</td><td>(41) 2096</td></tr><tr><td>金田中学校</td><td>中島 2820</td><td>(41) 0032</td></tr><tr><td>畑沢中学校</td><td>畑沢 1053-1</td><td>(36) 5021</td></tr><tr><td>東清小学校</td><td>菅生 114</td><td>(98) 0424</td></tr><tr><td>鎌足小学校</td><td>矢那 609</td><td>(52) 2004</td></tr><tr><td>桜井運動場</td><td>桜井新町 4-2</td><td>(23) 5319</td></tr></table> （4）海上輸送 本部班は、陸上の交通が途絶する等困難を極めるときは、県を通じて自衛隊に、また民間船舶、<u>漁業協同組合</u>に海上輸送を要請する。 5 在港船舶対策計画 <u>港湾管理者（県木更津港湾事務所）</u>は、災害時の木更津港における在港船舶の安全を確保するため、次の対策を実施する。	■臨時ヘリポートの開設予定場所			名 称	所在地	電 話	木更津第一中学校	中央 1-10-1	(22) 5321	木更津市営球場	清見台 1-6-7	(25) 1987	富来田中学校	真里谷 275	(53) 2020	岩根中学校	高柳 3-7-49	(41) 2096	金田中学校	中島 2820	(41) 0032	畑沢中学校	畑沢 1053-1	(36) 5021	東清小学校	菅生 114	(98) 0424	鎌足小学校	矢那 609	(52) 2004	桜井運動場	桜井新町 4-2	(23) 5319	水路通報及び<u>海の安全情報</u>により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとる。 （3）～（4）（略） 3（略） 4 緊急輸送の実施 （1）～（2）（略） （3）ヘリコプターによる輸送 ア ヘリコプターの要請 本部班は、災害による交通の途絶又は<u>傷病者の空輸等</u>緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じて<u>自衛隊等に対し</u>、ヘリコプターによる輸送を要請する。 イ 臨時ヘリポートの開設 教育総務班及び<u>スポーツ振興班</u>は、次の施設にヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、自衛隊等とともに開設準備を行う。 また、安全確保として離発着場所の確保と立入制限のために職員を配置する。 <table><tr><th colspan="3">■臨時ヘリポートの開設予定場所</th></tr><tr><th>名 称</th><th>所在地</th><th>電 話</th></tr><tr><td>木更津第一中学校</td><td>中央 1-10-1</td><td>(22) 5321</td></tr><tr><td>木更津市営野球場</td><td>清見台 1-6-7</td><td>(25) 1987</td></tr><tr><td>富来田中学校</td><td>真里谷 275</td><td>(53) 2020</td></tr><tr><td>岩根中学校</td><td>高柳 3-7-49</td><td>(41) 2096</td></tr><tr><td>金田中学校</td><td>中島 2820</td><td>(41) 0032</td></tr><tr><td>畑沢中学校</td><td>畑沢 1053-1</td><td>(36) 5021</td></tr><tr><td>東清小学校</td><td>菅生 114</td><td>(98) 0424</td></tr><tr><td>鎌足小学校</td><td>矢那 609</td><td>(52) 2004</td></tr><tr><td>桜井運動場</td><td>桜井新町 4-2</td><td>(23) 5319</td></tr></table> （4）海上輸送 本部班は、陸上の交通が途絶する等困難を極めるときは、県を通じて自衛隊、<u>海上保安庁に</u>、また、民間船舶、漁業協同組合に海上輸送を要請する。 また、災害時の海上輸送体制を強化するため、平時から関係機関等と機会を捉えて防災訓練を実施する等、密接な連携を図る。 5 在港船舶対策計画 災害時の木更津港における在港船舶の安全を確保するため、次の対策を実施する。	■臨時ヘリポートの開設予定場所			名 称	所在地	電 話	木更津第一中学校	中央 1-10-1	(22) 5321	木更津市営野球場	清見台 1-6-7	(25) 1987	富来田中学校	真里谷 275	(53) 2020	岩根中学校	高柳 3-7-49	(41) 2096	金田中学校	中島 2820	(41) 0032	畑沢中学校	畑沢 1053-1	(36) 5021	東清小学校	菅生 114	(98) 0424	鎌足小学校	矢那 609	(52) 2004	桜井運動場	桜井新町 4-2	(23) 5319	果を反映(追加) 表現の適正化 消防本部警防課の照会結果を反映（千葉県→県） スポーツ振興課の照会結果を反映（スポーツ振興班を追加） 名称の変更 令和元年房総半島台風における災害対応の教訓及び本市の地理的特性を踏まえた修正
■臨時ヘリポートの開設予定場所																																																																				
名 称	所在地	電 話																																																																		
木更津第一中学校	中央 1-10-1	(22) 5321																																																																		
木更津市営球場	清見台 1-6-7	(25) 1987																																																																		
富来田中学校	真里谷 275	(53) 2020																																																																		
岩根中学校	高柳 3-7-49	(41) 2096																																																																		
金田中学校	中島 2820	(41) 0032																																																																		
畑沢中学校	畑沢 1053-1	(36) 5021																																																																		
東清小学校	菅生 114	(98) 0424																																																																		
鎌足小学校	矢那 609	(52) 2004																																																																		
桜井運動場	桜井新町 4-2	(23) 5319																																																																		
■臨時ヘリポートの開設予定場所																																																																				
名 称	所在地	電 話																																																																		
木更津第一中学校	中央 1-10-1	(22) 5321																																																																		
木更津市営野球場	清見台 1-6-7	(25) 1987																																																																		
富来田中学校	真里谷 275	(53) 2020																																																																		
岩根中学校	高柳 3-7-49	(41) 2096																																																																		
金田中学校	中島 2820	(41) 0032																																																																		
畑沢中学校	畑沢 1053-1	(36) 5021																																																																		
東清小学校	菅生 114	(98) 0424																																																																		
鎌足小学校	矢那 609	(52) 2004																																																																		
桜井運動場	桜井新町 4-2	(23) 5319																																																																		

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（１）<u>一般対策</u> ① 気象通報組織を通じての予警報の周知徹底 ② <u>巡視船艇及び海上保安部署による情報周知、保船等の指導</u> ③ 関係機関との情報交換 ④ （新設） （２）<u>台風対策</u> 台風等が木更津港に来襲し、災害の発生が予想される場合、<u>港長は</u>「木更津港台風・津波等対策委員会」の審議を踏まえ、在港船舶等に対し必要な勧告を行う。 ② （新設） （３） （略）	（１）<u>港湾管理者（県木更津港湾事務所）</u> ① 気象通報組織を通じての予警報の周知徹底 ② 情報周知、保船等の指導 ③ 関係機関との情報交換 ④ 荒天時においても利用可能な避泊地を創出するため、防波堤及び船溜の整備を進めておくものとする。 （２）<u>港長（木更津海上保安署長）</u> ① 台風等が木更津港に来襲し、災害の発生が予想される場合、「木更津港台風・津波等対策委員会」の審議を踏まえ、在港船舶等に対し必要な勧告を行う。 ② <u>港則法により特定港としての船舶交通の安全及び港内の整頓を図る。</u> （３） （略）	海上保安署の照会結果を反映（港湾管理者と港長とが混同されているため）

第 8 節 救援物資供給活動

現行（令和元年度修正）	改正後	備考															
第 8 節 救援物資供給活動	第 8 節 救援物資供給活動	名称変更															
<table><tr><td>1 応急給水</td><td>水道部</td></tr><tr><td>2 食料・生活必需品等の供給</td><td>市民班</td></tr><tr><td>3 燃料の調達</td><td>管財班</td></tr><tr><td>4 救援物資の受け入れ・管理</td><td>市民班、社会福祉班、スポーツ振興班、保険年金班</td></tr></table>	1 応急給水		水道部	2 食料・生活必需品等の供給	市民班	3 燃料の調達	管財班	4 救援物資の受け入れ・管理	市民班、社会福祉班、スポーツ振興班、保険年金班	<table><tr><td>1 応急給水</td><td>かずさ水道広域連合企業団</td></tr><tr><td>2 食料・生活必需品等の供給</td><td>市民班</td></tr><tr><td>3 燃料の調達</td><td>管財班</td></tr><tr><td>4 救援物資の受け入れ・管理</td><td>市民班、社会福祉班、スポーツ振興班、保険年金班</td></tr></table>	1 応急給水	かずさ水道広域連合企業団	2 食料・生活必需品等の供給	市民班	3 燃料の調達	管財班	4 救援物資の受け入れ・管理
1 応急給水	水道部																
2 食料・生活必需品等の供給	市民班																
3 燃料の調達	管財班																
4 救援物資の受け入れ・管理	市民班、社会福祉班、スポーツ振興班、保険年金班																
1 応急給水	かずさ水道広域連合企業団																
2 食料・生活必需品等の供給	市民班																
3 燃料の調達	管財班																
4 救援物資の受け入れ・管理	市民班、社会福祉班、スポーツ振興班、保険年金班																
1 応急給水	1 応急給水	「水道部」削除、「かずさ水道広域連合企業団」追加 県計画及び「応急給水等に係る確認書」による															
（１）飲料水の確保	（１）飲料水の確保																
ア 飲料水の確保	ア 飲料水の確保																
水道部は、配水池、飲料水兼用耐震貯水槽により飲料水を確保する。 水道施設の接続により近接市の水道事業から受水が可能な場合、これにより供給する。 河川、井戸、水泳プール、防火用水等で、滅菌処理により飲用可能な場合は浄水機での処理による供給を検討し、必要に応じて活用する。	市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、配水池、飲料水兼用耐震貯水槽により飲料水を確保する。 水道施設の接続により近接市の水道事業から受水が可能な場合、これにより供給する。 河川、井戸、水泳プール、防火用水等で、滅菌処理により飲用可能な場合は浄水機での処理による供給を検討し、必要に応じて活用する。																
イ 水源の水質検査及び保全	イ 水源の水質検査及び保全																
水道部は、確保した水源の水が飲料水として適当か検査及び消毒等による水質保全に努める。	市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、確保した水源の水が飲料水として適当か検査及び消毒等による水質保全に努める。																
ウ 家庭内備蓄の活用	ウ 家庭内備蓄の活用																
地震発生当初は、病院、救護所等の重要施設への給水を行うため、住民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。	地震発生当初は、病院、救護所等の重要施設への給水を行うため、住民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。																

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																
（２）給水活動の準備 <u>水道部</u>は、次のように給水活動の準備を行う。 ■給水活動の準備 <table><tr><th>給水場所の設定</th><th>指定避難所等</th></tr><tr><td>給水計画作成</td><td>○ 給水ルート ○ 給水方法 ○ 給水量 ○ 人員配置 ○ 広報の内容・方法等 ○ 資機材の準備 ○ 水質検査</td></tr><tr><td>応援要請</td><td>自衛隊、他水道事業者、日本水道協会、管工事業協同組合</td></tr><tr><td>給水資機材の確保</td><td>給水車、ポリタンク、給水袋等（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請）</td></tr></table> （３）給水方法 <u>水道部</u>は、次のように給水活動を行う。 ア～ウ （略） （４）給水広報 <u>水道部</u>は、給水時刻、給水地点等の情報を情報政策班に伝達し、広報を<u>要請</u>する。 また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。 ２～４ （略）	給水場所の設定	指定避難所等	給水計画作成	○ 給水ルート ○ 給水方法 ○ 給水量 ○ 人員配置 ○ 広報の内容・方法等 ○ 資機材の準備 ○ 水質検査	応援要請	自衛隊、他水道事業者、日本水道協会、管工事業協同組合	給水資機材の確保	給水車、ポリタンク、給水袋等（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請）	（２）給水活動の準備 <u>市</u>は、<u>かずさ水道広域連合企業団と連携し</u>、次のように給水活動の準備を行う。 ■給水活動の準備 <table><tr><th>給水場所の設定</th><th>指定避難所等</th></tr><tr><td>給水計画作成</td><td>○ 給水ルート ○ 給水方法 ○ 給水量 ○ 人員配置 ○ 広報の内容・方法等 ○ 資機材の準備 ○ 水質検査</td></tr><tr><td>応援要請</td><td>自衛隊、<u>海上保安庁</u>、他水道事業者、日本水道協会、管工事業協同組合</td></tr><tr><td>給水資機材の確保</td><td>給水車、ポリタンク、給水袋等（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請）</td></tr></table> （３）給水方法 <u>市</u>は、<u>かずさ水道広域連合企業団と連携し</u>、次のように給水活動を行う。 ア～ウ （略） （４）給水広報 <u>市</u>は、<u>かずさ水道広域連合企業団と連携し</u>、給水時刻、給水地点等の情報を<u>シティプロモーション</u>班に伝達し、広報を要請する。 また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。 ２～４ （略）	給水場所の設定	指定避難所等	給水計画作成	○ 給水ルート ○ 給水方法 ○ 給水量 ○ 人員配置 ○ 広報の内容・方法等 ○ 資機材の準備 ○ 水質検査	応援要請	自衛隊、 <u>海上保安庁</u> 、他水道事業者、日本水道協会、管工事業協同組合	給水資機材の確保	給水車、ポリタンク、給水袋等（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請）	「水道部」削除、「かずさ水道広域連合企業団」追加 県計画及び「応急給水等に係る確認書」による <u>海上保安署の照会結果を反映（第 2 編での修正指示があったため、第 3 編でも同様に修正）</u> 「水道部」削除、「かずさ水道広域連合企業団」追加 県計画及び「応急給水等に係る確認書」による 班名変更
給水場所の設定	指定避難所等																	
給水計画作成	○ 給水ルート ○ 給水方法 ○ 給水量 ○ 人員配置 ○ 広報の内容・方法等 ○ 資機材の準備 ○ 水質検査																	
応援要請	自衛隊、他水道事業者、日本水道協会、管工事業協同組合																	
給水資機材の確保	給水車、ポリタンク、給水袋等（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請）																	
給水場所の設定	指定避難所等																	
給水計画作成	○ 給水ルート ○ 給水方法 ○ 給水量 ○ 人員配置 ○ 広報の内容・方法等 ○ 資機材の準備 ○ 水質検査																	
応援要請	自衛隊、 <u>海上保安庁</u> 、他水道事業者、日本水道協会、管工事業協同組合																	
給水資機材の確保	給水車、ポリタンク、給水袋等（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請）																	

第 9 節 広域応援の要請

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 9 節 広域応援の要請	第 9 節 広域応援の要請	応援職員派遣班の追加 名称の変更
1 自治体等への応援要請	本部班、職員班	
2 消防の広域応援要請	消防部	
3 上水道・下水道事業体の相互 応援	下水道推進班、 <u>水道部</u>	
4 労働力の確保	本部班、木更津公共職業安定所	
5 広域避難者の受入れ	本部班、市民班、住宅班	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																										
1 自治体等への応援要請 （1）県への応援要請 本部長(市長)は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。本部班は、これらの手続きを実施する。 ■県への応援要請手続き <table><tr><td>要 請 先</td><td colspan="2">県防災危機管理部危機管理課</td></tr><tr><td>連 絡 方 法</td><td colspan="2">文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）</td></tr><tr><td rowspan="5">応援の要求</td><td>① 災害の状況</td><td rowspan="5">災害対策基本法第 68 条</td></tr><tr><td>② 応援を必要とする理由</td></tr><tr><td>③ 応援を希望する物資等の品名、数量</td></tr><tr><td>④ 応援を必要とする場所・活動内容</td></tr><tr><td>⑤ その他必要な事項</td></tr></table> なお、千葉県では、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援を計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、罹災証明書の交付等の支援が本市に対して積極的に行われる可能性がある。 また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県が応急措置の全部又は一部を代行する計画である。 （2）～（5） （略） 3 上水道・下水道事業体の相互応援 （1）上水道 水道部は、災害時の給水等の応急措置を実施するために<u>必要があると認めるときは</u>、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、<u>他の水道事業体等に応援要請をする。</u> （2） 下水道 下水道推進班は、「<u>下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ</u>」に基づき、応急措置の支援を要請する。	要 請 先	県防災危機管理部危機管理課		連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）		応援の要求	① 災害の状況	災害対策基本法第 68 条	② 応援を必要とする理由	③ 応援を希望する物資等の品名、数量	④ 応援を必要とする場所・活動内容	⑤ その他必要な事項	1 自治体等への応援要請 （1）県への応援要請 本部長(市長)は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。本部班は、これらの手続きを実施する。 ■県への応援要請手続き <table><tr><td>要 請 先</td><td colspan="2">県防災危機管理部危機管理課</td></tr><tr><td>連 絡 方 法</td><td colspan="2">文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）</td></tr><tr><td rowspan="5">応援の要求</td><td>① 災害の状況</td><td rowspan="5">災害対策基本法第 68 条</td></tr><tr><td>② 応援を必要とする理由</td></tr><tr><td>③ 応援を希望する物資等の品名、数量</td></tr><tr><td>④ 応援を必要とする場所・活動内容</td></tr><tr><td>⑤ その他必要な事項</td></tr></table> なお、県では、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援を計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、罹災証明書の交付等の支援が本市に対して積極的に行われる可能性がある。 また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県が応急措置の全部又は一部を代行する計画である。 （2）～（5） （略） 3 上水道・下水道事業体の相互応援 （1）上水道 市は、<u>かずさ水道広域連合企業団と連携し</u>、災害時の給水等の応急措置を実施するため<u>他の事業体等の応援を求めようとするときは</u>、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、<u>県に必要な措置を要請する。</u> 県は水道事業体等の要請に基づいて応援の調整を行い、<u>他の事業体等に応援要請を行う。</u>また、<u>水道業者への応援要請の必要があるときは</u>、<u>かずさ水道広域連合企業団と各市管工事業協同組合が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」</u>に基づき、復旧活動の要請を行う。 なお、<u>管工事業協同組合でも対応できない場合は</u>、<u>一般社団法人千葉県上下水道インフラ整備協会と県が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」</u>等に基づき復旧活動の要請を行う。 （2） 下水道 下水道推進班は、「<u>下水道事業における災害時支援に関するルール</u>」に基づき<u>県に</u>、応急措置の支援を要請する。	要 請 先	県防災危機管理部危機管理課		連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）		応援の要求	① 災害の状況	災害対策基本法第 68 条	② 応援を必要とする理由	③ 応援を希望する物資等の品名、数量	④ 応援を必要とする場所・活動内容	⑤ その他必要な事項	消防本部警防課の照会結果を反映（千葉県→県） 「水道部」削除、「かずさ水道広域連合企業団」追加 県計画及び「応急給水等に係る確認書」による かずさ水道広域連合の照会結果を反映 下水道推進室の照会結果を反映
要 請 先	県防災危機管理部危機管理課																											
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）																											
応援の要求	① 災害の状況	災害対策基本法第 68 条																										
	② 応援を必要とする理由																											
	③ 応援を希望する物資等の品名、数量																											
	④ 応援を必要とする場所・活動内容																											
	⑤ その他必要な事項																											
要 請 先	県防災危機管理部危機管理課																											
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）																											
応援の要求	① 災害の状況	災害対策基本法第 68 条																										
	② 応援を必要とする理由																											
	③ 応援を希望する物資等の品名、数量																											
	④ 応援を必要とする場所・活動内容																											
	⑤ その他必要な事項																											

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
4 ～ 5（略）	4 ～ 5（略）	

第 10 節 自衛隊への災害派遣要請

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 1 0 節（略）	第 1 0 節（略）	

第 11 節 学校等における児童・生徒の安全対策

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																				
第 1 1 節 学校等における児童・生徒の安全対策	第 1 1 節 学校等における児童・生徒の安全対策	教育部の照会結果を 反映（施設班削除）																				
<table><tr><td>1 防災体制の確立</td><td>教育総務班、学校教育班、施設班、子育て支援班、各学校</td></tr><tr><td>2 応急教育</td><td>教育総務班、学校教育班、各学校</td></tr><tr><td>3 学用品の調達及び支給</td><td>学校教育班、各学校</td></tr><tr><td>4 応急保育</td><td>こども保育班</td></tr><tr><td>5 文化財の保護</td><td>生涯学習班</td></tr></table>	1 防災体制の確立		教育総務班、学校教育班、施設班、子育て支援班、各学校	2 応急教育	教育総務班、学校教育班、各学校	3 学用品の調達及び支給	学校教育班、各学校	4 応急保育	こども保育班	5 文化財の保護	生涯学習班	<table><tr><td>1 防災体制の確立</td><td>教育総務班、学校教育班、子育て支援班、各学校</td></tr><tr><td>2 応急教育</td><td>教育総務班、学校教育班、各学校</td></tr><tr><td>3 学用品の調達及び支給</td><td>学校教育班、各学校</td></tr><tr><td>4 応急保育</td><td>こども保育班</td></tr><tr><td>5 文化財の保護</td><td>生涯学習班</td></tr></table>	1 防災体制の確立	教育総務班、学校教育班、子育て支援班、各学校	2 応急教育	教育総務班、学校教育班、各学校	3 学用品の調達及び支給	学校教育班、各学校	4 応急保育	こども保育班	5 文化財の保護	生涯学習班
1 防災体制の確立	教育総務班、学校教育班、施設班、子育て支援班、各学校																					
2 応急教育	教育総務班、学校教育班、各学校																					
3 学用品の調達及び支給	学校教育班、各学校																					
4 応急保育	こども保育班																					
5 文化財の保護	生涯学習班																					
1 防災体制の確立	教育総務班、学校教育班、子育て支援班、各学校																					
2 応急教育	教育総務班、学校教育班、各学校																					
3 学用品の調達及び支給	学校教育班、各学校																					
4 応急保育	こども保育班																					
5 文化財の保護	生涯学習班																					

第 12 節 帰宅困難者等対策

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																				
第 1 2 節 帰宅困難者等対策 <table><tr><td>1 一斉帰宅抑制の呼びかけ</td><td>情報政策班</td></tr><tr><td>2 企業、学校など関係機関における施設内待機</td><td>関係機関等</td></tr><tr><td>3 大規模集客施設や駅等における利用者保護</td><td>施設管理者</td></tr><tr><td>4 帰宅困難者等への情報提供</td><td>情報政策班</td></tr><tr><td>5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導</td><td>情報政策班、施設管理者</td></tr></table> 1 ～ 3 （略） 4 帰宅困難者等への情報提供 市は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。 また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会において確立された情報連絡体制を活用していくとともに	1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	情報政策班	2 企業、学校など関係機関における施設内待機	関係機関等	3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	施設管理者	4 帰宅困難者等への情報提供	情報政策班	5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	情報政策班、施設管理者	第 1 2 節 帰宅困難者等対策 <table><tr><td>1 一斉帰宅抑制の呼びかけ</td><td>本部班、シティプロモーション班</td></tr><tr><td>2 企業、学校など関係機関における施設内待機</td><td>関係機関等</td></tr><tr><td>3 大規模集客施設や駅等における利用者保護</td><td>施設管理者</td></tr><tr><td>4 帰宅困難者等への情報提供</td><td>本部班、シティプロモーション班</td></tr><tr><td>5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導</td><td>本部班、施設管理者</td></tr></table> 1 ～ 3 （略） 4 帰宅困難者等への情報提供 市は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。 また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会において確立された情報連絡体制を活用していくとともに	1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	本部班、シティプロモーション班	2 企業、学校など関係機関における施設内待機	関係機関等	3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	施設管理者	4 帰宅困難者等への情報提供	本部班、シティプロモーション班	5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部班、施設管理者	本部班の追加 班名の変更 本部班の追加 班名の変更 班名の変更
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	情報政策班																					
2 企業、学校など関係機関における施設内待機	関係機関等																					
3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	施設管理者																					
4 帰宅困難者等への情報提供	情報政策班																					
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	情報政策班、施設管理者																					
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	本部班、シティプロモーション班																					
2 企業、学校など関係機関における施設内待機	関係機関等																					
3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	施設管理者																					
4 帰宅困難者等への情報提供	本部班、シティプロモーション班																					
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部班、施設管理者																					

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
に、周辺市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、ＳＮＳなどを活用した情報提供についても検討する。 5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 （１）一時滞在施設の開設 情報政策班は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。 また、市域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。 情報政策班は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。 （２）一時滞在施設への誘導 大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市または警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。 （３）一時滞在施設の運営 施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、情報政策班は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。	に、周辺市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、ＳＮＳなどを活用した情報提供についても検討する。 5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 （１）一時滞在施設の開設 本部班は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。 また、市域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。 本部班は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。 （２）一時滞在施設への誘導 大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市または警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。 （３）一時滞在施設の運営 施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、本部班は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。	県計画に基づく修正 班名の変更 班名の変更 班名の変更

第 13 節 保健衛生、防疫、廃棄物対策

現行（令和元年度修正）		改正後	備考	
第 1 3 節 保健衛生、防疫、廃棄物対策		第 1 3 節 保健衛生、防疫、廃棄物対策	名称変更	
1 保健活動	健康推進班、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会、県（君津健康福祉センター）	1 保健活動		健康推進班、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会、県（君津健康福祉センター）
2 飲料水の安全確保	水道部、県（君津健康福祉センター）	2 飲料水の安全確保		かずさ水道広域連合企業団、県（君津健康福祉センター）
3 防疫	健康推進班、環境管理班、県（君津健康福祉センター）	3 防疫		健康推進班、環境管理班、県（君津健康福祉センター）
4 遺体の搜索処理等	市民活動支援班、市民班、社会福祉班、環境管理班、消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会	4 遺体の搜索処理等		市民活動支援班、市民班、社会福祉班、環境管理班、消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会
5 動物対策	環境管理班、廃棄物対策班、農林水産班、県（君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター）、千葉県獣医師会	5 動物対策		環境管理班、廃棄物対策班、農林水産班、県（君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター）、千葉県獣医師会
6 清掃及び障害物の除去	廃棄物対策班、土木班、県（県土整備部）、木更津海上保安署、道路管理者、河川管理者	6 清掃及び障害物の除去		廃棄物対策班、土木班、県（県土整備部）、木更津海上保安署、道路管理者、河川管理者
7 環境汚染の防止	環境管理班	7 環境汚染の防止		環境管理班
1 （略）		1 （略）		

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
2 飲料水の安全確保 <u>水道部</u>は、君津健康福祉センターと連携し、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し安全を確保するとともに、被災者に広報及び指導を行う。 3 ～ 4 （略） 5 動物対策 （1） ～ （2） （略） （3） ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。 <u>避難所内へは、原則としてペットの持ち込みを禁止することとする。</u>避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。 環境管理班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、君津健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。 6 清掃及び障害物の除去 （1） 災害廃棄物処理計画等の策定と組織体制の整備 廃棄物対策班は、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置くとともに、被害状況の把握、県、他の市町村、関係団体との連携、また、必要に応じて広域処理を行うなど、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。 なお、「災害廃棄物対策指針（環境省）」、「千葉県災害廃棄物処理計画」及び「<u>千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン</u>」に基づく「<u>木更津市震災廃棄物処理計画</u>」及び「<u>災害廃棄物処理マニュアル</u>」を事前に策定し、迅速かつ適正な処理体制を確立しておく<u>よう努める。</u> （2） ～ （5） （略） （新設） 7 （略）	2 飲料水の安全確保 市は、かずさ水道広域連合企業団及び君津健康福祉センターと連携し、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し安全を確保するとともに、被災者に広報及び指導を行う。 3 ～ 4 （略） 5 動物対策 （1） ～ （2） （略） （3） ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。また、避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。 市は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。 環境管理班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、君津健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。 6 清掃及び障害物の除去 （1） 災害廃棄物処理計画等の策定と組織体制の整備 廃棄物対策班は、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置くとともに、被害状況の把握、県、他の市町村、関係団体との連携、また、必要に応じて広域処理を行うなど、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。 なお、「災害廃棄物対策指針（環境省）」、「千葉県災害廃棄物処理計画」及び市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）に基づき、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。 （2） ～ （5） （略） （6） 災害廃棄物に関する啓発・広報 住民やN P O ・ ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。 7 （略）	「水道部」削除、「かずさ水道広域連合企業団」追加 県計画及び「応急給水等に係る確認書」による 全国的な趨勢を踏まえた文言の削除 県計画に基づく修正 県計画に基づく修正 県計画に基づく修正

第 14 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

現行（令和元年度修正）	改正後	備考												
第 1 4 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	第 1 4 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	班名の変更												
<table><tr><td>1 応急仮設住宅の提供等</td><td>営繕班、住宅班</td></tr><tr><td>2 被災宅地の危険度判定</td><td>都市政策班</td></tr><tr><td>3 り災証明の交付</td><td>市民税班、資産税班、収税対策班、消防部</td></tr></table>	1 応急仮設住宅の提供等		営繕班、住宅班	2 被災宅地の危険度判定	都市政策班	3 り災証明の交付	市民税班、資産税班、収税対策班、消防部	<table><tr><td>1 応急仮設住宅の提供等</td><td>資産管理班、住宅班</td></tr><tr><td>2 被災宅地の危険度判定</td><td>都市政策班</td></tr><tr><td>3 り災証明の交付</td><td>市民税班、資産税班、収税対策班、消防部</td></tr></table>	1 応急仮設住宅の提供等	資産管理班、住宅班	2 被災宅地の危険度判定	都市政策班	3 り災証明の交付	市民税班、資産税班、収税対策班、消防部
1 応急仮設住宅の提供等	営繕班、住宅班													
2 被災宅地の危険度判定	都市政策班													
3 り災証明の交付	市民税班、資産税班、収税対策班、消防部													
1 応急仮設住宅の提供等	資産管理班、住宅班													
2 被災宅地の危険度判定	都市政策班													
3 り災証明の交付	市民税班、資産税班、収税対策班、消防部													
1 応急仮設住宅の提供等	1 応急仮設住宅の提供等	班名の変更												
（1）被災住宅の応急修理	（1）被災住宅の応急修理													
営繕班は、災害救助法に基づき災害のため住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。	資産管理班は、災害救助法に基づき災害のため住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。													
修理の申込みは、相談窓口で受付を行い、必要性を調査した上で建設事業者との請負契約により実施する。	修理の申込みは、相談窓口で受付を行い、必要性を調査した上で建設事業者との請負契約により実施する。	班名の変更												
市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。	市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。													
（2）住居障害物の除去	（2）住居障害物の除去													
営繕班は、災害救助法に基づき、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り、応急的に障害物を除去する。	資産管理班は、災害救助法に基づき、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り、応急的に障害物を除去する。	班名の変更												
市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。	市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。													
■住宅関係の障害物除去の対象者	■住宅関係の障害物除去の対象者													
<table><tr><td>① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者</td></tr><tr><td>② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者</td></tr><tr><td>③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者</td></tr></table>	① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者	② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者	③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者	<table><tr><td>① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者</td></tr><tr><td>② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者</td></tr><tr><td>③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者</td></tr></table>	① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者	② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者	③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者	班名の変更						
① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者														
② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者														
③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者														
① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者														
② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者														
③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者														
除去は、建設事業者等に要請する。他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。	除去は、建設事業者等に要請する。他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。													
（3）応急仮設住宅の供給	（3）応急仮設住宅の供給													
ア 需要の把握	ア 需要の把握	班名の変更												
営繕班は、災害後に資産税班、収税対策班が行なった被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。住宅班は、住民相談窓口又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、り災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。	資産管理班は、災害後に資産税班、収税対策班が行なった被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。住宅班は、住民相談窓口又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、り災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。													
なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。	なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。													
■応急仮設住宅の入居対象者	■応急仮設住宅の入居対象者													
<table><tr><td>次のすべての条件に該当する者</td></tr><tr><td>① 住家が全焼、全壊又は流失した者</td></tr><tr><td>② 居住する住家がない者</td></tr></table>	次のすべての条件に該当する者	① 住家が全焼、全壊又は流失した者	② 居住する住家がない者	<table><tr><td>次のすべての条件に該当する者</td></tr><tr><td>① 住家が全焼、全壊又は流失した者</td></tr><tr><td>② 居住する住家がない者</td></tr></table>	次のすべての条件に該当する者	① 住家が全焼、全壊又は流失した者	② 居住する住家がない者							
次のすべての条件に該当する者														
① 住家が全焼、全壊又は流失した者														
② 居住する住家がない者														
次のすべての条件に該当する者														
① 住家が全焼、全壊又は流失した者														
② 居住する住家がない者														

現行（令和元年度修正）		改正後		備考
③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者 ○生活保護法の被保護者及び要保護者 ○特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等 ○上記に準ずる者 イ 用地確保 営繕班は、<u>応急仮設住宅の用地として公共用地（建設候補地は資料編参照）を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。</u> ①（新設） A （新設） ウ 建設 災害救助法が適用されない場合、<u>営繕</u>班は「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき仮設住宅を建設する。 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。 また、応急仮設住宅として、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。 エ 入居 住宅班は、福祉部と連携し、避難行動要支援者を考慮して、住宅の困窮度に応じた入居の取扱いを行う。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とし、その間、住宅班は、応急仮設住宅の管理を行う。 ② （新設） （4） <u>空き室のあっせん</u> 住宅班は、公営住宅、民間賃貸住宅の空き家の情報を収集し、被災者に<u>あっせん</u>する。 <u>公営住宅</u>に関しては、<u>公営住宅</u>の入居者資格を有する被災者を優先的に入居できる措置を講じる。 2 ～ 3 （略）		③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者 ○生活保護法の被保護者及び要保護者 ○特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等 ○上記に準ずる者 イ 応急仮設住宅の方法の選択 応急仮設住宅の方法として①建設型②借上げ型が考えられるので、災害の程度によって方法の併用又は選択を行う。 ① 建設型応急仮設住宅 A 用地確保 資産管理班は、<u>応急仮設住宅の用地として公共用地（建設候補地は資料編参照）を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。</u> B 建設 災害救助法が適用されない場合、資産管理班は「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき仮設住宅を建設する。 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。 また、応急仮設住宅として、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。 C 入居 住宅班は、福祉部と連携し、避難行動要支援者を考慮して、住宅の困窮度に応じた入居の取扱いを行う。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とし、その間、住宅班は、 応急仮設住宅の管理を行う。 ② 借上げ型応急仮設住宅 住宅班は、<u>応急仮設住宅として民間賃貸住宅の空き家を活用する場合は、①に準じて入居の取り扱い、管理を行う。</u> （4） その他の住宅提供等 住宅班は、公営住宅、民間賃貸住宅の空き家の情報を収集し、被災者に提供する。 市営住宅に関しては、市営住宅の入居者資格を有する被災者を優先的に入居できる措置を講じる。 市営住宅のうち行政財産目的外使用許可により提供できる住戸の入居の取り扱い、管理を行う。 2 ～ 3 （略）	住宅課の照会結果を反映 <	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																																												
第 1 5 節 ライフライン関連施設等の応急復旧	第 1 5 節 ライフライン関連施設等の応急復旧	名称変更																																												
<table><tr><td>1 水道施設</td><td>水道部</td></tr><tr><td>2 下水道施設</td><td>下水道推進班</td></tr><tr><td>3 電力施設</td><td>東京電力パワーグリッド(株)</td></tr><tr><td>4 ガス施設</td><td>東京ガス(株)</td></tr><tr><td>5 通信施設</td><td>東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)</td></tr><tr><td>6 郵便</td><td>日本郵便(株)</td></tr><tr><td>7 放送機関</td><td>日本放送協会</td></tr><tr><td>8 道路・橋梁</td><td>管理用地班、土木班、道路管理者</td></tr><tr><td>9 鉄道</td><td>東日本旅客鉄道（株）</td></tr><tr><td>10 交通施設</td><td>日東交通(株)、小湊鉄道(株)</td></tr><tr><td>11 その他公共施設</td><td>施設管理者</td></tr></table>	1 水道施設		水道部	2 下水道施設	下水道推進班	3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)	4 ガス施設	東京ガス(株)	5 通信施設	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)	6 郵便	日本郵便(株)	7 放送機関	日本放送協会	8 道路・橋梁	管理用地班、土木班、道路管理者	9 鉄道	東日本旅客鉄道（株）	10 交通施設	日東交通(株)、小湊鉄道(株)	11 その他公共施設	施設管理者	<table><tr><td>1 水道施設</td><td>かずさ水道広域連合企業団</td></tr><tr><td>2 下水道施設</td><td>下水道推進班</td></tr><tr><td>3 電力施設</td><td>東京電力パワーグリッド(株)</td></tr><tr><td>4 ガス施設</td><td>東京ガス(株)</td></tr><tr><td>5 通信施設</td><td>東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)</td></tr><tr><td>6 郵便</td><td>日本郵便(株)</td></tr><tr><td>7 放送機関</td><td>日本放送協会</td></tr><tr><td>8 道路・橋梁</td><td>管理用地班、土木班、道路管理者</td></tr><tr><td>9 鉄道</td><td>東日本旅客鉄道（株）</td></tr><tr><td>10 交通施設</td><td>日東交通(株)、小湊鉄道(株)</td></tr><tr><td>11 その他公共施設</td><td>施設管理者</td></tr></table>	1 水道施設	かずさ水道広域連合企業団	2 下水道施設	下水道推進班	3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)	4 ガス施設	東京ガス(株)	5 通信施設	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)	6 郵便	日本郵便(株)	7 放送機関	日本放送協会	8 道路・橋梁	管理用地班、土木班、道路管理者	9 鉄道	東日本旅客鉄道（株）	10 交通施設	日東交通(株)、小湊鉄道(株)	11 その他公共施設	施設管理者
1 水道施設	水道部																																													
2 下水道施設	下水道推進班																																													
3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)																																													
4 ガス施設	東京ガス(株)																																													
5 通信施設	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)																																													
6 郵便	日本郵便(株)																																													
7 放送機関	日本放送協会																																													
8 道路・橋梁	管理用地班、土木班、道路管理者																																													
9 鉄道	東日本旅客鉄道（株）																																													
10 交通施設	日東交通(株)、小湊鉄道(株)																																													
11 その他公共施設	施設管理者																																													
1 水道施設	かずさ水道広域連合企業団																																													
2 下水道施設	下水道推進班																																													
3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)																																													
4 ガス施設	東京ガス(株)																																													
5 通信施設	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)																																													
6 郵便	日本郵便(株)																																													
7 放送機関	日本放送協会																																													
8 道路・橋梁	管理用地班、土木班、道路管理者																																													
9 鉄道	東日本旅客鉄道（株）																																													
10 交通施設	日東交通(株)、小湊鉄道(株)																																													
11 その他公共施設	施設管理者																																													
1 水道施設	1 水道施設	「水道部」削除、「かずさ水道広域連合企業団」追加 県計画及び「応急給水等に係る確認書」による																																												
水道部は、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。 なお、市では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業体等の応援を得て復旧を行う。 応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、次の優先順位で復旧を行う。 ① 取水、導水、浄水、配水施設の復旧 ② 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路	市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。 なお、市及びかずさ水道広域連合企業団では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業体等の応援を得て復旧を行う。 応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、次の優先順位で復旧を行う。 ① 取水、導水、浄水、配水施設の復旧 ② 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路																																													
2 下水道施設	2 下水道施設																																													
下水道推進班は、被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。 また、復旧については、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して作業にあたる。 このほか、 <u>応急対策活動が円滑に遂行できるように、下水道業務継続計画の策定等に努める。</u>	下水道推進班は、被害が発生した場合は「下水道業務継続計画」により、必要な要員を動員して応急活動体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。 また、復旧については、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して作業にあたる。																																													
3 電力施設	3 電力施設																																													
東京電力パワーグリッド株式会社は、「非常災害対策マニュアル」に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害を早期に復旧する。 また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。 なお、市は、情報収集で得た航空写真・画像等について、電力施設の被害状況の早期把握のため、東京電力パワーグリッド株式会社の要望に応じて、情報提供に努める。	東京電力パワーグリッド株式会社は、「防災業務計画」に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害を早期に復旧する。 また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。 なお、市は、情報収集で得た航空写真・画像等について、電力施設の被害状況の早期把握のため、東京電力パワーグリッド株式会社の要望に応じて、情報提供に努める。 また、市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において迅速な電力復																																													

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
■電気に関する広報事項 ① 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと ② 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと ③ 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること ④ 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること ⑤ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと 使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること 4 （略） 5 通信施設 電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話株式会社等の通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。 また、震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。 なお、市は、情報収集で得た航空写真・画像等について、通信施設の被害状況の早期把握のため、東日本電信電話株式会社等の要望に応じて、情報提供に努める。 ■電話に関する広報事項 ① 通信途絶、利用制限の理由と内容 ② 災害復旧措置と復旧見込時期 ③ 通信利用者に協力を要請する事項 ④ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始 ⑤ 災害用伝言板「web171」の提供開始 6 ～ 8 （略）	旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下 3 つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。 ① 「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」 ※停電復旧に係る作業に支障となる障害物及び復旧作業に係る道路上の障害物の除去等ならびに予防措置（予防伐採）に関して規定 ② 「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」 ※それぞれが持つ情報の共有を図ることを規定 ③ 「災害時における電源車の配備に関する覚書」 ※長時間の停電が発生し、又は発生の恐れがある場合の電源車配備について規定 ■電気に関する広報事項 ① 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと ② 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと ③ 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること ④ 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること ⑤ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと 使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること 4 （略） 5 通信施設 電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話株式会社等の通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。 また、震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。 なお、市は、情報収集で得た航空写真・画像等について、通信施設の被害状況の早期把握のため、東日本電信電話株式会社等の要望に応じて、情報提供に努めるとともに、通信事業者との連携による通信障害発生時の被害状況の把握、被災者への情報提供の体制整備を図る。 ■電話に関する広報事項 ① 通信途絶、利用制限の理由と内容 ② 災害復旧措置と復旧見込時期 ③ 通信利用者に協力を要請する事項 ④ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始 ⑤ 災害用伝言板「web171」の提供開始 6 ～ 8 （略）	東京電力の照会結果を反映（防災協定締結内容に基づき修正） 令和元年房総半島台風時の教訓に基づく修正

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
9 鉄道 （１）（略） （２）乗客の避難誘導 ア 駅における避難誘導 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から市指定避難場所への避難勧告があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難場所へ避難するよう案内する。 イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に婦女子に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。 また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、市（<u>情報政策班</u>）に報告する。 10 交通施設 日東交通株式会社、小湊鉄道株式会社等は、災害が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。 旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所へ誘導する。 また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、市（<u>情報政策班</u>）に報告する。 11（略）	9 鉄道 （１）（略） （２）乗客の避難誘導 ア 駅における避難誘導 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から市指定避難場所への避難勧告があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難場所へ避難するよう案内する。 イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に婦女子に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。 また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、市（<u>本部班</u>）に報告する。 10 交通施設 日東交通株式会社、小湊鉄道株式会社等は、災害が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。 旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所へ誘導する。 また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、市（<u>本部班</u>）に報告する。 11（略）	班名の変更 班名の変更

第 16 節 ボランティアの協力

現行（令和元年度修正）	改正後	備考								
第 1 6 節 ボランティアの協力 （略） 1 ボランティアの活動分野 災害時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、職能によって専門分野と一般分野に大別し、それぞれ次のような分野を担当するものとする。 ■ ボランティアの活動 <table><tr><td>専門ボランティア</td><td>一般ボランティア</td></tr><tr><td>① 救護所等での医療、救護</td><td>① 避難所の運営補助</td></tr></table>	専門ボランティア	一般ボランティア	① 救護所等での医療、救護	① 避難所の運営補助	第 1 6 節 ボランティアの協力 （略） 1 ボランティアの活動分野 災害時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、職能によって専門分野と一般分野に大別し、それぞれ次のような分野を担当するものとする。 ■ ボランティアの活動 <table><tr><td>専門ボランティア</td><td>一般ボランティア</td></tr><tr><td>① 救護所等での医療、救護</td><td>① 避難所の運営補助</td></tr></table>	専門ボランティア	一般ボランティア	① 救護所等での医療、救護	① 避難所の運営補助	
専門ボランティア	一般ボランティア									
① 救護所等での医療、救護	① 避難所の運営補助									
専門ボランティア	一般ボランティア									
① 救護所等での医療、救護	① 避難所の運営補助									

現行（令和元年度修正）			改正後			備考
② 被災建築物の応急危険度判定	② 炊出しや食料、飲料水などの受入・配給	県計画に基づく修正	② 被災宅地の危険度判定	② 炊出しや食料、飲料水などの受入・配給	県計画に基づく修正	県計画に基づく修正
③ 被災宅地の危険度判定	③ 救援物資や義援品の仕分け		③ 外国語の通訳	③ 救援物資や義援品の仕分け		
④ 外国語の通訳	④ 避難行動要支援者の支援	県計画に基づく修正	④ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報	④ 避難行動要支援者の支援	県計画に基づく修正	県計画に基づく修正
	⑤ 清掃		⑤ 被災者への心理治療	⑤ 清掃		
⑤ 被災者への心理治療	⑥ その他被災地における軽作業など	県計画に基づく修正	⑥ 避難行動要支援者の看護	⑥ その他被災地における軽作業など	県計画に基づく修正	県計画に基づく修正
⑥ 避難行動要支援者の看護			⑦ その他の専門的知識、技能を要する活動等			
⑦ その他の専門的知識、技能を要する活動等						
2 ～ 3 （略）			2 ～ 3 （略）			
4 災害時におけるボランティアの登録、派遣			4 災害時におけるボランティアの登録、派遣			
災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県及び関係機関と十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。			災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県及び関係機関と十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。			
(1) 県担当部局による登録			(1) 県担当部局による登録			
専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。			専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。			
社会福祉班は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣人員等を県に要請し、支援を受ける。			社会福祉班は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣人員等を県に要請し、支援を受ける。			
活動分野	個人・団体	県受付窓口	活動分野	個人・団体	県受付窓口	県計画に基づく修正
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課	医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課	
被災建築物応急危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士	県土整備部建築指導課	被災建築物応急危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士	県土整備部建築指導課	県計画に基づく修正
被災宅地危険度判定※	被災宅地危険度判定士	県土整備部都市計画課	被災宅地危険度判定※	被災宅地危険度判定士	県土整備部都市計画課	
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課	高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課	県計画に基づく修正
障がい者支援	支援団体	健康福祉部障がい福祉課	障がい者支援	支援団体	健康福祉部障がい者福祉推進課	
外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳、災害時外国人サポーター	総合企画部国際課	外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳、災害時外国人サポーター	総合企画部国際課	県計画に基づく修正
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部消防課	通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部消防課	
※平時に登録を行っている。			※平時に登録を行っている。			
(2) ～ (5) （略）			(2) ～ (5) （略）			
5 （略）			5 （略）			

第4章 災害復旧計画

第1節 防災意識の向上

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第４章 災害復旧計画 第１節 被災者生活安定のための措置 （略）	第４章 災害復旧計画 第１節 被災者生活安定のための措置 （略）	

第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																												
第２節　ライフライン関連施設等の復旧計画 <table><tr><td>１　水道施設</td><td>水道部</td></tr><tr><td>２　下水道施設</td><td>下水道推進班</td></tr><tr><td>３　電気施設</td><td>東京電力パワーグリッド(株)</td></tr><tr><td>４　ガス施設</td><td>東京ガス(株)</td></tr><tr><td>５　通信施設</td><td>東日本電信電話(株)</td></tr><tr><td>６　農林・水産業施設</td><td>施設管理者</td></tr><tr><td>７　公共土木施設</td><td>施設管理者</td></tr></table> １～２　（略） ３　電気施設 原則として復旧の順位は、<u>人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、市民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、被災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。</u> （１）<u>送電設備</u> ア <u>送電線路の復旧順位は次のとおりである。</u> イ <u>全回線送電不能の主要線路</u> イ <u>〃</u> <u>のその他の線路</u> ウ <u>一部回線送電不能の重要線路</u> エ <u>〃</u> <u>のその他の線路</u> （２）<u>変電設備</u> ア <u>主要幹線の復旧に関する送電用変電所</u> イ <u>都市部に送電する系統の送電用変電所</u> ウ <u>重要施設に供給する配電用変電所</u> （３）<u>通信設備</u> ア <u>給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線</u> イ <u>保守用回線</u>	１　水道施設	水道部	２　下水道施設	下水道推進班	３　電気施設	東京電力パワーグリッド(株)	４　ガス施設	東京ガス(株)	５　通信施設	東日本電信電話(株)	６　農林・水産業施設	施設管理者	７　公共土木施設	施設管理者	第２節　ライフライン関連施設等の復旧計画 <table><tr><td>１　水道施設</td><td>かずさ水道広域連合企業団</td></tr><tr><td>２　下水道施設</td><td>下水道推進班</td></tr><tr><td>３　電気施設</td><td>東京電力パワーグリッド(株)</td></tr><tr><td>４　ガス施設</td><td>東京ガス(株)</td></tr><tr><td>５　通信施設</td><td>東日本電信電話(株)</td></tr><tr><td>６　農林・水産業施設</td><td>施設管理者</td></tr><tr><td>７　公共土木施設</td><td>施設管理者</td></tr></table> １～２　（略） ３　電気施設 復旧計画については災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」の以下重要施設の優先復旧について十分に配慮し復旧を行う。 ただし、重要施設の優先復旧が困難な場合は、市と東京電力パワーグリッド株式会社の双方で調整を図る。 （重要施設） ・ 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等 ・ 指定避難所として開設されている施設 ・ 災害対応の中核機能となる市の災害対策本部が存在する施設 ・ 上下水道施設などライフライン施設	１　水道施設	かずさ水道広域連合企業団	２　下水道施設	下水道推進班	３　電気施設	東京電力パワーグリッド(株)	４　ガス施設	東京ガス(株)	５　通信施設	東日本電信電話(株)	６　農林・水産業施設	施設管理者	７　公共土木施設	施設管理者	名称変更 東京電力の照会結果を反映（防災協定締結内容に基づき修正）
１　水道施設	水道部																													
２　下水道施設	下水道推進班																													
３　電気施設	東京電力パワーグリッド(株)																													
４　ガス施設	東京ガス(株)																													
５　通信施設	東日本電信電話(株)																													
６　農林・水産業施設	施設管理者																													
７　公共土木施設	施設管理者																													
１　水道施設	かずさ水道広域連合企業団																													
２　下水道施設	下水道推進班																													
３　電気施設	東京電力パワーグリッド(株)																													
４　ガス施設	東京ガス(株)																													
５　通信施設	東日本電信電話(株)																													
６　農林・水産業施設	施設管理者																													
７　公共土木施設	施設管理者																													

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
ウ <u>業務用回線</u> （４） <u>配電設備</u> ア <u>病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線</u> イ <u>その他の回線</u> ４ ～ ７ （略）	 ４ ～ ７ （略）	

第 3 節 激甚災害の指定

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 3 節 激甚災害の指定 （略）	第 3 節 激甚災害の指定 （略）	

第 4 節 災害復興

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 4 節 災害復興 （略） １ ～ ２ （略） ３ 想定される復興準備計画 復興計画を実効ある内容とし、住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要である。これらの調査は相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。 （１）くらしの復興 被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。 また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やP T S D等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。 （２） ～ （４） （略） ４ （略）	第 4 節 災害復興 （略） １ ～ ２ （略） ３ 想定される復興準備計画 復興計画を実効ある内容とし、住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要である。これらの調査は相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。 （１）くらしの復興 被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。 また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やP T S D（心的外傷後ストレス障害（PostTraumatic Stress Disorder））等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。 （２） ～ （４） （略） ４ （略）	県計画に基づく修正

木更津市地域防災計画【第 4 編】新旧対照表

放射性物質事故編

第 1 章 基本方針

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 1 章 基本方針 本市には、「原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所が所在する。 また、「原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定）」（以下、「対策指針」という。）上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。 さらに、核原料物質、核燃料物質若しくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素若しくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項となっており、本市及び県は、核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。 しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、県内では水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及び、局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。さらに、県内でも柏市などで局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。 これらを受け、木更津市地域防災計画に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定めるものとする。 なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては別途千葉県が定めた「放射性物質事故対応マニュアル」によるものとする。 放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もそれらの動向を踏まえ、本計画を修正するものとする。 ※ 核原料物質：原子力基本法（昭和 30 年 12 月 19 日法律第 186 号）第 3 条第 3 号 に規定する核原料物質をいう。 ※ 核燃料物質：原子力基本法第 3 条第 2 号 に規定する核燃料物質をいう。 ※ 放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素をいう。 ※ 原子力事業所：原災法第 2 条第 4 号に規定する工場又は事業所をいう。 ※ 核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 52 条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。 ※ 核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 条の 8 の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。	第 1 章 基本方針 本市には、「原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所が所在する。 また、「原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定）」（以下、「対策指針」という。）上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。 さらに、核原料物質、核燃料物質若しくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素若しくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項となっており、本市及び県は、核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。 しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、県内では水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及び、局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。さらに、県内でも柏市などで局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。 これらを受け、木更津市地域防災計画に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定めるものとする。 なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては別途千葉県が定めた「放射性物質事故対応マニュアル」によるものとする。 放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もそれらの動向を踏まえ、本計画を修正するものとする。 ※ 核原料物質：原子力基本法（昭和 30 年 12 月 19 日法律第 186 号）第 3 条第 3 号 に規定する核原料物質をいう。 ※ 核燃料物質：原子力基本法第 3 条第 2 号 に規定する核燃料物質をいう。 ※ 放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素をいう。 ※ 原子力事業所：原災法第 2 条第 4 号に規定する工場又は事業所をいう。 ※ 核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 52 条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。 ※ 核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 条の 8 の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。	県計画に基づく修正

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 4 章 放射性物質事故応急対策 1（略） 2 事業者による応急対策活動の実施 （1）（略） （2）放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動 原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者 に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行うものとする。 3 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施 市は、国や県の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握するものとする。 【緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目】 （1）大気汚染調査 （2）水質調査 （3）土壌調査 （4）農林水産物への影響調査 （5）食物の流通状況調査 （6）工業製品調査 （7）廃棄物調査 また、市は、状況に応じて公共施設等の空間放射線量、水道水、下水道処理汚泥及び廃棄物焼却灰等の放射性物質濃度を測定し、その結果をホームページ等で公表する。 4（略）	第 4 章 放射性物質事故応急対策 1（略） 2 事業者による応急対策活動の実施 （1）（略） （2）放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動 原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者 に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行うものとする。 3 緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施 市は、国や県の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握するものとする。 【緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施項目】 （1）大気汚染調査 （2）水質調査 （3）土壌調査 （4）農林水産物への影響調査 （5）食物の流通状況調査 （6）工業製品調査 （7）廃棄物調査 また、市は、状況に応じて公共施設等の空間放射線量、水道水、下水道処理汚泥及び廃棄物焼却灰等の放射性物質濃度を測定し、その結果をホームページ等で公表する。 4（略）	県計画に基づく修正 県計画に基づき修正 県計画に基づき修正

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																				
5 避難等の防護対策 県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表 3 O I L（Operational Intervention Level）と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、市に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請するものとする。 市長は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、市民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。 6 広報相談活動 企画班及び情報政策班は、放射性物質事故が発生した場合、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ住民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。 （１）～（２） （略） 7 飲料水及び飲食物の摂取制限等 水道部及び農林水産班は県と連携し、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。 また、制限の解除に当たっては、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。 ■食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準 <table><tr><td>対象</td><td>放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）</td></tr><tr><td>飲料水</td><td>10 ベクレル/キログラム</td></tr><tr><td>牛乳</td><td>50 ベクレル/キログラム</td></tr><tr><td>乳児用食品</td><td>50 ベクレル/キログラム</td></tr><tr><td>一般食品</td><td>100 ベクレル/キログラム</td></tr></table> 8 ～ 1 0 （略） 1 1 風評被害対策 企画班及び情報政策班は、国、県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。	対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）	飲料水	10 ベクレル/キログラム	牛乳	50 ベクレル/キログラム	乳児用食品	50 ベクレル/キログラム	一般食品	100 ベクレル/キログラム	5 避難等の防護対策 県は、緊急時における環境放射線モニタリング等活動の結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表 3 O I L（Operational Intervention Level）と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、市に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請するものとする。 市長は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、市民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。 6 広報相談活動 シティプロモーション班は、放射性物質事故が発生した場合、環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ住民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。 （１）～（２） （略） 7 飲料水及び飲食物の摂取制限等 農林水産班及びかずさ水道広域連合企業団は県と連携し、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。 また、制限の解除に当たっては、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。 ■食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準 <table><tr><td>対象</td><td>放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）</td></tr><tr><td>飲料水</td><td>10 ベクレル/キログラム</td></tr><tr><td>牛乳</td><td>50 ベクレル/キログラム</td></tr><tr><td>乳児用食品</td><td>50 ベクレル/キログラム</td></tr><tr><td>一般食品</td><td>100 ベクレル/キログラム</td></tr></table> 8 ～ 1 0 （略） 1 1 風評被害対策 シティプロモーション班は、国、県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。	対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）	飲料水	10 ベクレル/キログラム	牛乳	50 ベクレル/キログラム	乳児用食品	50 ベクレル/キログラム	一般食品	100 ベクレル/キログラム	県計画に基づき修正 企画班削除 班名変更 県計画に基づき修正 「水道部」削除、「かずさ水道広域連合企業団」追加 企画班削除 班名変更
対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）																					
飲料水	10 ベクレル/キログラム																					
牛乳	50 ベクレル/キログラム																					
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム																					
一般食品	100 ベクレル/キログラム																					
対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）																					
飲料水	10 ベクレル/キログラム																					
牛乳	50 ベクレル/キログラム																					
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム																					
一般食品	100 ベクレル/キログラム																					

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 5 章 放射性物質事故復旧対策 1（略） 2 各種制限措置等の解除 水道部及び農林水産班は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。 3 ～ 5（略）	第 5 章 放射性物質事故復旧対策 1（略） 2 各種制限措置等の解除 農林水産班及びかずさ水道広域連合企業団は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。 3 ～ 5（略）	「水道部」削除、「かずさ水道広域連合企業団」追加

第 2 章 林野火災対策

第 1 節 基本方針

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 2 章 林野火災対策	第 2 章 林野火災対策	
第 1 節 （略）	第 1 節 （略）	

第 2 節 予防計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 2 節 （略）	第 2 節 （略）	

第 3 節 応急対策計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 3 節 応急対策計画	第 3 節 応急対策計画	
1 ～ 6 （略）	1 ～ 6 （略）	
7 広報活動	7 広報活動	
<u>企画班及び情報政策班</u> は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、きさらづ安心・安全メール、市ホームページ、コミュニティーFM、CATV等による広報活動を行う。	<u>シティプロモーション班</u> は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、きさらづ安心・安全メール、市ホームページ、コミュニティーFM、CATV等による広報活動を行う。	企画班削除 班名変更

第 3 章 危険物災害対策

第 1 節 基本方針

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 3 章 危険物災害対策	第 3 章 危険物災害対策	
第 1 節 （略）	第 1 節 （略）	

第 2 節 予防計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 2 節 （略）	第 2 節 （略）	

第 3 節 応急対策計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 3 節 （略）	第 3 節 （略）	

第 4 章 油等海上流出災害対策

第 1 節 基本方針

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 4 章 油等海上流出災害対策 第 1 節 基本方針 1 （略） 2 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱 （1）（略） （2）木更津海上保安署等 ア 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請 イ 連絡調整本部の設置 ウ 各排出油等防除協議会の的確な運営 エ 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡 オ 人の生命及び身体並びに財産の保護 カ 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令 キ 流出油の応急防除措置の実施 ク 一般船舶等に対する事故状況の周知 ケ 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保 コ 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等 サ 油防除資機材の整備 シ 海防法に基づく指定海上防災機関への流出油の応急防除措置の指示 ス 自衛隊法に基づく災害派遣要請 セ 治安の維持	第 4 章 油等海上流出災害対策 第 1 節 基本方針 1 （略） 2 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱 （1）（略） （2）木更津海上保安署等 ア 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請 イ 連絡調整本部の設置 ウ 各排出油等防除協議会の的確な運営 エ 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡 オ 人の生命及び身体並びに財産の保護 カ 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令 キ 流出油の応急防除措置の実施 ク 一般船舶等に対する事故状況の周知 ケ 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保 コ 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等 サ 油防除資機材の整備 シ 海防法に基づく指定海上防災機関への流出油等の防除措置の指示 ス 自衛隊法に基づく災害派遣要請 セ 治安の維持	県計画に基づく修正

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（ 1 ） ～ （ 4 ） （略） 6 ～ 8 （略）	（ 1 ） ～ （ 4 ） （略） 6 ～ 8 （略）	班名変更

木更津市地域防災計画【第 6 編】新旧対照表

公共交通等事故編

第 1 章 海上事故災害対策

第 1 節 基本方針

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 1 章 海上事故災害対策 第 1 節 （略）	第 1 章 海上事故災害対策 第 1 節 （略）	

第 2 節 予防計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 2 節 （略）	第 2 節 （略）	

第 3 節 応急対策計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 3 節 （略）	第 3 節 （略）	

第 2 章 航空機事故災害対策

第 1 節 基本方針

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 2 章 航空機事故災害対策 第 1 節 （略）	第 2 章 航空機事故災害対策 第 1 節 （略）	

第 2 節 予防計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 2 節 （略）	第 2 節 （略）	

第 3 節 応急対策計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 3 節 応急対策計画 1 ～ 6 （略） 7 広報活動 <u>企画班及び情報政策班</u>は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、きさらづ安心・安全メール、市ホームページ、コミュニティFM、CATV等による広報活動を行う。 8 ～ 1 0 （略）	第 3 節 応急対策計画 1 ～ 6 （略） 7 広報活動 <u>シティプロモーション班</u>は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、きさらづ安心・安全メール、市ホームページ、コミュニティFM、CATV等による広報活動を行う。 8 ～ 1 0 （略）	企画班削除 班名変更

第 3 章 鉄道事故災害対策

第 1 節 基本方針

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 3 章 鉄道事故災害対策 第 1 節 （略）	第 3 章 鉄道事故災害対策 第 1 節 （略）	

第 2 節 予防計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 2 節 （略）	第 2 節 （略）	

第 3 節 応急対策計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 3 節 応急対策計画 1 ～ 7 （略） 8 広報活動 <u>企画班及び情報政策班</u>は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、きさらづ安心・安全メール、市ホームページ、コミュニティFM、CATV等による広報活動を行う。	第 3 節 応急対策計画 1 ～ 7 （略） 8 広報活動 <u>シティプロモーション班</u>は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、きさらづ安心・安全メール、市ホームページ、コミュニティFM、CATV等による広報活動を行う。	企画班削除 班名変更

第 4 章 道路事故災害対策

第 1 節 基本方針

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 4 章 道路事故災害対策 第 1 節 （略）	第 4 章 道路事故災害対策 第 1 節 （略）	

第 2 節 予防計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 2 節 （略）	第 2 節 （略）	

第 3 節 応急対策計画

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
第 3 節 応急対策計画 1 ～ 2 （略） 3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処 （1）～（6） （略） （7）広報 企画班及び情報政策班は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を、防災行政用無線、広報車、きさらづ安心・安全メール、市ホームページ、コミュニティFM、CATV等により広報する。 （8） （略）	第 3 節 応急対策計画 1 ～ 2 （略） 3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処 （1）～（6） （略） （7）広報 シティプロモーション班は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を、防災行政用無線、広報車、きさらづ安心・安全メール、市ホームページ、コミュニティFM、CATV等により広報する。 （8） （略）	企画班削除 班名変更

木更津市地域防災計画【協定編】新旧対照表

協定編

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
1 ～ 2 4（略）	1 ～ 2 4（略）	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（新設）	2 5 災害時における電動車両等の支援に関する協定書 木更津市（以下「甲」という。）、千葉三菱コルト自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。 （趣旨） 第 1 条 この協定は、甲において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。 （電動車両等の種類） 第 2 条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。 （1） 電気自動車 （2） プラグインハイブリッド車 （3） 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器 （貸与の要請） 第 3 条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第 2 条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式 1 号）により要請するものとする。 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。 4 丙は、第 2 項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に 努めるものとする。 （電動車両等の引渡し等） 第 4 条 乙は、前条第 2 項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡	千葉三菱コルト自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
	しを行うものとする。 2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。 （貸与期間） 第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。 （電動車両等の返却） 第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。 （費用負担） 第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう）については、甲が負担するものとする。 2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。 （補償） 第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。 （1） 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。 （2） 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。 （保険について） 第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠償保険及び 任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものと する。 2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、乙又は丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。 （費用の支払） 第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。 （使用上の留意事項） 第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。 原則として、甲の地域内で使用する。 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第 13 条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。 （連絡責任者） 第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式3）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
	（電動車両等の情報提供） 第 13 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。 2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。 （平時の取組） 第 14 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く県民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。 （協議） 第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。 （有効期間） 第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。 この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。 令和 2 年 3 月 1 2 日 甲 千葉県木更津市富士見 1 丁目 2 番 1 号 木更津市 市長 乙 千葉県千葉市美浜区新港 179 番地 千葉三菱コルト自動車販売株式会社 代表取締役 取締役社長 丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号 三菱自動車工業株式会社 取締役 代表執行役 CEO	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>2 5</u> 風水雪害、地震その他の災害時における応急活動に関する協定書	2 6 風水雪害、地震その他の災害時における応急活動に関する協定書	木更津市建設業協同組合

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（新設）	2 7 災害時における物資調達に関する協定書 木更津市（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。 （趣旨） 第1条 この協定は、木更津市に大規模な災害が発生、若しくは発生するおそれがある場合、又は木更津市以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あつせんを要請されたとき、若しくは甲が救援の必要があると認めるとき、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。 （協力要請） 第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の木更津倉庫店が保有する物資の調達について協力を要請することができる。 （調達物資の範囲） 第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙の木更津倉庫店が保有する物資とする。 （1） 別表に掲げる物資 （2） その他甲が指定する物資 （協力の実施） 第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況に鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。 （1） 災害により供給能力が低減した場合 （2） 災害により他の優先義務が発生した場合 （3） 乙が被災した場合 （4） 乙が既存会員を優先すべきと判断した場合 （要請手続） 第5条 甲は、出荷要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。 （運搬）	コストコホールセールジャパン株式会社

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
	第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。 （支払） 第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、乙からの請求書に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。 2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（様式第2号）等に基づき、甲乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。 （協議） 第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。 （連絡責任者の報告） 第9条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。 （有効期間） 第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1箇月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。 （解除） 第11条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。 この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。 令和2年7月21日 甲 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市 木更津市長 渡辺 芳邦 乙 神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号 コストコホールセールジャパン株式会社 日本支社長 ケン・テリオ	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>2 6</u> 災害時における燃料等の供給に関する協定書	2 8 災害時における燃料等の供給に関する協定書	(社)千葉県エルピーガス協会木更津支部

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
(新設)	2 9 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 木更津市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、木更津市内において、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号 。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「大規模停電等」という。）の早期復旧および事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。 なお、甲乙間で平成 2 0 年 6 月 5 日付け締結の「木更津市防災行政無線の活用に関する協定書」は、この協定締結をもって失効するものとする。 （目的） 第 1 条 本協定は、災害時等の大規模停電等において、住民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して停電復旧等の活動に取り組むことを目的とする。 （連絡体制） 第 2 条 甲及び乙は、災害時等の大規模停電等の場合は、停電復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。 2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。 （相互協力の範囲） 第 3 条 甲及び乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、それぞれが持つ資機材・施設・用地・人材等の資源提供を要請することができる。 2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。 (1) 乙から甲への主な要請 ① 甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請 ② 甲が保有する広報手段による停電情報の発信 (2) 甲から乙への主な要請 乙が保有する広報車による広報活動の要請 （停電情報及び道路・河川等の状況の情報共有） 第 4 条 乙は、大規模停電等の場合は、速やかに甲へ報告するとともに、早期の停電復旧に努める。 2 甲は、木更津市内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ報告するとともに、早期の復旧に努める。	東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
	3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ報告する。 4 甲は、木更津市内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。 5 乙は、木更津市内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。 6 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。 (1) 乙が甲に提供する情報 ① 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み ② 知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況 ③ プレスリリースの内容 (2) 甲が乙に提供する情報 ① 知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況、住民から提供された停電情報 ② 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況 ③ 住民が避難している地域、甲が開設している避難場所等 (重要施設の優先復旧) 第5条 木更津市内の停電復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は、優先すべき施設リストを乙に提供する。 ・生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等 ・指定避難所として開設されている施設 ・災害対応の中核機能となる甲の災害対策本部が存在する施設 ・上下水道施設などライフライン施設 2 乙は、停電復旧計画の策定にあたっては、前項に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、前項の施設リストに沿った停電復旧が困難な場合は、双方で調整を図る。 (広報活動) 第6条 乙は、木更津市内において停電が発生した場合は、乙が実施可能な広報手段にて情報発信を行うとともに、乙のホームページ等への停電情報の掲載を行う。 2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して停電情報の発信を要請することができる。 3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。 (覚書の締結) 第7条 甲及び乙は、本協定書に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等に定める。 (秘密の保持) 第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。 2 本協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用してはならない。 (協定期間)	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
	第 9 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間が満了する 1 か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に 1 年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。 （定めのない事項等） 第 1 0 条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。 本協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。 令和 2 年 5 月 2 2 日 木更津市富士見 1 丁目 2 番 1 号 甲 木更津市 木更津市長 渡辺 芳邦 木更津市貝渕 3 丁目 13 番 40 号 乙 東京電力パワーグリッド株式会社 木更津支社長 飯尾 真	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>2 7</u> 災害時における市有施設の応急措置及び応急仮設住宅の建設に関する協定	3 0 災害時における市有施設の応急措置及び応急仮設住宅の建設に関する協定	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>2 8</u> 災害時等における船舶の使用等に関する協定書	3 1 災害時等における船舶の使用等に関する協定書	セントラル株式会社

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（新設）	3 2 災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定 木更津市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム千葉 木更津局（以下「乙」という。）は、災害発生時における人員及び車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。 （目的） 第1条 本協定は、木更津市に「木更津市地域防災計画」が扱う対象とする地震、津波、風水害又は大規模事故災害等が発生した場合において、甲が行う災害対策に対し、乙が提供する協力内容等について明示することを目的とする。 （協力事項） 第2条 乙の協力は、次の各号に掲げる事項について、甲に対し協力することができる。 (1) 乙の社員及び関係者による人的支援 (2) 乙の保有する車両及び物資等の提供 (3) その他甲又は乙が必要と認めた事項 （協力要請の手続き） 甲は、前条の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、前条の規定による協力要請を行う際は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行うものとする。 ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。 （協力の実施） 第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。 2 乙は、前条の規定により協力を実施した場合は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、「協力実施報告書」により速やかに甲に報告するものとする。 ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出するものとする。 （守秘義務） 第5条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上・技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲・乙協議のうえ、災害対応において開示する必要があると認める事項はこの限りではない。 （経費の負担） 第6条 本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙の負担とする。 （服務）	株式会社ジェイコム 千葉 木更津局

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
	第 7 条 甲の要請に基づき活動する乙の社員の服務その他の取り扱いは、乙の定めによるものとする。 （災害補償） 第 8 条 本協定に基づき支援業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。 （車両保険の取り扱い） 第 9 条 乙は乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。 （連絡担当者） 第 1 0 条 甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。 （平常時の活動） 第 1 1 条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。 （1） 防災に関する計画等必要な情報の交換 （2） 甲の行う防災訓練等への参加 （3）「協力体制に関する報告書」に基づく、乙が協力可能な人員体制及び車両等の数量に関する、甲への情報提供 （4） その他災害時に協力が必要な事項 （有効期間） 第 1 2 条 本協定の有効期間は、締結日から令和 2 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この期間満了の 1 箇月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。（その他） 第 1 3 条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。 本協定の締結を証するため、この書面 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。 令和 元年 7 月 1 6 日 甲 木更津市富士見 1－2－1 木更津市 木更津市長 渡 辺 芳 邦 乙 千葉県木更津市大和 2－7－1 5 株式会社 ジェイコム千葉 木更津局局長 浜 端 基 次	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>2 9</u> 災害時等における CATV による災害情報の放送に関する協定書	3 3 災害時等における CATV による災害情報の放送に関する協定書	株式会社ジェイコム 千葉木更津局

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>3 0</u> 災害時における災害情報の放送に関する協定書	3 4 災害時における災害情報の放送に関する協定書	かずさエフエム株式 会社

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>3 1</u> <u>大規模停電時における防災行政無線の活用に関する協定</u>		東京電力株式会社木 更津支社 東京電力の照会結果 を反映 （「大規模停電時に おける～協定」は令 和 2 年 5 月 2 2 日付 けの「災害時におけ る停電復旧の連携等 に関する基本協定」 締結内容に含め失効 とした為、削除）

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>3 2</u> 災害発生時における木更津市と木更津市内郵便局の協力に關 する協定	3 5 災害発生時における木更津市と木更津市内郵便局の協力に關 する協定	木更津市内郵便局

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>3 3</u> 災害に係る情報発信等に関する協定	3 6 災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
3 4 災害等における公衆衛生活動に関する協定書	3 7 災害等における公衆衛生活動に関する協定書	千葉中央葬祭業協同組合

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
3 5 災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書	3 8 災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書	木更津市、君津市、 富津市及び袖ヶ浦市 と君津地域清掃事業 協同組合

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
3 6 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	3 9 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
3 7 木更津海上保安署と消防機関との業務協定	4 0 木更津海上保安署と消防機関との業務協定	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（新設）	4 1 災害時における相互応援に関する協定書 木更津市と綾瀬市は、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。 （協定の趣旨） 第1条 この協定は、木更津市又は綾瀬市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号の災害（以下「災害」という。）が発生し、かつ、当該災害が発生した木更津市又は綾瀬市のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における木更津市及び綾瀬市（以下「両市」という。）間相互の法第67条第1項の規定による応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。 （応援の種類）第2条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）救援及び応急復旧に必要な職員の派遣 （2）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 （3）医療救護班の派遣並びに医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な機械、器具及び資材の提供 （4）救援及び復旧活動に必要な車両等の提供	綾瀬市

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
	(5) ボランティアの斡旋 (6) 前各号に定めるもののほか、災害に際し特に両市が必要と認めて要請した事項 (応援要請の手続) 第3条 両市は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。 (1) 被害状況 (2) 応援を要請する内容及びその人員 (3) 応援を要する期間 (4) 応援場所及び応援場所への経路 (5) 応援を要する機械、器具及び資材の品名・数量 (6) 応援を要する食料、飲料水及び生活必需物資の品名・数量 (7) 前各号に掲げるもののほか、応援に関して必要な事項（応援に要した費用の負担） 第4条 応援に要した費用は、原則として当該応援を要請した市の負担とする。 (連絡責任者) 第5条 応援要請の円滑な実施を期するため、両市は、それぞれ連絡責任者を置くものとする。 2 前項の連絡責任者は、両市の防災事務所管課長をもって充てるものとする。 (資料の交換) 第6条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。 (報告) 第7条 両市は、応援を行ったときは、その結果を速やかに相手方に報告するものとする。 (その他) 第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項並びにこの協定について疑義が生じたときは、その都度両市が協議の上、決定するものとする。 この協定の成立を証するため、両市は、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。 平成31年3月26日 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市長 渡辺 芳 邦 神奈川県綾瀬市早川550番地 綾瀬市長 古 塩 政 由	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（新設）	4 2 災害時相互応援等に関する協定書 愛知県岡崎市と千葉県木更津市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条の 2 の規定に基づき、協定市において災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。 （応援の種類） 第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。 （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 （2）救援及び救助活動に必要な車両等の提供 （3）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供 （4）救援、応急復旧に必要な職員の派遣 （5）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項 （応援要請の手続き） 第 2 条 被災し、応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の事項を明らかにして、第 7 条第 1 項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。 （1）被害の状況 （2）前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等 （3）前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容 （4）応援場所及び応援場所への経路 （5）応援期間 （6）その他必要な事項 （応援の実施） 第 3 条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。 （応援のため派遣された職員の指揮） 第 4 条 応援のため派遣された職員は、被災市の長の指揮の下に活動するものとする。 （経費の負担） 第 5 条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。 2 前項の規定により難しい場合には、その都度、協議して定めるものとする。 （損害賠償等） 第 6 条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が対応するものとする。 2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。	愛知県岡崎市

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
	（相互応援体制の整備） 第7条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。 2 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備並びに平時からの交流促進に努める。 3 協定市は、前項の規定により災害対策強化のため研修、情報交換等を行い、防災力の向上に努める。 （他の協定との関係） 第8条 この協定は、協定市が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。 （有効期間） 第9条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。 2 前項の規定にかかわらず、協定期間が満了する日の30日前までに、協定市のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。 （その他） 第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。 この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各1通を保有する。 令和元年9月1日 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市 木更津市長 渡辺 芳邦 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市 岡崎市長 内田 康宏	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（新設）	4 3 災害時における相互応援に関する協定書 木更津市と太田市は、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。 （協定の趣旨） 第 1 条 この協定は、木更津市又は太田市において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号の災害（以下「災害」という。）が発生し、かつ、当該災害が発生した木更津市又は太田市のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における木更津市及び太田市（以下「両市」という。）間相互の法第 67 条第 1 項の規定による応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。 （応援の種類） 第 2 条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）救援及び応急復旧に必要な職員の派遣 （2）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 （3）医療救護班の派遣並びに医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な機械、器具及び資材の提供 （4）救援及び復旧活動に必要な車両等の提供 （5）ボランティアの斡旋 （6）前各号に定めるもののほか、災害に際し特に両市が必要と認めて要請した事項 （応援要請の手続） 第 3 条 両市は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。 （1）被害状況 （2）応援を要請する内容及びその人員 （3）応援を要する期間 （4）応援場所及び応援場所への経路 （5）応援を要する機械、器具及び資材の品名・数量 （6）応援を要する食料、飲料水及び生活必需物資の品名・数量 （7）前各号に掲げるもののほか、応援に関して必要な事項 （応援に要した費用の負担） 第 4 条 応援に要した費用は、原則として当該応援を要請した市の負担とする。 （連絡責任者） 第 5 条 応援要請の円滑な実施を期するため、両市は、それぞれ連絡責任者を置くものとする。 2 前項の連絡責任者は、両市の防災事務所管課長をもって充てるものとする。 （資料の交換） 第 6 条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。	太田市

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
	（報告） 第 7 条 両市は、応援を行ったときは、その結果を速やかに相手方に報告するものとする。 （その他） 第 8 条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項並びにこの協定について疑義が生じたときは、その都度両市が協議の上、決定するものとする。 この協定の成立を証するため、両市は、本書 2 通を作成し、記名押印の上、各 1 通を保有する。 令和 2 年 3 月 1 3 日 千葉県木更津市富士見一丁目 2 番 1 号 木更津市長 渡 辺 芳 邦 群馬県太田市浜町 2 番 3 5 号 太田市長 清 水 聖 義	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>3 8</u> 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	<u>4 4</u> 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>3 9</u> 災害時における消防用水等の確保に関する協定書	<u>4 5</u> 災害時における消防用水等の確保に関する協定書	千葉アクア生コンクリート協同組合

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（新設）	4 6 船舶等火災における消火等の協力に関する協定書 木更津市（以下「甲」という。）と株式会社新日本海洋社（以下「乙」という。）は、船舶火災等の消火活動等に際し、乙が甲に対し行う協力（以下、「消火協力業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。 （目的） 第1条 この協定は、甲の行政区域に存するふ頭又は岸壁に係留された船舶の火災及び木更津港湾区域に隣接した甲の行政区域内の建物火災等（以下「災害」という。）における消火協力業務に関し、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。 （協力要請） 第2条 甲は、消火協力業務を必要とする災害が発生した場合には、乙に対し口頭又は電話をもって協力要請できるものとし、事後速やかに甲は、協力要請書（別記第1号様式）を乙に提出するものとする。 2 前項により要請を受けた乙は、出動可能な曳船を配船し、可能な範囲で甲の指揮の下、消火活動に協力するものとする。 （消火協力業務） 第3条 乙は、消火協力業務を開始したときは、業務を開始した日時、場所、業務内容等を口頭又は電話をもって甲に報告するものとする。 2 乙は、消火協力業務を完了したときは、業務内容報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。 （指定連絡先） 第4条 甲及び乙の前条の協力要請に係る指定連絡先は、次のとおりとする。 甲：木更津市消防本部 警防課 住所 〒292－0834 千葉県木更津市潮見二丁目8番地 電話 （0438）23 9184 （0438）22 0119（24時間） 乙：株式会社新日本海洋社 君津支店 住所 〒292－0836 千葉県木更津市新港8番地6 電話 （0438）37 1155 2 甲及び乙は、指定連絡先に変更が生じた場合は、互いに通知するものとする。	株式会社新日本海洋社 危機管理課の照会結果を反映 （協定書の追加）

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
	(費用負担) 第5条 消火協力業務に要した乙の費用は、木更津港曳船料率表（本船G／T 20,000 吨未満）に基づいて算出し、使用した資機材の費用と合わせて甲の負担とする。 (損害補償) 第6条 消火協力業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償については、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がない場合には、「千葉縣市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉縣市町村総合事務組合条例第1号）」を適用するものとする。 (訓練の実施) 第7条 甲及び乙は、業務を円滑に実施するため、機会を捉えて訓練を実施するものとする。 2 前項の訓練の実施及び参加に要する乙の費用は、木更津港曳船料率表（本船G／T 20,000 吨未満）に基づいて算出し、甲の負担とする。 (協議) 第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項について、甲及び 乙は信義誠実の原則に従って協議し、定めるものとする。 (有効期限) 第9条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。 令和元年7月22日 甲 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市 木更津市長	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
	乙 千葉県木更津市新港 8 番地 6 株式会社新日本海洋社 君津支店 支店長	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>4 0</u> 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	4 7 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	木更津商工会議所

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>4 1</u> 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	4 8 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	東京電力株式会社木更津支社

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>4 2</u> 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	4 9 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	株式会社ジェイコム 千葉木更津局

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>4 3</u> 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	5 0 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	株式会社勝浦ホテル 三日月

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>4 4</u> 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	5 1 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	株式会社サンセルモ

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>4 5</u> 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	5 2 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	株式会社かずさクリ ーンシステム

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>4 6</u> 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	5 3 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	株式会社シーエイチ アイ東京ベイプラザ ホテル

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>4 7</u> 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	5 4 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	リリー木更津管理組 合

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>4 8</u> 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	5 5 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	社会医 療 法 人 社 団 同仁会 木更津病院

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>4 9</u> 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	5 6 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	社会福祉法人鵬和会

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>5 0</u> 津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書	5 7 津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書	東日本高速道路株式 会社関東支社東京湾 アクアライン管理事 務所

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>5 1</u> 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	5 8 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	海上自衛隊航空補給 処

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>5 2</u> 災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定書	5 9 災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定書	(株)ホテルロイヤルガ ーデン

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>5 3</u> 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	6 0 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	特別養護老人ホーム 波岡の家

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>5 4</u> 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	6 1 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	社会福祉法人鵬和会

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>5 5</u> 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	6 2 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	特別養護老人ホーム 中郷記念館

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>5 6</u> 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	6 3 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	社会福祉法人慈心会

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>5 7</u> 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	6 4 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	社会福祉法人 長須 賀保育園

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>5 8</u> 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	6 5 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	社会福祉法人梅香会

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>5 9</u> 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	6 6 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	社会福祉法人 邦進 会

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>6 0</u> 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	6 7 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	社会福祉法人みづき 会

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>6 1</u> 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	6 8 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	社会福祉法人のゆり会

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>6 2</u> 風水雪害、地震その他の災害時における応急措置に関する覚書	6 9 風水雪害、地震その他の災害時における応急措置に関する覚書	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
<u>6 3</u> 防災行政広報無線放送内容の再送信に関する覚書	7 0 防災行政広報無線放送内容の再送信に関する覚書	株式会社ジェイコム千葉

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（新設）	7 1 電気自動車を活用したまちづくり連携協定書 木更津市（以下「甲」という。）、日産自動車株式会社（以下「乙」という。）、千葉日産自動車株式会社、日産プリンス千葉販売株式会社、及び株式会社日産サティオ千葉（以下「丙」という。）並びにハナダ電気技術工業（以下「丁」という。）は、甲が目指す「木更津 SDGs 推進モデル ORGANIC CITY PROJECT」の実現並びに乙及び丙が目指す持続可能な社会の実現に向けた「ゼロ・エミッション」、「ゼロ・フェイタリティ」の取組において相互に連携し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。 （目的） 第1条 本協定は、電気自動車の普及を促進することにより、温室効果ガスの削減、災害対策の強化及びエネルギーの地産地消等の地域課題の解決に取り組むことを目的とする。 （連携事項） 第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。 （1）環境対策に関すること。 （2）防災・災害対策に関すること。 （3）地域活性化に関すること。 2 甲、乙、丙及び丁は、前項に掲げる連携事項を効果的に実施するため、具体的な取組の実施に関し、別途覚書を取り交わすものとする。	日産自動車株式会社、千葉日産自動車株式会社、日産プリンス千葉販売株式会社及び株式会社日産サティオ千葉並びにハナダ電機技術工業

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
	3 甲、乙、丙及び丁は、連携した取組によって得られた成果を発信する。ただし、プレスリリースその他の対外発表を行う場合においては、あらかじめ相互に合意を得るものとする。 （法的義務等） 第3条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が前条第1項に掲げる連携事項を確認することを目的とし、同項に掲げる連携事項の全部又は一部の実施に関して、相互に何らの法的義務を負わせるものではない。 2 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ本協定の当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。 （協定期間及び更新） 第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれも本協定を終了又は変更する意思表示を行わないときは、本協定の期間を更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。 （協議） 第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。 本協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名の上、各自1通を保有する。 令和 年 月 日 甲 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市 市長 乙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号 日産自動車株式会社 常務執行役員	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
	丙 千葉県千葉市中央区都町三丁目2番2号 千葉県日産自動車株式会社 取締役社長 最高執行責任者 千葉県千葉市中央区都町三丁目2番2号 日産プリンス千葉販売株式会社 取締役社長 千葉県千葉市美浜区稲毛海岸二丁目1番21号 株式会社日産サテリオ千葉 取締役社長 丁 千葉県木更津市八幡台三丁目18番10号 ハナダ電気技術工業 代表	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
（新設）	7 2 応急給水等に係る確認書 1 趣旨 かずさ水道広域連合企業団（以下「広域連合企業団」という。）と木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「各市」という。）は、千葉県地域防災計画に基づき、災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、協力して応急給水を実施することとしている。 このことから、災害時により迅速かつ的確に応急給水を行うため、広域連合企業団と各市の具体的な役割分担等について、以下のとおり確認するものである。 2 災害 本確認書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。 3 情報連絡体制 （1）各市と広域連合企業団は、連絡者及び連絡先について、年度当初に一覧を作成のうえ双方確認することとし、変更の都度これを改正する。 （2）各市と広域連合企業団は、常時共有すべき情報について、内容の変更がある場合は、随時これを変更する。常時共有すべき主な情報は、次のとおりである。 ア 病院等の重要施設及び指定避難所	かずさ水道広域連合企業団

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
	イ 相互に整備する応急給水用資機材 ウ 給水車等への注水場所 （３）各市と広域連合企業団は、災害時に「水道施設の被害状況、断水区域、断水の復旧見込み」、「道路被害状況」、「避難所の開設状況」、「広域連合企業団と各市の日毎の給水予定」及び「重要施設などからの応急給水要請」などの情報を相互に交換し、これを共有する。 ４ 各市災害対策本部への広域連合企業団職員の派遣 広域連合企業団は、各市が災害対策本部を設置したときは、各市と協議のうえ、応急給水活動における調整を行うため、各市の対策本部に職員を各１名派遣する。 ５ 給水車等への注水場所 各市が実施する応急給水時の給水車等への注水場所は、各市と広域連合企業団が協議し決定する。 ６ 応急給水の実施 （１）広域連合企業団と各市は、７に掲げた役割分担に基づき、応急給水を実施する。 （２）応急給水の実施に当たっては、被害状況、人員、資機材の状況等に応じ、広域連合企業団と各市対策本部で調整し、協力して行う。 ７ 広域連合企業団と各市の役割分担 （１）応急給水に係る役割分担 千葉県地域防災計画に基づき、応急給水活動を、より迅速かつ的確に実施するため、別紙のとおり、活動内容ごとに広域連合企業団と各市の役割分担を定める。なお、災害時には、役割分担について、被害状況等により広域連合企業団と各市災害対策本部で、適宜、調整が出来るものとする。 （２）応援水道事業体の割り振り及び指揮 ア 応援水道事業体の各市への割振り及び各市の役割分担は、広域連合企業団と各市対策本部が調整し、行う。 イ 応援水道事業体に対する指揮は、広域連合企業団と各市が調整のうえ行う。 ウ 応援水道事業体の活動内容については、広域連合企業団と各市がそれぞれの分担に基づき整理し、最終的に広域連合企業団が取りまとめを行う。 （３）車両基地及び宿泊場所等の確保 各市は、広域連合企業団及び応援水道事業体の必要とする車両基地、宿泊場所及び食料等の確保に協力する。 ８ 経費の負担 応急給水活動に要する経費の負担については、以下のとおりとする。 （１）災害救助法の適用を受ける災害においては、災害救助法に基づき、国・県に負担を求める。 （２）災害救助法の適用を受けない災害においては、広域連合企業団と各市で協議のうえ、決定する。 この確認書は令和２年４月１日から適用する。 木更津市長 渡 辺 芳 邦 印	

現行（令和元年度修正）	改正後	備考																					
	君津市長 石 井 宏 子 印 富津市長 高 橋 恭 市 印 袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩 印 かずさ水道広域連合企業団 広 域連合企業長 渡辺芳邦 印 (別紙) 災害時の応急給水に係る広域連合企業団と各市の役割分担 千葉県地域防災計画に基づき、広域連合企業団給水区域内の応急給水活動に係る事前対策及び災害時の作業について、広域連合企業団及び各市の役割分担を以下のとおり定める。 なお、応急給水に係る情報について、広域連合企業団と各市対策本部は共有化を図るとともに、役割分担は、被害状況や復旧の進捗状況、応急給水活動状況等を勘案しながら、必要に応じ広域連合企業団と各市対策本部で調整できるものとし、双方が緊密に連携して応急給水を実施するものとする。 【 広域連合企業団と各市の役割分担 】 <table><tr><th>応急給水内容</th><th>分 担</th><th>役 割</th></tr><tr><td rowspan="3">(1) 病院等の重要施設及び避難場所等への応急給水</td><td>各市</td><td>・非常用飲料水の備蓄、非常用飲料水袋の備蓄、その他飲料水の確保 ・住民の自主防災組織やボランティアの活用</td></tr><tr><td>広域連合企業団</td><td>・非常用飲料水の備蓄、非常用飲料水袋等の備蓄 ・給水車等による運搬給水</td></tr><tr><td>各市 広域連合企業団</td><td>・施設の位置・規模等のデータ整理、輸送ルートを検討</td></tr><tr><td>(2) 民間の協力井戸等を活用した拠点給水</td><td>各市</td><td>・民間との協力体制の整備</td></tr><tr><td>(3) 広報</td><td>各市 広域連合企業団</td><td>・インターネットホームページの整備、防災無線の活用、広報車による巡回広報等</td></tr><tr><td rowspan="2">(4) その他</td><td>各市</td><td>・自衛隊への応援要請（知事経由）</td></tr><tr><td>広域連合企業団</td><td>・他水道事業体との協力体制の整備</td></tr></table>	応急給水内容	分 担	役 割	(1) 病院等の重要施設及び避難場所等への応急給水	各市	・非常用飲料水の備蓄、非常用飲料水袋の備蓄、その他飲料水の確保 ・住民の自主防災組織やボランティアの活用	広域連合企業団	・非常用飲料水の備蓄、非常用飲料水袋等の備蓄 ・給水車等による運搬給水	各市 広域連合企業団	・施設の位置・規模等のデータ整理、輸送ルートを検討	(2) 民間の協力井戸等を活用した拠点給水	各市	・民間との協力体制の整備	(3) 広報	各市 広域連合企業団	・インターネットホームページの整備、防災無線の活用、広報車による巡回広報等	(4) その他	各市	・自衛隊への応援要請（知事経由）	広域連合企業団	・他水道事業体との協力体制の整備	
応急給水内容	分 担	役 割																					
(1) 病院等の重要施設及び避難場所等への応急給水	各市	・非常用飲料水の備蓄、非常用飲料水袋の備蓄、その他飲料水の確保 ・住民の自主防災組織やボランティアの活用																					
	広域連合企業団	・非常用飲料水の備蓄、非常用飲料水袋等の備蓄 ・給水車等による運搬給水																					
	各市 広域連合企業団	・施設の位置・規模等のデータ整理、輸送ルートを検討																					
(2) 民間の協力井戸等を活用した拠点給水	各市	・民間との協力体制の整備																					
(3) 広報	各市 広域連合企業団	・インターネットホームページの整備、防災無線の活用、広報車による巡回広報等																					
(4) その他	各市	・自衛隊への応援要請（知事経由）																					
	広域連合企業団	・他水道事業体との協力体制の整備																					

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
〔地域防災計画修正経緯〕 昭和 43 年 3 月 30 日 計画作成・印刷発行 昭和 47 年 3 月 30 日 修正・印刷発行 昭和 50 年 3 月 30 日 修正・印刷発行(加除式) 昭和 51 年 6 月 4 日 修正・追録加除発行 昭和 52 年 3 月 15 日 修正・追録加除発行 昭和 53 年 4 月 7 日 修正・追録加除発行 昭和 54 年 5 月 9 日 修正・追録加除発行 昭和 55 年 6 月 25 日 修正・追録加除発行 昭和 56 年 10 月 5 日 修正・追録加除発行 昭和 57 年 12 月 9 日 修正・追録加除発行 昭和 59 年 1 月 26 日 修正・追録加除発行 昭和 61 年 3 月 4 日 修正・追録加除発行 昭和 62 年 1 月 6 日 修正・追録加除発行 昭和 63 年 3 月 25 日 修正・追録加除発行 昭和 63 年 12 月 22 日 修正・追録加除発行 平成 2 年 3 月 27 日 修正・追録加除発行 平成 3 年 2 月 12 日 修正・追録加除発行 平成 4 年 3 月 18 日 修正・追録加除発行 平成 5 年 1 月 29 日 修正・追録加除発行 平成 6 年 3 月 30 日 修正・印刷発行 平成 10 年 12 月 7 日 修正・印刷発行（加除式） 平成 21 年 3 月 2 日 修正・印刷発行（加除式） 平成 26 年 3 月 10 日 修正・印刷発行 平成 31 年 3 月 11 日 修正・印刷発行 令和元年 8 月 2 8 日 修正	〔地域防災計画修正経緯〕 昭和 43 年 3 月 30 日 計画作成・印刷発行 昭和 47 年 3 月 30 日 修正・印刷発行 昭和 50 年 3 月 30 日 修正・印刷発行(加除式) 昭和 51 年 6 月 4 日 修正・追録加除発行 昭和 52 年 3 月 15 日 修正・追録加除発行 昭和 53 年 4 月 7 日 修正・追録加除発行 昭和 54 年 5 月 9 日 修正・追録加除発行 昭和 55 年 6 月 25 日 修正・追録加除発行 昭和 56 年 10 月 5 日 修正・追録加除発行 昭和 57 年 12 月 9 日 修正・追録加除発行 昭和 59 年 1 月 26 日 修正・追録加除発行 昭和 61 年 3 月 4 日 修正・追録加除発行 昭和 62 年 1 月 6 日 修正・追録加除発行 昭和 63 年 3 月 25 日 修正・追録加除発行 昭和 63 年 12 月 22 日 修正・追録加除発行 平成 2 年 3 月 27 日 修正・追録加除発行 平成 3 年 2 月 12 日 修正・追録加除発行 平成 4 年 3 月 18 日 修正・追録加除発行 平成 5 年 1 月 29 日 修正・追録加除発行 平成 6 年 3 月 30 日 修正・印刷発行 平成 10 年 12 月 7 日 修正・印刷発行（加除式） 平成 21 年 3 月 2 日 修正・印刷発行（加除式） 平成 26 年 3 月 10 日 修正・印刷発行 平成 31 年 3 月 11 日 修正・印刷発行 令和元年 8 月 2 8 日 修正 令和 2 年〇月〇日 修正	

木更津市地域防災計画【資料編】新旧対照表

資料編

1 条例・要綱等

1－1 木更津市防災会議条例

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
1 条例・要綱等	1 条例・要綱等	
1－1 （略）	1－1 （略）	

1－2 木更津市防災会議運営要綱

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
1－2 （略）	1－2 （略）	

1－3 木更津市防災会議委員名簿

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
1－3 （略）	1－3 （略）	

1－4 木更津市がけ地近接住宅移転事業補助金交付要綱

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
1－4 （略）	1－4 （略）	

1－5 木更津市自主防災資器材交付要領

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
1－5 （略）	1－5 （略）	

1－6 木更津市災害対策本部条例

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
1－6 （略）	1－6 （略）	

1－7 木更津市災害対策本部組織運営規程

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
1－7 木更津市災害対策本部組織運営規程 昭和 46 年 7 月 23 日訓令第 12 号 最終改正 平成 29 年 3 月 31 日訓令第 3 号 木更津市災害対策本部組織運営規程 （趣旨） 第 1 条～第 9 条 （略） 第 1 0 条 部等の長は、収集した災害情報を直ちに企画部情報政策班へ通報するものとする。 2 企画部長は、前項の通報を受けたときは、直ちに本部長及び関係部等の長へ通報するものとする。 （情報の発表） 第 1 1 条～第 1 3 条 （略）	1－7 木更津市災害対策本部組織運営規程 昭和 46 年 7 月 23 日訓令第 12 号 最終改正 令和 2 年 3 月 26 日訓令第 1 号 木更津市災害対策本部組織運営規程 （趣旨） 第 1 条～第 9 条 （略） 第 1 0 条 部等の長は、収集した災害情報を直ちに市長公室シティプロモーション班へ通報するものとする。 2 企画部長は、前項の通報を受けたときは、直ちに本部長及び関係部等の長へ通報するものとする。 （情報の発表） 第 1 1 条～第 1 3 条 （略）	最終改正年月日の変更 班名の変更

1－8 私有車両の公務使用許可等に関する規則

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
1－8 （略）	1－8 （略）	

1－9 木更津市防災行政無線局管理運用規程

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
1－9 （略）	1－9 （略）	

1－10 木更津市防災行政無線固定系管理運用要領

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
1－10 （略）	1－10 （略）	

1－1 1 木更津市防災行政無線移動系管理運用要領

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
1－1 1 （略）	1－1 1 （略）	

1－1 2 木更津市災害見舞金及び災害弔慰金給付要綱

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
1－1 2 （略）	1－1 2 （略）	

1－1 3 木更津市避難行動要支援者支援実施要綱

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
1－1 3 （略）	1－1 3 （略）	

1－1 4 木更津市被災者生活再建支援事業実施規則

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
1－1 4 （略）	1－1 4 （略）	

2 災害協定書・覚書等一覧表

現行（令和元年度修正）								改正後								備考
項目	No.	件名	相手方	締結年月日	主な内容	特記事項		項目	No.	件名	相手方	締結年月日	主な内容	特記事項		
協定								協定								
医療	1	木更津市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	社団法人君津木更津医師会	H10.4.1	災害医療救護活動組織に基づき医師・看護師を医療救護班を編成し、派遣する。			医療	1	木更津市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	社団法人君津木更津医師会	H10.4.1	災害医療救護活動組織に基づき医師・看護師を医療救護班を編成し、派遣する。			
	2	災害時支援活動に関する協定書	君津木更津薬剤師会	H14.5.8	医薬品等の管理及び調剤、被災者に対する服薬指導、需給状況の把握及び調達等を行う。	君津4市との協定			2	災害時支援活動に関する協定書	君津木更津薬剤師会	H14.5.8	医薬品等の管理及び調剤、被災者に対する服薬指導、需給状況の把握及び調達等を行う。	君津4市との協定		
	3	災害時歯科医療救護活動に関する協定書	君津木更津歯科医師会	H27.4.16	災害歯科医療救護活動組織に基づき歯科医師・看護師による医療救護班を編成し、派遣する。	君津3市と同時協定			3	災害時歯科医療救護活動に関する協定書	君津木更津歯科医師会	H27.4.16	災害歯科医療救護活動組織に基づき歯科医師・看護師による医療救護班を編成し、派遣する。	君津3市と同時協定		
物資	4	災害時における物資の供給に関する協定書	木更津市農業協同組合	H13.5.16	物資を適正価格で優先的に供給し、所管施設・用地を優先的に避難場所及び物資集積場所等として提供する。			物資	4	災害時における物資の供給に関する協定書	木更津市農業協同組合	H13.5.16	物資を適正価格で優先的に供給し、所管施設・用地を優先的に避難場所及び物資集積場所等として提供する。			

現行（令和元年度修正）								改正後								備考	
	5	災害時における物資の供給に関する協定書	ユニー㈱アピタ木更津支店	H13.7.16	物資の供給を行う。			5	災害時における物資の供給に関する協定書	ユニー㈱アピタ木更津支店	H13.7.16	物資の供給を行う。					
	6	災害時における防災活動協力に関する協定書	イオン㈱ジャスコ木更津店、㈱木更津グリーンシティショッピングセンター	H18.8.1	物資供給に加え、災害応急活動に係る要員派遣、災害用資機材の提供、及び避難場所及びトイレの提供等を行う。			6	災害時における防災活動協力に関する協定書	イオン㈱ジャスコ木更津店、㈱木更津グリーンシティショッピングセンター	H18.8.1	物資供給に加え、災害応急活動に係る要員派遣、災害用資機材の提供、及び避難場所及びトイレの提供等を行う。					
	7	災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	利根コカ・コーラボトリング㈱	H19.3.27	①災害対応型自動販売機内の商品を無償提供する。 ②流通備蓄飲料水を優先的に有償供給し、指定した避難所等への搬送する。			7	災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	利根コカ・コーラボトリング㈱	H19.3.27	①災害対応型自動販売機内の商品を無償提供する。 ②流通備蓄飲料水を優先的に有償供給し、指定した避難所等への搬送する。					
	8	災害時における物資供給に関する協定書	(NPO)法人コメリ災害対策センター	H21.2.26	物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。			8	災害時における物資供給に関する協定書	(NPO)法人コメリ災害対策センター	H21.2.26	物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。					
	9	災害時における物資供給に関する協定書	㈱せんだう	H21.5.18	物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。			9	災害時における物資供給に関する協定書	㈱せんだう	H21.5.18	物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。					
	10	災害時における物資供給に関する協定書	㈱ケーヨー	H21.12.1	物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。			10	災害時における物資供給に関する協定書	㈱ケーヨー	H21.12.1	物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。					
	11	災害時における物資供給に関する協定書	㈱ニトリ	H22.5.31	物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。			11	災害時における物資供給に関する協定書	㈱ニトリ	H22.5.31	物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。					
	12	災害時における防災活動協力に関する協定書	ロック開発㈱マックスバリュ関東㈱	H22.8.24	災害応急活動に係る要員派遣、災害活動用機材の提供、生活必需物資等の供給、店舗における避難場所、飲料水、トイレ、災害情報の提供を行う。			12	災害時における防災活動協力に関する協定書	ロック開発㈱マックスバリュ関東㈱	H22.8.24	災害応急活動に係る要員派遣、災害活動用機材の提供、生活必需物資等の供給、店舗における避難場所、飲料水、トイレ、災害情報の提供を行う。					
	13	災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	㈱伊藤園木更津支店	H23.3.30	①災害対応型自動販売機内の商品を無償提供する。 ②流通備蓄飲料水を優先的に有償供給し、指定した避難所等へ搬送する。				13	災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	㈱伊藤園木更津支店	H23.3.30	①災害対応型自動販売機内の商品を無償提供する。 ②流通備蓄飲料水を優先的に有償供給し、指定した避難所等へ搬送する。				
	14		ヒラノ商事㈱	H23.3.30					14	ヒラノ商事㈱	H23.3.30						
	15		E X ーサービス㈱ 木更津出張所	H23.3.30					15	E X ーサービス㈱ 木更津出張所	H23.3.30						
	16	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	㈱アクティオ	H24.4.27	発電機、仮設トイレ等レンタル機材を供給する。			16	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	㈱アクティオ	H24.4.27	発電機、仮設トイレ等レンタル機材を供給する。					
	17	災害時における衛生機材等の提供に関する協定書	(有)上月衛生興業	H24.12.11	仮設トイレ等レンタル機材を供給する。			17	災害時における衛生機材等の提供に関する協定書	(有)上月衛生興業	H24.12.11	仮設トイレ等レンタル機材を供給する。					
	18	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	㈱カインズ	H25.1.28	生活必需品、応急対策に必要な物資等を供給する。			18	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	㈱カインズ	H25.1.28	生活必需品、応急対策に必要な物資等を供給する。					
	19	大規模災害時における被災者への救助活動協力に関する協定書	イオンリテール㈱イオンモール㈱	H27.6.4	食料・生活物資等の提供、被災者に対する広報・告知活動等を行う。			19	大規模災害時における被災者への救助活動協力に関する協定書	イオンリテール㈱イオンモール㈱	H27.6.4	食料・生活物資等の提供、被災者に対する広報・告知活動等を行う。					

現行（令和元年度修正）								改正後								備考	
		20	災害時におけるタブレット型端末の提供に関する協定書	HYUNDAI IT JAPAN(株)	H27.6.16	災害時においてタブレット型端末を供給する。				20	災害時におけるタブレット型端末の提供に関する協定書	HYUNDAI IT JAPAN(株)	H27.6.16	災害時においてタブレット型端末を供給する。		市の実情を反映	
		21	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	(株)セブン－イレブン・ジャパン	H27.12.11	物資の調達及び供給、店舗の営業継続又は早期営業再開に係る協力を行う。				21	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	(株)セブン－イレブン・ジャパン	H27.12.11	物資の調達及び供給、店舗の営業継続又は早期営業再開に係る協力を行う。			
		22	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	H28.2.25	避難所等で必要とされる介護用品・衛生用品等を供給する。				22	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	H28.2.25	避難所等で必要とされる介護用品・衛生用品等を供給する。			
		23	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	(株)イベント・コミュニケーションズ	H28.11.4	テント・鍋等のレンタル機材を供給する。				23	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	(株)イベント・コミュニケーションズ	H28.11.4	テント・鍋等のレンタル機材を供給する。			
		24	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン	H30.4.25	災害時に使用する地図製品等を供給する。				24	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン	H30.4.25	災害時に使用する地図製品等を供給する。			
災害復旧		<u>25</u>	風水害、地震その他災害時における応急措置に関する協定	木更津市建設業協同組合	H26.4.16	道路、河川等の公共土木施設の機能回復を行う。		災害復旧		<u>25</u>	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	三菱自動車（株） 千葉三菱コルト自動車販売（株）	<u>R2.3.12</u>	災害時の応急対策のため電動車両等を貸与する。		市の実情を反映	
		<u>26</u>	災害時における燃料等の供給に関する協定書	(社)千葉県LPガス協会	H15.12.1	LPガスを供給し、器具及び付帯工事を行なう。	君津4市との協定			<u>26</u>	風水害、地震その他災害時における応急措置に関する協定	木更津市建設業協同組合	H26.4.16	道路、河川等の公共土木施設の機能回復を行う。			
	<u>27</u>	災害時の市有施設の応急措置及び応急仮設住宅の建設に関する協定	(株)日建 他4社	H23.2.1	災害拠点として使用する市有施設の応急措置及び応急仮設住宅の建設を行なう。	H25.4.1 現在			<u>27</u>	災害時における物資調達に関する協定書	コストコホールセールジャパン株式会社	<u>R2.7.21</u>	災害救助に必要な食糧、生活必需品等の調達協力を行う。		市の実情を反映		
輸送		<u>28</u>	災害時における船舶の使用等に関する協定書	セントラル(株)	H18.11.13	船舶の使用等について活動協力を行なう。				<u>28</u>	災害時における燃料等の供給に関する協定書	(社)千葉県LPガス協会	H15.12.1	LPガスを供給し、器具及び付帯工事を行なう。			君津4市との協定
情報		<u>29</u>	災害時における放送等に関する協定書	(株)ジェイコム千葉	H26.2.19	市民の安全と生活等に必要な情報の提供を行う。				<u>29</u>	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書	東京電力パワーグリッド株式会社	<u>R2.5.22</u>	災害時等の大規模停電等において、住民生活の安定を図るため、連携して停電復旧等の活動に取り組む。			市の実情を反映
		<u>30</u>	災害時における災害情報の放送に関する協定書	かずさエフエム(株)	H22.4.1	市民の安全と生活等に必要な情報の提供を行う。			<u>30</u>	災害時の市有施設の応急措置及び応急仮設住宅の建設に関する協定	(株)日建 他4社	H23.2.1	災害拠点として使用する市有施設の応急措置及び応急仮設住宅の建設を行なう。	H25.4.1 現在			
		<u>31</u>	大規模停電時における防災行政無線の活用に関する協定	東京電力(株)木更津支社	<u>H20.6.5</u>	大規模停電時における防災行政無線の使用の協力	<u>H29.12.4</u> 覚書⇒協定									市の実情を反映	
	<u>32</u>	災害発生時における木更津市と木更津市内郵便局の協力に関する協定	木更津市内郵便局（木更津郵便局ほか市内18郵便局）	H29.12.4	緊急車両等の提供・避難所開設状況及び避難先リスト等の情報の相互提供・ネットワークを活用した広報活動・郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策・道路等の損傷状況の情報提供・避難所での郵便業務の取扱等を行う。			輸送	<u>31</u>	災害時における船舶の使用等に関する協定書	セントラル(株)	H18.11.13	船舶の使用等について活動協力を行なう。		市の実情を反映		
								<u>32</u>	災害時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	(株)ジェイコム千葉木更津局	<u>R1.7.16</u>	災害発生時における人的・物的支援を受け入れるための協定を締結し、災害応急対策の向上を図る。					
	<u>33</u>	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H30.3.22				情報	<u>33</u>	災害時における放送等に関する協定書	(株)ジェイコム千葉	H26.2.19	市民の安全と生活等に必要な情報の提供を行う。				

現行（令和元年度修正）								改正後								備考	
公衆衛生	34	災害時における公衆衛生活動に関する協定書	千葉中央葬祭業協同組合	H21.4.1	多数の死者及び被災者等が発生した際の迅速且つ円滑な公衆衛生活動を行う。				34	災害時における災害情報の放送に関する協定書	かずさエフエム(株)	H22.4.1	市民の安全と生活等に必要情報の提供を行う。		東京電力の照会結果を反映 （「大規模停電時における～協定」は令和2年5月22日付けの「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」締結内容に含め失効とした為、削除） 35～45No.変更あり		
	35	災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書	君津地域清掃事業協同組合	H28.6.17	指定避難所において、仮設トイレの調達、設置及び撤去又はし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行う。				35	災害発生時における木更津市と木更津市内郵便局の協力に関する協定	木更津市内郵便局(木更津郵便局ほか市内18郵便局)	H29.12.4	緊急車両等の提供・避難所開設状況及び避難先リスト等の情報の相互提供・ネットワークを活用した広報活動・郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策・道路等の損傷状況の情報提供・避難所での郵便業務の取扱等を行う。				
行政	36	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び県内81市町村	H8.2.23施行	被災した市町村単独では十分な対策を実施することが出来ない場合の相互協力・応援				36	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H30.3.22					
	37	木更津海上保安署と消防機関との業務協定	木更津海上保安署	S46.6.1	海上における船舶火災の消火活動を行なう。				公衆衛生	37	災害時における公衆衛生活動に関する協定書	千葉中央葬祭業協同組合	H21.4.1	多数の死者及び被災者等が発生した際の迅速且つ円滑な公衆衛生活動を行う。			
災害支援	38	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	H24.3.16	住家の被害認定基準運用指針に基づく住家の被害調査を行う。り災証明に関する相談窓口の補助、及び建物滅失登記申請や土地境界復元等に関して相談を受ける。					38	災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書	君津地域清掃事業協同組合	H28.6.17	指定避難所において、仮設トイレの調達、設置及び撤去又はし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行う。			
	39	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	千葉アクア生コンクリート協同組合	H30.1.20	火災、風水害等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合にコンクリートミキサー車を活用し、消防用水や生活用水等を確保する。	君津4市との協定			行政	39	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び県内81市町村	H8.2.23施行	被災した市町村単独では十分な対策を実施することが出来ない場合の相互協力・応援			
行政	-	全国青年市長会災害相互応援	全国青年市長会 災害相互応援加盟市（44市）	H26.8.18	①食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供。②救護及び救助活動に必要な車両等の提供。③被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供。④被災者を一時収容するための施設の提供。⑤被災児童、生徒の一時受け入れ。⑥救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣。⑦ボランティアのあっせん。⑧その他					41	災害時における相互応援に関する協定書	神奈川県綾瀬市	H31.3.26	災害時において要請により救援及び応急復旧に必要な職員の派遣、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な色材の提供等の応援を行う。			市の実情を反映
	津波避難	40	,	木更津商工会議所	H23.9.26	津波が発生し、又は発生する恐れがある場合における一時避難施設の使用					42	災害時相互応援等に関する協定書	愛知県岡崎市	R1.9.1		災害時において要請により救援及び応急復旧に必要な職員の派遣、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な色材の提供等の応援を行う。	
41		東京電力(株)木更津支社		H23.12.6					43		災害時における相互応援に関する協定書	群馬県太田市	R2.3.13	災害時において要請により救援及び応急復旧に必要な職員の派遣、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な色材の提供等の応援を行う。			
42		(株)ジェイコム千葉木更津局		H24.1.5					災害支援	44	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	H24.3.16	住家の被害認定基準運用指針に基づく住家の被害調査を行う。り災証明に関する相談窓口の補助、及び建物滅失登記申請や土地境界復元等に関して相談を受ける。			
43		(株)勝浦ホテル三日月		H24.2.24											市の実情を反映		
44		エルシオン木更津(旧エルセルモアクア21)		H24.3.1													

現行（令和元年度修正）								改正後								備考	
		45		(株)かずさクリーンシステム	H24.4.12					45	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	千葉アクア生コンクリート協同組合	H30.1.20	火災、風水害等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合にコンクリートミキサー車を活用し、消防用水や生活用水等を確保する。	君津4市との協定	危機管理課の照会結果を反映（協定書を追加） 市の実情を反映	
		46		(株)シーエイチアイ東京ベイプラザホテル	H24.5.18					46	船舶等火災における消火等の協力に関する協定書	株式会社新日本海洋社	R1.7.22	消火協力業務を必要とする災害が発生した場合には、出動可能な曳船を配船し、消火活動に協力する。			
		47		リリー木更津（マンション）	H24.11.28				津波避難	47	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	木更津商工会議所	H23.9.26	津波が発生し、又は発生する恐れがある場合における一時避難施設の使用			
		48		(社医)同仁会木更津病院	H25.4.1					48		東京電力(株)木更津支社	H23.12.6				
		49		(社福)鵬和会さつき園	H25.4.3					49		(株)ジェイコム千葉木更津局	H24.1.5				
		50	津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書	東京湾アクアライン管理事務所	H27.3.30					50		(株)勝浦ホテル三日月	H24.2.24				
		51	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	海上自衛隊航空補給処	H27.5.29					51		エルシオン木更津(旧エルセルモアクア 21)	H24.3.1				
	一時避難	52	災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定	ホテルロイヤルガーデン木更津	H25.10.15	一時避難施設の使用	津波時も使用可	52		(株)かずさクリーンシステム	H24.4.12						
	福祉避難所	53	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	(社福)千葉育美会 特別養護老人ホーム波岡の家	H28.2.25	福祉避難所の開設及び運営		53		(株)シーエイチアイ東京ベイプラザホテル	H24.5.18						
		54		(社福)鵬和会特別養護老人ホームさつき園	H28.5.31			54		リリー木更津（マンション）	H24.11.28						
		55		(社福)かずさ萬燈会 特別養護老人ホーム中郷記念館	H28.7.21			55		(社医)同仁会 木更津病院	H25.4.1						
		56		(社福)慈心会特別養護老人ホーム木更津南清苑	H28.7.21			56		(社福)鵬和会 さつき園	H25.4.3						
		57		(社福)長須賀保育園 ケアハウス グリーンパレス	H28.7.27			57	津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書	東京湾アクアライン管理事務所	H27.3.30						
		58		(社福)梅香会特別養護老人ホーム矢那 梅の香園	H28.8.25			58	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	海上自衛隊航空補給処	H27.5.29						
		59		(社福)邦進会特別養護老人ホームかもめの森	H28.8.31			一時避難	59	災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定	ホテルロイヤルガーデン木更津	H25.10.15	一時避難施設の使用	津波時も使用可			
		60		(社福)みづき会 上総希望の郷	H29.2.16				福祉避難所	60	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	(社福)千葉育美会 特別養護老人ホーム波岡の家	H28.2.25	福祉避難所の開設及び運営			

現行（令和元年度修正）							改正後							備考
	61		(社福)のゆり会 のぞみワークショップ	H30.4.19				61	(社福)鵬和会 特別養護老人ホーム さつき園	H28.5.31				誤字修正
覚書								62	(社福)かずさ萬燈会 特別養護老人ホーム 中郷記念館	H28.7.21				
災害復旧	62	風水害、地震その他災害時における応急措置に関する覚書	大一総業(有)他	H20.4.1	道路、河川、水路その他の公共土木施設の機能を確保し、又は回復する。			63	(社福)慈心会 特別養護老人ホーム 木更津南清苑	H28.7.21				
情報	63	防災行政広報無線放送内容の再送信に関する覚書	(株)ジェイコム千葉	H27.12.14	防災行政広報無線の放送内容をジェイコム千葉の専用端末に再送信する。			64	(社福)長須賀保育園 ケアハウス グリーンパレス	H28.7.27				
								65	(社福)梅香会 特別養護老人ホーム 矢那 梅の香園	H28.8.25				
								66	(社福)邦進会特別養護老人ホーム かもめの森	H28.8.31				
								67	(社福)みづき会 上総喜望の郷	H29.2.16				
								68	(社福)のゆり会 のぞみワークショップ	H30.4.19				
							覚書							市の実情を反映
災害復旧	1	風水害、地震その他災害時における応急措置に関する覚書	大一総業(有)他	H20.4.1	道路、河川、水路その他の公共土木施設の機能を確保し、又は回復する。			1	日産自動車株式会社 千葉日産自動車株式会社 日産プリンス千葉販売株式会社 株式会社日産サティオ千葉 ハナダ電機技術工業	R2.6.5	災害等が発生し、避難所において停電した際の非常用電源として電気自動車を活用する場合において、電気自動車を貸与する。			
情報	2	防災行政広報無線放送内容の再送信に関する覚書	(株)ジェイコム千葉	H27.12.14	防災行政広報無線の放送内容をジェイコム千葉の専用端末に再送信する。									
物資	3	電気自動車を活用したまちづくり連携協定覚書												
							確認書							市の実情を反映
応急給水	1	応急給水等に係る確認書						1	かずさ水道広域連合企業団	R2.4.1	飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、協力して応急給水を実施する。			

現行（令和元年度修正）										改正後										備考
32	八幡台公民館	八幡台 4-2-1	36-4010	○	○	○	○	○		32	八幡台公民館	八幡台 4-2-1	36-4010	○	○	○	○	○		○に修正 備考欄：「※屋内運動場」削除
33	東清公民館	笹子 469-1	98-2919	○	○	○	○	○		33	東清公民館	笹子 469-1	98-2919	△	○	○	○	○		
34	鎌足公民館	矢那 899-1	52-3111	○	○	○	△※	○	※2階以上	34	鎌足公民館	矢那 899-1	52-3111	△	○	○	△※	○	※2階以上	
35	中郷公民館	井尻 789	98-0802	○	○	○	○	○		35	中郷公民館	井尻 789	98-0802	△	○	○	○	○		
36	富来田公民館	真里谷 110	53-2027	○	○	○	○	○		36	富来田公民館	真里谷 110	53-2027	△	○	○	○	○		
37	岩根公民館	高柳 3-2-1	41-1184	○	○	○	○	○		37	岩根公民館	高柳 3-2-1	41-1184	△	○	○	○	○		
38	清見台公民館	清見台南 5-1-29	98-7654	○	○	○	○	○		38	清見台公民館	清見台南 5-1-29	98-7654	○	○	○	○	○		
39	畑沢公民館	畑沢 1053-12	37-1005	○	○	○	○	○		39	畑沢公民館	畑沢 1053-12	37-1005	○	○	○	○	○		
40	岩根西公民館	江川 934-1	41-1023	○	○	×	△	○		40	岩根西公民館	江川 934-1	41-1023	△	○	×	△	○		
41	富岡公民館	下郡 1770-1	53-5952	○	○	○	○	○		41	富岡公民館	下郡 1770-1	53-5952	△	○	○	○	○		
42	西清川公民館	永井作 2-11-12	23-0286	○	○	○	○	○		42	西清川公民館	永井作 2-11-12	23-0286	○	○	○	○	○		
43	波岡公民館	大久保 5-7-1	37-8515	○	○	○	○	○		43	波岡公民館	大久保 5-7-1	37-8515	○	○	○	○	○		
44	桜井公民館	桜井新町 4-2	30-7311	○	○	○	○	○		44	桜井公民館	桜井新町 4-2	30-7311	○	○	○	○	○		
45	市民体育館	貝渕 2-13-40	23-5822	○	×	×	×	○		45	市民体育館	貝渕 2-13-40	23-5822	△	×	×	×	○		
46	金田地域交流センター	金田東 6-11-1	97-6292	○	○	○	○	○		46	金田地域交流センター	金田東 6-11-1	97-6292	△	○	○	○	○		
47	木更津東高等学校	木更津 2-2-45	23-0538	○	△※	○	○	○	※屋内運動場	47	木更津東高等学校	木更津 2-2-45	23-0538	△	○	○	○	○		
48	木更津高等学校	文京 4-1-1	22-6131	○	○	○	○	○		48	木更津高等学校	文京 4-1-1	22-6131	△	○	○	○	○		
49	拓殖大学紅陵高等学校	桜井 1403	37-2511	○	○	○	○	○		49	拓殖大学紅陵高等学校	桜井 1403	37-2511	○	○	○	○	○		
50	志学館中等部・高等部	真舟 3-29-1	37-3131	○	○	○	○	○		50	志学館中等部・高等部	真舟 3-29-1	37-3131	○	○	○	○	○		
51	木更津工業高等専門学校	清見台東 2-11-1	30-4000	×	×	○	○	○		51	木更津総合高等学校	東太田 3-4-1	30-5511	○	○	○	○	○		
52	木更津総合高等学校	東太田 3-4-1	30-5511	○	○	○	○	○		52	清和大学短期大学部	東太田 3-4-2	30-5522	○	○	○	○	○		
53	清和大学短期大学部	東太田 3-4-2	30-5522	○	○	○	○	○												

（注1）“○”は指定、“△”は一部指定、“×”は非指定であることを示す。

（注2）「備考」欄は、“△”は一部指定の施設について、指定する部分をを示す。

（注3）指定緊急避難場所の「地震」については、すべての施設のグラウンド部分は○とする。

一時避難場所

	名称	所在地		名称	所在地
1	座面公園	木更津 3-7	12	板取公園	畑沢南 5-10
2	大関公園	畑沢 3-2	13	八幡台中央公園	八幡台 4-3
3	清見台中央公園	清見台南 4-5	14	江川総合運動場	江川 959-1
4	貝渕公園	桜町 1-3	15	江沢公園	清川 1-13
5	中清水公園	畑沢 4-4	16	八崎公園	請西 3-2
6	桜井南公園	桜井 1595-2	17	小浜中央公園	港南台 2-17
7	野際公園	清見台東 1-4	18	桜井運動場	桜井新町 4-2

（注1）指定避難所の“△”は、災害の想定規模により、危険と判断した場合は、開設しない場合があることを示す。

（注2）指定緊急避難場所の“○”は指定、“△”は一部指定、“×”は非指定であることを示す。

（注3）「備考」欄は、“△”は一部指定の施設について、指定する部分を示す。

（注4）指定緊急避難場所の「地震」については、すべての施設のグラウンド部分は○とする。

一時避難場所

	名称	所在地	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所				備考
					地震	津波	洪水	土砂	
1	座面公園	木更津 3-7	23-8467	×	○	×	×	×	
2	大関公園	畑沢 3-2	23-8467	×	○	×	×	×	
3	清見台中央公園	清見台南 4-5	23-8467	×	○	×	×	×	
4	貝渕公園	桜町 1-3	23-8467	×	○	×	×	×	
5	中清水公園	畑沢 4-4	23-8467	×	○	×	×	×	
6	桜井南公園	桜井 1595-2	23-8467	×	○	×	×	×	

注釈の追加

誤字の修正

表形式を変更

現行（令和元年度修正）						改正後											備考
8	小櫃堰公園	祇園 358	19	道の駅「木更津 うまくたの里」	下郡 1369-1	7	野際公園	清見台東 1-4	23-8467	×	○	×	×	×		危機管理課確認事項を反映（桜井運動場津波・洪水→×） 名称変更 （小浜中央→港南台中央）	
9	大久保公園	大久保 2-14				8	小櫃堰公園	祇園 358	23-8467	×	○	×	×	×			
10	大作公園	八幡台 3-26				9	大久保公園	大久保 2-14	23-8467	×	○	×	×	×			
11	真舟中央公園	真舟 4-9				10	大作公園	八幡台 3-26	23-8467	×	○	×	×	×			
						11	真舟中央公園	真舟 4-9	23-8467	×	○	×	×	×			
						12	板取公園	畑沢南 5-10	23-8467	×	○	×	×	×			
						13	八幡台中央公園	八幡台 4-3	23-8467	×	○	×	×	×			
						14	江川総合運動場	江川 959-1	25-5319	×	○	×	×	×			
						15	江沢公園	清川 1-13	23-8467	×	○	×	×	×			
						16	八崎公園	請西 3-2	23-8467	×	○	×	×	×			
						17	港南台中央公園	港南台 2-17	23-8467	×	○	×	×	×			
						18	桜井運動場	桜井新町 4-2	25-5319	×	○	×	×	○			
						19	道の駅「木更津 うまくたの	下郡 1369-1	23-8445	×	○	×	×	×			
津波避難ビル（略）						津波避難ビル（略）											

3－2 防災関係機関名簿

現行（令和元年度修正）				改正後							備考	
3－2 防災関係機関名簿				3－2 防災関係機関名簿								
1 市の機関				1 市の機関								
名 称		所 在 地		電話番号		名 称		所 在 地		電話番号		
木更津市役所		富士見	1-2-1	(23) 7111		木更津市役所		富士見	1-2-1	(23) 7111		
〃	富来田出張所	真里谷	110	(53) 3111		〃	富来田出張所	真里谷	110	(53) 3111		
〃	鎌足出張所	矢 那	899-1	(52) 3111		〃	鎌足出張所	矢 那	899-1	(52) 3111		
〃	金田出張所	中 島	1985	(41) 0002		〃	金田出張所	中 島	1985	(41) 0002		
〃	中郷出張所	井 尻	789	(98) 0802		〃	中郷出張所	井 尻	789	(98) 0802		
木更津市水道部		潮 見	2-8	(23) 0741		木更津市水道部		潮 見	2-8	(23) 0741		
〃	中台浄水場	請西南	2-4-2	(37) 1552		〃	中台浄水場	請西南	2-4-2	(37) 1552		
〃	上烏田浄水場	上烏田	357-2	(36) 4110		〃	上烏田浄水場	上烏田	357-2	(36) 4110		
〃	中郷浄水場	大 寺	146-2	(98) 0550		〃	中郷浄水場	大 寺	146-2	(98) 0550		
〃	岩根浄水場	岩 根	1-3-14	(41) 2095		〃	岩根浄水場	岩 根	1-3-14	(41) 2095		
〃	高柳浄水場	高 柳	1-14-5	-		〃	高柳浄水場	高 柳	1-14-5	-		
〃	新田浄水場	文 京	2-6-51	-		〃	新田浄水場	文 京	2-6-51	-		
〃	伊豆島配水場	伊豆島	1235-12	(52) 3259		〃	伊豆島配水場	伊豆島	1235-12	(52) 3259		
〃	富来田第1浄水場	真里谷	1998	(53) 2931		〃	富来田第1浄水場	真里谷	1998	(53) 2931		
〃	富来田第2浄水場	真里谷	2937-5	(53) 3475		〃	富来田第2浄水場	真里谷	2937-5	(53) 3475		

現行（令和元年度修正）				改正後				備考
2	木更津市消防本部（木更津消防署）	潮 見 2-8	(22) 0119	2	木更津市消防本部（木更津消防署）	潮 見 2-1	(22) 0119	消防本部の照会結果を反映（所在地 2-8→2-1） 消防本部の照会結果を反映（長須賀分署を削除） 消防本部の照会結果を反映（出張所→分署に修正）
	〃 長須賀分署	朝 日 3-4-18	(22) 3285		〃 富来田分署	真里谷 156	(53) 2160	
	〃 富来田分署	真里谷 156	(53) 2160		〃 金田分署	金田東 1-18-1	(40) 1119	
	〃 金田分署	金田東 1-18-1	(40) 1119		〃 高柳出張所	本 郷 2-4-31	(41) 1286	
	〃 高柳出張所	本 郷 2-4-31	(41) 1286		〃 波岡分署	下烏田 813-1	(36) 3125	
	〃 波岡分署	下烏田 813-1	(36) 3125		〃 清川分署	中 尾 1915	(98) 7524	
	〃 清川出張所	中 尾 1915	(98) 7524		木更津市民会館	貝 渕 2-13-40	(22) 4184	
	木更津市民会館	貝 渕 2-13-40	(22) 4184		木更津市民体育館	〃	(23) 5822	
	木更津市民体育館	〃	(23) 5822		木更津市営貝渕庭球場	貝 渕 2-562-96	(23) 5822	
	木更津市営貝渕庭球場	貝 渕 2-562-96	(23) 5822		同 野球場	清見台 1-6-7	(25) 1987	
	同 野球場	清見台 1-6-7	(25) 1987		同 弓道場	吾 妻 1-4-1	(25) 4932	
	同 弓道場	吾 妻 1-4-1	(25) 4932		同 江川総合運動場	江 川 959-1	(41) 9641	
	同 江川総合運動場	江 川 959-1	(41) 9641		木更津市保健相談センター	朝 日 3-10-19	(23) 1300	
	木更津市保健相談センター	朝 日 3-10-19	(23) 1300		木更津市健康増進センター	潮 浜 3-1	(36) 2511	
	木更津市健康増進センター	潮 浜 3-1	(36) 2511		木更津市民総合福祉会館	潮 見 2-9	(23) 2611	
	木更津市民総合福祉会館	潮 見 2-9	(23) 2611		木更津市老人福祉センター	十日市場 826	(98) 6651	
	木更津市老人福祉センター	十日市場 826	(98) 6651		木更津市火葬場	大久保 840-3	(37) 3874	
	木更津市火葬場	大久保 840-3	(37) 3874		木更津市クリーンセンター	潮 浜 3-1	(36) 1133	
	木更津市クリーンセンター	潮 浜 3-1	(36) 1133		木更津市新川園衛生処理場	牛 袋 469-1	(98) 4242	
	木更津市新川園衛生処理場	牛 袋 469-1	(98) 4242		木更津市下水処理場	潮 浜 1-19-1	(36) 2700	
	木更津市下水処理場	潮 浜 1-19-1	(36) 2700		木更津市公設地方卸売市場	新 田 3-3-12	(23) 3621	
	木更津市公設地方卸売市場	新 田 3-3-12	(23) 3621		市立青年の家	中 央 1-15-4	(25) 4581	
	市立青年の家	中 央 1-15-4	(25) 4581		木更津市まなび支援センター	朝 日 1-8-17	(22) 4152	
	木更津市まなび支援センター	朝 日 1-8-17	(22) 4152		木更津市郷土博物館金のすず	太 田 2-16-2	(23) 0011	
	木更津市郷土博物館金のすず	太 田 2-16-2	(23) 0011		木更津市立図書館	文 京 2-6-51	(22) 3190	
	木更津市立図書館	文 京 2-6-51	(22) 3190					
2 （略）				2 （略）				

3－3 災害時における市の物資調達先一覧

現行（令和元年度修正）		改正後		備考
3－3 （略）		3－3 （略）		

3－4 応急仮設住宅設置予定箇所

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
3－4（略）	3－4（略）	

3－5 救急告示病院・総合病院等重要な医療機関

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
3－5（略）	3－5（略）	

3－6 義援金領収書・義援品受領書の書式

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
3－6（略）	3－6（略）	

3－7 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
3－7（略）	3－7（略）	

4 資機材

4－1 災害備蓄倉庫一覧

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
4 資機材	4 資機材	
4－1（略）	4－1（略）	

4－2 災害用備品等備蓄状況

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
4－2（略）	4－2（略）	

5 災害危険箇所

5－1 土砂災害危険箇所

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
5 災害危険箇所	5 災害危険箇所	
5－1 （略）	5－1 （略）	

5－2 土砂災害(特別)警戒区域

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
5－2 （略）	5－2 （略）	

6 様式

6－1 木更津市災害対策本部様式

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
6 様式	6 様式	
6－1 （略）	6－1 （略）	

6－2 災害救助法様式

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
6－2 （略）	6－2 （略）	

6－3 自衛隊災害派遣要請様式

現行（令和元年度修正）	改正後	備考
6－3 （略）	6－3 （略）	